

四日市市議会定例会會議録（第一号）

昭和四十七年六月十二日

○議事日程 第一号

昭和四十七年六月十二日(月) 午後二時開会

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 報告第二号 専決処分について

第四 報告第三号 専決処分について

第五 報告第四号 昭和四十六年度四日市市繰越明許費について

第六 報告第五号 昭和四十六年度四日市市事故繰越しについて

第七 報告第六号 財團法人四日市市開発公社の経営状況について

第八 議案第五三号 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算(第一号) 議案説明

第九 議案第五四号 昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

第一〇 議案第五五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

つづいて

一一 議案第五六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

一二 議案第五七号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第一五

議案第六〇号

四日市市民ホール条例の一部改正について

第一六

議案第六一号

四日市市消防本部に関する条例の廃止について

第一七

議案第六二号

四日市市簡易水道条例の一部改正について

第一八

議案第六三号

土地の取得について

第一九

議案第六四号

土地の取得について

第二〇

議案第六五号

保育所施設の譲り受けについて

第二一

議案第六六号

小学校施設の譲り受けについて

第二二

議案第六七号

町及び字の区域の変更について

第二三

議案第六八号

字の区域の変更について

第二四

議案第六九号

市道路線の認定について

第二五

議案第七〇号

工事請負契約の締結について

第二六

議案第七一号

工事請負契約の締結について

第二七

議案第七二号

工事請負契約の締結について

第二八

議案第七三号

工事請負契約の締結について

第二九

議案第七四号

工事請負契約の締結について

第三〇

議案第七五号

工事請負契約の締結について

第三一

議案第七六号

工事請負契約の締結について

〃 〃

○本日の会議に付した事件

日程第一 会議録署名議員の指名について

日程第二 会期の決定について

日程第三 報告第二号 専決処分について

日程第四 報告第三号 専決処分について

日程第五 報告第四号 昭和四十六年度四日市市繰越明許費について

日程第六 報告第五号 昭和四十六年度四日市市事故繰越しについて

日程第七 報告第六号 財團法人四日市市開発公社の経営状況について

日程第八 報告第五三号 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）

日程第九 報告第五四号 昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

日程第一〇 議案第五五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

日程第一 議案第五六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

日程第一二 議案第五七号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第一三 議案第五八号 四日市市税条例の一部改正について

日程第一四 議案第五九号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

日程第一五 議案第六〇号 四日市市民ホール条例の一部改正について

日程第一六

議案第六一號

四日市市消防本部に関する条例の廃止について

日程第一七

議案第六二號

四日市市簡易水道条例の一部改正について

日程第一八

議案第六三號
土地の取得について

日程第一九

議案第六四號

土地の取得について

日程第二〇

議案第六五號

保育所施設の譲り受けについて

日程第二一

議案第六六號

小学校施設の譲り受けについて

日程第二二

議案第六七號

町及び字の区域の変更について

日程第二三

議案第六八號

字の区域の変更について

日程第二四

議案第六九號

市道路線の認定について

日程第二五

議案第七〇號

工事請負契約の締結について

日程第二六

議案第七一號

工事請負契約の締結について

日程第二七

議案第七二號

工事請負契約の締結について

日程第二八

議案第七三號

工事請負契約の締結について

日程第二九

議案第七四號

工事請負契約の締結について

日程第三〇

議案第七五號

工事請負契約の締結について

日程第三一

議案第七六號

工事請負契約の締結について

○出席議員(四十三名)

小 小 小 粉 訓 喜 川 小 大 岩 伊 伊 伊 小 荒 天 青
多
林 林 林 川 霸 野 村 川 島 田 藤 藤 菖 井 木 春 山
喜 博 哲 也 四 武 久 信 太 金 道 武 文 峰
夫 次 夫 茂 男 等 潔 郎 雄 雄 一 郎 一 夫 治 雄 男
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○議事説明のため出席した者

○欠席議員（一名）

總務部長公室長役役役役長役役役役入市助助市

阿三庄加岩九

南輪司藤野鬼

輝 喜 良 寛 見 喜

代 久

大業齋二司同產

君君君君君君

高 吉 山 山 安 六 松 增

橋 垣 本 中 口 垣 平 島 山

力 照 忠 信 豊 良 英

三 男 勝 二 生 勇 司 二 二

君 君 君 君 君 君 君 君 君

藤 福 日 早 服 長 橋 橋 野 生 中 出 坪 田 高 志 後 後
谷

井田比川部川本本崎川島井井中井積藤藤

秦香義正昌鐸增建貞平隆 妙政三政藤寛

治太

郎 史 平 夫 弘 元 蔵 治 芳 蔵 平 博 子 一 夫 一 郎 治

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

午後二時五分開会

○議長（服部昌弘君） ただいまから昭和四十七年六月、四日市市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、四十三名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第一号により取り進めたいと思ひますから、よろしくお願いいたします。

○出席事務局職員

事務試補	主事	議事係	庶務課	事務局長	次長	消防長	技術部長	水道事業管理者	次長	教育委員長	教育委員長	次長	建設部長	下水道部長	土木次長	土木部長	環境部長	厚生部長	産業部長	税務部長
西板	小川	森	鶴		山	倉	美濃	部	菊	平	村	佐々	伊	瀧	天	杉	谷	小	荒	杉
口崎	林	村	野		北	谷	徳	博	地	井	山	木	川	池	藤	野	本	沢	浦	木
大之	桂	得	利	正	也	彰	助	美	英	清	了	一	精	一	涼	伝	助	義	和	治
徹	輔	二	弘	和	君	君	君	君	三	君	君	君	郎	春	廣	男	己	忠	三	芳
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。

○議長（服部昌弘君） ただいまより会議を開きます。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（服部昌弘君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において後藤寛治君及び長谷川鐸元君を指名いたしました。

日程第二 会期の決定について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。本期定期会の会期は、本日から六月十九日までの八日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は八日間と決定いたしました。

日程第三 報告第二号専決処分について、及び

日程第四 報告第三号専決処分について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第三、報告第二号専決処分について、及び日程第四、報告第三号専決処分についてを一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長「九鬼喜久男君」登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の各報告について、ご説明を申し上げます。

報告第二号は、昭和四十六年度一般会計におきまして、児童生徒急増市町村の学校用地取得事業に対する国の特別財政措置による助成金、並びに同和対策事業資金、都市計画事業等土木関係事業資金、義務教育施設整備資金、及び各種災害復旧関係事業資金等に対する融資額が、年度末に至り増額決定をみましたので、これらにより泊山小学校及び常磐小学校の用地の一部を土地開発基金より振りかえ取得するための経費を追加し、基金特別会計からの繰入金の一部を取りやめるより歳入歳出予算の補正を専決処分により行なつたものであります。

報告第三号は、昭和四十六年度基金特別会計予算の補正であります。報告第二号に関連した一般会計への繰出金の一部を取りやめたものと、預金利子収入の増額分について財政調整基金の取りくずし額を減額するよう専決処分したものであります。

以上、ご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

○議長（服部昌弘君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） 別段ご質疑もありませんので、報告第二号及び報告第三号は承認することにいたしました。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、報告第二号及び報告第三号は承認することに決しました。

日程第五 報告第四号昭和四十六年度四日市市繰越明許費について、及び

日程第六 報告第五号昭和四十六年度四日市市事故繰越しについて

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第五、報告第四号昭和四十六年度四日市市繰越明許費について、及び日程第六、報告第五号昭和四十六年度四日市市事故繰越しについてを一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の各報告について、ご説明申し上げます。

報告第四号は、昭和四十六年度一般会計予算の繰越明許費繰越計算書であります。去る三月の定例市議会において、次年度に繰り越しを予定されるものとしてご決議いたしました北部清掃施設建設事業費七千四百四十六万円、霞ヶ浦緑地譲受費頭金八百二十五万円、泊山小学校建設事業費三千三百八十九万二千四百円、及び朝明中学校建設事業費二千二十六万二千円を昭和四十七年度へ繰り越したものであります。

報告第五号は、昭和四十六年度一般会計予算及び西浦土地区画整理事業特別会計予算における事故繰り越し繰越計算書であります。

算書であります。一般会計予算では、失業対策事務所移転事業費八百七十万円と霞ヶ浦垂坂線道路改良事業費九百八十四万七千円を、西浦土地区画整理事業特別会計予算では、家屋等移転補償費一千八百八十五万五千六百円を繰り越したものであります。これらの事業は、いずれも昭和四十六年度中に事業を完了する予定でしたが、種々の事情により同年度中に完了するに至らず、やむを得ず昭和四十七年度に繰り越したものであります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 提出理由の説明、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） 別段ご質疑もありませんので、報告第四号及び報告第五号は了承することにいたします。

日程第七 報告第六号財団法人四日市市開発公社の経営状況について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第七、報告第六号財団法人四日市市開発公社の経営状況についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいま上程の報告第六号は、財団法人四日市市開発公社の経営状況についての関係書類を、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき提出するものであります。

○議長（服部昌弘君） 提出理由の説明、お聞き及びのとおりであります。
ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井君。

「小井道夫君登壇」

○小井道夫君 四十七年度の一般会計予算におきましては、いわゆる道路舗装費として五億円が計上されました。そして、一般の市道の舗装が、しま鋭意努力をされておるところでございますが、開発公社が開発しましたところの幾つかの団地の中において、今度の一般の会計の中における土木費で実施いたします舗装、いわゆる要舗装道路の舗装基準に適合するような、道路で、開発公社が現在管理をしておる幾つかの団地の中で舗装されない、道路が出てくるのではないかと考えるわけでございます。この点についての開発公社としての舗装の計画、一般の道路とのバランスをとるという問題、その点についてどうじうふりにお考えか伺いたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 加藤助役。

「助役（加藤寛嗣君）登壇」

○助役（加藤寛嗣君） お答えいたします。

開発公社が開発をいたしました団地のうち、すでに開発公社としては一応完成と考えております高花平、それから朝明団地、これにつきましては、一般土木のほうでできる限り拾っていただくところにいたしたいと思います。
それから、三重団地については、これはこれからの建設でございますので、一般土木に迷惑のかけないよう開発公社のほうで処理をいたします。

なお、坂部団地については、若干まだ開発公社のほうで処理しなければならない点があろうかと思ひますので、そ

うじう点については公社のほうで処理するといたしまして、一般土木のほうとバランスのとれるようにならしておるわけござります。

○議長（服部昌弘君） 小井君。

「小井道夫君登壇」

○小井道夫君 坂部団地の中で、いわゆる市が今度実施いたします要舗装道路の舗装基準に適合するような道路、これが開発公社の管理になつてくるとことから、しかも開発公社にその資金がないことから、舗装に該当しない、舗装の計画に入つてなく、こうじう部分が現実に存在するわけでございます。で、この点、しま助役が言明されましたように、一般の道路とバランスを欠くことのないような適切な処置をとつて、ぜひともこの二カ年で要舗装道路の全部の舗装をやると、これに完全に当たはめられるように努力をしていただきたいと、要望をお願いしたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑もありませんので、報告第六号を了承することにいたします。

日程第八 議案第五十三号昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、なし

日程第三十一 議案第七十六号工事請負契約の締結について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第八、議案第五十三号昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、なし
し日程第三十一、議案第七十六号工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第五十三号、昭和四十七年度一般会計補正予算（第一号）案は、債務負担行為の補正であります。まず笠川団地内の保育所及び小学校の建設につきましては、かねて日本住宅公団資金を活用すべく種々折衝を重ねてまいりましたが、このほど保育所建設用地の無償貸与並びに保育所園舎の建設、小学校用地の造成及び第一期校舎の建設を日本住宅公団が行ない、これを本市が譲り受けることに話し合ひがまとまりましたので、これら施設の取得費及び割賦利息等譲り受けに要する費用と、別途市単独事業として施行する小学校給食室建設事業費について、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

次に、朝明都市下水路事業は、前年度において債務負担行為として下流区間の管渠工事、ポンプ場工事等を施行し一応の排水機能を発揮し得るよう配慮しましたが、さらに中流部区間の水路用地の先行買収にあわせて、この際管渠工事とポンプ増設を繰り上げて施行し、この地域における排水問題の早期解決をはかりたいと存じ、重ねて債務負担行為をお願いいたしました。

四日市市開発公社にかかる損失補償は、三重地区における住宅団地開発事業の進捗に伴い、造成事業費等増大する事業資金を、これまでの株式会社三重銀行及び四日市市農業協同組合のほか、株式会社三井銀行等五行からも融資を受けてまかなくなりため、すでにご承認いただいております損失補償に、新たに融資機関並びに補償限度額を追加しようとするものであります。

議案第五十四号は、本年度水道事業会計第一回補正予算であります。収益的収入において、去る三月の定例市議会で成立いたしました給水条例の一部改正に基づく水道料金の減収見込額を据え置きましたほか、山城簡易水道の上水道への統合に伴う給水料の増額、並びに朝明、坂部両団地の水道施設に対する工事寄付金を計上し、収益的支出では、主として山城簡易水道統合による費用の組みかえと、前水道事業管理者に対する慰労金を計上いたしました。

資本的収入につきましては、垂坂町水道施設新設工事と水沢簡易水道配水池拡張工事の受益者負担金であります。資本的支出は、垂坂町の工事費及び材料費と、配水場、浄水場用地の買取面積増加等による目内における組みかえであります。このうち朝明浄水場用地につきましては、重要な資産の取得になりますので、議決をお願いするものであります。

なお、資本的收支における不足額は、当年度利益剰余金処分額をもって補てんいたしました。

議案第五十五号及び議案第五十六号は、去る三月の定例市議会においてご決議いたしました桜台一丁目及び桜台二丁目の新町界設定が、県知事の告示により四月十八日から発効いたしましたので、四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選舉すべき委員の定数に関する条例の定める第五選挙区の区域内の町名、並びに四日市市役所出張所設置条例のうち桜出張所の所管区域の町名について、それぞれ所要の改正をしようとするものであります。

議案第五十七号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案は、社会教育の振興をはかるため国及び県の補助を得て設置する社会教育指導員の報酬及び費用弁償について定めようとするものであります。

議案第五十八号 四日市市税条例の一部改正案は、去る三月三十一日に地方税法が一部改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするもので、個人市民税において、心身障害者扶養共済制度の掛け金を所得控除の対象に含め、

変動所得及び臨時所得の平均課税適用にかかる申告等の要件を緩和し、軽自動車税の課税について、所有権の留保つき割賦販売元車両にかかる売主の納付義務を一定の条件のもとに免除し得るよう規定したほか、電気ガス税にかかる法改正に伴う条文の整備、並びに電子計算機にかかる固定資産税の減額特例期間を二ヵ年延長するよう改正いたしております。

議案第五十九号 国民健康保険条例の一部改正案は、さきに地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、保険料の減額対象世帯の範囲を拡大するよう本市国民健康保険運営協議会の答申を得ましたので、その趣旨を尊重し、所要の改正をしようとするものであります。

議案第六十号 四日市市民ホール条例の一部改正案は、かねてより旧庁舎を一般にご利用いただけるよう整備を進めてまいりましたが、このほど東側二・三階を中心して展示室二室、会議室八室を供用できる運びとなりましたので、これを市民センターと呼称し、市民ホールの管理方法に準じて運営いたしたいと存じ、これに必要な規定を追加しようとするものであります。

議案第六十一号 消防本部条例の廃止案は、昭和二十八年二月に本条例を制定し、自來、消防組織に関する条例としてその役割りを果たしてまいりましたが、消防防災業務の質的変化と量的増加に対処する有機的な機能強化をはかるため、消防組織法においては、数年前より消防組織に関する規定を規則にゆだねるよう改正されており、本市におきましても、この趣旨に沿って任用規則の制定を予定し、本条例を廃止しようとするものであります。

議案第六十二号 簡易水道条例の一部改正案は、山城簡易水道の上水道への統合並びに鹿間簡易水道のメーター取りつけ完了に伴う定額栓の廃止について所要の改正をしようとするものであります。

議案第六十三号は、本年度建設を予定しております公営住宅のうち、七十戸分の建設用地八千平方メートルを三重

団地内において財団法人四日市市開発公社から取得しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第六十四号は、笠川団地内における小学校建設用地として日本住宅公団が造成いたしました二万百三十二・五五平方メートルの土地を取得しようとするもので、さきにご上程いたしました一般会計の債務負担行為により予算措置をいたしたものであります。

議案第六十五号及び議案第六十六号は、笠川団地内に保育所並びに小学校を建設するにあたり、日本住宅公団との間において、保育所園舎並びに小学校校舎を公団事業として施行し、完成後本市がこれを譲り受けることで協議がととのいましたので、これら施設の譲り受けを予定して契約を締結いたしたいと存じ、ご提案申し上げるものであります。

また、これら施設の譲り受けに要する経費は、完成引渡しの時期において代金を確定し、保育所については、年利六・五%，十年間半年賦元利均等払い、小学校については、年利六・五%，三年の据え置きを含む二十年間半年賦元利均等払いの債務負担行為によるものとして、さきにご上程いたしております。

なお、保育所園舎並びに小学校校舎の建築業務は、日本住宅公団業務方法書に基づく業務委託契約により、工事請負契約の締結、監督、検査等を本市が代行し、経理は、公団が直接行なうことになりますので、当該工事請負契約を本市名義で締結することについて、ご了承賜わるようお願ひいたします。

議案第六十七号 町及び字の区域の変更については、大鐘土地改良区が実施する土地改良事業により、西大鐘町字竹の腰、大鐘町字寺田、字宮添、字入ヶ口の各一部について町及び字の区域を変更し、大鐘町字知レ田、字鐘撞、字大坪、字六路山、字北野山の各一部について字の区域を変更しようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第六十八号 字の区域の変更については、曾井土地改良区が実施する土地改良事業により、曾井町字東門田、字大日、字東谷、字東起の各一部について字の区域を変更しようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第六十九号 市道路線の認定については、県道改築に伴い旧県道区間を市に移管されたものを、昭和橋通り線ほか三路線、及び新設の磯津漁港進入路を小倉磯津港線として新たに認定しようとするものであります。

議案第七十号ないし議案第七十六号は、いずれも工事請負契約の締結案でありまして、それぞれ指名競争入札に付した結果、普通河川鹿化川左右岸災害関連事業河川復旧工事（第五工区）については、金額七千百五十万円をもって市内赤堀町東町百番地の一、四日市土木共同企業体（代表者後藤組後藤昭）に、海山道跨線橋架設工事（上部工）については、金額一億一千百万円をもって名古屋市中区丸の内一丁目十七番の十九号、ビー・エス・コンクリート株式会社名古屋事務所に、千二百ミリ雨水ポンプ設備工事については、金額七千百五十万円をもって名古屋市中村区米屋町二番地の六十七、久保田鉄工株式会社名古屋支店に、前田町公営住宅新築工事のうち第一工区については、金額四千四百五十五万円をもって市内小浜町三番地の一、株式会社第一工務店に、第二工区については、金額四千四百六十五万円をもって市内石原町一番地、石産建設工業株式会社に、第三工区については、金額四千四百七十万円をもって市内西浦二丁目四番二十号、暁建設株式会社に、市立図書館新築工事については、金額二億七千二百萬円をもって名古屋市中区丸の内一丁目十六番二十二号、清水建設株式会社名古屋支店に落札決定いたしましたので、これら各業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

よろしくご審議のうえ、ご決議賜わりますようにお願い申し上げます。

たゞへん失礼いたしました。五枚目のところでござりますけれども、初めから四行目のところに、水道料金の、議

案第五十四号でござりますが、給水条例の一部改正に基づく水道料金の減収見込額を措置いたしましたというのを、減額と読み間違いましたので、措置いたしましたに訂正をさせていただきます。

○議長（服部昌弘君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして、本件に関する審議を留保いたします。

この際、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 去る六月七日、八日に集中豪雨による被害がございました。また、本年も梅雨期を迎えましたが、昨年の災害復旧もまだ完成しておらぬ段階でござりますので、この際、あわせて災害復旧被害状況につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。

昨年、三次にわたって発生いたしました台風等による被害個所の復旧工事につきましては、市単独事業の全部と土木関係百五十一件、農業用施設百二十七件の国庫補助事業のうち約五〇%は昨年度中に完成をいたしておりますが、本年度施行を予定いたしました土木関係事業三〇%、農業用施設関係事業五〇%を早急に完了するより努力するともに、危険個所の巡回監視を強化し、防災の万全を期したい所存でござります。

なお、冒頭に申し上げました七日、八日の台風三号による被害でございますが、異常降雨によりまして、かんがい時期とも重なりましたために被害を大きくし、一部農村地域におきまして、河川道路等に九十二件約四千二百五十万円、ほかに県管理分七件約二千万円、及び農業用施設十三件約一千四百万円の被害と、浜田第二土地区画整理事業施行中の道路施設等に百十数万円の被害をこりむったほか、桜地区において十戸の床下浸水家屋が出ましたが、これら

災害個所につきましては、早急に応急復旧を行なうよう措置いたしました存じております。

一応、昨年度の復旧状況並びに七日、八日の被害につきまして、概略ご説明のご報告にかかる次第でござります。

○議長（服部昌弘君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。

喜多野君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 ただいま市長から災害復旧のご報告があつたわけでござりますが、その件につきまして、革新四派のいろいろ打ち合わせを持った会合におきまして、この災害復旧につきまして、一応代表として意向を述べさせていただきたくと、このように思うわけでござります。

この災害復旧につきましては、非常に緊急なことでございまして、今まで報告がありましたように、土木とか農業関係三〇%、五〇%の工事が残つておるわけでございますが、もう次に雨季を控えておりまして、この残つておるいろいろないまの応急処置の関係の個所がよりきず口が拡大し、また、そういうことがもとで、また大きな災害を引き起こすというようなことが多々あるわけでござります。また、新しいところで特にそういう個所が多いと。なお、この河川の関係でござりますが、特に江田川とか部田川、天白、鹿化の上流関係、こうじょうなところに關しては非常に一級、二級河川等につきましては国のほうの補助金もついて、当然市の土木行政でやるわけでございますが、こうじょう災害も含めた形で耕地の関係の問題になつてしまひますと、非常に地元の負担金額もきず口が大きくなればなるほど大きくなると、いうようなことで、本来からつて災害が起る場合においての処置としては、当然当該の市町村なり国、県でしていくと、住民の負担をかけないと、なおかつ住民負担をもかけ、そしてその住民に対して被害のおそれを懷かせ、またその被害を及ぼすと、こうじょうな、復旧するのにおかつまた住民負担を取ると、い

うことについては、住民の負担をわれわれとしてはあくまで軽減すべきである。だから、この事業に対しても、特に国のほうとしても、災害の十三号とか二十三号のようを激甚地区の指定を受けたような場合でありますと、相当国のはうとしても費用を持つわけであります。市のほうも費用を持つわけでございますが、その激甚地の場合でも地元が七・七%の災害負担の費用を持たなくてはならないと、こうじょうなことは非常にわれわれとしては残念に思つわけでござります。できるならば当市においても、一、二級河川以外の一般河川についての処置については、地元の負担をなくして災害に対処するといふかまえ方が当然であると、このように考へるわけでござります。この点について今後においては市の条例、あらゆる問題も改正をして、こと災害については住民に災害を及ぼしなおかつ負担をかけるとこうじょうなことをなくしていくことは、議会の皆さんももちろん市民の皆さんも非常に喜ぶことでござります。ですから、特に、いま八十一ミリの雨量が降りまして、ほんとうに上流河川のほうのはんらん等によって住民が苦しむ、また、その災害の個所が拡大する、拡大することによつてまた雨季を迫られるといふことが繰り返されてきておるのが現状でござります。

この機会に、何らかこうじょう処置をして、できる限り地元の負担をなくして、公共によつて少なくとも災害については処置をすると。なお、一般的な耕地の関係については、まだまだ施設、道路、水路、頭首工、こうじょうな関係についても二五%、七五%の壁を破れずに住民の負担をかけておるわけでございますが、一般の市の土木の事業と同じように、住民に負担をかけない、税金を取つておる当市においては、住民に負担をかけない行政をやつていただきとくじょうことが一番大切と思ひますので、この件については、とくと市長及び担当者のお答えをお願い申し上げたいと、このように思うわけでござります。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答え申し上げます。

従来も災害復旧等に関連いたしますところの耕地分あるいは地元負担等につきましては、極力軽減につとめてまいりました。今後ともこうじう災害復旧につきましては、十分配慮するよう考えたいと思いますが、何ぶん、農地が決壊したというようなことは、私有財産の復旧でございまして、これは何もたんばに限らず、あるいはがけくずれ等におきましても、あわせてやはり考えていかなければならぬ問題があると思いますので、他人の山が自分のところの宅地にくずれてきたという場合にも、ほとんどそれは自己負担等でやつておるわけでござりますけれども、そういう問題とあわせて考えなければならぬ面があろうと思ひますので、災害復旧に関連をいたしましては、そういう問題も含めあわせて研究をしてみたいと、さように思ひます。

地元負担の軽減については、極力そのようなど期待に沿うような努力をいたしたいと、さように思ひます。

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑ありませんか。

他にご質疑もありませんので、市長の報告を終了いたします。

○議長（服部昌弘君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、来たる十四日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時四十一分散会

昭和四十七年六月十四日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

○出席議員（四十一名）

小 大 岩 伊 伊 伊 小 荒 天 青
川 島 田 藤 藤 藤 井 木 春 山
四 武 久 信 太 金 道 武 文 峯
郎 雄 雄 一 郎 一 夫 治 雄 男
君 君 君 君 君 君 君 君 君

○議 事 日 程 第二号

昭和四十七年六月十四日（水）

午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

○欠席議員（三名）

吉長高　　山山山安六松増藤福日早服橋
谷
垣川橋　　本中口垣平島山井田比川部本
照鐸力　　忠信　　豊良英泰香義正昌増
治
男元三　　勝一生勇司一一郎史平夫弘蔵
君君君　　君君君君君君君君君君君君君君

橋 野 生 中 出 坪 田 高 志 後 後 小 小 小 粉 訓 喜 川
多
本 崎 川 島 井 井 中 井 積 藤 藤 林 林 林 川 翠 野 村
建 貞 平 隆 妙 政 三 政 藤 寛 喜 博 哲 也
太
治 芳 藏 平 博 子 一 夫 一 郎 治 夫 次 夫 茂 男 等 潔
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

主 議 議 庶 事	次 消 防	技 術 部	次 水 道 事 業 管 理 者	病 院 事 業 管 理 者	次 教 育	教 育 委 員 長	副 建 下 土 土 環 厚 產 稅 總 収 助 助 市
事 事 務 務	長 長	長 長	長 長	長 長	育 長	長	建 下 水 道 次 部 部 部 部 部 部 部 部
係 課 課	長 長	長 長	長 長	長 長	育 長	長	設 次 部 部 部 部 部 部 部 部
事 長 長	長 長	長 長	長 長	長 長	育 長	長	入 長 長 長 長 長 長 長 長 長
板 小 川 森 鶴	山 倉	美 菊 平	水 道 事 業 管 理 者	病 院 事 業 管 理 者	佐 市	龍	伊 滝 天 杉 谷 園 小 荒 杉 阿 三 庄 加 岩 九
崎 林 村 野	北 谷	濃 部 地 井		村	々 木 川	池	野 本 沢 浦 西 木 本 南 輪 司 藤 野 鬼
大 桂 得 利 正	徳	博 英 清		山	木 川	清	伝 助 義 文 和 忠 三 治 輝 喜 良 寛 見 喜
之					晃 一	之	助 春 広 男 己 臣 郎 芳 彦 司 一 嗣 齊 男
丞 輔 二 弘 和	彰 助	美 也 三		了	精 郎	真	一
君 君 君 君 君	君 君	君 君 君		君	君 君	君	君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○議長（服部昌弘君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十六名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第二号により取り進めたいと思いますから、よろしくお願ひいたします。

日程第一 一般質問

○議長（服部昌弘君） それでは、一般質問を行ないます。

発言の順序は、お手元に配布いたしました一般質問通告一覧表のとおりであります。

小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 おはようございます。

質問通告の順に従いまして、ご質問を申し上げたいと思います。

まず第一点目は、公害対策についてお尋ねをいたします。

十二月議会の中で、わが党の福田議員の追及によって、三菱油化の河原田進出が明らかにされ、以来、公害工場の内陸部進出に反対をする住民運動が活発化し、四日市からのもう1公害に悩む楠町や鈴鹿においても、議会で反対を議決をし、組長みずからが、関係官庁や企業に対して、内陸部への公害発生工場の新增設をやめるよう、申し入れを行なっております。

このような公害発生工場の内陸部進出反対の住民運動と、四日市の公害裁判の判決を目前に控えた六月二日、三菱油化は、河原田進出について、県・市に対しても住民の納得が得られるまで、用地買収を一時ストップさせると申し入れたということですが、三菱油化の市に対する申し入れの内容について、お聞かせ願いたいと思います。

さらに、市長は、十二月及び三月議会の中で、スクラップ・アンド・ビルトによって、むしろ公害は減るんだと答弁をされ、三菱油化の河原田進出を、市が協力をしていくという立場を表明されておりましたので、今後の問題の処理のためにお尋ねをいたします。

三菱油化が、すでに買収を行なった土地の活用について、今後どのように指導なさるのかお答えをいただきたいと思ひますし、また、この六月議会に磯津と河原田地区の住民から出された市長に対する請願について、どのような態様をなさるのかお聞かせを願いたいと思ひます。

次に、光化学スモッグ対策についてお尋ねいたします。

四日市市民にとって、最もいやな、最も不安な時期がやつてまいりました。この六月の六日には、埼玉県で光化学スモッグによる大規模な被害が出ています。学校を中心に千八百名の被害者が出ております。また、同じ日には東京でも九百三十五名、兵庫でも三人という被害が出たと報道されています。さらに、六月十一日になりますと、埼玉、東京、千葉、神奈川、大阪、それに隣の愛知県においても、それぞれ光化学スモッグによる被害が出ておりま。この光化学スモッグによる被害者は、昨年のように単に目が痛いとか、のどが痛いということにとどまらず、三日も四日も治療を受けなければならぬような患者まで出ています。その被害者のほとんどが、次代の日本にならぬ小、中学校の生徒であることを見過ごすわけにはまいりません。また、これらの被害を受けるのは、学校の近くに交

通量の多い道路がある場合に多いということあります。この四日市におしても、同じような状況下にある学校が幾つもあります。

そこで、お尋ねしたいんですが、四日市で、光化学スマックが発生した場合の処置について、特に生徒を守るために、どんな対策が講じられてあるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

次に、雇用対策と労政振興について、お尋ねをいたします。

雇用の促進のために、市長や助役、あるいは部長が九州なり沖縄に視察を行つてみると聞きますが、雇用の促進のために行つたと聞きますが、その成果についてお尋ねをしたいと思います。

二つ目に、本年の春の賃上げの改定の労使の交渉がすでに終わつたわけです。公務員関係を一部残しておりますけれども、この結果として、中小、零細に働く者と、大きな企業に働く人の格差がより大きくなつております。何とかしてこの格差の解消をはかっていく必要があると考えます。

この大手、中小間の格差は、脆弱な資金力と基盤しか持たない地場産業に低いというふうにあらわれております。中でも、味の素の下請企業であります熊沢製油におきましては、賃上げと合理化をめぐつて労使間の紛争が起り、経営者の暴力によつて肋骨を骨折すると、そういうふうなけが人が出でています。すでに、今日までに五名にのぼる組合員がけがをさせられています。あるいはまた、その近くにあります東海糖業におきましても、裁判所からした判決に従わず、依然として、労働組合法第七条でいう不当労働行為を続けています。

これらのほかにも、格差を縮めるために、労使が対立する会社は年々増加をする傾向にあります。

しかし、この労使間の対立は、地方法労働委員会なり裁判所において処理をされますが、紛争が起る前に、行政当局として打つべき手があると実は考えるわけあります。

そこで、このような労使間の実態をどこまで担当者がつかんでおられるのかお聞かせを願いたいと思います。

さらに、現在の四日市の労政の状況をお聞かせを願いたいと思います。

次にこれらの格差の解消や労働条件の向上のためには、地場産業の育成と指導が必要だと考えますが、現在の片手間的な態様ではきわめて不十分であると考えます。

そこで、労政振興のためには、どうしても労政課を設置すべきであると思ひますが、その点についてご答弁をいただきたいと思います。

三点目に、交通対策についてお尋ねをいたします。

近鉄の高架事業が始まり、この事業が終わるころには近鉄駅西は見違えるような発展を遂げることだと思います。

その反面、駅西にある現在の駐場が広場に変わるために、この付近の駐車場不足はより一層深刻になるだろうと思います。

そこで、駐車場についてお尋ねをいたします。

第一点目は、近鉄高架下を駐車場にするという近鉄との交渉の途中経過をお聞かせ願いたいと思います。

二点目に、これは庁舎の西側に建設をされる駐車場のことについてお伺いをしたいんですが、この駐車場を有料にするという話を聞きましたが、事実かどうかについてお尋ねをしたいと思います。

三点目に、通勤のために近鉄四日市駅付近にかなりの車が駐車しておりますが、先ほどの話のように、駅西に駐車ができなくなると、その近くの道路に車がはみ出して駐車をするんじゃないかというふうに考えます。

そこで五百台以上収容できる大きな駐車場を建設すべきだと思いますが、いかがでしょうか。つくるとすれば、たいへんいい場所を見つけてまいりましたので報告をしたいと思います。

場所としては、中央緑地の北側が適地ではないかと思ひます。

ちょうどこのあたりは、浜田の区画整理事業が行なわれていますが、この事業が終わるころには、中央緑地を中心としたこの地域は、見違えるほどの発展をすることだと思いますし、また、現在建設中の県の合同庁舎が完成しますと、多くの方が中央緑地の体育施設の利用とあわせて合同庁舎を利用されると思います。

先ほど申し上げたように、大駐車場が実現をできれば、これとの関連で近鉄の四日市駅と海山道の駅の中間地点にあたります中央緑地のあたりに、仮称南四日市駅といたものがどうしても必要になつてくるんではないかと思います。四日市の南玄関口としても、ぜひ大きな駐車場をもつ南四日市駅が必要になつてくると思ひますので、市として関係方面への働きかけをお願いをしたいと考えます。

西原田、凡おれの國の無事なるを尋ねて之に答へ。

昨年来、老人医療の無料化で市民と議会のほうもいろいろと運動

としの一月一日から実現したわけあります。市民もたいへんのことについて喜んでおるわけであります。国においても四十八年の一月から老人医療の無料化を実施するということでありますから、わが国の立ち遅れた社会保障が逐次改善をされていくことについては、住みやすい社会を実現をするんだということで、たいへん好ましいやり方だと思います。

しかし、世の中にはお年寄りの方ばかりではないわけであります。

したがって、今度の四日市の目標を乳幼児医療費の無料化に置いていたたきたいと思います。

そこで、乳幼児の医療の無料化について、市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

人、これは四十七年四月一日現在おるそうです。

五点目は、文化財の保護と環境の整備についてお尋ねをいたします。

卷之五

いま、指定されている埋蔵文化財のある土地の大部分は、個人の所有地となっており、個人の所有でありながら個人で自由に使用できないという、いわば個人の財産権を文化財という名目で侵していることがあります。それぞれの地主は、地域開発に伴って、指定地であっても地主の利便のために開発しようという気持ちを強くしているものですが、国、県、市が文化財保護に力を入れるのであれば、指定地を買収し、環境保護、文化財の保護という立場で整備すべきであると考えますが、市はどのように進めようとしているのかお答えを願いたいと思います。

四、五日前に、イヌナシとアイナシの自生しているところを見せてもらつたんですが、イヌナシは五本生えておりまして、うち三本はすでに枯れており、一本が余命いくばくもなく、風前のともしびといったところです。まともなのは、残る一本だけでありました。何ともはや心さびしい思いがいたしました。帰りがけに案内の看板を見ましたら、ここがイヌナシの原産地であるので、これを永久に保存すると書いてありました。しかし、残る一本がどこまでもつか知りませんけれども、もつと気をつかつてもらつて看板の通りに永久に保存をしてもらいたいと思います。いろいろ

ろと手は打たれておるだらうと思ひますが、どのようにして看板どおり保存をしていくのかお聞かせを願いたいと思ひます。

で、同じ天然記念物の中でも御池沼沢植物群落の保護について、一言お聞きをしたいと思ひます。

この沼沢群落には、北海道に多いといわれるヤチャナギや沖縄や九州、紀州の数カ所だけに見られるといふミクリガヤや鈴鹿市で発見され命名された珍稀、食虫植物といわれるヒメミカキグサなど三百五十種に及ぶ珍稀植物が自生しているわけであります、最近水質の変化などによって、このまま放置をすると死滅してしまうという危険性があると思ひますので、早急に土地を買収するなりして保護をしていただきたいと思ひますが、何か具体的に計画があればお聞かせを願いたいと思ひます。

次に、あき地や公有地の雑草の除去についてお尋ねをいたしました。

昨年の六月議会以降、草刈り条例の制定を訴えてまいりましたが、いまだに実現をいたしません。

そこで、形式的な条例制定ではなくて中味の問題で質問をしたいと思ひます。

例のセイタカアワダチソウを特に目のかたきにしておりますので、その点お含みの上ご答弁いただきたいと思ひます。

ご承知のように、このセイタカアワダチソウは大きな草でありまして、秋口になつて枯れます、その枯れて燃えやすいときに、たとえばモーテルの規制ではみ出したアベックが、あるいは物価の値上がりで経費を節約したアベックが火のついたたばこの吸いがらでも何の気なしに放つて、いつたらへんなどになりますが、また、子どもさんが火遊びでもして枯れ草にでも燃え移つたら、取り返しのつかないことになると実は思ひます。これらのセイタカアワダチソウの大部分は、公有地に生えております。堤防とかそういうとこが一番多いわけあります。こ

れから夏場に差しかかるわけですが、蚊の発生源にもなり、市民としてはたいへん迷惑を受けておるわけであります。このセイタカアワダチソウを処置をするのは、いまが一番いい時期であるといふうに聞いておりますので、人夫を出して除去をすべきだと思いますが、この点についてご答弁をいたただきたいと思ひます。

よろしくご答弁をお願いします。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君） 登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

三菱油化の河原田計画の一応の中止についての申し出でござりますが、三菱油化からの申し入れは簡単に申し上げましたならば、近隣市、町からの申し入れもあり、最近の住民の動向にかんがみて、一応買収をこの際取りやめるということでござります。したがいまして、われわれといたしましては、そういう申し入れに対し、これを一応了として取り扱つたわけでござります。三菱油化は、すでに買収したというお話をござりますが、買収したという話は、われわれは全く聞いておりません。

磯津、河原田地区からの陳情書につきましては、一応陳情として受け取つておるところでござります。

光化学スモッグの問題につきましては、大都市を中心として、いろいろ問題が出てきておりますが、まだ、この実態の究明といふものがなされておりません。

自動車の排気ガスによるものか、あるいは一時言われておりましたところのアクロレインといふような特殊の化学物質によるものか等につきましてもまだ断定はされておりませんが、一応この光化学スモッグの調査をするために、市舎の屋上に市といたしましては、この測定器を一機置いておると、また、県はセンターに一機置き、また、センタ

一では移動式の測定器を一台準備しておるということをざいます。

四日市におきましても、何どきこういう事態が起るかわかりませんので、これらにつきましては、そのときに備えて準備をしておるわけでござります。ただ、東京石神井の場合におけるように、これが多分に最近は心因性の原因にもよるというようなことが言われておりますが、いろいろ問題があらうかと思いますので、一概に原因、その他については、まだ断定することができない面が多々あるのではないかと思います。

雇用対策の問題でございますが、加藤助役が今年も北海道等にすでにそういう雇用の件で出張いたしておりますので、後ほど報告があらうかと思いますが、私も昨年、九州方面に岡かけましたが、やはり私は出かければ出かけるだけ、四日市市の実態を訴え、また向こうも向こうなりに四日市市の実情を把握することができるということにつきましては、それなりの効果があるというふうに思います。

ただ、いろいろ父兄会等にいたしましても、向こうの両親等がこんなにまでしていただいていろいろ心配しておる娘の問題について、地元からこんなにまでしてもらうということは感謝にたえないという意向がたいへん強うござります。

ことしもすでに、われわれが出かけました先の職業安定所の担当者等が四日市の実情を視察に二十数人近くの人々が九州あるいは東北から四日市に実情を視察に参つておられます。

労政振興の問題でございますが、確かに仰せのとおり中小企業と大企業とのいろいろの格差がござります。

これはもう、この格差を除去するということは非常にむずかしいと、結局、この中小企業と大企業とのいろいろの技術的あるいは資本的、あるいは労務面の問題、あるいは販売力の問題等から総合的に見ましたところの経営の安定

力というものが全然違うということが非常に大きな根本的な原因ではなくかと思います。

したがつて、経営の安定力が違いますから、いろいろ賃金等におきましても、当然格差が出てまいりますし、福利施設等におきましても、いろいろ相違が出てくると、そのために、われわれいたしましても、その若干の福利施設の補完する面におきまして、青少年ホームというようなものを準備いたしておるわけでございまして、労使間の実態のつかみ方といふことにつきましても、これは非常にむずかしい問題でござりますが、仰せのとおりの最近、中小企業関係において、こういうその労使の衝突があるということはまことに遺憾なことでござりますが、労使のこの紛争の仲介につきましては、ご承知のように県の労政事務所が処理をいたしておるわけでございまして、われわれとしては、直接タッチをいたしておるわけではございません。しかしながら、こういうような中小企業のやはり立場を考えて、今後とも労政につきましては、労働福祉の充実、中小企業の労働福祉の充実というふうに十分やっぱり考えていかなければならぬのではないかと思います。いつも指摘をされておりますように、金融の問題であるとか住宅の問題であるとか、あるいは文化面における問題、職業訓練等における問題等、いろいろ問題があると思いますけれどもわれわれいたしましては、そういう面で充実をいたしていきたいというふうに考えておりますが、また、労政課を設置しなければならないという点までは踏み切つておらないわけでございまして、今後十分そういう面につきましても研究をいたしたいとさようにも思ひます。

交通問題等につきましては、担当からお答えをいたします。

乳幼児の医療の無料化の問題でござりますけれども、一般、七十才以上の老人の医療の無料化を実施いたしました。ただ、ここでお考え願いたいことは、老人の立場と乳幼児の立場というものは社会的に見ました場合に、私はかなり現在の社会情勢の中においては、立場に相違があるのではないかと、さように思ひます。もちろん乳幼児の医療を無

料化にし、あるいは栄養を十分にして、次代の国民をりっぱに育てていくことは大切なことであると思ひますけれども、現在の社会情勢の中において核家族化が進み、そうして若い人々が比較的の老人等に対しても無関心であるというような情勢の中にあるところの老人と、最近のご承知のいわゆる共かせぎではあってもマイホーム主義が徹底いたしましたところの比較的この家族的な中におかれたところの乳幼児の立場といふものは、私はかなり相違があるのではないかと、さように判断をいたします。

したがつて、老人の医療の無料化は実施をいたしましたが、乳幼児の、ことに零歳児、三歳児以下等の医療の無料化につきましては、ただいま直ちに実施をするという考えは持つておらないわけでござりますが、こういう問題につきましても、社会福祉の問題として今後十分検討いたしてまいりたいと、さように思ひます。

あき地、公有地等の雑草の問題でございますが、ご指摘のように、こういう雑草が生えておりますと、都市景観としての美感も悪いし、また、ご指摘のように火災があるとか、毒ガスを発生するとかそういう面もござります。もとより、公有地の場合は堤防等を除いたところのいろんな公有地がござります。学校用地もしかりでござりますし、また、私有地でそのまま何にも建てずに放任してあるというような土地もござりますが、そういうようなところの雑草の生えておる状況とは、やはり別個に考えていくべきではないかと思ひます。もちろん空地には民間地がほとんどでございますが、最近はご承知のように休耕田等がございまして、休耕田等はいろいろ雑草が生えてそこがまた稻の被害を起こすところの害虫の巣になつておるというような状況もござります。したがつて、この空地の雑草を除去するということは、非常にむずかしい問題があるのでないかと、さように判断をいたします。草刈り条例等のご指摘もございましたが、行なつておる都市の状況を見ましても、そう頗著な効果をあげておるというようには判断をいたしておりません。

しかしながら、公有地の場合につきましては、セイタカアワダチソウとかキリンソウとかそういうものの除去につきましては、いろいろ気管支ぜんそく等の原因にもなるというようなことが言われておりますので、これらの除去につきましては、つとめて努力をいたしたいと思います。

この中央道路と交差するところの三滝通りの一角にも相当なアワダチソウが、昨年も生えておつたといふやうな実情もあるわけでござりますので、こういうことのないよう極力努力をいたしたいと、さように思ひます。

○議長（服部昌弘君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） ご質問のありました雇用対策について、市長の答弁に補足をさせていただきます。

四日市におきまする雇用の状況でございますが、昭和四十二年ごろから今日までの経過を見てみますと、求人が大体八千から九千、四十七年には若干ドルショックの影響がございまして、求人人数が減つております。

これに対しまして、充足率で申し上げれば四十二年から四十七年に至りますまで、だんだんとその充足率が下がつておると、四十二年には二四・二%という充足率であったのが、四十六年の三月には一五・九%というふうに充足率が下がつております。四十七年の三月はドル・ショックの影響等がございましたので、若干四十六年よりも上がりまして、一八・一%というような充足率になつておるわけでござります。

これはご承知のように、最近上級学校への進学率といふものが非常に上がつております。だんだんに中学校卒業者の就職の数が減つてきたといふことに非常に影響があろうかといふふうに考えておるわけでござります。

そこで、年々雇用対策協議会で、各地へ子供さんの派遣をお願いしておるわけですが、中学校卒業者の各県から四日市へ来ていただいておる就職の状況を四十七年の三月の状況で申し上げますと、たとえば、九州の鹿児島、

宮崎、熊本、長崎、大分、こういったところ、それから東北の岩手、宮城、秋田、山形、それから青森、さらに北海道と、こういったところの地域から四日市へ多く就職してきていただいているのが現状でございます。鹿児島でいえば、昨年は、昨年というかことしの三月では百十五名、あるいは岩手では百三名と、北海道では約五十名というような数で、中学校卒業生の方々が来ていただいているわけでございます。

で、結局四日市に新規に中卒者で就職をされた数は千百四十八名と、このうち、いわゆる県内で充足をいたしております数字が約三百五、六十名と、残り七百八、九十名というものは、すべて他府県から来ていただいているというような状況でございます。こういったような状況でございますが、どうしてもこういった各、他のいわゆる他府県へ就職をしようとした地域の人々にお願いせざるを得ないということでございますので、毎年私たちが出まして、こういった地域に手分けをして職業安定所を回ってお願いをしておるというような状況でございます。

たとえば、ことしの北海道の状況を簡単に申し上げますと、中学校卒業予定者のうちの約一〇%が就職を希望をしておると、そのうちのさらに約一〇%が道外に出て就職をするというような状況でございます。したがって、北海道の場合は道外へ出るとしても、それは道から外へ一歩出れば東京であろうと、大阪であろうと、四日市であろうとほとんど感覚的には変わりがないというような状況でございますので、四日市の事情を十分説明を申し上げまして、ことしとくしますか、来年の三月の卒業予定者をぜひ四日市へ来ていただくようにとこうことでお願いをしたわけでございます。

以上が中学校卒業生の就職の状況でございますが、一方、最近は次第に高校卒業生の就職がふえてきておるというようなことでございます。ちなみに、ことしの三月の四日市職安管内への高校卒業者の採用状況を見ますと、管内の高等学校では千八十六名という者が管内の事業所に就職をしております。県内では七百四名と、県外からは約三百五

十名という子供さん方が就職をしておると、こういうような状況になつておるわけでございます。雇用対策の面については、以上でお答えとさせていただきます。

それから交通対策でございますが、これは三月の議会にもご答弁申し上げたとおりでございます。

近鉄が高架になりましたら、その高架下ができる限り駐車場にしたいところで、すでに、近鉄と折衝をいたしております。いま私たちが近鉄側に示した案では、高架下、純高架下の面積が二万三千約八百平米でございますが、そのうち約七千四百平米とほぼ三一%程度にあたります用地を駐車場にするようとにこうことで申し入れをいたしております。これによりまして、大体収容できる駐車台数は、ほぼ五百台程度というような計算をいたしておるわけでございます。したがいまして、現在近鉄駅周辺の路上に駐車をされております車の台数は、およそ千五百、六百台ということになりますので、それら全部を収容するというわけにはとうしてしまいかんかと思ひますが、逐次駐車場をこうじう形で整備することによって路上での駐車を排除していくたいというふうに考えておるわけでございます。さらに、お尋ねのありました庁舎西にできます駐車場でございますが、これは現在、有料部分と無料部分と両方を考えておるわけでございます。

で、この区分は非常にむずかしいわけでございますが、全体管理上の問題でございまして、全部を有料部分にするということは、若干市役所へ来られたお客様のさばきというふうに考えますと、無理があろうかとこうふうに考えておりますので、そういう取り扱いをいたしたいと思ひますが、取り扱いの詳細については、成案がまとまつた段階において、いすれ委員会等におはかりをして決定をしていきたい、かようく考えておるわけでございます。

さらに、中央緑地の北側、なるほどかなりな面積があつておるわけでございますが、これらはまず私たちが公官駐車場をつくるという現在の公営駐車場計画では七十メートーー道路を中心にしてしまして、まん中それから東が国鉄駅、

北側の広場、そして西には近鉄の高架下と、どうのような点をまず公官の駐車場として考えていただきたいと、うることでございます。さらに、南四日市駅の問題については、これはすでに知事が近鉄と交渉を開始をいたしております。これは県の総合庁舎、合同庁舎ができるところからだとうふうに考えておりますが、当然私のほうも中央緑地を控えておりますので、県とタイアップをいたしまして、さらに近鉄に交渉をいたしたいと、かように考えておるわけでござります。

以上で、二つの点のご答弁といたします。

○議長（服部昌弘君） 教育委員長。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君） お答えをいたします。

埋蔵文化財のことでございますが、現在市内におきまして埋蔵文化財として認められるものが約二百七十二カ所ございます。このうち三十五年から昨年度までに発掘しましたのは十六件ございます。こういうふうにたくさんござりますので、これを一々、こう買収するというわけにもまいりかねるのでござりますが、とりあえず、今年度は教育委員会におきまして、埋蔵文化財の地図をつくりまして、そしてその土地を持つておられる方々が現状の変更について十分に考慮していくかように、また、その変更の際にはあらかじめ委員会のほうにご連絡をいただきたいように注意を促したいと思っております。現在は、商業高等学校の下に当たります永井遺跡を今年度及び来年度にかけて約四百万円の予算で発掘、試掘をしておる状態でござります。

次に、イヌナシの点でございますが、イヌナシ、アイナシは、あれは自生地として国が指定しておるんではあります、つまりイヌナシ、アイナシが自然にそこに生えておるというような意味合いで指定を受けておるんです。

したがいまして、あのイヌナシを枝を切つてはりつてよそでさして、これを天然記念物であるというわけにはまいりませんので、したがいまして、イヌナシ、アイナシの保存につきましては、その植物の環境をなるべく変えないよう維持をしていくということに、一番努力をしなければならぬのあります。

アイナシにつきましては、今年度、来年度にわたりまして、自生及びその周辺を七百三十六万円ばかりの予算でもちまして、買収をしまして、現状を保全したいと思ひますし、またイヌナシにつきましても、これに引き続きまして、用地を買収をして保存していきたいと思うんであります。イヌナシの自生地は、非常にあの川筋はイヌナシに非常に適したところであるようでして、ここ二十年ほど前はあの谷一帯にわたりまして、ぼつぼつと生えておつたなんですが、だんだんと枯れていつてしましまして自生地にわずかに残つておるというような程度であります。お説のとおり、十分に保存には努力をいたしたいと思っております。

それから、御池沼沢群の植物でございますが、御池沼沢群の植物群落につきましても、お説のとおりあの池は地面から出てまいります湧水、比較的温度の低い湯水と、その水が流れてとまりました比較的温度の高い池と、二つからできておりまして、その二つによつて水質あるいは水温の違ひによつて亜寒帯の植物の南限あるいは亜熱帯地方の植物の北限を示すめずらしい群落であります。で、これにつきましては、その地下水の湧水してまいりますところが、圃場整備で耕地整理をしたいというような申請がございましたので、いろいろ専門家に調査を依頼いたしまして、現状にあまり変更のないようなふうな設計を考えいたしましたので、これは目下文化庁と交渉中でござります。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） お尋ねの光化学スモッグが発生した場合に、具体的に学校の生徒にどういう措置をするのかという問題にお答えをいたしますが、直ちにこうしろという対策は簡単にはございませんので、県、市の公害担当者から警察、教育委員会等の関係者が集まりまして、平常時にあるいは光化学スモッグの注意報を発令したときに、あるいは実際に光化学スモッグが発生をした場合の対策、それから健康被害が出た場合の措置、幾つかの段階に分けてこまかく協議をいたしております。主として、教育委員会の各学校、教職員の先生方にお願いをしなければならぬ問題が多ございますが、及び校医さんないしは医師会のほうにもご協力を得なければならぬ問題等も多いのでございますが、細部につきましては、長くなりますが、省略させていただきますが、それぞれの対策、各段階における対策について、ただいま鋭意協議中でございます。

○議長（服部昌弘君） 小林君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 一点目の三菱油化の問題について、あまり時間が残っていませんので簡単にやりたいんですが、油化が買収しようとした地域は工業地域となっているが、今後はどのように地元と協力して土地利用を進めようとしているのか、それから油化以外の公害の発生のおそれのない企業の誘致をあらためて考えられるのか、この点について簡単にお答えをいただきたいと思います。

それから、陳情のことですざいますが、河原田や磯津からの陳情について、単に陳情として受取つてみると、非常に冷たいそっけないことはだめだと思います。油化が進出を計画したときから暗に協力をなさつてきた市としての立場もあることだと思いますから、油化が断念をしたというこの事実の上に立つて、どのように受けとめ、どのように回答しようとなされておるのかをお尋ねしたいと思います。

その次に、光化学スモッグの問題については、一応市長の言うとおり、まだいまだに原因がつかめっていないわけであります。観測体制についても強化をしていくんだと、たいへんないことだと思いますが、四日市は巨大な石油コンビナートを持つておるが故に、より一層市民の不安も強いだろうと思います。したがつて、小手先の対応策ではなくて、市民が原因がわからぬまでも、市民が安心できるようなそういう対応策を、市民が理解できるような方法で発表していただきたいと思います。これは要望になつたと思いますが。

それから、雇用対策の問題につきましては、加藤助役さん、なかなか北海道へ行かれてご苦労さんでございまして、長々と説明を聞きましたので（笑声）若干時間が足りなくなりましたけれども、たいへんけつこうなことだと思います。しかし、労政、こうじうふうなことで雇つてきた人も、大勢はやっぱり中小企業に流れいくと、で、その場合先ほど申し上げたように非常に労使間の紛争が年々エキサイトをしてきておるというこの現状をとらえて、県の労政課で何とかかんとかいうことでは、なかなか本質的な問題にも実はならぬと思いますし、さらに、大企業と中小企業の基盤の違いをいろいろと市長答弁なさつても、具体的な問題の解消には実はつながつていかないと、そこで民政課の中でどれだけ現状をつかんでおられるのかわかりませんけれども、労政について携わつておるやつを独立した課をつくつていただいて、そんなふうに紛争の起る前に行政当局としての指導が実はできると思いますし、やれば紛争は必ず減つてくるだろうと思します。で、この前もちょっと話したんですが、労政課をつくれば、それは失対の事務所みたいなもんだというふうなことで言わされましたけれども、そうでない市もあるそうです。ですから、もう少し進んだ立場でこの問題について取り組んでいただきたいと思います。

それから、交通対策で駐車場の問題についてですが、何かこの駐車西につくられる駐車場で、有料の部分と無料の部分をつくるんだと、その区分が非常にむずかしいという答弁をいたいたんですが、やっぱり公営の駐車場は、す

べて無料にすべきだと思います。そういう点、含めて委員会のほうで討議をいただければ一番いいふうに思いますが、もう一べんそこらへん区分の問題、どういうふうになるなんかわかりませんけれども、お答えをいただきたいと思います。

それから、私どもが提案を申し上げた中央緑地のあたりの駐車場につきましては、たとえば、近鉄駅西を利用なさいている皆さんは、おおむね通勤に利用されておると思います。したがって、近鉄の南四日市駅が実現をしたとすると、近鉄の四日市駅に駐車をしておったやつを南のほうへ回していくことによって、市民への迷惑もかからないし、通勤に利用される方も非常に便利になると思うんです。そういう観点で、もう一回考えていただきたいといふふうに思います。

それから乳幼児の医療無料化につきましては、これは長くやりますと、市長と見解の相違になると思うので、省略をしますが、社会党としては、きょうを機会にして大衆運動をつくり出して、無料化に取り組みますので、九月議会の節は実現できるようご答弁を用意を願いたいと思います。

それから、文化財の保護と環境の整備につきましては、教育長のほうが「何年前からおんなじことを繰り返して答弁しておるんだ」と、こういうことが同僚の議員から言われておりましたので、私の知らぬ時期からも同じような答弁があつたようになります。したがって、そういうふうに借りものの答弁ではなくて、埋蔵文化財の場合は、おおむね私有地でありますから、それを文化財の保護ということで規制をしていくという、そういうことでは非常に土地を持つたり、文化財を持つおる方が迷惑をしますから、そういうことのないよう逐次そういうものを買上げていくんだとうう、そういう方向をとつてもらいたいと思います。

それから、御池の群落の問題につきましては、一口に言えば、やっぱりあの土地をすべて買い取つて手を打つても

らいたいと思います。手前のほうにあります松林が、何か名古屋の人々に売られたとか売られないとか聞きましたけれども、何か変な工事でも始まりますとあの群落は一べんに姿を消してしまはんではないかといふなこともありますので、早急に手を打つていただきたいと思います。簡単ですけれども、よろしくご答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君） 登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

例の河原田の土地の問題でございますが、この土地につきましては、ご承知のように伊勢線と名四国道が南北に横断をするということになりますし、地形的にも非常に細長いものになると、しかも一番北東のかどの水田等におきましては、豪雨のときには相当水深が深くなつて水浸しになるといふな土地であります。したがって、ここはやはり、工業的に土地を利用するというのが最適なのではないかというように考えておりますが、企業を具体的に誘致するという考えはもとより思つておりませんし、ただいまのところ具体的な計画はございません。ただ、いたずらに虫食い状況のように、いろんな雑多な工業用地に虫食いに侵食されるといふことは望ましいことではないと、さように考えております。

○議長（服部昌弘君） 加藤助役。

〔助役（加藤意嗣君） 登壇〕

○助役（加藤意嗣君） 庁舎の西の駐車場の利用についてでございますが、たてまえからいえばこれは全部有料といふのが全額起債といふことからいけば当然だらうといふふうに考えております。

ただ、私はそれでは市役所へ来た人、お客さんで来られた方全部有料というのはいかがかと、かように考えておりますので、そういう点について今後管理上の面で配慮をしていきたい、こうすることをさせます。

○議長（服部昌弘君） 公室長。

〔公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○公室長（三輪喜代司君） 陳情につきましては、ただいま事務的にわれわれのほうへ回ってきておりますので、検討を加えております。なお、これと同じようなものが議会にも出ておると思いますので、委員会でもご審議いただくとどうようなことをさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午前十一時休憩

午前十一時十三分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 陳情書等につきましては、決して積んでおくだけということはいたしておりません。十分検討をしていただきたいと、さように思ひます。

○議長（服部昌弘君） 後藤寛治君。

〔後藤寛治君登壇〕

○後藤寛治君 通告いたしておきました問題について、質問をいたしたいと思ひます。

われわれ庶民の日々の生活の中で一番の関心事は、何といつても年々上昇していくところの消費生活財の価格、すなわち物価問題であろうかと思ひます。われわれが日々、人一倍の努力をして、より多くの収入を得ても、あるいは闘争によって勝ち得る賃金の値上げも結局のところは物価とのイタチごっこのような現状ではないかと思われます。ことに、この中でも日常生活にどうしても欠かせない生鮮食料品の問題は、政治の力によって解決していかなければならぬと思うのであります。政府でも、経済企画庁を中心として物価安定策をいろいろの形でとつておるわけでございますが、なかなか簡単に解決できる問題ではないことはご承知のとおりでございます。本市でも旧庁舎の一部で消費センターを設け、この問題に一役立たせようとしておるようですが、これもまた何かに役立つことと思ひますが、市としては、四日市を住みよい町にするためには公害問題もまことに重大なことでございますが、市民生活に直接関係のある生活物資をいかにすれば、一般市民の手により安く、しかも良い品物が行き渡るかとどうことも考へること、も公害問題されることながら、きわめて大切な問題ではないかと考えるのでござります。複雑な流通機構、高くて不安定な価格、生鮮食料品の流通問題は、全国的に問題化されておるのでござりますが、本県でも、さきに農林省が制定いたしました市場法に基づきまして、県内、各地に平均二、三カ所はあって乱立ぎみの市場を一ヵ所に整理統合することを検討中とか聞いております。中でもその実現に最も熱心なのが当四日市だといわれておるのは、まことに結構なことでござります。具体的にどんな形でそれが進められておるのか、当四日市の構想がありましたらお伺いしたいと思ひます。

河原田問題につきましては、さつき小林議員から質問がありましたから取りやめるつもりでございましたけれども、少し私の違うところがありますから、私の考えを述べさせてもらひます。

反公害運動によつて、油化の進出は一応取りやめられたかのようだ、知事では見ておりますけれども、会社側としては決してこれを全面的にあきらめたのではないと私は考えるものでござります。十二月の議会で突然河原田問題が出来まして、われわれ市民クラブでは、その日に、議会終了後、市民クラブに市長を呼んで事情をただしたのでござります。市長は、スクラップ・アンド・ビルトという形で受けとめておると説明はいたしておりましたが、これまでの経緯もありましたので、会派としてもこの経過に神経をとがらせておつたのでござります。ところが六月二日、田中知事から反公害団体や周辺市町村の強い反対運動の前に用地買収交渉を中止したと、ひとまず、白紙に戻すことにしましたといふ発表がありました。これによつて反公害の焦点でございました油化の新建設問題が終了したかにみえますが、しかし、会社側では河原田進出を全くあきらめたものではないと強調しておりますし、地元住民もまだ手放して安心はできないと、企業に対する不信と警戒心を残しておるのが現在の状況だらうと思います。ところが六月九日付の新聞で四年ぶりに産業構造審議会の化学工業部会が再開され、化学工業のビジョンづくりを始めようとしているのであります。この問題に関連して、石油化学工業協会の会長、岡藤次郎氏三菱油化社長はこういつておられます。「五十年前にはエチレンの需要は五十万トン割るだらう」と「だから新設、増設は五十年まではストップすべきだ」、三菱油化の河原田計画の中断には、そりいつことも含め、いろいろと理由はあるうかと思ひますが、市長として今後この問題をいかに処理していくか、需要が伸びてきた場合、再びこれを認めるとか、その点お伺いいたしたいと思ひます。

河原田地区の開発は、住民全体の問題でござります。もし、地区民が土地の買却を望むならば、他の企業、もちろん公害の生じない工業を誘致する考えはないのかお伺いいたします。

○議長（服部昌弘君） 加藤助役

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 物価問題、特にその中に私たちの日常生活上、きわめて関心の深い問題でござりますが、生鮮食料品の価格の問題は、われわれの生活にとってたいへん重要な問題でござります。したがいまして、本市といたしましても三月議会で市長から説明申し上げましたように、あるいは新たに消費者センターを設けるなり、あるいはモニター制度を採用すると、同時に流通問題を改善をいたしますために、卸売り市場整備促進協議会という会合を持ちまして、今まで卸売り市場をどう合理化をすればよいかということについて検討を重ねてまいりました。

この整備促進協議会は、構成は現在四日市においていわゆる仲買い人あるいは買參人等が入つております青果五つの市場、それから鮮魚三つの市場の会社の責任者及び学識経験者として名古屋の市場の役員さん、あらには大学の教授あるいは県の水産、商工課の担当の方々等が入りまして、今日まで検討を続けてまいつたわけでござります。ようやく今日に至りまして、将来、これらの市場をどうしたら一番合理化できるかということについての意見のほぼ一致を見つつあるところのが現状でござります。四日市の現状を申し上げますと、青果五つの市場で年間の取り扱い量は約四十五年度で二万八千トンから三万トンぐらい、金額にいたしますと十八億から二十億くらいといふ状況でござります。で、これらの青果の集荷の状況を見てみますと、県内では約四五%、県外から五五%といふことになつております。このうち四日市から集荷をいたしますのが一五%程度でござります。鮮魚の三つの市場を見てみると、年間の取り扱い量が一万トンから一万二千トン、金額にいたしまして大体二十六、七億といふことになります。そこで、これらの八つの市場に登録をされております仲買人あるいは買參人の方々は約千人でござりますが、そのうちの七五%が四日市の市内の方々でございまして、残りの二五%といふものが周辺の各都市の方々でござります。したがいまして、現状あるこの八つの市場は、四日市の市民の台所をまかなくといふ点ではきわめて重要な役割りを果たしてい

るかと思うんでござりますが、周辺部への影響力はきわめて弱いところが多いえるわけでござります。また、集荷にいたしましても、それぞれの市場の規模があまり大きくございませんので、産地の大口供給者と直接契約を取り結ぶことが非常に困難になりつつあるというような状況でござります。したがつて、名古屋の市場からの輸送ものが、この中で約二〇%程度あらうかというふうに見られるわけでござります。あるはまた、市内の大口需要に応ずるところがきわめてむずかしいというような状況になつておるわけでござります。

そこで、これらの市場の統合をいたしまして、直接産地の大口供給者と出荷の契約をできるように、荷受けの契約をできるようにすると、そうすることによつて、市場の現在取り扱つております各消費者のワクを広げることができないかというように考えるわけでござります。

これらの点につきまして、統合をどうしたらよろしくかというようなことの検討を進めておるわけでござります。そこで、大体の目標を昭和五十年に置きまして、その取り扱い量を青果で五万トン、果実で三万五千トンくらいにいたしたい。水産にいたしましては、二万八千五百トンぐらいにふやそりうのが私たちの一致をした結論になつておるわけでござります。そのおりの対象人口を大体三十万人と置いております。昭和五十五年には、これを三十五万人にいたしまして、青果を六万一千トン、果実を四万三千トン、水産三万五千トンという程度にしようという計画でござります。

そこで、それでは市場の実際の規模はどの程度になるかと申しますと、これらのものを取り扱うのに十分な用地とくらものは、大体十二ヘクタールくらい要るのではないかと、その中には卸売り市場約一万平米、駐車場五万平米あるくらは団地関連の商品売場七千二百平米、あるいは関係業者の事務所を四千三百平米等を組んでおるわけでござります。そして、現状とそれを比較をいたしてみると、現状のこの五つの青果の市場を合わせましても、二・四ヘク

タールとくらうこととござりますから、新しくこうへつたものを設立をいたしますと、きわめて余裕のあるとくらいますか、取り扱いに非常に合理的な取り扱いができるのではないかと、その中には卸売り市場約一万平米、駐車場五万平米あるくらは団地関連の商品売場七千二百平米、あるいは関係業者の事務所を四千三百平米等を組んでおるわけでござります。そこで、これらの新しい団地を成功させますためには、五つの市場が、あるいは水産三つの市場がばらばらでこの中に入つてへつたんでは、あまり合理化ができないとくらことで、現在、青果五市場と鮮魚三市場とで話し合ひをいたしておる段階でござります。青果の五市場については、ほぼ一つに統合しようということに意見の一致を見つつあるところが現状でござります。で、さらにこれらのものが整理統合をされまして、ただいま申し上げました規模の市場をつくるにいたしましても、相当な金額が建設費に要するということでござりますので、その資金手当につづて、どうくら資金を活用をするか、あるいは市からどの程度の力添えをするかということについて、現在検討をしておるところが現状でござります。いずれこれは詳細につきましては、また別途委員会等で詳細をお話し申し上げ、もう少し進んだ段階では最終的に議会の皆さま方ともこの市場の建設についてご協力を賜わつてスタートをさせていただきたいと、かようになっておる次第でござりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。以上でござります。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

先ほどの質問もお答えをいたしましたが、会社の意思表示等につきましては、一応会社から一応中止をするとくらうこととござりますが、今後のこの問題処理に関連をいたしまして、一般的な問題といたしまして、化学工場のある工業都市といたしましては、古いプラントの改良新設をするような場合にはどうすればよいかとくらう問題、さらにま

た、公害防止計画との関連において、公害防除等の施設を根本的にどのように解決していかよいかというような問題があるわけでござります。

ご承知のように、四日市市は昭和四十三年十二月一日から大気汚染防止法の計値規制方式というものが採用をされまして、四十七年一月五日から、ご承知のように計値が七・〇一、最大着地濃度が〇・〇一二PPM、さらに四十八年の一月一日からは計値が六・四二、最大着地濃度が〇・〇一と、いうようになり、新增設の場合には、特別排出基準が適用されまして、この四十七年の一月一日からは計値が五・二六から二・九二と、いう非常に強い規制値が採用され、したがって、最大着地濃度が〇・〇〇五PPMと、いうことになることになります。したがって、このようないきびしい排出基準を適用する中で、これが実施されるわけですが、やるとすれば、実施されるわけがありますがけれども、私は大気汚染防止という観点からすれば、いろいろのまた排水汚濁の防止といふような観点からすれば、排煙脱流の用地も非常にたくさん要りますし、また水質汚濁防止のための活性汚泥処理等につきましても、非常に大きな用地が要ると、やはりこういう場合には、相当広い用地が要るわけでございまして、新しい施設をつくり公害を根本的に計画して解決をしていくためには、私は望ましいのではないかという観点から、従来は私はこの進出計画を支持してきたわけでございまして、そういう面からいろいろの公害防止のための技術的な問題等、数字的にもいろいろ担当者でただいま詰めておったわけでございますが、一応中止をするという話があつたわけでござります。

ご指摘のように、五百万トンも業界でポリエチレンが処理をされて、もう過剰だと、しかしながら特に最近はこの公害、いわゆるポリエチレン等の廃棄物の公害といふものが、製品の公害といふものがたくさん言われ、またポリ塩化ビフェニールの公害と同じように最近またナフタール酸の問題といふようなものも最近いわれております。新聞の

報ずるところによれば、ナフタール酸の製品が輸血の血液を入れた容器から溶け出して、それが非常に悪い作用をして危うく死ぬような状況にまで立ち至ったといふような問題もあるわけでござります。

私は、石油化学のこういうような問題から考へて、将来石油化学といふものが従来のような勢いで製品が開発され伸びていくかどうかにつきましては、非常に大きな疑問が出てきておるんではないかと、さように判断をいたしました。したがって、現時点においては生産過剰であるといふような問題も五十年になれば、それがスムーズに解決するかどうかといふ点については、私は非常に大きな問題が内在をしておるのではないかといふように考えます。したがってこの計画がどうなるかといふことにつきましては、今後のこのような製品のいろいろの問題をどのように解決をしていくかと、そしてまた新しい用途がどのように開発されて人間の生活を潤していくかといふことが根本的に解明されない限り、私は生産過剰の問題は簡単に解決しない。この生産過剰が解決しない限り、新しい用地を求めて製品をやるといふことにつきましてもいろいろ問題があるわけでござりますが、四日市市川尻工場につきましては、ご承知のように、古いプラントで小さい設備がたくさんあって、それが困るんだと、そしてまた、それが公害の一つのある原因になつておるといふような点からすれば、これをやはり新しいものに切りかえていくことはある時期には必要なのではないかといふように私は判断をいたしております。しかしながら、この用地がどのように利用計画をするのかと、そしてまた、誘致計画があるのかといふことにつきましては、先ほども質問がございましたが、たゞいまだご質問につきましても、そういう点がございましたが、お答えは同じでございまして、誘致計画といふものは持つておりませんし、しかしながら、農業用地上、決して優良な農地ではないといふように考えますし、最近の米作事情から考えれば、やはり交通条件等、港の条件といふようなものを考えますと、やはり工場適地であると、ただ虫食い状態に食い荒らされるといふことにつきましては、工場用地立地上、非常にまずいんではないかといふように判断

をいたしております。したがつて、これは将来の情勢を見きわめた上でいろいろと県とも、県、市と協調して対処いたしますと、さように考えておるわけでござります。

○議長（服部昌弘君） 後藤君。

〔後藤寛治君登壇〕

○後藤寛治君 回を追つて、逐次質問をしたいと思つておつたことを加藤助役のほうから全部答弁されたような感じを受けまして、（笑声）ちょっと戸惑うような形になりますが、県内の卸売り市場は、愛知県など県外から独自で集荷してくるスーパー・マーケットの進出とか、またそのほかに例をとつてみますと、富田、富洲原地区でやつておりますところの水産加工業者が、直接名古屋の大手市場から原料の仕入れをやつてくる、要するに地元の小さく小規模な市場を利用せずに集荷してくるといいますか、仕入れてくる量によつて県内の市場が、どれだけの痛手を受けておるか、こういう数字がわかりましたら、お示しを願いたい。

次に、いろいろの機会にいろいろの構想を聞かされておるのでございますが、たとえば食品団地といいますか、市場といいますか、この七つの、八つですか、市場をまとめて市場をつくられるという計画は、現在どの辺につくらうと考えておられるか。それは四日市北港の埋め立てに使つた山のあと地三十八万坪の中につくるのであるとか、あるいは生桑の東につくるとか、桜の台地につくられるのであるとか、いろいろ聞いておりますが、どの辺に構想を持つておられるのかお伺いしたいと思います。

次に、これにかりに市場ができましたら、ものが豊富に集まつてくる。もう一つは、したがつて、物価が安定するところがねらいでございましょうが、それが市民の口に入る場合、魚も野菜も現在よりは、どの程度安くなるのでございましょう。（笑声）こういう構想を練つておられる以上、すでに基本調査はされておられるものと思ひます

ので、調査された数字をお示し願いたい。

次に、団地、すなわち用地、施設、建物などのためにどれだけの費用がかかるか、また、その費用はどのように処理されるか、市の補助、起債などについて伺つておきたいと思ひます。

さらに、この構想が実現していく場合、現在、市内各所に一、六、二、七、三、八といふような露店の市がたつております。これに対する行政指導をどう行なわれるかについてもお伺いいたしたいと思ひます。

以上、一つスーパー進出、各業者などの県外よりの購入数字、二つに、団地ができた場合の物価の調査、三つ日に団地造成の費用と支出の内容、四つ目に、今後の露店対策について、以上四つの点についてお伺いいたします。

○議長（服部昌弘君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） たゞへんむずかしこ質問でござりますので、お答えになるかどうかわかりませんが、まず、この市内の大口需要者、たとえばスーパーであるとか、あるいはその他会社、工場が直接仕入れるといふようなものが市場を通さないで、直接名古屋の市場なりあるいは産地から荷を引いてくると、それがどの程度になるかというところでござりますが、なかなかこの調査は困難でございまして、現在では把握をされておりません。現在のこの八つの市場で取り扱つてある量は、大体三〇%ぐらいになるのではないかとこうふうに推測をいたしております。その程度でござりますのでご了承を賜わりたいと思ひます。

それから生鮮食料品の値段が、この市場をつくつたらどの程度安くなるかといふことでござりますが、これも非常に物価問題でござりますので、市場が統合されたら直ちにそれが生鮮食料品の価格ダウンにつながるといふことは、非常にむずかしいといわざるを得ないと思ひます。ただ、市場ができました場合には、生鮮食料品の価格について、

消費者の声を反映させることができやすい機構にすることができるといふうに私は考えております。

これは、現に金沢のほうでもそういうような処置が十分講ぜられておりますので、私もそういった面について努力をいたしていきたいと、かように考えておるわけでございます。

それからその次に、建設費の問題でございますが、これは資産で約二十億ぐらいになるのではないかといふうに見ております。もちろん、二十億ぐらいになると申しましても、土地の値段なりあるいは建設のしかたによりまして、かなり幅があるものでございます。したがつて、大体、二十億ぐらいになるのではないかといふうに検討で、それをどういうふうな資金手当をしていくかということについて、現在検討中でございますので、案がまとまりましたら別途ご報告申し上げ、まだご援助もお願いしたいと、かように考えておるわけでございます。

なお、候補地をどこにおくかということでございますが、ただいま後藤議員さんがおっしゃられたようなところが候補地になつておるわけでございまして、（笑声）しまことでどこにするかといふことについては、しさか時期尚早であろうと思いますのでお許しをいただきたいといたします。

それから露店市の問題でございますが、市内に十三ヵ所ございます。そのうち、路上の市場は六ヵ所であるといふうに記憶をいたしておりますが、これらの市場は、それぞれの地域において、ある程度特色のある商売をいたしております。したがつて、こうじつた市場が存在すること自体はそう悪いことではないと思うんでございますが、路上にある場合には、交通の問題、あるいは衛生の問題等がござりますし、さらにスーパーの進出等によりまして、これらの市場が非常に影響をこうむるといふような問題もございますので、でき得れば、協同施設を設けるように指導をしていきたい。衛生上、交通対策上あるいは市場そのものの体質の強化といふようなことを考えまして、協同化の方に向について行政指導をしていきたい、かように考えておる次第でございます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 後藤君。

〔後藤寛治君登壇〕

○後藤寛治君 およそのことは見当がつきましたけれども、この仕事はきわめて大きく、またなかなかむずかしい問題が、その過程においてたくさんあるものと考えられます。

費用の点で、各業者分担させるといふことは、とてもできるものではないように考えられます。それはもうすでにここに四日市市卸売り市場整備基本計画といふりっぱなバンフレットのようなものをつくつて、各荷受け業者に説明の機会をつくつておられるということを聞いております。この建物などは、一見したところ、もう完全なりrippaな中央市場の構想だらうと私は考えられます。

一つの例を申し上げますと、ただいま金沢のお話が出ましたが、姫路または金沢におきまして、市が中央市場のりっぱな上屋をつくりまして、業者に入居をここで求めましたところ、各業者のいわゆるお家の事情がございまして、三年も五年もあき屋のままでおつたようなこともあります。早急に実施といふことはなかなかむずかしいことで、その実施の過程に要望として若干申し上げておきたいといたします。

まず、食品団地の立地について、市はコンサルタントなどによって検討しておられるといりますが、私は立地といたしましては、一号線と名四国道の間に設立すべきだと考えます。この線を一キロ以上離れたところでは、その機能を十二分に発揮することはできないと思う。その理由は、どんなに輸送形態が昔とかわりましても、四日市は岐阜や埼玉の大宮とは違います。伊勢湾といふ自然の恵みのある土地柄でございます。海路より運び込まれる物資を山間の団地まで運び込まなければならぬこととは、避けるべきだと思います。トラック輸送については、名四国道、一号線により近いほどよいわけでございますが、さらに団地を利用するものの大半が、さつきも助役さんの

お話しに、七五%がその近辺といわれましたが、大半がその近辺に店舗を持つておるのでございます。どうしてもこの辺がよいと考えられます。十二月の議会で承認いたしました霞ヶ浦埋め立て地の十四万坪の土地造成がされ、その中に四万坪ほどの食品流通センター用として決定されているところがござります。これを使用するのも一つかと思ひます。

次に、団地づくりの費用の件でござりますが、当初の市の計画といたしましては、卸売り市場整備基本計画という一見すると中央市場のようなまぎらわしいような計画でございますが、中央市場なれば、もちろん国、県、市でもつて一〇〇%持つていただけるんじやないかと思ひますが、これには、さつき、助役さんが言われました大体二十億程度といふことですが、これにははつきりと十六億九千百九十万円という数字が出ております。かりに、この金額を八社で割つてですね、要するに鮮魚三、青果五つの業者八つで割つても二億一千万円ですか、これが年六%の利息でもつても千二百六十万円といふ利息を年間払わにやならぬとやつていけません。おそらくこの八社の中でその利息の消化できる社が何社あるかと、ちなみに富田港魚市場の今期のあら利益は、大体一千万ぐらいだと思ひます。この利息だけに及ばないのでござります。

この計画には、なかなかそういうわけでついていくにいくものがあります。でき得ればですね、この費用は市においていかようか考えてやれば、各業者の足並みはなかなかそろいにくくようになります。その点むずかしいでございましょうが、市当局といたされましても、極力この経費の捻出に力を入れられまして、ご指導を賜わらぬことを切にお願いして私の質問を終わらせてもらひます。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午前十一時五十三分休憩

午後零時五十分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小林哲夫君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 私が、これからお尋ねいたることは、すでに通告申し上げましたとおりP C B汚染並びに光化学スマッグの調査についてと、文化財等の保存についての二件でござりますが、いずれも午前中の小林博次議員の質問の中に触れておられますので、私はできるだけ重複を避けてお伺いをいたします。

P C Bの汚染問題が表面化いたしましたのは、去る四十三年に北九州で約千人の患者が発生いたしましたカネミライスオイルの油中毒事件からでござります。それ以来、このP C Bすなわちボリ塩化ビフェニールという新しい物質につきまして、各方面から注目されてしまひましたのでありますけれども、特に、最近に至りまして高知、大阪、京都あるいは東京都などでこれが母乳に含まれておるというところから、非常に国民の強い関心を呼んだわけでござります。その後はほとんど連日のように新聞紙上にP C Bに関する記事が報道されております。

そもそもP C Bにつきましては、これが揮発性がきわめて薄く、また沸点が高いといふわゆる非常に安定度の高い物質でありますがために、一度体内に入りますと簡単に分解、排せつされないといふところから、いわゆる体内への蓄積が問題になってくるわけでございまして、急激な症状ではなしに五年、十年後にどのような症状となつてあらわれるかといふところに、この物質のおそろしさがあるわけでござります。しかも、このP C Bは冷却剤あるいは熱媒体、あるいは溶剤として電気機器をはじめといひますプラスチック製品あるいは感圧複写紙、すなわちノーカーボン紙その他インク塗料などの溶剤として多量に含まれておるわけでございまして、これが最近の新聞紙上であらわ

れておりますように、あるいは敷島パンの包装紙だとか、あるいは高知におきますかまほこなんかの包装紙、ちくわなどの包装紙に使われて問題になつておるところでございまして、また、同じく電気器具工場なんかの排水からこれが魚貝類に移りまして、たとえば松江の宍道湖のじみだとかそういうようなところに多量に含まれてしまつたところで注目をされておるわけでござります。このP.C.B新しい物質というものがこのように各方面に検出されてしまつたときに、ちょうどわが四日市におきましても三菱モンサント化成がこれを生産しておつたといたことを知らされまして、私どもは非常に大きなショックを受けたわけでござります。P.C.Bの国内の生産会社はいま申し上げました三菱モンサント化成四日市工場のほかにも一社、鐘淵化学が生産しておるだけでござります。したがいまして、私どもがこの報道にショックを受けましたのは、いわゆる、P.C.Bのいま申し上げました毒性のみならず、公害のデパートといわれます四日市において、しかも、私どもが日夜公害の町四日市のイメージチエンジをはからうとしておるこの際において、また新しい公害物質が出てきたといたところに大きなショックがあるわけでございまして、すなわち、P.C.Bお前もかというのが私の率直な感想でござります。これは必ずしも私一人ではなく、おそらく多くの四日市市民の方の受けた感じではなかろうかといたように私は考えております。そこで、この三菱モンサント化成で生産されておりますP.C.Bの問題につきまして、これからやや詳細にお尋ねをいたしたいと思うものであります。かなりの項目にわたりますので、また逐一ご答弁を賜わりたいと思ひますので、どうか漏れなくようにお聞き取りのほどお願ひいたします。

まず質問の第一点といたしまして、市当局が三菱モンサント化成のP.C.B生産をご承知になつたのはいつでありますかと、そして、それに對して当局として国、県へこの汚染調査を請求されたことがあるかどうか。これが質問の第一点。

一番目といたしまして、同社がP.C.Bをいつから生産を始め、また最近生産を中止したと聞いておりますけれどもいつ生産を中止したのか。すなわち、どれだけの期間生産をしておつたのか、それをお伺いいたします。

第三点といたしまして、その間の同社のP.C.B生産量が全部でどのくらいの量になつたのか。同時に三菱モンサン化成はどの方面へ出荷しておつたのか、その用途でござります。

第四点目といたしまして、最近騒がれ出しましたこのP.C.B汚染のために生産を中止するばかりでなしに、メーカーとしては製品を回収しなければならないといふ通産省の通達が出ておりますが、その回収したP.C.B、あるいは製品として残つてある在庫品、それがどのように無毒化の処理をなされておるか。

第五点といたしまして、昨年八月ごろから実は同社の工場従業員の数人がこのP.C.B被害と思われます症状を訴えました。このために四日市の労働基準監督署が去る三月の十五日にその調査を行なつたはづでありますけれども、その結果を聞いておられますかどうか、その点をお教え願ひたい。

第六点といたしまして、この三菱モンサント化成のP.C.B生産が表面化いたしましたと同時に、最近県の公害センタと同じく県の衛生研究所が汚染調査を行なつております。この調査を行ないました対象地点はどこであつたか。また調査の検査対象は何であつたか、くわゆる調査内容についてお教えを願いたいと思ひます。

第七点といたしまして、この県の調査にあたりまして、市当局はどのような連携を保ち協力をしてまいられたか、市の態度をお伺いしたいと思ひます。

第八点といたしまして、県の調査はこのほど終了したと聞いておりますが、その結果はどうであつたか、もし、この結果がまだ公表できないとすればその理由は何か、ご承知であればお教えを願いたい。

以上の八点についてご答弁を願いたいと思うわけでござります。

次に、光化学スマッグの件でござりますけれども、これにつきましては先ほども申し上げましたように小林博次議員からの質問もあり、その答弁もございましたので詳しくはお尋ねいたしませんけれども、その際の市長のご答弁の中に、この庁舎の上にオキシダントの測定器があつて、現在活動しておるというお話をございました。で、ことしになつてから光化学スマッグの注意報を出すような、もっと具体的に申し上げますと、オキシダントの濃度が〇・〇五PPMになつた事態があつたかどうか、あつたとすれば何日であつたか、それをお教え願いたいと思います。それから、いま申し上げました市庁舎の屋上のオキシダント測定というものは地上から四十メートルないし四十五メートルの高所にあるわけでござりますけれども、そういう高い所で測定していることと、着地濃度にはかなり相違があるんじゃないかというふうに考えるわけでござりますので、その点について当局のご見解を承りたいと思います。

これが、光化学スマッグについての質問の件でござります。

次に、問題を改めまして文化財等の保存に移りたいと思いますが、この問題につきましても先ほどの小林博次議員の質問の中に出でおりました。しだがいまして、重複を避けて、まず文化財の保存の基本的な問題からお伺いをしてまいりたいと思います。といいますのは、昭和二十八年の末に四日市では文化財条例と同じく文化財規則をつくつておるはずでございますが、この文化財規則第三条で文化財の指定と認定の項が設けてござります。しかば、指定と認定とはどういう差があるのか、どういう相違があるのか、それをお教え願いたい。何しろ古い条例規則でござりますので、私はその条例規則が制定された当時のいきさつを存じませんので、はなはだ基本的な問題でござりますが、これをまず承っておきたいと思います。

それから第二点といいたしまして、先ほど教育委員長からもご答弁がござりましたように、市内には二百七十五カ所の埋蔵文化財の遺跡があると聞いておりますが、その遺跡から出ましたいわゆる埋蔵文化財としての出土器の点数は、

今までにどのくらいにのぼるのか、そしてその保管はどのようにしてやつておられるのか、その点をお伺いしたいと思うわけです。

第三点といいたしまして、先ほどもちょっと申し上げましたように、四日市市文化財条例の中に第四条といいたしまして、「教育委員会は法の精神にのっとり、予算の範囲内で次に掲げる事務を行なう。一つ、文化財の指定解除、管理、顕彰。二、教育委員会が指定した文化財の管理並びに修理に要する費用の補助金の交付。三、その他文化財の保護上必要と認める事項。」と五条項がござります。

これによりまして、少なくとも四日市市として指定いたしました文化財については、その管理、維持、修理などについての責任が四日市市の教育委員会にはあるかと思います。すなわち、市指定の文化財の保存について、いままでどのようなことをなさつてこられたか、その実績のご報告をお願いしたい。かように思うわけでござります。

以上、第一回の私の質問を終わります。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（圃浦和己君）登壇〕

○環境部長（圃浦和己君） お答えいたします。

PCBの製造を市内の三菱モンサンント化成四日市工場でやつておるというとことを発見した時期でございますが、これは、公害防止計画を策定をいたします四十四年の段階で、各企業の五十年までの事業計画の調査をいたしました段階では、事業計画の中に入つておつたわけでござりますけれども、それはいわゆる、PCBという名称ではなくて、別な表現の工業薬品の製造ということになつておつたようでござりますが、衛生部長に命じられました私といいたしましては、公害防止計画五カ年計画の内容を克明に拾つております過程でこれがいわゆるPCBであるということがわ

かつたのは去年の年末ごろでござります。

第二点の生産開始及び閉鎖をしたのはいつごろかとどうご質問でござりますが、四日市工場からの報告によりますと昭和四十四年の六月に製造を開始いたしまして、四十七年、すなわち、本年でござりますが三月十一日に生産を中止いたします。その間一千四百五十五トン生産をしております。出荷先につきましては、主としてこれは県並びに通産省において追跡調査中でござりますが、工場が直接製造工場に出荷をするのではなくて、商事会社その他流通機構を経由いたしておりますので、詳細については、以下のところ先ほど申し上げました量と合致する全部の出荷先は掌握しておらないのが現況でござります。

第四点の回収品の処理でございますが、現在モンサント化成四日市工場には回収いたしましたP C B、主として三塩化ビフェニールでございますが、約四十五トンほどございます。これにつきましては、いわゆる第二次公害を起さないような処理が必要なわけでございますが、ご案内のように千百度ないし千四百度といわれております高熱の焼却処分が必要でございまして、同工場ではこれに合致するような焼却炉の建設が終わらまして、目下、試運転といいますか試験だけをやってくるようでございまして、近くそれによる焼却処分をするであろうと思しますけれども、私は四日市市の立場から、その処理をされるときでも通産省なり、あるいは環境庁なり、あるいは科学技術庁なり国機関の点検といいますか、検査といいますか、十分なこの焼却炉でこうじうふうにして焼却したらば無公害だといいうことが確實になるまでは、りっぱな焼却炉ができたからといって工場、いわゆる、民間ベースで処理をしないほうがいいのではないかと思います。ご趣旨よくわかりましたのでそのような方向で交渉をいたしますということにしております。二、三日前のこととござりますので、そういう方向で市の工場でも、それから企業の立場でも十分慎重に処理をするような方向にしていただきたいと、考えておるわけでございます。

第五点の労働基準監督署が労働災害の観点から、工場社員の健康管理の査察をしたということを知つてゐるかとござお話しござりますが、これは四十六年度において発生いたしました、同工場の水銀中毒患者に対する労働災害の最終的な調査、というのが行なわれたように聞いておりますけれども、P C Bによる同じような問題などはいまだに聞いておりません。

第六点の、しかば、こうじつたいろいろな問題のあるP C Bの汚染状況の調査をやつた場所と、内容について述べると、ことでござりますが、P C Bというものが、いろいろと人の健康に被害を及ぼしてゐるんだといふことが大きく言われ出した直後に、三菱モンサント化成で工業原料としてのP C Bをつくりてゐるんだといふことを承知した四日市市の担当者といひたしましては、なるべく早く、おっしゃるような調査をしようじゃないかといふことを考えまして、調査をするためのいろいろな問題点を検討してみましたところ、測定の技術、測定の基準方法、そういうことがごく最近まで国からも県からも示されたものがございませんでしたので、あわてて環境庁に照会をし、県とも話し合つてみたわけでござりますけれども、一番最初はご承知のように石炭や石油からベンゾールを取り出してきて、それに蒸留した塩素を加えてP C Bをつくるんだと。そのプラントは100%密閉されたプラントの中で工業化されるんであるから別に工場自体には汚染の心配、公害の心配はないんじやないかといふなところは受け取り方でございましたけれども、だんだんと交渉をしてくる間にいまのような騒がれ方もしまして、調査をするということになつたわけでござりますけれども、おっしゃつたように国民とありますか、市民の生活環境に広く分布されておりまして、ただいまご発言がありましたように閉鎖型、あるいは開放型といいますか、わたしたちの日常生活の中ですぐに口から、手から、皮膚から入り込むようなもの、食べ物といふものにもあるようだとありますし、それから電気製品、耐久消費材のある部分というふうな密閉されたところにもあるようだといふうなことで、さて、調査をするとして

どの範囲をどこでやつていくかということに、いろいろと問題がございましたけれども、結局のところ県公害センターが持つております測定器具及び県の衛生研究所が持つております測定技術というもので調査することになりますが、問題は人でございます。そんなものを合わせまして調査することになったわけでございますが、公害担当部局の側から四日市港及び工場周辺にどの程度汚染の範囲が広がつておるかを調査をし、衛生部局では衛生研究所を中心とし、衛生部局では保健所の機能も加えていまおっしゃったような母乳とか魚貝類とか、あるいは、野菜、くだものとかそういう日常生活品の中にどの程度のものが流れているかを調査しようじゃないかということになったわけでございます。具体的には、四日市の大井の川の河口で一ヵ所、四日市港の港内で三ヵ所計四ヵ所の水質と底質汚泥をそれぞれ測定をしたわけでございます。さらに、母乳、牛乳、鶏肉、カレイ、アサリそんなものを衛生研究所が担当いたしまして調査をいたしたわけでございます。その内容の結果は、分析をしておりますそれぞれの部局で整理をいたしまして、二十日ごろ知事発表として県が発表するからそれまでは待てということでございますので、ご了承願いたいと申します。

市のこれに対する協力の態度、第七番目でございますが、市はもちらんいま申し上げましたようにPCBの調査をやろうじゃないか、やってくれとこうことをむしろ四日市市から県に強く突き上げてやつたというふうなきさつもございまして、十分協力をする予定でおつたのでござりますけれども、わたしも詳しいことはわかりませんが、これを測定をいたしますにはエックス線取り扱い資格者が必要だそうでございます。その資格をもつてゐるのが四日市市の環境部にはおりませんので、及び、ガス・クロマトグラフの機械はございますが、それにECRという付属機械が金額にして五十万くらいのものだそうでございますが、それがまだ市のほうにはございませんでしたので、協力といいますか、主導権をもつて市で調査をしたいという意思があつたにもかかわらずできませんでしたので、そういう調査をやりますための準備に積極的な協力をするということで、この調査に臨んだわけでございます。

ご質問の各項にわたりまして、断片的でございましたがPCBの問題についてお答えを申し上げました。

さらに、第二点の光化学スモッグについてのお尋ねの問題点は、府舎の塔屋に光化学スモッグの測定機器を四十七年度予算で予算化していただきまして、さっそく購入をいたし、設置をいたしまして毎日稼動をしておりまして、先ほど、ちょっとお答えいたしましたように県の在来からあります県公害センターに一台と、市の府舎に一台と二台ございまして、光化学スモッグといいますかオキシダントの濃度が一日のうちで一番高くなつてくるのが十二時から一時でございますので、その時間に市の測定値を県の公害センターに毎日通報をしております。日曜休日のときでもやるようにしております。もう一台は、県公害センターに移動車がございましてオキシダントの濃度が非常に高くなつてきた場合には、その方向に向かつて出動をするという形でござりますが、先ほど小林哲夫議員が光化学スモッグの警報を発令するのは〇・〇一五と申されましたが、警報発令には〇・一五PPMでござります。その警報発令する〇・一五PPMになつた日は今年になつてまだ一回もございません。予報を出します〇・一PPMになつた日もまだございません。で、大体市の府舎の自動観測器によりますと〇・〇一三、二四、二五その程度の濃度でおさまつてゐるようでござります。

大気汚染防止法の法律によりまして、オキシダントSO₂ならしはオキシダントの測定の義務は、権限と義務は四日市市長でございます。そして、予報や警報を発令する権限は知事でございますが、私たちいたしましては、市民を守るための測定の義務がござりますので、今後とも、この機械を十二分に活用いたしまして測定に万全を期していきたいと思いますが、お尋ねの四十五メートルもある地上の高さところで測定をすると、地面の上を歩いている人間の健康被害との関連で大丈夫かというご質問、どもつともございまして、これは中央緑地に市の公害分析室が

完成いたしますと、そちらに移すか、あるいはせっかく庁舎に備えつけたんだから今年いっぱにはここに置いておいて、四十八年度に県の公害センターが南警察署の前に建設中でござりますて、あれが完成いたしますとそこに現在の公害センターの者が移つてしまりますので、その時点で磯津と四日市商業高校と三カ所に持つていただきたいというふうな考え方を持っておりますので、その時点で十分検討をさしていただくつもりでござります。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 小林哲夫議員のご質問にお答えいたします。

市の文化財条例の中の用語の指定と認定のことばでござりますが、たぶん、その二十五年に制定されましたものほどの文化財保護法、その用例に基づいて使つたことばだと思うのでございまして、文化財保護法によりますと、固定の有形の文化財、絵画とか彫刻とかそういうものを指すときに指定といふことばを使っておるようでござりますし、それから無形文化財の、たとえば型紙の技術の保持者とか、あるいは陶芸の技術の保持者とか、そういう人を無形文化財として指すときに認定といふことばを使っておると、こう理解しておるのでございまして、たぶん、それに準拠して市の条例のことばも用いておると、こう思うのでござります。

二点目の、出土品の点数で収蔵庫に收めておるもの、どれだけあるかといふお尋ねでありますか、三百六十六点今日現在収蔵しておるのでござります。

なお、この市指定の文化財に対して市はどれだけ保存のために経費を出しておるかと、こうじうお尋ねでござりますが、先刻もちょっと委員長が申しましたように、四日市市には国指定の文化財が七点ござります。重要文化財とし

て四点、天然記念物として三点の合計七点。県指定のものが二十二点。市指定のものが二十五点、そのほかに埋蔵文化財の遺跡、そういうものが二百七十二点あるのでござります。国指定のものについては、いろいろ保存をはかっておるのでござります。先年の垂坂の観音寺、あそこの文化財の収蔵庫をつくるときにももちろん国の補助もござります。県の補助もござりますて、市もどれだけかの経費を出しておると、あるいは、今日また富田の善教寺のあそこにも収蔵庫をつくりたゞと、こうじうのがございまして、たぶん国の国庫補助があります。したがいまして、県の補助もござります。そうなりますと市の補助も追加予算でお願いしなければならぬと、こう思つておるのでござります。国指定のものにつきましてはそういうふうに国、県、市という段階で経費も出でるのでござります。県指定のものになりますと、県もあまりかまつてくれない、私の調べましたところでは、先年鯨船、あれが県の指定になつておるのでござりますが、鯨船の修繕のときに県と市で経費を出しておると、市の指定の文化財二十五点ござりますんですが、これについては調べましたところ、わずかに日永のつんつく踊りの維持のために、かつて二万円の経費を出でておると、こうじうことでございまして、市内にある国の指定の文化財、県の指定の文化財、市の指定の文化財、だんだん国指定のものについては厚いけれども、市の指定のものについては薄いと、こうじうようになつておるのが現状でござります。

ご報告いたします。

○議長（服部昌弘君） 小林君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 ただいま逐一ご答弁をいたしましたことを感謝いたします。

まずその中で、環境部長から最初にご答弁のございました三菱モンサント化成がP.C.Bの名称を使っていなかつた

と/or と報告がございました。したがって、正確に知られたのは昨年の末であつたところでござりますが、しからば、どうじう名称で三菱モンサント化成は環境部の方へ報告をおつたのか、そのお名前をお聞かせ願いたく。

それから、同工場の従業員がP C B被害症たと/orことを申し上げました。それについて労働基準監督署がどういり調査をやつたかはご承知がないようでござりますが、私の調べたところによりますと正確な判断はいまの段階ではくだせないけれども、一応、P C B症状と/orことで労災保険を適用するという返事でございました。したがいまして、一応、私はこれはP C Bの被害者たと/orふうに考えていいと思つております。

それから、このP C Bの汚染調査につきまして、市の公害対策が陣容のうえにおいても、また機械設備のうえにおいても能力がないと/orお話でございましたが、先ほど来申し上げておりますように、四日市でこの物質が生産されたという状況から判断いたしましても、私はできる限りこうじう汚染調査については、市が独自で早急に対処されるような方策を構じていただきたいと/orことを要望したいと思うわけでござります。

なお、P C Bの汚染調査の結果、公表が二十日ごろ知事からあると/orことでございまして、したがいまして、残念ながらこの詳細を知ることは二十日まで待たなければなりませんけれども、私が県から聞いております話では、調査の結果P C Bが存在することは間違いない。ただ、その測定数値が調査数値が予想外のものではなかつたと/orふうに聞いております。したがいまして、P C Bの今後につきましては、この県の公表結果を待つてから対処してもらわなきゃならぬと/orますけれども、最初に申し上げましたように五年、十年先の将来を憂える慢性症状でござりますので、もちろん、四日市市当局だけで単独にどうこうできると/or簡単なものではございませんが、そういう市民の不安を除くために市としてもできる限りの努力を払つていただきたいと/orことを強く要望しておきます。

それから、光化学スモッグにつきましては、小林博次議員に対するご答弁の中にありましたので、私は、これ以上

追及しようとは思ひませんでしたけれども、昨年九月の十四日に笛川中学の生徒をはじめとしたしまして、市内で約二千人の被害者を出しておる事実があるわけでござります。したがつて、今後四日市で二度、三度こうじう被害がないと/or保障は決してないわけですから、この予報体制を万全を期していただくと同時に、被害者の救済と/orますか、特に、先ほど市長のご答弁の中にありましたように、東京都の石寺井南中学校の数度にわたる被害で入院患者も出すと/orような新しい症状が出てまつております今日、千葉県では新しくこの光化学スモッグの患者の治療費を公費で負担すると/or話を聞いておりますが、市としては、そういうお考えがとれるかどうか、その点をもう一度お伺ひいたします。

それから次に、文化財関係のことで申し上げますけれども、先ほど教育長からご答弁のございましたように、指定と認定とは対象の差であると/orふうに申されました。そうしますと、たとえば、無形文化財の場合は全部認定になるのかどうか。その点をもう少し明確にしていただきたいと希望するわけでござります。

次に、埋蔵文化財の出土器が全市で三百六十六点あると/orお話でございましたが、このうち日永にあります郷土資料庫には何点収容されておるのか、そうして、その残りはどうなつておるのか、そういう点も明らかにしていただきたくと/or思ひます。

これで、二回目の質問を終わります。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（圃浦和己君） 登壇〕

○環境部長（圃浦和己君） 公害防止計画におけるモンサント化成の事業計画の中にあるP C Bの製造品目でござりますが、機能油と/or名前になつております。機能油とは何ぞや、と/orことからP C Bだと/orことがわかつたわ

けでござります。

労働災害のP.C.B汚染による工場従業員の問題につきましては、水銀中毒患者といたることだけを聞いておりまして、P.C.Bによるものといたことは聞いておりませんので、さっそくに工場を調査してみたいと思ひます。

最後に、市独自で調査ができるようにしろというご意見、まことにありがとうございます。これは特別な講習を受けさせることによって、大学を出た技術者であるならば比較的容易に取れるようござりますので、養成をしていくつて、市独自で調査ができるようにしていくつもりでござります。

光化学スモッグによる健康被害が出た場合の被害者救済の措置については、国に対して、だんだんとそういう被害者が多くなつてしまひります傾向にありますので、特別な措置を考えるよう四日市の協議会ないしは産業公害都市協議会といふうな協議会を通じまして、環境庁に申し出ているわけでござりますが、いま直ちに四日市市独自で措置をするといふうなとこまで進んではおりません。大体は、光化学スモッグの健康被害といいますのは、いわゆる、一過性でございまして目が痛い、のどが痛いといふ児童、生徒は顔を洗ったり、目を洗ったり、うがいをしたり、戸外で過激な運動をしてくるのが教室へ帰つて静かにしてることによつて二、三時間もすればなるというのが、今までの光化学スモッグによる健康被害でございましたが、よそでは入院をしなきゃならぬといふような人もあるようでござりますので、四日市はまだ幸いにして、そういう事態にはなつておりますけれども、今後おき得ることも考えられますので、そういうつた協議会を通じて環境庁と折衝をしてみたいと考えております。

○議長（服部昌弘君）・教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） かまえて、認定と指定の問題でござりますが、先ほど申しましたように思つておりますので、無形文化財そのもの、たとえば、つんつく踊りとか、大念佛そのもの自身は指定といふことばでさすときに用いますし、もし、そこに技術を持つておる人を、さす場合にやはり、認定といふことばを使うんじゃないかと思うんでござります。先年出版いたしました四日市市の文化財、それをいまもひもといて見ますと、大念佛にいたしましたも、つんつく踊りにいたしましても何月幾日指定といふことばが使つてござります。まあ、その程度でご了承いただきたくと思うのでござります。

なお、収蔵庫に収めております三百六十六点、これは、これまで十六回の調査で出てきました出土品そのうちの復元したものにつきましての数でございまして、そのほかに、まだ調査が行き届いていない復元のできていないもの、陸上競技場の階下に収めてあるもの、そういうものの数は含まれていないのでござります。さよう承知しておるのでござります。

○議長（服部昌弘君） 小林君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 だいぶん時間も経過してまづりましたので、いろいろ私の質問を打ち切りたいと思いますが、したがいまして、できるだけ要望にとどめさせていただきます。

ただ、先ほどP.C.Bの汚染調査につきまして、市独自でも今後できるだけやつていただきたいんだといふ環境部長のご回答、まことにありがたいことだと思います。ただし、この問題につきましては、水質汚濁防止法とも関連がございまして、確かにこの水質汚濁防止法の政令によりますと、知事の権限が市長に委譲されるのは五十万以上の人口を持つ十四都市に限られるといふうに聞いておりますが、その点ひとつ、これは市長のほうからお答えを願いたいと思

します。もし、そういうことであれば、できることなら四日市市も人口は五十万ありませんけれども、こういう土地柄でござりますから、わたしはできる限り知事の権限を委譲していただきたい。例えば、今度のP.C.Bの汚染調査の結果発表につきましても、知事からでなければできないことでは非常にまずいんじやないかというふうに考えますので、その点についての市長のご見解を承りたいと思うわけでござります。

それから次に、文化財のことでございますが、先ほど教育長からご答弁のございましたように、まず出土品について、郷土資料庫だけでなしに中央緑地なんかもに置いてあるという話を聞いてござりますし、また、別に何か川越の小学校にも整理のために預けてあるという話も聞いております。いずれにいたしましても、私はせっかくつくつていただいた郷土資料庫ではござりますけれども、あれでは非常に狭いんじゃないか。のような陳列形式ではとうて四日市の、いわゆる、埋蔵文化財の全貌を知ることはできにくんじゃないか。しかも、あの資料庫には便所もついておらないということで、もう少し私は市民にこの郷土の文化財が知られるような方法をとられてしかるべきじゃないかというふうに考へるわけでござります。しかも、この出土品だけではなくて、私はもつと実際の史跡とか、天然記念物とか、そういうようなものも見られる機会をもつと市民に与えるべきではないか。今度、動く市政教室ですか、これが二十二日から始められるそうでござります。そのコースの中には郷土資料庫が入つておりますので、一応、その片りんを伺うことはできますけれども、現在、日永の公民館が実施を、これはもうすでに十年近くやつておるようになりますけれども、毎年一・二回この文化財めぐりというバス旅行をやっておりますが、こういうことは単に日永の南部地区の皆さん方だけでなしに、中部なり、北部なり、あるいは神前なり、そういう公民館のブロック区域なんかでも実施されたら非常にいいんじゃないかというふうに思ふますので、その点をお勧めいたしたいと思ひます。

それから、無形文化財に指定されております、いわゆる市の指定でありますつんつく踊り、大念仏につきまして、まあ、つんつく踊りについては先年二万円の市の補助があつたということを聞いておりますけれども、大念仏につきましては残念ながら市からびた一文ももらつておりません。もちろん、過去十年余り中止をしておつたせじもござりますけれども、しかしながら、あの大念仏のための太鼓とか、あるいは鐘の修理にはずいぶん金がかかるわけでございまして、昨年、東日野で復活いたし、ことしの夏は西日野で復活する予定でござりますが、西日野の場合は太鼓が破れておりますために、すでに、二十万円の金をかけてこれを修理したというような話を聞いております。こういう、せっかく市で指定されました文化財がただ単に地元の経費負担だけで維持されるということについては、私は、市はいさか無責任ではないかというふうに考へるわけでござります。先ほどつんつく踊りに二万円出たということではござりますが、ただ単にそういうことではなしに、こういう市の指定文化財については、やはり、できるだけ市としてもめんどうを見ていただきますように、せっかく文化財条例もつくつてある手前でござりますから、ぜひ、そういう点については、もっと責任をもつて対処していただきたい。これは、単に大念仏、つんつく踊りだけではなくて、先ほど、鯨船の話もございましたけれども、あるいは、北部の石採り祭りとか文化財に指定はされておりませんにしましても、そういう郷土芸能というのは、なかなか地元だけで維持していくことはむずかしい。特に大入道なんかのようなものは四日市の名物でござりますから、こういうものの維持、保存のためにも、私はもつと市は関心、責任を持って保存対策を講じていただきますように、切にお願いを申し上げる次第でござります。

それでは、先ほどの水質汚濁防止法との関連につきましての市長のご答弁を承って、私の質問を終わることといたします。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ご指摘のよう、水質汚濁防止につきましては、市長に権限は委譲されておりません。大気汚染防止法につきましては、測定義務等が委譲されております。

○議長（服部昌弘君） 小林君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 いまのご答弁は、先ほど私が申し上げましたそのとおりでございまして、まあ、私はそれを承知のうえで申し上げたわけでございますが、したがいまして、そういう要するに五十万人口、五十万以下の都市でも、特に四日市のような場合は、ぜひ知事の権限を市長のほうに委譲するような方法を、市長としてはお考えにならないのかどうか、国のほうへそういうような働きかけをなさるお気持ちがあるのかないのか、その点をひとつはつきりご答弁願いたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのところ、そういうことを考えておりません。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午後一時五十二分休憩

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後二時八分再開

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 通告申し上げておきました三つのことにつきまして、お伺いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

戦後の教育、これから教育。ロッド空港事件の反省から非常にむずかしい、かた苦しいような質問でございますけれども、こうした際に四日市の教育はこれでよかつたかと。からの教育はどうすべきだと、いう反省の問題の提起いたしたいと考えまして、こういふものをお尋ねするわけでございます。したがつて、答弁はきわめて簡単でけつこうでございます。

日航機乗っ取りのハイジャック事件が起きましたのは、一昨年の春でございました。このショッキングな事件を見まして、日本もアメリカ並みのギャンクの横行する暗黒時代が来たのではないかと、私はふるえを覚えたのでござります。そして、今年の二月浅間山荘の恐ろしい事件が起つて、続いて五月三十日にはイスラエルのロッド空港で三人の日本の若者が想像もできない事件を引き起したことは、皆さんもご承知のとおりでございます。日本の内部での問題であるならば、いた仕方ございませんけれども、国外で、しかも何のかかわり合いもない大勢の外国人を銃殺するという狂人の行為は、許すことができないと思います。

一九六〇年代の安保闘争での行動、そして、それに続く赤軍派の常識を逸脱した行動、それは、みんな戦後に育った若者の行動であり、その若者の多くが学生、しかも、一流大学の学生が多いだけに考えさせられることが多いのでございます。私は、学者でも何でもございませんので、これについての批判はいたしませんが、ただ、この青年たちが貧しい戦後の環境の中に育ち、なまはんかな民主教育の中で教育され、そして、今日の経済万能の時代に生

きてらる。こう いう日本の過去、そして、現在に至るまでの事実が問題として、考えられるのではなかろうかと思うのでござります。きわめて、むずかしい問題でござりますけれども、この大切な機会に先ほど申し上げましたように、戦後の四日市の教育はこれでよかつたかと、これから教育はどうするか。それについて教育委員長からご答弁をお願いいたしたいと思ひます。

次に、保育園の保育料はなぜ高いかと、こう いう質問でござりますが、この内容はすでに四月の教育民生協議会の中で十二分とはいきませんけれども、まあ、八分どおり審議が過ぎております。それで、この質問の内容を会派で説明いたしましたところ、ある人から、それは収入がふえるから高くなるんだ。また、早川議員からは「伊藤さん、そんな質問をすると、泥沼へはまるからやめとけ。」と、まあ、こう いうことを言われたんでござりますけれども、私は、その問題よりも、私ちょうど補選に当選いたしましてから七年になります。七年間教育民生委員をいたしておりますけれども、保育料は厚生省の基準によって定めるものだから、市ではどうにもならない。あるいは、予算を読み取る力がございませんので、あれほど的一般財源が繰り入れられておりながら、それがわからなかつたこと、これは、非常に私は恥ずかしいことでござりますので、むしろ、それは私が恥ずかしいのか、あるいはそれよりも、それを考えさせなかつた小西部長の頭の良さか、どちらかわかりませんけれども、その反発でこの問題を提起するわけでござります。

前置きはこのくらいにいたしておきまして、この保育園の保育料が高いということは、二・三年前から耳にしておつたことでござります。しかし、その声はありますても高いという声の前に入園希望者が年々増加してまいりますので、入園できるかどうか、そういう問題が先決問題でございまして、この声も大きく耳に入つてこなかつたわけでござります。ところが、ことしになつてから急に大きくなつたようでござりますが、三月議会で同僚の議員から、こ

の問題検討するように、私言われまして、委員協議会で発言はいたしたんでござりますけれども、先ほども申しましたように、小西部長のやわらかい手に乗りまして、それではということで、一応引さ下がつたわけでござります。ところが、やはりこれは検討する時期がきてるのか、四月の五日の日でござりましたが、市内のある人から電話がきました。で、きよう役所から保育料の決定通知を受けましたけれども七百円も高い。昨年が四千九百円でことしは五千六百円になつたと、間違いじゃございませんか、一度調査してくれといふことでして、その入園料、保育料であれば、私は、とても保育園へ入れることはできませんと、こう いうようなことでござりましたので、それで、この調査を小西部長にお願いをしておる話の中で、この保育料の徴収は、条例は二十六年九月十七日につくられたと、したがつて、これは市長の専決であるということ、それから、保育料には相当の一般財源が繰り入れられておるということがわかりましたので、それで、さつそく委員の協議会を開いていただきまして説明を求めたのでござります。その協議会で、私は同席していただいた方はわかりますように、きわめて簡単な質問をいたしております。ご承知のとおり幼稚園の保育料は特別の者を除いて、月九百円という均等でござります。教育の内容がどうあらうと、保育の時間はどうあらうと、それは別といつたしまして、保育園と幼稚園の相違と申しますと、これは給食費とおやつのある、これだけのまあ相違だと思うわけでござります。この給食費代は千百円でござりますので、保育園の平均保育料は一千円で妥当であるといふうに考えておるのでござります。ところが、保育園の保育料は平均三千四百二十円になつております。ここに二千円が妥当であらう、いわゆる、その幼稚園との均衡のうえにおいての話でござりますが、二千円でいくものが三千四百二十円となりますと、千四百二十円はどうしたのかと、こう いうことを考えると同時に、逆のことばで言えば千四百二十円高いということになります。ここに問題として、なぜ、千四百二十円を取らなければならぬか、高く取らなきやならないかといふことがわからぬんでござります。ところが、幼稚園の保育料が均等な

のは、不特定多数の児童を相手にしているから九百円という均一の保育料であり、保育園は、保育に欠けるという特定の児童を相手にするから、受益者負担の原則で最高五千六百円、最低ゼロと、十一段階に区分して保育料を決めていくと、こういう説明があるわけでござりますけれども、なぜ、保育園の保育料を受益者負担にしなければならぬかと。これは、現在の状況から見て私がひとつ疑問を感じるわけでござります。保育に欠けた児童が、保育に欠けない児童よりもたくさん保育料を負担しなければならぬ現状について、問題があるのでなかろうかと、こう思うのでござります。で、こうじうことについて教育委員会と厚生部との間に話し合ひがあつたかどうか、あるいは話し合ひする協議会といったものをつくつておるかどうか。もし、つくつてなかつたならば今後どうするか。こうじた問題もお伺いしたい一つでござります。で、保育園の保育料は、ご承知のように収入が多くなれば当然保育料は變つてしまります。さらに、厚生省の基準が変われば、また変わってまいります。年々更新されていくわけでござります。ところが、幼稚園は、何年かわからませんが据え置きでござります。ところで、いつの間にか非常に差が大きくなつてまいります。まあ、このあたりをあんまりしつこく聞きますと、先ほど早川議員のおっしゃつた泥沼に入り込むかわからませんので、この辺でこれはとどめておきます。

で、方向を転換いたしまして、国立大学は授業料値上げで学生が大いに反対しておりますけれども、一年生は月三千円、二・三・四年生は月千円。県立の高校は一年生が千二百円、二・三年生は八百六十円です。ところで、四日市の財政規模とは大きく違う桑名市はどうかと申しますと、桑名市の保育園の保育料は平均三千四百円、二十円ぐら^い四日市より安いわけです。鈴鹿は四千三円、四日市よりだいぶ高いです。隣の町村の様子は川越が平均二千三百円、楠が三千四百円、茲野がうんと安く二千円、朝日はちょっとわかりません。私立の幼稚園ですら暖房代とかある^いはバス代とか、あるいは寄付などありますが、最高で四千一、三百円、保育料としたしましては最高が三千五百円、

最低が千八百円、平均大体三千円ぐら^いでござります。この一般の状況から高いとか、安いとかと、こうじう声の中にはもちろん比較の問題でございましょうけれども、高い、安いといふ内容の中には、おそらく、事業所得と給料所得、すなわち、この課税関係の問題もあろうと思われますが、とにかく、保育園の保育料は決して安くないということは言い得ると思うんです。この問題につきましては、市の一般財源の繰り入れが大きく影響してくることは、申し上げるまでもございませんが、ここに数字をあげて見ますと、四日市市の幼稚園は千六百四十八人の園児でござります。この一人一人に月五千二百八八円の市費を持ち出しております。この総額が一億二百四十八万四千円でござりますが、保育園はどれだけ持ち出しておるかと申しますと、全部で二千三百九十人、幼稚園よりも七百五十人多いんですですが、ここでは一人に二千八百八十九円と、幼稚園よりはるかに少し持ち出しでござります。総額といたしましては八千二百八十六万でございますが、もちろん、保育園は国、県の補助がありますから市費の持ち出しが少ないのかもわかりませんけれども、それでは筋が通らないと思います。どうもこの辺が納得できないところでござりますが、まあ、こまかくことをいろいろ申し上げておつてもきりがございませんので、簡単に質問をまとめてみます。

保育料に關係して、厚生部と教育委員会はいつも協議をしているかどうか。していなければ今後どうするかという問題。それから、協議会で岩野助役に申し上げました二十六年九月十七日制定した保育料金徵収条例を改定するかどうか。それから、この際ちょっとやばな言い方でござりますけれども、この保育所の保育料を受益者負担の形ではなくて、幼稚園のよう、高等学校のように均一の料金に決めるることはできないのかどうか。この三つの点につきまして、ご答弁を、これは部長からお願ひいたします。

次にし尿処理行政はこれでよいか。こうじう見出でご質問を申し上げたいと思いますが、その、具体的な内容を四つか五つならべまして、そして、まとめてご答弁をいただくつもりでござります。

まず第一回に、本年のたしか二月ごろであつたと思ひますが、富田、富洲原、塩浜の三地区の代表者が市へ出まし、し尿くみ取りを直営と交代させてほしい。こういう申し込みをいたしております。ご承知のように、富田、富洲原、塩浜は業者がし尿のくみ取りをやつております。それで、従量制によるし尿くみ取り代金に問題があつて、不満からの申し出でござります。ところが、本年四月から従量制が人頭割りに変更されて、し尿代金は市へ納入することになつたわけでござります。確かに富田、富洲原の各家庭は、くみ取り料が従量制と比較して安くなつたと喜んでおるわけでござります。これで問題は解消されたようでござりますけれども、今度は、このくみ取りにむらがございまして取り残されることが非常に多いので、また不満が爆発して富田、富洲原の代表者は市へまいりまして、再び直営に切りかえてほしいということを申し入れたのでござります。この切りかえがうまくいかないために、私ども議員もたえず清掃管理課へ電話しなければならなかつたのであります。なぜ、富田、富洲原を直営でやれないのかと、その理由をお聞かせいたきたい。富田、富洲原地区では十何年もくみ取り料を値上げしなかつたが、その値上げ分を従量制の目分量という形で、住民一人一人が背負つていたことは理事者側もよく知つてはたゞでござります。また、くみ取つてもらうために心づけまでして心をくだいていた富田、富洲原の人たちの気持ちをどこまで関係者は理解しておるかどうか。直営の地区では十年前に決めた料金でくみとつてはいるし、富田、富洲原では心づけをして、さらによつて目分量による実質値上げ分まで加算されて、そりいうような料金を支払つてきただでござります。それがやつと人頭割りになつて、料金の切りかえが行なわれる三月議会で、直営をやつておられたところのほうでは値上げだ、反対だと、こう言つておられましたけれども、富田、富洲原では値下げ大歓迎だといふような気持ちを持つておつたのでござります。しかし、それもつかの間、また金さえ出せばすぐに取りに来てくれる昔のほうがいい。こういう声が大きくなつてきましたので、そこで、さつきいつた直営に切りかえろという申し出をしておるわけでござります。そう

いう問題をどう処理していくか、ひとつご答弁をお願いしたい。

次に、昨年二月公共下水道の完備した地区に対して、水洗化促進対策要綱をつくって、その水洗化の促進を進めておるようでござりますけれども、この地区のくみ取りは四十九年三月で中止すると宣言されております。対策要綱を読んでみますと、私はこれでけつこうだと思うのでござりますけれども、もう一つ違った考え方を持っておりますがあとでこれは述べます。ただ、ここで宣言した前と現在との間の進捗率がどれほどであるか、このことについて一応お伺いいたします。

次に、北部し尿処理場の処理した水が非常に色が濃くてきたないので、市民の間で問題になつてゐるところは理事者側もよくご存じのとおりでござります。四日市港がよどれてゐるところで、田尻さんが岩波新書から「四日市死の海と闘う」という二百六ページの本を書いておられますことはご承知のとおりでござります。読んでみてこ
れはひとつ、この内容について、ここでただしていただきたいと思うことばかりでござりますが、それは別といたしま
しても、この処理場一帯のたんぽは昔から非常にさびの出るたんぽでござりますので、そこで井戸を堀つてその水で処
理しようとしても、かえつて赤いさびのために一そうにきたない感じを持つんじやないかと、こういうふうに思いま
すので、どういふうにしてきれいな水にしていくかと、そういったようなことを一応お尋ねいたしたいんでござ
りますけれども、きのうの夕方テレビを見ておりますと「汚れた海の報告」という番組が出ておりまして、よく日本人
は都合の悪いことは水に流してと、こういうことを言っておるけれども、薄めたらそれでよいという考えは間違つて
おるということを言つております。下水の処理場にいたしましても、し尿処理場にいたしましても、水で薄めたらそ
れでしまいだという考え方、これは、ちょうど話は横へそれますけれども、石油化学で煙突を高くして出してしまえ
ば、それで薄めればよい、そういう考えに似ておりますが、この処理場の問題にいたしましても、私は一応は色が濃

い、きたないからとくことばで出しておりますけれども、しかし、根本的にはこの問題はこれではすまんじゃないか、ことに、このテレビを見ておりますと非常にそれがために窒素量が多くなって海が死んでいくところも言つております。こういったことも合わせて、この水の問をひとつご答弁いただきたい。

それから、臭いものばかり並べて恐縮でございますけれども、みな浄化槽をつくつております。水洗便所のない人は浄化槽をつくつております。これはたしか県の管理でございますが、はたしてうまく管理していけるかどうか、その実情をお伺いいたしたいわけでございます。消毒の検査が一年に一回だということを聞いておりますが、それをどこでチェックしているか。はたして、年に一回ずつ検査をしているかどうか、一つそこに問題がございます。私の近くに稻垣のアパートがございます。そこからなまが出ていてくさいので住民が非常に騒いで、そしてやっと保健所を呼んできて話をしたけれども、けりがつかずしてややこしい形で残つておりますけれども、この問題はこれからどんどん起つてくると思いますので、その管理の方法について県とどういうふうにして住民に迷惑をかけないような処理をしていくか。その点についても、ひとつ、ついてお伺いいたしたい。

それからその次に、三月の議会で質疑の形で問題の提起をいたしておりました。し尿の海洋投棄の問題でございます。四日市から運んだし尿が名古屋港沖で不法投棄されていたことが、あるいは、この船に名古屋市の職員が乗つておりながら、取り調べの結果不法投棄をしておったということがあり、名古屋市の議会で問題になつておるということは、皆さんも新聞でご承知のとおりでございます。これは新聞に出ておりましたから私はここで詳しく申し上げませんが、この船の責任者が杉山産業でございます。四日市市とも契約を結んでいる杉山産業でございます。四日市が海洋投棄をするために契約している唯一の会社でございます。ところが、この船との契約を結びましたのは伊勢湾台風のときでござります。それ以来、ずっと結んでおりますけれども、ところがとかくうわさもあり、人のなれ合ひも

あるので、それで地元の船を一隻就航させたのでござります。ところが、内諾を与えておきながら許可をしなかつたわけなのです。それで、その当時の衛生部長の中山さんはたびたび口論したわけなのです。最後には謝罪状を書かすところまでやつたわけでございます。なぜ、そこまで地元の船を就航させなかつたかと。その当時からくさみがあつたわけでござります。ここに荒木部長がみえますけれども、荒木部長、赤塚課長のあとをくさしくさじと言うて私はつけて歩いたこともあるので、よくご存じだと思います。ところが、四十五年の秋、先ほど融れました田尻課長にこの船がつかまつて、内容は、船舶安全違反ということでやられて、そうして、しかも不法投棄の疑いを持たれたのでござります。しかし、不法投棄はなかつたけれども、なぜか、この船に海洋投棄はせずに杉山産業の持つ海洋投棄船まで、四日市からこれにし尿を運ばせていくのであります。それはとにかく、市の方針でございますから、わたしあれこれ申しません。ところが、杉山産業の不法投棄したし尿は四日市のものと、名古屋のものとまじつております。それだけでも市は責任がないとはいえないと思う。ただ、四日市の積んで行つたし尿を流しておるということだけでなくて、これは関係者はよく知つておるはずでございますが、杉山産業には海洋投棄には二隻の船しかございません。この二隻で名古屋市の分と桑名の分と四日市の分とを乗せておりますから計算をすればよくわかるはずです。ところが、四十六年の十月にこの船の検査がございまして、検査をするために修理をする、それがために大体一ヶ月から二ヶ月船を休んでおります。だから、この休んだ期間に二隻で精一ぱいであるのに、一隻でどう処置をしておつたか。私は聞いた話でございますので、ここでは申しませんけれども、これは四日市で二隻の船でなければ処理ができないということは知らないはずはないのであり、そして、しかも一隻検査を受けておるという通告もきておると思うんです。また、それがなくとも市の計算のほうで投棄量を計算した場合に完全に処理ができるないということは、その計算のうえから出てくるはずでございます。もし、それが出てこなかつたならば、おそらくこれはほんやりです。

また、一隻検査に入っている、あるいは、処理できないと。それを知つておりながらこれを処理さしておつたんであれば大きな問題になろうと思ひます。とかく、くさぐ話でござりますので、この辺で追及するのをやめますけれども、ただ、杉山産業に対してもこれを、このまま見逃しておるのかどうか。その辺のご返答を賜わりたい。一応、以上で終ります。

○議長（服部昌弘君） 教育委員長。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君） ご質問にお答えを申し上げます。

イスラエルの空港事件に関連しまして、四日市の教育の現状はそれでいいのか。また、今後どういうふうに向かっていくべきかというようなことにに関するご質問であります。しかも簡単に答弁せよとくことであります。委員会としては毎年、年度始めに学校教育指導方針というものを新しく策定をいたしまして、これを各学校に流しまして、各学校ではそれに沿つて、その学校、学校の独自の努力目標を立てまして、それに沿つて全校一致してその努力目標を達成するように指導しておるような実情でござります。まあ、これは一応の筋道でござますが、これは、いろいろとの辺の最近の事情にかんがみまして、そういうふうな方針につきましても、なお一応、念を入れて考えてみたいと思うんです。ただ、子供の教育といふものは、学校教育がよくなればそれでいいかというと、そうではないと思うんです。子供の教育の場としては、学校と家庭と両面があります。この両面の教育がうまくじつてこそはじめて子供が健全に育つていくようになります。

ある小学校の女の先生が、私は家へ帰つてからは先生を忘れて、母親らしい気持ちで子供に接しておるんだけれど

も、この間子供から「うちのかあさんは家へ帰つても先生のようだ」と。そういうふうな批判を加えられたんで非常にようなのが、家庭教育のありようではないかと、こう思うんです。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 保育料は、なぜ、高いのかというお尋ねのうちの、結びの三点のお答えを申し上げる前に、議員の皆さんにご理解をいたくために、若干、補足説明をしておきたいと思ひますので、ご了承をお願いしたいと思ひます。と、申しますのは、私たちが議会の前で、あるいは措置費という名前を使つたり、あるいは、徴収基準額というものを使つたり、あるいは、また保育単価といふことを使つたり、あるいは保育料といふようなことをを使つたりするわけでござりますので、一体、そういう関連がどういうところで体系づけられておるかということが非常に重要な問題にならうかと思ひますので、若干、お時間を拝借いたしたいと思ひます。

ど承知のように、児童福祉施設に入所をいたしました児童につきましては、もちろん、入所後の児童の福祉施設の

最低基準を維持するためには、措置費といふことになつてまいりつくるわけでございます。なお、また後ほどの答弁にも関連いたしますので、はなはだ失礼でございますが、ここで若干補足をいたしますが、徴収権者といふ児童福祉法の五十三条に規定されている条文でございますが、措置費の支弁義務者は毎月その措置費を児童福祉施設に支弁しなければならないけれども、この支弁した措置費については、それぞれの支弁した市町村長、あるいは、都道府県知事または厚生大臣が措置費の徴収権者として本人またはその扶養義務者からその負担の能力に応じて徴収しなければならないという義務設置規定があるわけでございます。

ただいま申し上げましたが、これに若干補足いたしますと、保育所の措置費といふのは、一面保育単価制といふうにもうたわれております。これは、地区の経済状態、あるいは、また地域の特性から甲地乙地に厚生省が区分をしていくわけでございますが、その地域区分、あるいは定員、年齢において統一的に保育単価を設けられているわけでございます。保育単価といふのは、保育所に入所した児童一人当たりの、先ほども申しました措置費の月額単価をいふのでございます。この措置費の中には、一応直接費として事業費、これには給食費、保育費、児童採暖費といふものに区分されておりますし、二つめには、間接費として事務費が加算をされております。この間接費の事務費につきましては、人件費と管理費に分けられるわけでございます。

そこで、徴収基準の性格でございますが、冒頭に申し上げましたごとくに個々の能力に応じてといふことになつておりますので、一応、税制転用方式をとらしていただきておるわけでございます。もちろん、ここで留意されなければならないのは、徴収基準額は国と地方公共団体との間における国庫負担金交付の算定基準といふ性格を持っておりますし、つまり、国庫負担金の決算基準といふ意味を持つておるわけでございます。したがつて、都道府県知事や市町村長が個々の家庭から実際に徴収金を徴収する場合は、必ずしも、基準額にとらわれることなく、これを基

準として個々の必要に応じて、ある程度彈力性を持つて徴収して差しつかえないといふ、いわゆる留意事項が載つておるわけでございます。

そこで、質問の第三点にお答えを申し上げます。保育料について、この保育料とは幼稚園の保育料、あるいは、また私どもの保育料をさしておられると思いますが、教育委員会とも協議していけるかどうかといふことでございますが、ご承知のように文部省、初等、中等局長並びに厚生省の児童家庭局長の両方から出されてくる、つまり保育所には幼稚園の機能を持つべきであるし、あるいは、また幼稚園には保育園の機能を持つべきであるといふ非常に簡単な説明でございますが、そのような指示もまいつておりますので、そういう観点から教育委員会と話し合いをいたしております。

それから二番目の保育条例を改定する意思があるかどうかといふことを、助役のご指名があつたのに、私が答弁いたして申しわけないんでございますが、なるほど、いま現在あります条例は、ご指摘のありましたように昭和二十六年の市立保育料及び養護施設保育料徴収条例といふのがございまして、その中に第十五条第二項の規定により、知事の認可した額を徴収するといふ云々がございますけれども、これは後段の部分でございますが、この後段の部分につきましては昭和四十五年の九月二十一日に第十次改正いたしまして、この条を削除されております。事務的な手続で削除して、条例を直すといふ手続がおくれておりますことを非常に申しわけなく思つておりますが、新しい条例をつくるかどうかといふことにつきましては、重要な先ほどの問題もございますので、十分心して検討していきたいとこうじうふうに考えております。

それから、三番目の問題は受益者負担を均一に、幼稚園のようでききのうのかといふ問題でございますが、先ほどございましたように、一応、毎年保育単価が示されてまいります。本市にその保育単価を当てはめてみると、四

十七年度では六千八百二十三円という保育単価になつておるわけでござります。四十六年度の当初の保育単価は五千六百三十三円でありましたことを申し添えておきます。そこで、国の徴収基準でござりまするが、一応、その保育単価を示されますと、階層別の保育単価が保育園の人員に応じて、先ほど申しました人員に応じて保育単価が違つてまつております。人員の少ないほど保育単価が高いところでござりまするが、同じ定員の保育園ばかりでござりますると、ブールといふ必要はないわけでござりますが、本市のように九十名から多くは二百三十名といふ定員がまちまちでござりまするとブールをせないと非常に計算がやりにくくということでございまして、このブールにつきましては、国が認めておるわけでござります。その徴収基準額に基づきまして保育料を一応定めるわけでござりまするが、その四十七年度の六千八百二十三円の保育単価に対しまして、国の徴収基準といふのは一人月平均三千六百七円でござります。ただし、先ほどご説明申し上げました厚生省の指示もござりまするので、弾力性を持ったという保育料を定めるために、また市議会の皆さんから強い要請もございまして、四十七年度は約、徴収基準に照らし合わせて一千万程度の持ち出しをいたしまして、三千六百七円のところを平均三千四百二十円に押えておるわけでござります。これはあくまでも国の徴収基準を押えて保育料を安くしておりますので、この分については、国が見てくれないところとござります。

それから、保育所全体に考えますと、保育単価はなるほど六千八百二十三円といふものが示されておりますが、実際は人件費その他を含めますと八千五、六百円に相なるのではないかと、その持ち出しが約八千万に相なるわけでござります。決して、そういう持ち出しが多いから保育料が云々といふことで申し上げておるわけではございませんが、ご参考に非常にややこしいシステムになつておりますので、この際ご理解を得るために申し上げたわけでござりまするので、ご了承を願いたいと思います。

したがいまして、受益者負担を均一にするということは、厚生省が示しておりますいわゆる児童福祉施設については、なかなかむずかしい問題だということでござりますので、ご了承を願いたいと思います。

以上でござります。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） し尿のくみ取り行政、し尿清掃行政、現状でいいかといふご質問でござりますが、全体的に非常な危機感を持って施設の建設に当たらなければならないというふうに考えているわけでござります。

第一問の業者地区の富田、富洲原、塩浜地区を直営とかわれといふご質問でござりますが、ご要望もつともでございます。何回かこういう要望は承つておるのでござりますが、交代をすることは根本的な解決にならないといふうに考えまして、合理化、公平化、確実化をして市民サービスを根本的に改良したいために、いろいろと年末以来積み重ねてまいつたわけでございまして、さらに、七月一日から新しい方式によりまして先議会で議決いたしましたような定額、月一回収集を義務づけられた形で完成をしていきたいというように考えておりますので、ご了承願いたいと存じます。

第三番目の朝明処理場の問題でござりますが、ご指摘のように富洲原港に朝明処理場の終末水の放流をしておりますということは、もはや水質汚濁防止法、海洋汚染防止法等の法律施行ないしは県条例の上乗せ規制の規制基準が厳格になつてまいりました今日の情勢から判断いたしますと、適當な方法でないようになりますけれども、担当者一同非常な苦労をしながらも見た目は色が悪うございますけれども、いわゆるB.O.Dなり、S.Sなり、P.Hなり、いろいろと水質汚濁防止法に示されております基準以内に処理をしておりますこと、ご理解いただきたいと思います。

し尿の色は、これはどうしても取り除き得ない現状でござりますし、無理をして薬品を投入して取り除くことによって、新たなる公害源となる可能性が強うございますので、問題は朝明処理場の現在の処理能力からみまして、必要とする四千トンの水を安定して確保することにあります。建設以来年を経るにしたがいまして年率一〇%ぐらいの効率が落ちてまいりまして、現在、四千トンの水が確保できない状態でございます。したがいまして、水確保について、いろいろと苦慮いたしておりますけれども、結局は小型の工業用水道のようなものを建設いたしまして、四千トンの水をあの現場敷地内ではなくて、他から引いてくるというような措置を金がかかってやるべきであるというふうに判断をいたしまして、ただいま下水道部に、これが調査並びに確保のための工事費の設計並びに資料を委託をしておる次第でございます。なるべく早く結論を得まして、組合議会にもはかることはもちろんでございますけれども、この問題をご心配かけないようなふうに改善をしていきたいと考えております。

第四点の浄化槽管理でございますが、ご指摘のように浄化槽の清掃業者がおりまして、浄化槽を設置しておられる個人ないしは法人の方は、その浄化槽の規模によりまして、最低年一回、業者によつて清掃をしなければならないことになつておるわけでございまして、直接的な監督は保健所にございますので、詳しいことは掌握しておりませんけれども、いろいろと問題があるようでございましたら、保健所と協力いたしましてご迷惑のかからないようなふうに行政指導に乗り出していくつもりでございます。

最後の、先般来の海洋投棄の事故の問題にからみまして、一体、どうなんだというご質問でござります。この問題、くみ取つております八万五千キロリットルのし尿の約半分を海洋投棄に依存をしなければならない四日市といつしまして、早くこういう海洋投棄がなされなくても済むよう朝明処理場と同じ規模の陸上処理施設を建設するのが目標でござりますということは先議会で伊藤議員のご質問に対し、お答えを申し上げたとおりでございますが、ただい

まど発言がありました杉山産業との過去の問題は別といたしまして、杉山産業と四日市市が委託契約をしておりますのは、二隻の船が登録を契約の中に明示してございまして、その二隻の船でこれは海洋汚染防止法の定めるところによる指定海域外に運搬投棄いたしますという契約内容になつておるわけでございますが、実態を見てみると、杉山産業の会社の所有する船は七隻ございまして、そのうちの二隻が百三十六トンクラスでござります。あとの五隻は百トン未満。四日市と契約しておりますのは八十五トンの船でございますが、この八十五トンの船では伊良湖岬の線から外へ海洋投棄をするだけの能力がないんだそうでござります。したがいまして、大井の川の海洋投入所から船に積み込まれたし尿は、名古屋港まで運びまして、そこで外洋に出られ得る百三十六トンクラスの船に積みかえ、あるいはその時に桑名、名古屋、鈴鹿等のし尿も入れまして、外に持つていくようでござります。名古屋市では、名古屋港管理組合と契約をいたしまして、名古屋港を出発する時間を神島の灯台にある名古屋港管理組合の出先機関に無線で連絡をいたしまして、何時に名古屋港を出発するから、何時に境界線を通過するかを確認をしてくれといふうな年間契約をしているそうでござります。そんなことで、四日市市は善良な契約に基づく契約内容を、善良に履行するものだと考えまして、この業者と契約をしておるわけでござりますし、事実、外洋に投棄ができるだけの船を持っているのは、この会社だけだとふうに聞いておりまして、いろいろと今回の事故にかんがみて、今後の問題をどう処理すべきかに苦慮しておるわけでござります。渡部という地元の業者が船を持っておられまして、百トン未満の船でござりますが、これは杉山産業と連携をいたしまして、四日市のし尿を杉山産業の下請のような形で、四日市のし尿を名古屋港まで運搬することもあり得るんだといふうに理解をしておりましたけれども、今後、海上保安部の杉山産業の今回の事故の事実関係の取り調べが終わりまして、正式に海上保安部から通知をいたしましたならば、これに対する市の態度をその時点で検討をしてみたいと考えております。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午後三時十三分休憩

午後三時二十七分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

下水道部長。

〔下水道部長（天野助春君）登壇〕

○下水道部長（天野助春君） 公共下水道の認可区域内の水洗便所化の進捗状況についてお答えします。
旧市街地の、いわゆる日永処理区でございますが、これは日永処理場で処理する区域でございますが、水洗可能戸数といたしまして、八千一戸ございます。それから、昭和四十六年度末におきまして、五千二十五戸水洗化しております、この進捗率は、六二・八%になつております。四十一年七月日永処理場が完成いたしまして、四十一年から四十四度までの水洗便所化の進捗率は、二六・四%であったわけでございますので、昭和四十五、四十六年度には、飛躍的に水洗便所化されたということでございます。

昭和四十五年十二月の公害国会において下水道法の改正が行なわれまして、水洗便所化改造が義務づけされたわけでございます。処理区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物を所有するものは、市長が公示した日から三年以内に水洗便所化せしといふことが法律で認められたわけでございまして、これによりまして、われわれもここ三年以内、昭和四十八年度以内に、少なくとも、四日市市役所を中心とした二十六町ございますが、ここでの可能戸数は、四千九百九十八戸ございます。それを一〇〇%水洗便所化したいと、そのように考えてあるわけでございます。

なお、日永処理区のほかに、高花処理区、朝明処理区、坂部、笠川処理区と、四つの処理区がございますが、これは、全部一〇〇%水洗便所化しておるわけでございまして、四日市で、現在水洗便所化した戸数は、合計で八千三百十六戸となつております。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 伊藤君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 最初に私が、戦後の教育、これから教育、その質問の中で、一九六〇年代の安保闘争での行動、そして、それに続く赤軍派の云々といふことばの中で、小井議員から、との、その云々といふことは、取り消してほしいという申し出がございましたので、別に、これは装飾のようなことばでございますので、これは取り消しておきます。

この問題につきまして、教育委員長から、委員長が常に言つておられる家庭教育を中心として、これまでも、これからも教育を考えていきたいと、こういふような発言がございましたが、私は、もう少しこの機会に、立場をかえて言いたいことを申し述べたいと、こういふふうに考えております。言いたいことと申しますことは、六月五日の、この朝日新聞の社説に出ておるのでござりますけれども、この問題を評論いたしまして、ぜひとも早急に、まあ改革しなければならぬ問題として、教育環境といふことを取り上げております。「人間といふものは、環境に左右されやすい動物である」ということをいつておりますが、このことにつきましては、三月の議会に、青少年の指導の問題をめぐって、その所属と教育行政の中に環境部門を設定したいという提案を、私はいたしております。その節、水道局前の回転ベッドの広告につきまして触れ、市長から、すぐに取りはずすといふ答弁もいただいております。その後関係

の厚生部長にも、何で取らぬのかということを申し入れてありますけれども、いまだにそのままになつております。事さように、こういった環境の問題は、非常にむずかしい、複雑な内容を持つております。複雑であり、むずかしいからこそ、この問題を、環境部を設定して、そうして、そういうむずかしい問題を取り除いて、新しい、美しい教育環境をつくつて、こうとうふうに考えておるのでございますけれども、そういうことも、この際申し加えておきたいと思います。むずかしくから捨てておけばいい影響を与えません、むずかしくから、やはりこれを取り除いて、いい環境をつくつてやりたいと、こうぐうことを、この機会をかりて申し添えておきます。

なお、このことに関連いたしまして、皆さんもご承知のように、塩浜中学校が前の古い校舎のところにおりましたときに、非常に非行の生徒が自立つておりました。しかし、新しい校舎ができましてから、非常にはじめに勉強をしております。これは、ここに加藤助役さんもいらっしゃいますから、私が申し述べるよりも、理事者の加藤助役さんのほうがよくご承知でございます。また樺北中学校、あるいは山手中学校も古い校舎のときには、非常に問題がございました。しかし、これはまあ一応は、必ずしも校舎が新しくなつたという意味でなくて、やはり、青少年課を設定して、そして父兄が協力したそのかけにも、力にもよることはもちろんでございますけれども、よく昔からいわれておりますように、孟母三遷の教えということで、やはり居は気を移す、環境ということは非常に大事でございます。朝日新聞がこの青年の行動を見て、そして、環境を改善しなきゃならぬといふものを見つけ出し、そして、それに目を注がせておるといふことは、非常に正しいことだと、私は思つております。

続いて、その全校の教育の問題でなくて、学校教育の問題になりましても、何べんも私がここで申し上げるように、四日市の学校の教育環境を整備するのに百六十億という大きな金がかかります。しかし、かかってもやらなきゃならない。やり方にはいろいろ方法がございます。議会でもしびれをきらして特別委員会を構成して、そうして何とかし

て新しい環境をつくりたい、これは委員長の小林哲夫議員が、しまどろ頭で盛んに計画を練つていらっしゃると思ってますけれども、そういうようなあらわが出てきておるわけでござります。この間、教育民生委員会で学校を視察いたしました、視察してみるといろいろ問題がござります。すでに市長さんもご承知のように、川島小学校の、あの荒れ果てた教室の問題、それから塩浜小学校、大きな石油タンクが目の前に迫つております。それから配線何んとか、輸送管といいますか、輸送する橋と申しますか、そういうものが目の前に迫つております。しかも校舎が木造の、いまにもこわれるような校舎でござります。あるいは納屋の小学校の二重窓の中に、子供たちが暑さにこらえながら勉強しておりますが、いろいろ、一つ一つの学校をたずねてみましても問題がござります。そういうたよな具体的な問題を解決していくことが、やはりこういう問題、教育を正常に戻す問題であり、正しく、まともな子供をつくつしていく道であろうと、私はそう考えております。だから、失礼な言い方でござりますけれども、私は、委員長の口からこういうことを聞きたかったと、教育を大切にする市政を実施してほしいと、こういう一言でつきます。もし教育委員長が、それがいえなかつたら、子供を大切にする教育を考えていただきたいと、こうぐうことはをいただけたら非常にありがたかったと思うんですけれども、非常に問題が大きいので、そういう答を得ることは非常にむずかしい問題でございますので、まあ一応こうぐうことを申し述べて、この問題は一応これで終つておきます。

その次に保育料の問題でござりますけれども、高いとか安いとかは、これは一応比較の問題でござりますからいたし方ございませんし、もしもこれを均一の料金にしていただければ非常にいいわけでござりますけれども、何か先ほど、徴収基準額がどうの、決算基準がどうのという、非常にむずかしい研修を私たち受けたんでござりますけれども頭に入つておりません、何にも。で、もうそういうことはやめておきまして、とにかく保育料が、みんなが喜べる程度の減額と申しますか、低い保育料にしていただくようなことを事務のほうで十分検討していただいて、そういう方

向に向けてほしい。

なおまた、先ほど小井議員が自席から盛んに、条例の改正について協議会で話したのと違うじゃないかと言つておられましたが、確かにあのときには助役さんも、まあ一応検討してみると、こうおっしゃたと思うんですけども、まだしかし、その条例を変えるということは、私たちはわかりません。とにかく、先ほど部長が説明いたしましたように、一つのその保育料をきめるにつけても、厚生省の基準がどうの、何がどうのと聞いたところで、これはもう私たちがその保育料をきめるといふことに、一応参画のできるような形に、その要望に沿うように、ひとつ条例を考えていただきたい。条例と申しますか何か考えていただきたい、こういうことをお願い申し上げておきます。

それから、その次にし尿処理の問題でございますけれども、まあいろいろ、四つも五つも問題を申しましたが、まあその一つ一つにつきましては、朝明の処理の水を云々といふことにつきましても、ことばじりをとるようでござりますけれども、基準が云々ちゅう、基準でよければええか、そうじゃなくて、私たちは、まゝ白の水にして出してほしいと、これが一番いいわけなんです。だから、基準に沿つてじるからいいとか、悪いとかちゅうことになると、これはちょっと問題がござりますけれども、できるだけ白い水にして出していただくように、お話をありましたように金がかかるかわかりませんけれども、小型工業用水のようなものをやって、そしてやっていくということでけつこうでございますから、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それから浄化槽の問題にいたしましても、県がやろうとだれがやろうと市内のことなどでござりますので、とにかく、これをチェックする方法をひとつまあ考えてほしいと思います。

それから海洋投棄につきましても、先ほど休憩時間中に山本議員さんが、市で一万トンぐらいの船をつくってほつ

ておいたらどうやと、こういうことを言われましたが、確かにこんなにごてごてしておるくらいなら、市で船をつくって海洋投棄をやるとか、できなければ地元に業者がございますから、地元業者育成という意味でそれをやらして、そして、そういうふうにもつていくのがほんとうでなかろうかと、こういうふうに思ひます。しかしながら、このただしまして一つ一つの問題についても、先ほど申しましたように、みんなこう意味が違います。しかしこの問題の中に何が流れているかと、これが問題だらうと思うんであります。それは、この四つか五つ並べました問題の中に流れております問題は、くみ取りから水洗へといふ一つの、私は、流れが基幹であり、一番大事な問題だらうとこう思ひんであります。このくみ取りがかりに営利を目的にしておつたなら、おそらく一べん取つてもらうのに二千円も三千円も、私はかかると思うんです。幸いにして市でやつていただくから二千円も三千円もかからずに済みますけれども、とにかくくみ取りから水洗へと、これはもうただ衛生上好ましいだけじゃなくて、くみ取りといふ職業がなくなるところは、非常にいいことだと思うんです。市長がその先ほど申しましたように、四十九年三月でくみ取りを中止するといふことは、非常にこう公共下水道の完備した地区のくみ取りを中止するといふことは、私はけつこうだと思うんです。それよりも、この地区のくみ取り料をうんと高くして、そうして水洗のほうが便利だといふ、得だといふ考え方、そういう傾向をつくつていくはうがよりベターだといふことを、生活の中の経済学では考えられております。この値を上げたくみ取り料は、このくみ取りをする、いやな仕事をする人たちの月給にプラスしてやればいいわけなんで、そういうことは、ひとつ、水洗化の傾向を刺激する一つの方法であろうと思います。別に、市長の提案しておることに反対しているわけではありませんけれども、そういう考え方をございますから申し述べるわけでございます。

東京都の美濃部知事が、「直接放流する下水を完備するといふことは、これは都の義務である」と言つております。

それがおくれていろいろからくみ取り料は、ただだと、これは、この考え方は、私は正しいと思うんです。公共財であるところの下水は、政府や、県や、市が供給する義務をおんでいるんです。理事者の側は、もつとそういうことを自覚して、そして、その方向にもつていくべきだと思うんです。四日市をはじめ地方都市では、せっかく大金をかけておりながら、先ほども説明がありましたように、四日市でもぐりの業者も入れて六二・八%しかまだ達成しておりません。この、せっかくたくさんの金をかけた下水、公共下水を利用しないということは、言いかえれば、くみ取り料が安いから利用しない、利用せずして放置されているわけでございます。この点からみると、九鬼市長が四十九年三月にはくみ取りを中止するという、これも一つの方法であるかわかりませんけれども、とにかく公共下水をつくっていくという傾向を市民の間につくっていくことも、非常に大事でございますので、ただ中止するということではなくて、値を上げていくといふことも一つの、私は考え方であろうと、これは余分でございますけれども申し述べて終わります。

○議長（服部昌弘君） 訓勗也男君。

〔訓勗也男君登壇〕

○訓勗也男君 通告いたしました第一、行政上の諸問題について、これは行政事務の問題でございます。

第一、第一次産業対策については、政策の問題であります。

第三は、衆議院選については、政治の問題でございます。

この六月議会は、国に対する来年度予算要求の時期を控えていますので、われわれとしては市民要求を高く掲げて、理事者との合意を求める論議が重要な柱の一つであると思いますし、また、九月議会を目指して今年度予算の不備を追及することや、さらには、基本構想の練り直しとかを伝え聞いておりますので、この際、市民の最低要求を確

かにしておくというような注文なども、それぞれ重要な諸問題としてたくさんあるわけでありますが、しかし、このような政策論議ではなくてそれ以前のところの、つまり行政レベルの事項に、昨今、あまりにも問題が目立ち過ぎております。

第一でございますが、有能な部長さんたちを前にして課長級の話でたいへん恐縮でございますし、また、四日市議会の品位にもかかわることかと思われますけれども、これを避けて政策の論議をいたすわけにはまいらないと考えますので、あえてとり上げた次第でございます。今年度予算は、たいへん個性豊かで、きわめて特色のある編成がなされています。それだけにまた問題がございます。決して悪い意味ではございませんけれども、いなかの役場ぐらいで見られるようなスタイルであります。と言いますのは、地方自治体の本来の姿があらわれて、いるというふうに思ひからでござりますが、このフィルターを通して発見された諸問題などを含め、たくさんの方例がありますけれども、本日のところは、この一部にそっと触れておきますので、きびしい反省と再点検を期待したいと思います。

第一の問題でございますが、あまり上品でない表現で恐縮でございますけれども、だれにも相談はしなかつたんですけども、この印刷が回って、こういう質問をするということを伝え聞いた人たちから、ずいぶん、いろいろど連絡がございまして、たいへんな反響がございましたので、大体もう私は、所期の目的を達したので、休憩中に三輪君が質問するなどと言うておりましたけれども、質問せんでもいいかなと実は思つておるんですけども、やみ取り引きともいわれてはいけませんので、一応触れておきたいと思います。私は、この珍事といふことはを職員の間から聞いて、前回の人事異動について、主として上級幹部の異動のことであろうと、こう思つておりました。それは、思ひ当たるところがたくさんあるわけですけれども、しかし、だんだん日がたつて。しさくに見ていくと、中級から初級に至るまで思ひ当たる節々がたくさんあるのでありますて、いまさらながら、大衆職員の勘といふものにたいへ

ん驚いた次第でございます。もっとも人事というものは、今までも、そしてだれがやつても批判がないということはできませんし、そういうことはよく承知しておりますし、また市長の人事政策が、露骨に公共団体の性格を無視した単純な経済主義によるというようなことも承知しております。先ほど申しましたように、単に事務的な問題として取り上げてみたいと思うのであります。まあ、あえて珍事と職員の間からさやかれたのは、おそらくは、あまりにも今度の異動が無原則で無定見であるからというふうに思うわけですが、このことが、ひいては人件費のむだ使いであるとか、あるいは職場に暗い影を残し、意欲をそぎ、能率を落とし、心をゆがめ、深い傷あとを残したといふことは、そのような影響は、はかり知れないものがあると思うのであります。具体的にはあまり触れないようにないたしたいと思います。それで、いま珍事ということに思ふたる節があるかどうかということをお尋ねしたんだありますけれども、ありますとはお答えないでしょが、このように受け取る方が、実は言つておるのでありますから、とやかく言わずに、すなおに反省されればよいわけですが。人事のやり方については、それぞれに特色があつてしかるべきであります。あまりにも無原則で、あまりにも無定見なやり方は、ただ単に職員の間だけではなくて、人がやつてゐる事業所でございますか、たいへん市民の間にご迷惑をかけることになるので、十分思い切つた、個性豊かな、特色のある予算編成とは違つて、十分慎重になされることを要望しておきたいと思います。

さて具体的な事例に、二、三触れてみたいと思いますが、定数一という職場があります。ここには嘱託という名の臨時職員が置いてありますが、もちろんこれは違法ではありません。三万二千円の賃金を払つております。夏期手当は、五万四千円余りだらうと思ひます。これと全く同じ種類の職場で、八万円余りの職員があります。夏期手当は、十四万余りにもなるはずであります。両者は同一労働です。そうして前者は、生活保護を受けております。これが公共団体の人事として許されることでござりますか、これ政策事項ではありません。

また、昭和四十一年の小学校の職員数は、百九十一名であります。小学校百五十七、中学校三十四名、それから、昭和四十七年は百七十七名。小学校百四十八名、中学校二十九名ですから十四名の減になつております。しかし、その間に県費の職員が十五名増になつておりますから、差し引き一名増といふことになります。ところがこの間には、小学校が一校増加しております。この定遂はどういうことですか。

次に、昨年の忙しいときでござりますが、超勤手当が月二百四十時間という平均の職場がありました。八時間労働としても二十五日分ですから、二人分労いたことになり、あるいは一日に二日分も仕事をしたことになります。その職場では、しかもことしの予算は、事業費は、昨年よりもある部分においてはふえております。そこへ災害などもあれば、もうほとんどお手あげといふことではないでしょか。そのうえで、その定数は、昨年と同じであります。週休二日といわれております今日に、何と考えてよいかわかりません。お手元にお配りいたしました資料を見ていただければ、定数がはつきり出ておりますのでうそ偽りはございません。これは予算書の給与明細表による職員数でございます。まん中どころにあります八十四名づつです。

土木のこととござります。あるいは、人を抜き仕事で、本人は、適切でないと本人も自覚し、私もそう認めて職場をかえたのであります。りつぱに変わつたところで仕事をしておりますのを、また資格があるからというので、もとの職場に帰してしまいました。これは最近の異動ではございませんけれども、そうしておりますうちにそこで問題を起こして、処分をされたようであります。実は、処分されるのはその本人ではなくて、配置した担当の責任者ではないかと思いますが、どうでしよう。

次に、社会福祉事務所は、機関委任事務であります。そしてケースワーカーは、弱い立場の市民の生活指導を行なう極端にいえば、いわば政策遺脱の権限を持っておりますが、この二十名ケースワーカーがおります職場へ、今年は、

一挙に六名の新採用の、全くの新人職員を配置しております。日本じゅうにこんな例は、おそらくあるとは思いません。その他まだたくさん事例はございますが、こういったことは、市長の考え方とか、政策の問題でなくて、ほんの事務的な、原則的な、きわめて自然な問題だと思うわけですが、それがこのように非常識な形でやられているところに問題があるわけです。そこで部課長は、人事については人事担当者にまかせていて、管理職としての責任や権限は人事にはないのかどうかということです。もう一点は、予算編成の手続、あるいは査定の手順において、部課長の権限に問題がないのかということです。

なお、ついでに申し添えておきたいんですが、地方議会は、国と違いまして与野党の関係ではありません。しかし執行機関をチェックする機関として重要な働きを持っているわけですが、人々の中には、うつかり事務局ではものが言えないという声があることは事実です。こういう状態では、この大事な地方議会としての機能を果たそうとするにも支障があるわけがありますが、有能な方ばかりおられますところでありますので、適正でないとお気づきであれば、みずから出処遅退はおきめになるべきではないかというふうに考えます。

次に、第二番目の舗装と排水路の問題であります。本年度の目玉の一つは、道路舗装であります。四億円の借金をして、一億二千八百万円の利子を払うわけですが、それほどに工事費が値上がりするものかどうか、あるいはそれほど経済効果があるものかどうかと、いうことが疑問であります。ところがそれに引きかえまして、それはそれといたしまして、それに引きかえて排水路は、都市化し、開発が進むにつれて、その行政需要はきわめて高いし、しばしばこの場でも取り上げられたわけですが、都市下水路新設は、昨年よりも一千万円の減額になつております。都市下水に関する予算は、土木におきます道路維持費の中で、市道維持修繕工事請負費、これが去年に比べて四百万、三千四百万でござりますから、四百万プラスになつております。これも、排水路、側溝にも使える金だ

と思います。それから、道路新設改良費、局政の請負工事費だが、これが千六百九十万でござりますから、昨年に比べて六百六十万の減であります。

都市下水にいきまして、排水施設工事の請負費二千六百万でござりますから、昨年に比べて二百万の減であります。原材料費におきまして、百九十万の増になつております。そして、都市下水路新設改良費におきまして、一千万の減でありますから、これらを全部入れたといたしまして、千二百七十万の減になつてゐるわけです。

道路舗装をこれだけやつて、そして都市下水排水路を減らすといふことが、これが常識的な予算の組み方であるかどうか、これはそれこそ政策ではなくて、事務的な問題で問題になるんだと思います。先ほど言いましたように、予算編成査定の手続の中に、私は問題があるのではないか。人事も予算の問題も含めて、権力が集中しているのではないかというふうに感ずるわけです。

次に環境部の問題でございますが、国におきます環境庁、すでに県におきましても環境部ができました。市におきましては、単に衛生部の名を変えただけであります。これでは時宜に即していないのでないか、中に県においては、自然保護条例をつくつておりますが、教育委員会でやるのか、環境部でやるのかといふことでござりますが、若干政策事項にもかかわるかと思ひますけれども、それいたしまして、すでに上部の機関においてなされてくることでありますから、事務的にも、この環境部なりの強化といいますか、整備をしなければならぬのではないかと考えます。

なお、ついでに時間がございませんので、墓地公園はなぜ進めないのかといふことについて、きわめて事務的に伺いたいのでございますが、土地の値段が高いなどということ、しままでかつて長い間何へんも苦い経験をしたことなどさりますが、さらに、その近くには、今度コンビナートの埋め立てのために土地買収しようという話が盛り上がつ

ております。切実な市民要求の問題を捨てておいて、どうしてこの土地買収ができるかと、こんなことも、きわめて担当の職員ないしは課長級でも、当然考えなければならぬことではないかと思います。

次に厚生の問題でございますが、いろいろたくさんござりますが、少なくとも、たとえば保育園の配置について、これは行政レベルで考えるべきであって、政治的に考えるべきではないと思います。内部、河原田、下野には、無認可の保育所がございますが、とりわけ下野の保育所の性格は違うわけでござりますが、その隣に、保々に保育所が設置されたときに、なぜ同時にやらなかつたかと。こんなことは政治の問題でなくて、行政事務の問題として考えるべきだというふうに考えます。

次に、第一次産業の対策についてでござりますが、本筋の第一次産業を、どう対策するかということからはそれるかもわかりませんけれども、すでに中央におきましても、第一次産業を第三次産業に転換をするといいますか、活用をする、つまり、レジャー産業として使うということについては打ち出されておるわけでありますし、四千町歩からあるこの農地につきまして、四日市におきましては、とりわけ環境の悪い、公害の問題もあるわけでありますから、もちろん発生源で対策することは原則でござりますけれども、この第一次産業を第三次産業に転換をするような施策を、四日市市としては率先して考えるべきではないかと思いますが、ご所見を承りたいと思います。

次に衆議院選についてでござりますが、何といいたしましても四日市は、二人分を出せるだけの実力のある都市でござりますが、一向に四日市市から出られるといううわさを聞きました。何といいたしましてもやはり地域性ということは、たいへん重要な問題でもござりますが、ここにおいて、四日市市の市長の政治的な責任といいたしまして自分が出るか、あるいは自分が出られねば、有能な加藤助役でも出すか、とにかく準備をせられることが、四日市市の市長としての政治責任を全うする道であろうと思ひますが、ご所見を承りたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 岩野助役。

〔助役（岩野見齊君）登壇〕

○助役（岩野見齊君） 第一点にお答えします。

人事の異動につきましては、部長、課長の意見を第一義的に尊重して配置したつもりでありますが、ご指摘のような点があつたとすれば、まことに遺憾に思ひます。今後一そ羌注意してやっていきたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛爵君）登壇〕

○助役（加藤寛爵君） 第二点の舗装と、排水路の問題についてお答えいたします。

なるほど予算上はおっしゃるとおりだ、金額の面ではそうなつております。しかし、予算の運用によりまして、で生きるだけ排水でご迷惑のかけることのないよう努力をいたしたいと考えております。

次に、第二番目の、第一次産業のレジャー化についてでござりますが、この問題については、この三月に、経済企画庁にあります農村漁村の第三次産業化に関する調査研究会が報告書を出しまして、最近の農業の状態と、国民所得の増大ということから、三次産業化が進んでおるという報告を出しております。八百三市町村において、六千五十二のレジャー産業化した経営体があるというような報告が出されてから、この問題が大きく取り上げられていくようでござりますし、農林省におきましても、自然休養村というようなものを指定して、これを第二次構造改善事業の一環として、事業化に着手しようというような動きもあるようでござります。そこで当市におきましては、三月議会で産業部長が報告を申し上げましたとおり、現在では農振地域の指定を受けまして、各部落ごとに、将来の農業生産をどういう方向でいくかということについて話し合いをやってまいりまして、現在これをまとめつゝある段階でございま

すが、いずれにいたしましても、広域管農化といたような方向で第二次構造改善事業に乗せることが、最も必要であります。で、この中に、いまおっしゃるような計画が組み込められれば組み込みたいと、かように考えておる次第でござります。

以上です。

なおこれは、私からお答えを申し上げるのはしさかどうかと思ひますけれども、名前が出されましたのでお答え申し上げますが、私は、衆議院選に出るつもりは毛頭ございませんので、ご了解をお願いしたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 岩野助役。

〔助役（岩野見齊君）登壇〕

○助役（岩野見齊君） 第三番目にご指摘のございました環境部の件でござりますが、このことはまさにおっしゃるおおりでござりますて、とりあえず、衣を着せて出発したというだけに過ぎないんでござりますが、市の環境部という性格につきましては、県あるいは国の環境部なんかと異なる性質も持っております。また、都市計画、あるいは公園緑地化と、こういった面との関連も、十分に権限の分配なんかも考えなければならない点もござりますので、いま少し十分検討いたしまして、環境部の名にふさわしい環境部をつくりあげていきたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 訓勅君。

〔訓勅也男君登壇〕

○訓勅也男君 市長は、行政責任と政治責任とを明確にして一生懸命がんばっていただきたいと思ひます。

なお、この資料は市長の足あと、四十一年ですか、市長の足あとのですべてです。資料の一部ですからちょっとわかりにくいかとも思ひますけれども、いい足あとか、悪い足あとかの参考になると思ひます。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午後四時十一分休憩

午後四時二十八分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 四項目につきまして質問いたします。簡潔に質問したいと思ひますので要領よく答弁をいただきたいと思ひます。

まず、災害、公害対策の問題であります。この問題につきましては、多く申すこともないと思ひます。しかし、十一年間の四日市公害のさまざまな経験からしましても、やはり、考え方を明らかにしておく必要があるんじやないかと思ひます。それは簡単に申しますと、後手に回ってはならないということではないかと思ひます。先ほど来、P C B の問題等非常に深刻な状態が出されております。特にP C B の問題につきまして一つの経験として、私たちはしっかりとつかむ必要があるんではないかと思ひます。

先ほども環境部長は、昨年の暮れにようやく、モンサンタ化成でP C B を製造していけるのを市として具体的につかんだという答弁でありました。昭和二十九年、四十四年と、二つの工場で製造を開始しております。しかし、記録をたどってみますと、昭和二十四年に労働科学研究所では、P C B の動物実験をすでにやつております。そしてP C B は、皮膚局所に炎症をおこし、肺、じん臓、肝臓、及び副じんに一定の変化を起こすということを発表しております。

また二十八年に化成品工業協会安全衛生委員会では、有害な化学物質の一覧表の中にP.C.B.をあげ、炎症、にきび、肝臓障害が起るといふことも警告しております。また、昭和三十年に日本電機工業会、化学製品工業協会は労働科学研究所に対して、P.C.B.の毒性テスト、及びP.C.B.使用工場での職業病の調査を依頼して、一年後にあぶないとの報告を受けております。しかし鐘淵化学では、昭和二十九年以降、この四日市にありますモンサン・ト化成では、四年以降毒性を知りながら生産を続けておつたわけであります。ここに、行政上見ましても、また公害問題に対処する場合、いわゆる、もうかればよろしい、科学技術上きわめて有効な製品だからどんどん使用すべきだといふことだけで、この問題をみてはたいへんなことになるといふことを思ひます。このことをひとつ前おきにしておいて、被害が起きてからあわてる、これは私どもも反省しなくてはならぬことではないかといふふうに思ひます。そういうことを前提にしまして、公害、災害問題に入つておきます。

一つは、まず公害問題からいきます。合成ゴムの爆発には、非常に大きな恐怖と関心が集中しております。いまに原因がわからぬといふことがあります。しかし十一トンもする反応塔が一〇〇メートルちかく飛んだと、たまたまそこに四人の作業員がおりましたが、異常を感じたために連絡、その他で場所を離れたために、直接被害がなかつたといふことも聞そてあります。また周囲には、一千立方メートルのB.B.ガスが入つてタンクが十数基あります。たまたまそこにぶつからなかつたからして被害が大きくなかったといふことも聞いております。また十数本のボルト、一本三十数トンの張力を持つボルトが一べんに切れちゃつたといふ、きわめて大きな爆発力であったといふことも聞いております。

また、四日市及び四日市を通過する、危険物、爆発物を積んだ車が相当量走り回つておるといふことも聞いております。そのほか、私は三月議会で指摘しました餌コンビナートには、空氣に触れるだけでも爆発するようなボリメチ

ルアルミニウムといふ触媒を使っていい工場が、現にあるわけであります。これもトラックで運搬されておると聞いております。こういう問題に對して、特に合成ゴムの爆発の原因、対策、また通過する車、運搬途上の車の爆発問題に對して、どのように対処するのかご意見をお聞きしたいと思ひます。

次に公害問題であります。四日市公害防止計画の第一年度が終わりました。一年間の測定結果、また多くの数値が現在発表されております。これを見ますと、率直に防止計画が具体的に進行したんかどうか、はなはだ疑わしいといふ結論を私は持つております。患者の発生の数にしましても、四十六年度に百九十一名、認定制度が始まりました昭和四十年に二百二十名、最近にない多い患者の発生であります。そうして延べにして、千二百十八人といふ数になつております。

また、磯津、三浜小学校、四日市保健所では、亜硫酸ガスの濃度が昨年度よりも多かつたといふ結果でありますし、磯津、三浜小学校では、各項目ずつ、いわゆる、基準に適合していないといふ結果が出ております。これを見て、こういふ事実からみて、第一年度の結果の評価と、当年度及び将来に対する展望についての、市長のご見解をお聞きしたいと思ひます。

その次は、これも市長からお答えいただきたいと思ひます。油化の河原田進出の問題につきましては、早朝以来多く論議がされております。率直に申しまして、四日市市長の態度いかんによつてどうにかなるといつても過言ではないほど、四日市市長の態度が、きわめて重要な段階になつておるんではないかと思ひます。市長が繰り返されましたように、ビルド・アンド・スクラップ、だから公害防止につながるとか、また、海岸線から数キロメートル以内は臨海部であるとかいうような考え方を、いまだに持ち続けて、この内陸部への進出を将来も展望しておられるのか、もうここではつきりと、巨大な発生源であります油化の進出に對して、住民の命を守る立場に立たれて、他の市町村の市

長のようにはつきりとしたものを言われるのかどうか、先ほど来ご答弁をお聞かせいただいておりますと、その点が非常にはつきりしませんので、市長から、率直なお考えをお聞きしたいと思います。以上が第一項でござります。

その次に、環境問題というふうに出しましたが、実は、これはし尿処理の海洋投棄の問題についてしぼりたいたいと思います。先ほど伊藤信一議員からも、この問題の提起がございました。私は四日市のし尿処理の五〇%が海洋投棄によって処理されてゐる、きわめて原始的な方法によって処理されてゐるという事実の中から、この問題を重要視しなくてはならないと。しま一つは、伊勢湾及び太平洋の環境破壊を、どうわれわれ自身が守っていくかといたことを、合わせて考えてみる必要があるんじやないかといふうに思ひます。一つは、四日市が負うべき行政指導と申しますか、行政責任は、どうなつてゐるかといたることについてお尋ねします。それから、伊勢湾の各都市の海洋投棄対策について、市として特別な意見、対策があればお聞きしたいと思います。さらに発展しまして、五〇%海洋投棄をしておるような原始的な処理から、先ほど来も強調されましたように、公共下水の早期、全市的な完備と、処理施設の新設等、抜本的な対策が必要であることは明らかでありますけども、これに対する市長の決意を、特に明らかにしていただきたいと思います。

もう少し具体的な問題としまして、六月三日の朝日新聞によりますと、問題を起こしました杉山産業の販部取締役は、このように言っております。中積船、これは四日市から名古屋に向う船のようござりますけども、この船長に對して、四日市港などから同基地へ、名古屋港の基地ですが、同基地へし尿を運ぶ際にもたれ流しをさせていたといふことを言つております。これに対して市当局は、どういう行政責任があるのかどうか、行政指導がどうかといふことにつきまして、合わせてご答弁いただきたいと思います。四月の実績を見ますと、四千二百七十キロリットルを処理していくと、二十五日で割つてみますと、一日百七十キロリットルといふうになります。先ほど来お話のあります

した船のトン数から計算してみますと、非常な、相当な往復をしないことには運べないことになりますが、一体、体はどうかということにつきまして、合わせてご答弁いただきたいと思います。

その次は、総合計画の問題であります。十二月議会におきまして多くの議員の皆さんからも、この問題につきまして発言がありました。私も、この基地構想、都市改造問題について発言しました。三月二十一日の記者会見で市長は市議会の議員、各種団体の代表、学識経験者などで委員会を構成し、諮問のうえ、九月議会で正式決定したいといた旨の発言があつたといふうに報道されておりますし、また最近では、九月ないし十二月の議会に提出して、承認を求めていという意味の意向も聞いております。この計画、策定計画の進展状況、また、委員会等つくるにあたって、各界の意見を聞くとあります。この具体策はどうかといたることであります。

ここで、市の長期、中期、短期の総合計画の内容については、今日非常に大きな関心を呼んでおります。六〇年代には、産業基盤重点、地域開発が重点であったと思ひます。しかし、また七〇年代になつては、新全総の開発計画で一そり総合的な基盤整備ということを政府が強調をしておりますが、そうなりますと、どうしても生活環境の整備等があと回しになるんじやないかと、そこで逆算しましても、あと二、三ヶ月後にその計画を発表されるといふことであります。そういう期間につきましても問題があると思ひますが、総合政策の基本理念はどういうものかといたつつきましても、簡単でけつこうでありますので、ご意見を承りたいと思います。

また建設省は、この五月二十八日に、新用途地域指定基準を通達したことを聞いております。現在の四日市の街路計画、用途指定地域の決定は、昭和三十七年の一月になされたのをもとにして、四十五年の九月に、用途地域が若干変更されたと聞いております。この計画がつくられた時期、昭和三十七年は、いわゆる、六〇年代の高度経済成長政策の出発期、たけなわなりしころの、いわゆる、産業基盤中心の計画があつたといふうに思ひます。若干の

手直しで発表したいと/oruことを首脳部の方がおっしゃってみえますが、この立場につきましても、意見をお聞きしたいと思います。

一つは、三菱油化の河原田進出の問題に関係しまして、いわゆる三菱油化の見解の中に、あの地域は市街化区域であると、また土地利用においても、市が三十七年に決定した工業適地であるということが一つの、行政上適法的であるところが、一つの看板になつております。そういう意味からしましても、環境保全という点から見ても、若干の手直しでよろしいかどうか、ご見解を承りたいと思います。

最後に、四十八年度予算編成の問題について、簡単でけつこうですのでご答弁いただきたいと思います。

すでに、対政府要求をされたと聞いております。その重点はどこに置かれておるのか、その財政対策はどうかと。特に自主財源の展望、また、三月議会で問題になりました、提出予算案に対する修正提案も出ました。港湾費、近鉄高架事業等含めまして、きわめて大きい市民負担に対してもどう対処されるのか、基本的な点でけつこうですので、合わせてご答弁いただきたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 消防次長。

〔消防次長（山北彰君）登壇〕

○消防次長（山北彰君） お答えいたします。

先ほどのご質問の中で、まず後手に回つてはならないというおことばがございました。全く同感でございまして、われわれ消防を担当する職員といたしまして、現在の消防関係法例を検討をする過程で、どうも消防関係法例が、科学の進歩にあと追いついておるんではないかと、さらに一そり科学を先取りして、より安全な対策を立てるべきではないかということを常々感じておるわけでございますが、いかんせん現状の状態でござります。これにつきましては、

全国消防長会を通じまして、強力に関係機関に働きかけて、年々歳歳、関係法例の規制の強化をしておる状況でございます。しかしながら、なおかつ十分だとは思つておりませんので、今後も一そり、そういう点につきまして努力を進めたいと思うわけでございます。

それから具体的な問題といたしまして、四日市市の防災でございますが、防災協議会をつくりまして、法規制ない範囲の安全点検、安全点検基準、あるいは検査等を先般まとめまして、常に防災に対し先手を打つてけつこうという、具体的な動きをしております。

合成ゴムの爆発につきましては、先ほどご質問の中で言われましたような実情でございまして、原因につきましては、横浜国立大学等に委託をいたしまして現在研究中だそうでござりますが、近く一応の結論が出るんではないかという状況でございます。現在のところ、まだ確定した原因は出でおりません。この合成ゴムの反応塔にいたしましても、あるいは町を走つております高圧ガスのローリーにいたしましても、われわれの所管する消防法の権限外でございまして、私ども消防が担当しておりますのは、一般に危険物といわれますので、高圧ガスなども危険だから危険物かなというふうに思われがちなんでござりますけれども、実は高圧ガスにつきましては、これは通産の関係でございまして、消防は、何ら権限がございません。しかしながら危険な点につきましては、何らかわりがありませんので、市民の安全を守るという立場に立つて、何とかしてこの保安へ食いついていきたいというので、先ほど申し上げました防災協議会などで、そういう点検をする機会に高圧ガスのほうも点検をしていきたい、県のほうにも、そういうふうに協力のできるような体制にしていきたいというふうに考えておるわけでござります。また市長からも、高圧ガスに関する権限がないのはわかつておるけれども、積極的に一べん町でやつてみるとどう特命を受けたわけでござりますすけれども、なかなか、具体的に実施するところになりますと相当けつろいろ問題もござりますので、現在のところ

る、危険物、すなわちガソリン等の、われわれの権限内のタンクローリーだけの点検しかしておりませんが、将来はそういうふた高圧ガス等につきましても、保安対策上必要な点検をしていきたいというふうに考えておるわけでござります。

ななる、ボリメチルアルミニにつきましては、ご指摘のとおりでござりますて、消す方法のない化学薬品でござりますが、これにつきましては、全国消防長会を通じて、絶えずこれの規制について、規制とそれから消火する薬剤の開発について、研究所方面へ働きかけておりますが、現在のところまだ開発されておりません。発火いたしましたら、吸着をして捨てるということ以外に対策がないわけでござります。ただ、まあ通常のローリーなどに、高圧ガスあるいはガソリン等を運んでくるような状態でなく、きわめて厳重な監視下に運んでおりますので事故はございませんが、こういった危険物といいますか、あぶないものがいろいろござりますので、仰せのように、先手先手で防災を進めていきたいと、このように思つております。

以上でござります。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えをいたします。

公害の現状、及び将来について、どういうぐあいに考えておるのかと、しかも、この問題は、これのみならず河原田問題との関連において、どのように考えておるのかといふことに当然つながつてくる問題であろうかと思いますが、公害の現状等につきましては、すでに、ご承知のように四十五年度は、六定点のうち四日市保健所と、楠町の二カ所しか適合しなかつたわけでござりますけれども、四十六年度におきましては、四日市保健所も楠町も、空業試験場も

南中学校も、四カ所等が適合したといふような状況になつてきております。すでに公害センターから発表されましたように、一応〇・〇五PPMといふ一年間の平均値の、四日市市における汚染面積は、全市のうちで昭和四十五年度は約一六%でございましたが、昭和四十六年度にはそれが六%に縮まつてきたといふような数字も出ております。確かに低濃度汚染、たとえば〇・〇一五PPMといふような面積につきましては、六〇%近い拡大を示しておりますけれども、これにつきましても、四十五年度の六六%から四十六年度には六三%に減つてきておるといふような傾向がござります。まあこれらの数字につきましては、各測定点別に見ると汚染度は一様に減少しております。磯津保健所、三浜小学校につきましては、若干増加しておりますといふような数字でござりますけれども、公害センターの発表では、この程度の変動は、気象条件によつて左右されるので確としたことは言えないと。しかしながら原因については、ただいま詳しく検討中だといふことを言つておりますけれども、微妙な数字でござりますので、気象条件あるいは天候条件の片寄りによつて、特殊な数字が出てくるといふことは、公害センター等でも言つておるとおりでござります。

河原田問題にどのように対処するかと、基本的な考え方等につきましては、私は、先ほどの後藤議員さんの質問にお答えを申し上げておりますが、その基本的な考え方いたしましては、当然化学工場でござりますので老朽化も早い。当然新しい技術の採用、あるいは大型化といふような形で、スクラップにして、新しくビルドしていくといふような形をとらざるを得ないんだ。しかも三菱の場合におきましては、たびたび申し上げておりますように、非常にまだ初期的な、川尻工場におきましては、初期的なプラントが非常に多いと。これを理想的にやはり切りかえて、公害対策を根本的にしていくためには、新しいものを当初からやらなければ完全なものはできないといふことはご承知のとおりであります。過去十三年間に三菱油化だけをとりましても、過去十三年間に約千三百億円の設備投資がなされ

ておりますし、これまでに公害防除のために投じられた金は、約六十億円になつておりますけれども、三菱河原田の場合には、当初五、六百億の投資をして、それに対しても六十億円の公害防除のための設備投資をすると。しかも、現在の川尻工場に出されておるよりもさらに数字を下げるに、そういうような条件の場合には、私は、たとえば排煙脱硫をするにいたしましても、また活性汚泥法等によるところの水質汚濁の防止の設備にいたしましても、新しい設備でなければ完全なものができないということが十分言い得ると思ひます。したがつて、大気汚染の面から申しましても、また水質汚濁の面から見ましても、現在よりも改良するためには、私は、やはり新しい技術で、新しい設備に切りかえていかなければならぬのであると、こう考え方をいたしております。

し尿処理の海洋投棄の問題でござりますが、私は、海洋投棄ちゅうのは、きわめて野蛮なやり方であつて、これまでもそういう点では、非常にまずかったというように考えておりますけれども、直ちにこれをなくするということはなかなかむずかしいと。公共下水道の普及状況を見ましても、なかなかそこまではもつていけないということでございますが、現在、海洋投棄には約五〇%のし尿を、海洋投棄に四日市はたよつとると、私は、まことに恥ずかしいことであると思ひます。したがつて、今後これを解決していくためには、新しい南のほうにし尿処理場をせひともつくらなければ解決しない問題であると、さように思ひます。なかなかし尿処理場をつくるためには、関係地元の反対が強くてむずかしい問題でござりますけれども、四日市市の南部をまとめたところの、また、たとえば広域行政的に楠町を含めたような、広域的な処理場というようなものを設立しなければ、やはりならないんじやないかというふうに考えております。

総合計画の問題でござりますけれども、もちろん、いろいろ委員会のご意見等伺い、また議会等のご意見を今後加えて、改正をしなければならないという点が若干あると思ひますけれども、何ぶん、この前議会等にもご説明申し上げま

げました総合計画は、基本的な長期構想でございまして、基本構想でござりますので、構想の段階でござりますので、これにつきましては、それからまた、さらに五カ年の短期計画、さらに三カ年の実施計画というような計画段階があるわけでござりますので、長期構想の段階では、そのように手直しをしなければならないというように考えております。やはり十カ年という長期間にあるべき姿を願つていくと、しかもその総合政策では、住民がいかに最近の都市環境に悩まされておるかと、それを少しでも明るい、豊かな、しかも太陽がよく当たり、しかも木々が茂り、広場のある、そうして水があるというような構想でござりますので、そう簡単に手直しはしなくとも、私は、長期的なもんでござりますのでよしのではないかというふうに考えておりますけれども、さらにこの計画を、審議会をつくつて、他からいろいろと批判を賜わつて、改正すべきものは改正をしたいと考えておるわけでござります。

昭和四十八年度の予算編成等につきましての問題でござりますが、まだ確としてここで申し上げるまでは至つておりません。ただ、これまで引き続いてやつておりますところの、たとえば近鉄の高架化の問題であるとか、基幹農道の問題であるとか、朝明下水道の問題であるとか、あるいは社会福祉施設の改善の問題、それから清掃施設あるいは清掃処理用地等の問題、さらにスポーツ施設等の充実に関連をいたしまして体育振興の問題というのも、やはり当然四十八年度は、重点的に考えていかなければならない問題であると、さように考えております。こうじうような問題について、政府あるいは県に対して積極的に働きかけたいと、さように考える次第でござります。

○議長（服部昌弘君）　土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君）　ご質問の総合政策と都市計画の市長のご答弁に補足をして、説明を申し上げます。

現在進めさせていただいております新用途地域の問題でござりますが、県下全般の市街化区域内、及び市街化調整

区域の線引き作業がおくれておる関係もございまして、さきの議会でもご説明申し上げたかと思ひますが、若干時期におくれてまいっております。ただ私どもいたしましては、今回の新用途地域の制定は、主として市街化区域内に適用された考え方を中心にしておりまして、特に建築物の用途や建ぺい率、容積率というような規制が、建築基準法の改正で進められております。こうじうものを受けとめながら、用途地域指定を進めていくという考え方でございまして、基本的には、やはり現行の用途地域性を尊重しながら、しかも、将来の住宅、商業、工業、あるいは農業というような総合的な土地利用を踏まえて、住民の生活環境の保全を中心にして進めていきたいという考え方でござります。で、この考え方は、すでに一応試案として出ておりますところの基本構想の、一つの土地利用構想の思想も受け継いでおりますが、今後の具体的な方法といたしましては、現在進めている作業が詰まる段階で、いま私ども、大体七月中旬になるかと思いますが、県の一つのたき台が出てくる段階がござります。この段階で、市議会あるいは市の都市計画審議会のご協議をわざわざしながら、四日市市一つの用途地域指定の試案を固めてまいりたいと考えます。そういうのを受けて、さらに県で全体の調整をしながら県案が発表されるということでございまして、私も、現在の見通しでは、本年の十一月ごろになるのではなかろうかと、かようと考えておりますが、いずれにいたしましても、今後の作業の過程で、議会及び都市計画審議会等のご意見を中心取りまとめてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 環境問題に関して、市長の答弁の補足をさせていただきます。

杉山産業事件に関して、市の行政責任の限界をどう考えるのかというご質問でござりますが、先ほどの伊藤信一議

員のご回答に対してもお答えいたしましたように、海上保安庁の取り調べが終わりまして、事実関係が明確になりました時点で、取り締まり官庁である海上保安部と相談のうえ、市の行政責任を考えてみたいと考えておるわけでござりますが、今後市として、これに対して積極的な意見があるかというご質問でございますが、善良なる管理をやるであろうという信頼のうえに立っての契約でございましたけれども、こうじう問題を起こしました以上は、海洋投棄を委託契約を結んでおります名古屋市、四日市、その他の市が集まりまして、今後、直接乗船のうえ確認をするとか、あるいは海上保安部、その他の関係機関と協力関係をお願いいたしまして、確実に不法投棄をすることなく、指定海域に投棄していくことを確認する手立てを考えてみる必要があるようと考えております。

○議長（服部昌弘君） 橋本君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 公災害の問題ですが、特に合成ゴムで爆発を起こしましたあの機械を点検してみると、新潟ジンプロ社という会社で製造された、いわゆる汚泥処理、またし尿処理の機械だそうであります。四日市市内でも共同処理場で同じ機械があるそうであります。また確固としたなにはございませんが、数社の工場で同じ機械を、設備を使つておると聞いておりますし、あの事件後一時使用を中止したり、建設をやめたということも聞いております。そういう意味で原因がまだよくわかりませんが、しかし、いわゆる公害の防止設備という一つの盲点の中で起きたことであります。当たり方によつて、爆発のしかたによつては、きわめて危険な状態であります。そういう意味で総合的な点検を特に強調したいと思います。

それからいま一つは、道路を走る危険物であります。これも去年の十一月の一三日に調査したところによりますと、名四国道で、七時間で六百台、一号線で、七時間で三百十台も通過しておるそであります。県内に百八十台

の高圧ガスの運搬車があると。で、特に名四国道、一号線は、道は広うございますが、堺町のあの堺浜街道等は、非常に道の狭いところにひしめくように、こういう車が通つております。ですからして、五月二十五日に姫路で起きましたようなことがもし起きればたいへんなことになります。そういう意味で、根本的な対策にはなりませんが、せめて人家の多い地域、堺浜地区、堺町地域のような狭いところでは通過させないという、当面の規制が必要ではないかと、地域の住民の皆さんからも、そういう声が上がつております。ぜひ直ちに検討していただきたいと思います。であります。

それから、市長が先ほど油化の河原田問題について話がありました。私は、ここでやはり考えなくちゃならぬことは、すりかえの論理だと思います。それはビルドアンドスクラップするからして、近代化するからして公害対策が進むと、それも一理はあると思いますけれども、しかし実体は、三菱油化の四日市地域における製造能力、使う重油の量から考えてみると、現在四日市市内で使つている量の七分の一を消費しておると聞いております。年間四十五万トン。ところが昭和五十年には、この約二倍強の百十万吨を消費するということになります。四日市市内の現在の消費量の七分の一を消費しております。しかし昭和五十年には、五分の一の消費をするという巨大発生源になるから、われわれは大いに警戒を要するということを言っておるわけであります。その辺のところも、内容も合わせて検討しないと、川尻工場が古いからして、それをスクラップにして向こうに持つていくんだから、大気汚染よりも排水が心配だというような強調も一部にあるわけであります。私は、そういう意味では、やはりすりかえの論理にごまかされてはならないと。また、そういう論理を振りまいて住民を欺いてはならないということを、特に強く市長に申し上げたいと思います。だからこそ、そういう点を再検討したうえで市長のところにも、磯津地区、河原田地区からも市長に対して、住民の切なる願いが訴えられておるわけであります。それに對して、やはりこの議場において明快な

態度をとつていただきたい。また私は、強く申せば、とるべきであるということを強調したいと思います。

それから総合計画の問題であります。地方自治法の第二条第五項で、「議会の議決を得て、総合政策を持つたうえで、地方自治体は、その日常の執務を進めなくてはならない」という、法律上規定されておるわけであります。現在のところまだ議決をしておりませんので四日市では、そういう自治法に従つた総合政策が進められておらないという現状ではないかと思います。

そこで、先ほど土木部長から、七月の中旬に審議会等で検討するというお話がありました。この問題につきましては、市内をどのような用途に区分するかということについては、市民の非常に大きな関心であります。特に一たんこれがきまりますとなかなか変更がむずかしいと、そういう意味では、もちろん議会の意見を十分尊重してもらうことは当然であります。各所において住民の意向を十分聞くような、公聴会等も聞く必要があるんではないかと、その点を強調したいと思います。

それから海洋投棄の問題につきましては、近く海上保安部のほうでいろんな結論が出されて、行政上の責任を対処したいというお話をあります。これが、いわゆる清掃行政の中で働く現場の職員の責任だけに帰せられることがないよう、その点、十分に考慮を払つてもらいたいと。むしろ、先ほど市長が反省されましたように、きわめて原始的なし尿処理が現実に行なわれていると、そういう近代にふさわしいような展望を持つたし尿処理行政が行なわれておらないというところにこそ、私は大きな問題があると思いますので、その点も十分に考慮したうえで、清掃現場で働く職員のより一その増員の問題、待遇の問題も合わせて、この問題を検討していただきたい、その点を強く要望したいと思います。

○議長（服部昌弘君） 消防次長。

〔消防次長（山北彰君）登壇〕

○消防次長（山北彰君） 姫路で起ったような事件が万一起こったらどう心配から、道路を走る高圧ガス、あるいは危険物の輸送車を、狭い道路を通過させないというような措置につきましては、私どもも検討しておりましたけれども、現行の法体系では、直ちに実施する方法が見当たらなかつたのでございますが、なお一そり研究いたしましたて、法律で規制する以外に、あるいは別途、少なくとも一步でも前進するような方法を見つけ出したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 河原田問題の陳情書の取り扱いにつきましては、さきのど質問に対してもお答え申し上げましたとおりでございまして、今後、十分検討させていただきたいと、さように思ひます。

○議長（服部昌弘君） 橋本君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 先ほどの危険物の問題でありますけれども、私が特に強調しましたように、起きてからではおそいとうございます。ですからして、消防法、その他いろんな法律的には多くの抜け穴があると思いますけれども、危険だと思えば、やはり市長の立場で、企業また運搬業者、また道路を管理する警察、その他に對して強力に行政的な市長の権限で指導ができるんじやないかといふふうに思ひます。これは即刻やるべきであると、私は、特に強く強調したいと思ひます。もし起ければ、私は、市長のそういう意味での責任だといふふうに思ひたいと思ひます。そういうことをまず第一に申し上げたいと思ひますし、それから、先ほど四十八年度予算編成に關して、もうすでに四日市から、市長から政府に對して、非常にこまかい要望書が出されておるといふふうに聞いております。これはわれわれも見たことありません。話聞いただけであります。こういう問題につきましては、やはり議員のわれわれに對しても、そういう内容について、私は、知らすべきではないかといふふうに思ひます。だから即刻、ひとつ全議員に、そういう資料を配つてもらいたいと、このことを強調したいと思ひます。

それから最後になりましたが、し尿処理の問題につきましても、どうか早くこの対策をたてて、南部地区に処理場を設けるなり、早くその総合計画といふ、非常に遠い話ではなくして、早い時期にこの問題に對しての計画を具体化してもらいたい、この点をひとつ強調して終わりたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 本日はこの程度にとどめ、あとの方は明日にお願いいたします。明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時十五分散会

四 日 市 市 議 會

四 日 市 市 議 會 定 例 會 會 議 錄 (第 三 號)

昭 和 四 十 七 年 六 月 十 五 日

四 日 市 市 議 會

四日市市議會定例會會議錄（第三號）

昭和四十七年六月十五日

○議事日程 第三号

昭和四十七年六月十五日(木)午前十時開議

第一	一般質問		
第二	議案第五三号	昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算 (第一号)	質疑・委員会付託
第三	議案第五四号	昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算	
第四	議案第五五号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について	
第五	議案第五六号	四日市市役所出張所設置条例の一部改正について	
第六	議案第五七号	四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
第七	議案第五八号	四日市市税条例の一部改正について	
第八	議案第五九号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について	
第九	議案第六〇号	四日市市民ホール条例の一部改正について	

第一〇 議案第六一號 四日市市消防本部に関する条例の廃止について

質疑・委員会付託

第一一 議案第六二號 四日市市簡易水道条例の一部改正について	にて.....	質疑・委員会付託
第一二 議案第六三號 土地の取得について	
第一三 議案第六四號 土地の取得について	
第一四 議案第六五號 保育所施設の譲り受けについて	
第一五 議案第六六號 小学校施設の譲り受けについて	
第一六 議案第六七號 町及び字の区域の変更について	
第一七 議案第六八號 字の区域の変更について	
第一八 議案第六九號 市道路線の認定について	
第一九 議案第七〇號 町及び字の区域の変更について	
第二〇 議案第七一號 市道路線の認定について	
第二一 議案第七二號 工事請負契約の締結について	
第二二 議案第七三號 工事請負契約の締結について	
第二三 議案第七四號 工事請負契約の締結について	
第二四 議案第七五號 工事請負契約の締結について	
第二五 議案第七六號 工事請負契約の締結について	
第二六 議案第七七號 工事請負契約の締結について	議案説明・質疑・委員会付託
第二七 議案第七八號 工事請負契約の締結について	議案説明・質疑・委員会付託
第二八 議案第七九號 工事請負契約の締結について	議案説明・質疑・委員会付託
第二九 議案第八〇號 工事請負契約の締結について	議案説明・質疑・委員会付託
第三〇 議案第八一號 昭和四十七年六月一日に在職する職員に 支給する期末手当の特例に関する条例の 制定について	議案説明・質疑・委員会付託
日程第一 一般質問		
日程第二 議案第五三號 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算(第一号)		
日程第三 議案第五四號 昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算		
日程第四 議案第五五號 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について		
日程第五 議案第五六號 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について		
日程第六 議案第五七號 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について		
日程第七 議案第五八號 四日市市税条例の一部改正について		
日程第八 議案第五九號 四日市市国民健康保険条例の一部改正について		
日程第九 議案第六〇號 四日市市民ホール条例の一部改正について		
日程第一〇 議案第六一號 四日市市消防本部に関する条例の廃止について		

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問	
日程第二 議案第五三號 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算(第一号)	
日程第三 議案第五四號 昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算	
日程第四 議案第五五號 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について	
日程第五 議案第五六號 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について	
日程第六 議案第五七號 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
日程第七 議案第五八號 四日市市税条例の一部改正について	
日程第八 議案第五九號 四日市市国民健康保険条例の一部改正について	
日程第九 議案第六〇號 四日市市民ホール条例の一部改正について	
日程第一〇 議案第六一號 四日市市消防本部に関する条例の廃止について	

日程第一 議案第六二一号 四日市市簡易水道条例の一部改正について

日程第二 議案第六三号 土地の取得について

日程第三 議案第六四号 土地の取得について

日程第四 議案第六五号 保育所施設の譲り受けについて

日程第五 議案第六六号 小学校施設の譲り受けについて

日程第六 議案第六七号 町及び字の区域の変更について

日程第七 議案第六八号 字の区域の変更について

日程第八 議案第六九号 市道路線の認定について

日程第九 議案第七〇号 工事請負契約の締結について

日程第十 議案第七一號 工事請負契約の締結について

日程第十一 議案第七二号 工事請負契約の締結について

日程第十二 議案第七三号 工事請負契約の締結について

日程第十三 議案第七四号 工事請負契約の締結について

日程第十四 議案第七五号 工事請負契約の締結について

日程第十五 議案第七六号 工事請負契約の締結について

日程第十六 議案第七七号 工事請負契約の締結について

日程第十七 議案第七八号 工事請負契約の締結について

日程第十八 議案第七九号 工事請負契約の締結について

日程第一九 議案第八〇号 工事請負契約の締結について
日程第三〇 議案第八一號 昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

○出席議員（四十一名）

訓喜川小大岩伊伊伊小荒天青
多
覇野村川島田藤藤井木春山
也
四武久信太金道武文峯
男等潔郎雄雄一郎一夫治雄男
君君君君君君君君君君君君

○議事説明のため出席した者

助 市

役 長

岩 九

早 高 小 吉 山 山 山 安 六 松 增 藤 福

野 鬼

川 橋 林 垣 本 中 口 垣 平 島 山 井 田

見 喜

正 力 喜 照 忠 信 豊 良 英 泰 香

久

治

齊 男

夫 三 夫 男 勝 一 生 勇 司 一 一 郎 史

君 君

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員（三名）

日 服 長 橋 橋 野 生 中 出 坪 田 高 志 後 後 小 小 粉
谷

比 部 川 本 本 崎 川 島 井 井 中 井 積 藤 藤 林 林 川

義 昌 鐸 增 建 貞 平 隆 妙 政 三 政 藤 寛 博 哲

太

平 弘 元 蔵 治 芳 蔵 平 博 子 一 夫 一 郎 治 次 夫 茂

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○出席事務局職員

事務	主事	議事	庶務	事務	次長	消防	技術部	次長	水道事業管理	者	病院	事務	長	次長	教育委員	教育	副委員	建役	下役	土木	土木	環境	厚生	産業	稅務	總務	市長	助役		
試	事	議	務	事	係	事	務	課	事	務	局	長	長	長	長	長	長	長	長	次	部	部	部	部	部	部	公室	入役		
補	事	議	庶	務	事	務	務	課	事	務	局	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	役		
西	板	小	川	森	鷲		山	倉	美	菊	平		村		佐	市	龍	伊	澁	天	杉	谷	園	小	荒	杉	阿	三	庄	加
口	崎	林	村	野			北	谷	渡	部	地	井		山	々	木	川	池	藤	野	本	沢	浦	西	木	本	南	輪	司	藤
大	桂	得	利	正			徳		博	英	清				晃	一	清	涼	伝	助	義	文	和	忠	三	治	輝	喜	良	寛
之							彰	助	美	也	三		了		精	郎	真	之	助	義	文	和	忠	三	治	輝	喜	良	寛	
徹	丞	輔	二	弘	和										君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君
君	君	君	君	君	君		君	君	君	君	君		君		君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○副議長（安垣 勇君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十一名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第三号により取り進めたいと思いますから、よろしくお願ひいたします。

日程第一 一般質問

○副議長（安垣 勇君） それでは、日程第一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。

小川四郎君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 おはようございます。

あらかじめご通告申し上げた順序に従いまして、質問させていただきます。

最初の質問には、再び広報についてという表題をつけてございますが、内容的にと申しますか主題といたしましては、四日市の政治における対話の充実といたることでございます。

都市問題、あるいは地方自治に関する書物が今日ほど大量に町にあふれている時代はかつてないかと思います。社会的な規模での問題意識がそこにある一つの証左でもあり、市政に携わる者としてひとしくえりを正し、謙虚に反省しなければならない警鐘でもあるかと思うのでございますが、その多くが多くの部分と割愛して論及していくテーマ

が、対話にとってもっとも有効とされておりますとの広報問題であることはご承知おきのとおりでございます。昨年十二月の議会におきまして、伊藤信一議員とともに対話のある四日市市政の一環といたしまして『広報よっかいち』さらには、『府内広報よっかいち』を取り上げまして、その脱皮を要望しながら幾つかの点を質問いたしましたとき、市長は、新年度においてはぜひ広報を充実し適切な所属も考えて対処していただき。かよう答弁されております。また市長公室長は市民の意識調査実施の構想を発表されたかと思います。そしてさて新年度から広報部門を市長公室に移管し、あるいは動く市政教室、市長面談日、市政モニター、そういう新たな機軸を打ち出されておりますが、こういった対話のある行政へのみなみならぬ意欲と一步の前進には敬意と賛意とを表するものでございますが、実態的にはまだまだ形を整えた段階に過ぎないかと思います。これからはその内容の充実が望まれるときでございます。さらに格段のお骨折りをお願いしたいと思います。

さて広報なり、公聴に因しまして二点ほど質問したいと思います。

広報担当の所属変更だけでは意味がございません。もともと、広報体制の変更後、日なお浅いおりから無理もないところもございまが、まだ紙面は、従前同様と拝見をしております。言うまでもないこととござりますし、また前回もやや触れたところでございますが、広報の本質的な機能、ないし使命は行政体と住民との間の信頼であるとか、支持であるとか友好、そして正しい評価の関係を成立せしめて、市民と行政体の距離を縮小することにあるかと思います。そういうことで、広報には、行政体と市民との立場における平等性でありますとか、情報の適時性でありますとか、あるいは広報を流す側と受け取る側の反応の交流を果たすようなものであること、そういうことが大切だとされておりますが、そこで質問の第一番目は、ただいま申し上げました広報を流す側からの情報と受け取る側における反応の交流をどんな手立てではかっていくと所存であるかといたことでございます。

実際問題としては非常にむずかしいかと思ひます。大きな公聴会であるとか、あるいは集会というものが結局は一方的な宣伝に終つてしまつたり、あるいは騒ぎであるとか、お祭りにしか結末してはいない。そういうた反省が各地から聞かれる実情でござりますが、この交流の課題にどう対処されるつもりであるのか、広報モニター制の充実、その他いろいろお考えがあるかと思ひますが、計画、なくし構想をお伺いしたいのでござります。

交流をはかる手だてといたしまして、ただいまも出ました広報モニターでありますとか、あるいは市長面談日、あるいは市政モニター、そういうことも確かに有意義な一案であると思ひますが、組織に対象を求めるとして自治会組織の活用ということも考えられるかと思ひます。

自治会は法的には根拠も保護もございませんし、単に沿革的な事実上の存在でしかないわけでござりますが、しかし、その行政への寄与はたいへん貴重であると考えるのでござりますが、現状における自治会と市当局との関係を振り返りまして、何か反省点があれば、たとえば人の会合の頻度は現状で満足なのかどうか、あるいはこの種の活動に必要なことは何といいましても、動機づけであり、参画意識の高揚だと思うのでござりますが、日ごろの各自治会の模様なり意見、あるいは希望というものはいかに吸い上げられ選択されてトップに伝えられておるのか、また自治会へのフィードバックはどんなルートでどんな形で果たされているのか、その辺の現状を見まして、自治会の仕事に対する価値意識を阻害してくるものはなかつたかどうか、そういうた何か反省があるかと思うのでござりますが、それらを織り込みながら自治会組織との対話、さらにはその育成を今後どうはかつていくおつもりであるかもお尋ねしたくと思ひます。

なお、自治会役員たちのご労苦に報いる措置、待遇といいますか、現状でいいと思われているかどうか、あるいは改善の方法を考えられてくるかどうか、そういうた具体的な待遇面についてのお考えをお伺いしたいと思っておりま

す。

二番目の質問でござります。

現状の広報はレイアウトでありますとか、技術的な面においては確かにすぐれてるところがあるかと思ひますが、本質はお知らせ版でござります。そしてこのことにつきましては、さきの議会で政策広報であること、たとえば老人の医療費というような問題でありますれば、こうじうきさつでこうじう背景にあるこの問題を、こうじう考え方で対処しこうじう制度になつて、そういうふうに問題の所在と問題に取り組む姿勢なり考え方まで市民に流す、そういう意味での政策広報であるべきではないかといふことを主張したわけでござります。これは一つの考え方ですいませんが、新しい広報体制のもと広報をじつじろどんな形と内容とをもつて新しく登場させる意図か、その構想を明らかにさせていただきたいのでござります。公聴、広報に関しての質問はとりあえず以上のとおりでござります。

二番目の質問タイトルはコンピューターの効率的活用でござります。このことに関しましては、すでに三月議会におきまして、伊藤信一議員がまことに簡潔にして要を得たまどめを持ちまして議案質疑の中でただされております。しかし、このことは今後の行政そのものについてももちろんのこと、行政における経営体側面の問題としてとらえた場合でもきわめて重大であるとの認識に立ちまして、また全く新しい分野でありますだけに、その育て方は最も計画的でなければならぬ、そういうた見解をもちまして、若干、補完的な意味合いで質問を行ないたいと思ひます。

一般コンピューター導入の成否は、導入目的の明確な設定と、その利用に関してトップの理解と参画があること、そして推進と運営の体制が合目的に組織されること、この三点にありますことはコンピューターの有効活用に成功していくといわれております幾多の先輩、経験がひとしく認めているところでござますが、私のコンピューターの利用に関する質問も、この三つの観点に立脚して呈するものでござります。

そもそも地方行政体の経営目標は住民福祉の追求にあります。ことばをかえれば地方行政体とは住民へのサービス提供機関といえるのかと思うのでございますが、市におけるコンピューター導入目的も究極的には、この点に尽きることは論をまちません。ところで、その最も初步的と申しますか、基礎的と申しますか、第一段階的な活用の方法として二つの立場があるといわれております。

一つは市民への直接的なサービス向上を意図するものでございます。たとえば従来、幾つかの窓口と長い時間をかけて処理していた業務を一つの窓口で単時間に行なうことができるシステムをつくる考え方でございます。たとえばみどりの窓口式のものといえるかとも思います。

もう一つは行政に伴う大量の単純な反復作業、正確かつ迅速に処理して省力化をはかり人件費を節減してその分を、たとえば教育費であるとか、あるいは道路補修費用に充当したり、あるいは現状よりさらにきめこまかい行政の展開に資するといった、いわば間接的に市民サービスの向上に寄与しようとする考え方でございますが、しかし、私は第一段階における活用の方法は、いずれあるにせよ地方行政体におけるコンピューター利用の最終的な姿は行政の情報システムを完成させること、つまり全体の事務の流れを系統的と申しますか、システムマッチなものとすることによりまして行政の効率化をはかることと、さらにはこのシステムに外部の情報、あるいは科学的な手法を取り入れまして、たとえば教育とか医療問題、さらには道路であるとか住宅政策、あるいは都市計画、そういった問題における最適な政策決定に利用することであろうと理解しておるのでございますが、そこでコンピューターの今回の導入にあたりまして、長期的な計画のもと最終的な目的と構想をどのように設定し、そこへの接近の方法をどのように考えながら導入の第一段階を間接的な市民サービスとしてステップされたのか、そういうことでありますとか、あるいは当初の計画といたしまして二十三万人の住民マスターの整備でありますとか、二十万件の住民税徴収であります

とか、六万件の水道料金計算、各々十万件、二十七万件といわれております家屋、土地マスターの整備、五万件といわれております国民年金計算、そういった一連の大量の事務処理業務を取り上げておるのでございますが、むろん無計画に手当たり次第に取り上げておるとは思ひませんが、こういった業務と最終的な目的に対しまして、いかに位置づけこういったことになつたのかをお伺いしたいのでございます。

第二の質問は、第一のそれとも関連しておるのでございますが、コンピューター活用の推進と運営の方法でございます。

今回のコンピューターの導入にあたりましての担当職員のご労苦にはおそらくは血のにじむような、また限界ぎりぎりの力の発揮と努力とが尽くされたであろうことは容易に想像できるところでございますが、その点、この機会に心からの敬意を表しておきたいと思います。しかるにそういった実務サイドにおきます最善の寄与があつたにもかかわりませずまことにぜいたくといつては酷評にすぎるかもしませんが、かなり余裕のある使い方であることはいなめないようでございます。たとえば水道料金計算、住民税の徴収、年間約二千八百五十万円の巨費を投じた民間計算センターへの委託業務がございますが、コンピューターの導入後約二ヶ月を経た現在におきましても実態的にはあるいはそれ以上経過しているかと思いますが、いまだ内策に切りかえを完了したことなく、月間のプロダクトに要する使用時間は約百三十時間程度に過ぎない状況だということでございます。伊藤議員のご質問に対する答弁によれば、委託計算に比べて人件費を含み切りかえ初年度は約一千万円の支出増であるとのことでございましたが、私はそこに基本的には行政におけるコスト意識、あるいは計画性のもの足りなさを感じざるを得ないのでございますが、それはおきましても準備の方法、あるいは導入の時期がほんとうにこれでよかつたのか疑問をはさみ批判の余地を感じざるを得ないのでござります。なぜこうなつたのか、その一番大きな原因は、ただいま申し上げましたコスト意識、あ

るいは計画性の不足といふものがあるかと思ひますが、そういうことを背景としたしました担当者まかせの取り進め方にあつたのではないかと思うのでござります。コンピューターの導入前は府内各部門が個別に自己部門の必要とする業務を計算センターに委託しておりましたが、コンピューター導入後もほとんど従来と変わりなく一部の初步的なプログラム理解者と電子記録との間のいわば担当者レベルの視野と話し合いでコンピューター処理業務をさがしている。それが実情のようでござりますが、そのこと自体はたいへん基礎的な組織でございまして今後とも持続されなければならぬかと思ひますが、私はその上に管理層のリーダーシップがなければならぬかと思うのでござります。このことは、特に今後の方針といたしまして、適用業務といたしまして大量の事務処理を対象としております当面の間は従来の方針でも大過なく事が運べたかもしませんが、今後、より高度な大量な事務から管理、さらには意志決定のシステムへの転回は管理者の参画なくしてはとうてい考えられぬことでござります。私は管理者一人一人にシステムデザイナーになれだとか、あるいはプログラマーになれとか、そういうつもりはございません。しかし、少なくとも各部、各課、管理層の方々にはコンピューター導入の目的に照らしまして真に価値ある効率的な業務の探究を各担当者とともに考え、その指示を下すぐらの素養と情熱とを持ってもらいたいのでござります。そして重要業務に關しては、府内のチャック機関、あるいは諮問機関を設けまして、目的に照らし合わせて処理の可否をきめるような機構が必要ではないかと考えております。当面作業は詰つてゐるかもしれません。しかしコンピューターの有効活用といふのは、常に二年、三年先の将来を見つめシステム開発に意を注ぎ組織全体の協力体制が要請されるものでござります。今後のコンピューター活用の運営と推進体制をいかにお考えになつておられるかお伺いしたいと思ひます。

三つ目の質問は、コンピューター教育についてどんな策を考えておられるかといふことでござります。

コンピューターがいかにすぐれた機能を保持しております、これを実際に使用し効果をあげるのは人間でござります。

以上を第一次的な質問としたいと思ひます。よろしくご答弁のほどをお願いします。

○副議長（安垣 勇君） 公室長。

〔公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○公室長（三輪喜代司君） まず、第一点の「再び広報よつかにについて」というご質問に対し、広報に対する市民に対するところの反応と交流という問題でござりますが、これにつきましては、日下私どもこの四月広報の移管を受けまして広報活動のあり方等につきましていろいろ検討を加え、また編集につきましては、部内の編集会議等をもつてご承知のように月二回発行いたしております。お知らせ版と一般広報でござりますが、一般広報の面につきましては、特にこの重点的に市民にPR活動をしなければならない事項等をこれに登載するようにし、またその間いろいろと会議の中で協議をし打ち合わせをしておるようなわけでございまして、今月号の広報には町をきれいにするというのが一応出ておりますが、これは雨季を控えまして水路、その他にごみを投棄されたりいろいろなことが、ひいては浸水の問題にもひつかかってまいりますので、そういう点を写真を入れながら市民にその自覚を訴え、公共物に対する市民の公共物すなわちこれは市のものであるとふうふうを自覚を訴えるような方法で編集を

したようなわけでござりますて、これに対する反応とかいうようなものにつきましては、ただいまのところどのようない形でどのようにもつていかかといふことを検討を加えつつあるような次第でござります。おじおじこの問題につきましては、今後、行なわれるであろうまた行なわれるよう前に決定いたしております動く市政教室、その他市民との対話の中において個々の市民からの反応を聞き取り、これをまた広報のほうへ反映をさせていただきたい。このように考えております。

次に、それと同時にただいま市民意識調査の集計をいたしております。これが案外手間とりまして、まだ最終的にこれを集結いたしておりませんが、これが出てまいりまして、そのようないろいろな市民の情報を市政に反映さすような方向で広報、公聴活動といふ面でこれを生かしていただきたい。このように考えております。

次に、この政策面の政策広報を考えたらどうかということでおござりますが、これにつきましても、やはり議会でいろいろご審議になりご決定になりました事項についての政策的な面につきましても、広報活動の面を通じて市民にこれをPRできるように、今後ともおじおじこれが前向きの姿勢で取り組みつつあるということだけを報告いたしまして、広報についてのご質問に対する答弁といたしたいと思ひます。

次に、自治会の問題でござりますが、それともう一つ公報、私のほうへ移管されました、あるいは色刷りその他いろいろなシステムの広報が最近出ておりますし、府内広報等におきましても各市の実態等を調査をいたしておりますが、相当活発な広報活動を行なっております。何せ昨年どおりの予算でござりますて、現在まだこれをどのようにもつていかかという問題等もござりますて、しま与えられておる予算の中で最大限にこれを活用していくよう努めをしておるのでござりますので、その辺のところもご理解いただきたいと思ひます。

次に、自治会の問題でござりますが、自治会につきましては総務部長の担当でござりますので総務部長のほうから

答弁があると思ひますが、これにつきましては、行政情報システムの確立を目的としたしまして住民に対するサービスの向上と事務の効率的な処理運営の基本方針としておるのでござりますが、これはご承知のとおりでござります。そしてこれらを可能にするための前提要件といたしまして、まず第一にわれわれが手がけましたのが住民情報システムを取り上げております。住民に関する基礎的な資料を整備いたしまして、これらの中を各種事務に共通的に使用することによって事務の精度を高めるところから出発することとしたいたしたのでござります。適用業務の範囲等につきましては、この地方自治体がコンピューターを導入いたしました場合におおむね五ヵ年で大量のかつ、また反復して行なわれる業務のシステムを確立をいたしまして、その後、これらの蓄積された各種のデータを利用して順次所要の解析を行ない、最終的にはこれを計画的な、あるいは管理的な業務に及ぼしていくといふのが定石とされているのはご承知のとおりでござります。本市の計画におきましても、大量の業務の完全処理と一部の計画的な業務を大体三ヵ年程度で仕上げまして、その後、各種の予測推計などの業務に拡張してまいりたいと考えておるのでござりますが、その時期がまいりましたならば、現在の機器構成につきましても再検討を加えなければならぬのではないかというふうに考えております。

次に、またご指摘のコンピューターの活用等の推進と運営方法といたうことと思ひますが、こうじうご指摘があつたと思うんでござりますが、これにつきましては導入後のコンピューターの使用時間について申し上げたいと思ひます。コンピューターの使用時間といいますのは、ご承知のようにテープのかけかえとか、あるいは印刷紙の裁断、

あるいはまた機械の点検調整など手作業の時間を除きまして、実際に中央の処理装置が動いた時間をさすのでござります。本年二月はご指摘のごとく時間数が非常に少のうござります。これは導入直後のための機械の調子がわからなかつたところが一つの原因でござります。それともう一つは、この時点においてはシステムの開発に主力を注いでおりました。そういう関係によるものでありますので、ご了承いただきたいと思います。その後、調査いたしましたところ、三月には大体百五十時間、四月には二百二十時間、五月には百九十時間となつております。六月にはこれはいろいろ税の問題等いろいろなものが出てまいりまして二百五十時間程度になるものと思われます。

なお、コンピューターの使用基準時間は大体一ヶ月で二百時間といふうに承知をいたしておりますが、これをこえるときになりますと、職員の健康管理その他いろいろな問題が出てまいりますので、われわれは最大に一ヶ月二百五十時間といふのを、これがもう最高限度の使用時間であるというふうにいたしたいと、このように考えております。こうじうことでござりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

次に、この導入に際しましてのいろいろなことがご指摘ございましたが、これにつきましては、四十六年七月から本格的にわれわれはシステム設計に入つております。一部のものを除きまして、業者にも委託をいたしております。四十七年度からの課税その他の諸作業がスムーズに行なわれるよう、本年の二月に機械を導入して庁舎の竣工式以前から機械は動かしておつたわけでござりますが、現在、各種の計画業務はすべてのものが大体予定どおりに進捗いたしておりますが、この問題に関する限りは、時間的にも、また経済的な面からもわれわれは理想に近かつたのではないかといふうに確信はいたしております。

なお、システム開発につきまして、しまご批判がござりましたが、先ほどもお答えいたしましたとおり、コンピューターの業務以降につきましては長期的な見通しに立つて計画どおり着々と進めておるのでございます。ただシステム

ム設計とか、あるいはプログラムの作成につきましては、多分にこれは技術的な面が含まれてまいります。したがつて、これに従事いたします職員は、その業務について十分な知識と技能が必要となつてくるのであります。このようないくつかの関係でシステムの開発段階におきましては、現在の電子記録課の担当者と業務の担当課、元課、元の課といつておられます。元課の職員が協力作業を行なつてゐるのが実情でござります。また、このような体制をとることによつて完全なプロジェクトチーム等を形成をいたしております。電子記録課職員の労力を少なくするとともに時代の趨勢としてのコンピューターを使いこなす技術を取得する機会を与えまして、合わせて、この人事交流の円滑化をはかることができるよう配慮をいたしたいと思つておるような次第でござります。

次に、コンピューターの教育、職員に対する教育の問題が出たわけでございますが、要員の確保と、それから職員の資質の向上のため、かなり積極的な姿勢で臨んであるようなつもりであります。

まずコンピューターの入門講座につきましては、初級研修の場合の必修科目に加えますとともに、システム要員の養成をはかるため、導入メーカーと特約をいたしまして無償で教育を受けるということにいたしておりますのでござります。これによつて、各組織から選抜されて初級プログラマーのコースを受講いたしました職員の数は、現在までに約三十数名にのぼつておるのでござります。要員の確保につきましては、したがつて、あまり問題はないと思ひますが、今後はさらにこれを発展させましてオープンプログラマー制へのアプローチをはかつてまいりたいと、このように考えております。

次に、中間管理者に対するコンピューターマインドのあり方につきましては、機会あるごとにシステム指向の重要性を訴えますとともに、必要に応じまして連絡会議を開くなどいたしまして、関係いたしております各課との調整につとめておりますが、今後におきましても、コンピューターの高度利用や政策面への反映をはかるように、私といた

しましては指導をしていただき、このように考えておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

○副議長（安垣 勇君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 広報よっかいの問題につきまして、若干、私の考え方を申し上げさしていただきます。最近、最近と申しましても、もうすでに情報時代に入ったといわれてから久しくなりますが、私は市の行政の段階における広報の利用、あるいは情報化時代に対処するところの態度といふものは、私は確かに程度の低いものであるというように考えております。また、かつての議会におきましても、そういう点はご忠告をいただいておりますし、また一部の議員の皆さんからは、確かにこの情報時代に対処する市の広報のあり方は弱いものだというご意見も伺っております。そういう考え方から、われわれは、この新年度におきまして、広報係を、広報の所属を変えて新しい時代に対処する広報の確立を期しておるわけでございますが、むずかしいことを申し上げなくとも、私は、やはりこのいろいろのこの情報の時代といふものは、結局情報を取り込むと、また、そしてその情報を売り込むかわりにいろいろの不満を聞き取るというようなことであろうかと思います。

したがって、私は、市がいかに考えておるかと、そして何を実行しようとしておるかとどうことと、住民の希望とそうして現状に対する不満といふものを端的に紙面でこの衝突させるというような形ではないかと思います。したがって、その媒体としましては、広報に絶えず市の施設であるとか、また市いろいろの公共的なものの現状、あるいはその他改変等に対する不満といふものもあるかと思いますが、そういうものを端的にそこに記載をしていくことであると、さように思ひます。もとより広報のみに限らず、最近、民間テレビ等の広報面における利用というようなものも先進地域においては盛んに行なわれております。そういう面につきましても、三重県の各市におきましては、まだテレビの活用といふような面におきましても非常に弱いものもございます。したがって広報のみに限らず、今後この情報機関を利用することによって、住民の希望と意向、あるいは不満といふようなものを端的にくみ上げて、この情報時代に対処していただき、さように考えておる次第でございます。

○副議長（安垣 勇君） 総務部長。

〔総務部長（岡南輝彦君）登壇〕

○総務部長（岡南輝彦君） ただいまは行政と住民の交流、一体性の必要性、そのための自治会組織の活用といふことから自治会長の報酬、待遇の問題についてご指摘がございましたが、私も、従来産業部において、先ほど話の出ました地区の総会等にも出ておりましたし、そのたびにご指摘のような問題が提起されておったことも承知いたしておりますが、先般、五月三十一日に初めて本年度の六プロックの代表者会議がございまして、四十七年度の委託業務の内容の説明、協議を行なっております。私もその自治会長にござつかりになる仕事の非常にたいへん広範多岐、非常にむずかしい問題があることを初めてのとくに知ったわけでございますが、戦後は広報委員といふ名で活動されておったのが、自治会長といふ形になってきて、こういった住民の要求とが非常に複雑、広範になつてきましたときに、自治会長の果たしておられる役割り等が非常に重大であることはよくわかつておりますが、ただ連絡員制度との関連といふことが非常に深いといふこともわかつてまいりました。自治会プロックの代表者の方々のご意見におきましても、自治会長としての責務を十分に果たしていただき、しかし、自治会長それぞの仕事を持つておるし、限度があるので、いわゆる連絡員とのかね合いのような形での業務をできるだけしづくってくれと、たとえば市のほうから、あちこちの部課から次々に出てくる書類、文書にしても、月一回何日といふ形で統括されることによって、自治会の会合の手間も非常にこら効率的に省けてくるし、そういう面の配慮を十分にしてもらいたいといふ

うふうな強じる要望等もございました。さらに、いまの連絡員の問題がたいへん議題になつておりますが、連絡員そのものの確保の問題、あるいはその報償費、それからこういった交通事故の非常に多いときに市内くまなく連絡に当たる、この連絡員の災害補償の問題、こういったことをいろいろお話を出ておりました。そういうものとの関連性など十分に配慮いたしまして、自治会組織の活用とくことに遺憾のないような形で今後を考えたい。今年度はご承知のとおり昨年に比べましてごく一部ではござりますが、委託料の内容の改善が行なわれております。

○副議長（安垣 勇君） 小川君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 だいぶご答弁によりまして、わかつたところもあるんですが、わかつたようでわからぬところもたくさんございますが、広報につきましては、市長の姿勢を期待したいと思って、ただ一点だけ、市民の意識調査の問題でござりますが、ただいま取りまとめ中とのお話でございましたが、まとまつたとき、それはどんな形で、方法で市民に発表されるつもりかどうか、簡単にお答え願いたいと思います。

コンピューターの活用につきまして、二点ほど再質問したいと思っております。

第一点目は、今後コンピューター導入の効果をどのように測定し評価していくかということでござります。結果の正しく評価とそれに基づき必要であるならば計画なり目的の修正にも迫ることが管理の姿勢でありますことは、すべての組織、施策に共通して必要なことでござります。当然のことながら、そのことはコンピューターの導入に関してもござることでござります。最もコンピューター導入効果の評価方法には非常にむずかしいものがござります。定量的とくに、金額的に換算できるものもあれば、定性的にしか判断しえない効果もあるからでござります。しかも、このむずかしさとくもののはコンピューター導入のねらいとする対象が作業能率の向上とくようなものから、

管理でありますとか、経営の向上とか、そういうたぐわいに利用が高度化するに従いまして次第に困難性は増していくものでござりますが、従いまして、今までももちろんそうでございますが、今後はますます的確な効果把握の方法、あるいは効果の評価措置が必要であると思うのでござります。そのためには効果の測定項目、効果の把握、あるいは評価の方法、さらには評価結果の表現方法を制度化いたしまして、事後のホローをすることが望ましいと考えるのでござりますが、市当局はこのような内容のものを計画、ないし構想をされているかをお伺いしたいと思います。

また現在、取り進めております大量のデーター処理の EDP 化によりまして、現在までどのような効果をあげ、また今後どのような効果を予定しているかもあわせてお伺いしたいと思います。

なお、コンピューターの適用に当たりましては、単に従来の業務をそのまま継続実施するだけではなく、相当程度の業務改善の織り込みが必要でござります。従来の水道料金の委託計算、ほとんど省力化効果にはつながっていなかつたのではないかと思ひます。単に月のうちの一時期に集中的におとずれる仕事のピークをならす程度のものではなかつたか、さように考へるのでございますが、それも業務改善が並行的に行なわれていかつたからではないかと思うのでござります。コンピューターの導入にあたりましては、月の業務の平均化努力でありますとか、その他もろもろの業務改善とのかけ合わせによりまして、確実な、そして飛躍的な効果が期待されるものでござりますが、その業務改善について、何かお考えがあるかどうかをお伺いしたいと思ひます。

次には、第二点目でござりますが、将来コンピューターを都市計画でありますとか、道路管理でありますとか、もちろんの管理面に適用していきたいというお話がございました。そして、それへの抱負、あるいはデッサン程度かもしれません、すでに描かれているかとも思ひます。研究も積まれてることと思うのでござりますが、ここではとりあえず人事管理面への導入についてお尋ねしたいと思ひます。

組織は人なりといたがございます。古い、しかし、常に新鮮な定説でござります。それだけに人事管理の研究は絶えず新しい角度と感覚とをもつて研究されておりますが、最近では、もつとも進歩した情報処理機能に着目いたしまして、コンピューターの人事管理、ときに人材開発と有効活用への導入が研究され、随所でその発表が行なわれております。また各所でかなりの成果をおさめているといたがございます。しかし、一方では人事管理に機械が参加するといふ素朴な違和感でありますとか、あるいは人が機械に機械的に見られるのではないかといった不安から抵抗もあるところでございまして、なかなかむずかしいことでござりますが、むずかしいだけに、そして、また市職員は市民にとつていわばかけがえのない財産でござります。宝物でありますだけに、その人材の開発、あるいは適材適所の配置は市民にとつてもっとも関心の深いところでござります。昨日、珍事といわれる人事といふ質問がございまして、私、不勉強にして内容をよく存じませんが、そういつた珍事といわれるような人事といふものは絶対に避けなければならないわけでござりますが、そういつた意味におきまして、当然、コンピューターの人事管理の導入につきましては制度の高い研究が続けられているかと思うのでござります。しかしながら、問題は労使関係にも及ぶたいへんデリケートな性質のものでござります。具体的な答弁は無理かと思ひますが、調査と研究、あるいはそれに基づく問題意識の輪郭でけつこうでござります。お聞かせ願いたいと思います。

以上が再質問事項でございますが、一点、要望事項を申し上げたいと思っております。

私がかなりの時間を費やしまして、コンピューター問題を取り上げました理由は、初めにも述べましたとおり、今後の行政運用上の重要な問題としての認識に出発するものでござりますが、もう一つの側面は、この一連の導入経過の中に計画性とコスト意識、あるいは効果の測定と教育の不足といったものを感じるのでござります。それがまたかも行政事務全般の象徴であるかのとき不安にかられ、そして、そうあつてはならないことを念じたからにほかなら

なうのでござります。そういう意味を含めまして、やや蛇足に過ぎる感があるかもしませんが、トップ層の方々に、

一つ、常に目標、優先順位を明確に指示すること。

二つ、必要あれば方針と目標実施のための組織調整をはかること。

三つ、絶えずそのホローとチェックの姿勢を持つこと。

この三点をコンピューター活用の問題に託しまして、ご要望を申し上げておきます。質問を以上で終わります。

○副議長（安垣 勇君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪 喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） ご質問の第一点の発表の方法でござりますが、原則といたしまして、広報紙上で発表いたしたいと思っております。

次に、コンピューターの問題についてのご質問につきましてお答えいたします。

この定量的な業務につきましては、経済性の面からわれわれも容易に判断することができでござります。そして、その際の一般的な目安といたしましては、民間の計算センターに委託処理する場合の金額を評価の基準とすることがこれは適当であり、また常識的な面ではないかとこのように考えております。一方、この計画的、あるいは管理的な内容を主といたします業務につきましては、その効果を測定する尺度をきめることができ非常に困難であると同時に、対象となる期間も長期にわたるのが、状態でありますので、これらの業務につきましては、住民の福祉の向上、これを最終目的とした先行投資という形でコンピューター導入というものを取り上げるべきではないかと、このように考えております。

次に、この人事管理の問題でございますが、官公庁において、コンピューターによる人事管理を行なつてゐる事例と/orものを、われわれ、まだ残念ながら承知をしていないのでございます。またコンピューターに記録される内容やデーターの扱い方等についても多分に試行錯誤の域を出ないうらみがありますので、われわれといたしましてはご指摘のとおり人事管理も将来はコンピューターというものが考えられるであろうと思ひます。現時点におきましてはこの方式を採用する考えは残念ながら持つていいないのでございますが、ただいま申し上げましたように、これは将来の問題としておそらく検討されなければならないだろうと、このように考えあがります。よろしくお願ひいたします。

○副議長（安垣 勇君） 暫時、休憩します。

午前十時五十二分休憩

午前十一時六分再開

○副議長（安垣 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

青山峯 男君。

〔青山峯 男君登壇〕

○青山峯 男君 西南部地域開発について、四点ほど質問させていただきます。

私は、四日市の将来を頭に描き、現状をながめながら、次の諸問題について質問いたします。

現在の四日市は、海岸から鈴鹿の山まで東西に、北は朝明川から南は鈴鹿川まで延び、県下最大の都市として発展を続けておるかに見え、自他共に認めておるかうの四日市です。しかし、果して自負しておるだけのものか、そ

の都市の形態ができるでしようか、いやできつてあるでしようか、私はそれを考えるとき、市政に参画する議員としてさびしくも感じさせたしております。青年都市とはけつこうな呼び方もいつまでも続けたくありません。もちろん発展途上過程にはいろいろな障害、困難もありがち、市長をはじめ理事者のご苦労はお察しいたしております。しかし、議会並びに市当局はその困難の中、四日市の将来を考え、市民の声を声とし、時代の流れを流れとして、それに即応する姿勢とかまえを市民に示して、市長をはじめ理事者は市議会とともに真剣に取り組んで大四日市建設のあすへの希望を市民とともに胸に抱きながら最善の努力を惜しみなく尽すべきだと考えております。これがひいては議会の威信を高め、市民に大四日市に住む喜びと自負と誇りを与える政治があると思っております。以上を考えますとき、私は市全体からながめて市の西南部があらゆる点に恵まれていないことを感じております。改めて理事者諸氏に認識いただきたいと思います。

そこで、私はこの際、声を大にして西南部開発の必要を訴え、諸施設の充実を要望いたしまして、地域の発展ひいては市発展に寄与すべき考えます。

私の申します開発とは、ただ何がゆえに新しく無計画につくり出して、市民のとうとい税金と財源の市税を無意味なむだな放出になるようなことは考えておりません。あるものを有意義に生かし、その中に新しい施策を配することは、必ず次を生み出し、地域住民の理解と協力が得られ、新しい時代に応じた、しかも市民の納得し喜んでくれる開発によって、発展の結果、効果があらわれるものではないかと考えます。へんびなところといわれるところは、やもすればおろそかにされがちなのが当然のようになります。それはいまの時代政治ではないと思います。都心部から徐々に都市の形を整える考え方も一応わからぬではありません。しかし、その政策も時代の進歩にいつもうくれがちなのが実情でないでしょうか。その効果はいつになつても満足にないあります。ただでさえ不足がちな市

の財政、財源でもっとも効率のあがる効果のある、いまの四日市発展のための政治施策の最善法は、後方地帯の有効な開発であると思います。

現在、市では公害問題をかかえているが、この問題は必要以上に他の諸問題にまで悪影響を与え、市政の障害になくなっていると思われます。公害問題の相手は善良な市民なのです。それ一つを考えても後方地帯を開発して四日市の中らしく整え、市民の安住の地を新しくつくってはいかがです。現在、そこに生活している人のためばかりを考えず、さらに発展のため、また新しい四日市の飛躍のため、特に西南部をさして私は考慮すべきだと思います。つきましては、次の諸点について、ご質問いたします。

第一には、市の西南部を通る大規模農道についてあります。この大規模農道は、その名のように、ただの農業上の道路と考えておるのか、それなればどのようなこれに対策、農業地帯の施策をもっておられるのか。また、他にこの道路の有効適切な市民生活につながる地域発展に利するための方策が考えられているのか、この点を市長にお伺いしたい。

第二に発展開発途上にある地域についてお伺いします。

同じ西南地域の中の高花平地区の小林町周辺は市街化区域、市街化調整地域と含んで新市街地域のいすこにあるのか、あるのやらわからぬような状態で新しく変わっていくあります。法の精神から考へても、市当局はこのような地域については、いかに考えておられるのか。特に下水、排水については、実情から考へても先行施策対策がぜひ必要と思われます。

なお、新しく住居する人に対する水の問題についてであります。

生活には必ず要する水について、簡易水道はあっても急激に増加する戸数、人口をまかないかねる状態にあることなど考へ、市民としては均等の恩恵に浴することができるように事情熟知のうえ、格別の配慮が必要であるのではないでしょうか、この点について対策をお考へて承りたい。

第三には、水沢地区の宮妻峡の開発についてであります。

この問題については、かねがねからその開発の必要性と効力性は各方面から十分認められておりますにもかかわらず、なお、遅々として進まずはなはだ遺憾に思つております。市民に、市中にあるかつこうの地を選び、それを家族ぐるみのいこいの場として、また、青少年のレクリエーション的ないこいの場として与えるのは、施策を積極的に講ずることが時代に即応した最良の、しかも地域の開発を合わせて行なえ得る得がたき最善の市民サービスを兼ねた賢明な施策として理事者のとるべき道かと存じます。この点、市長よりお伺いします。

第四に、道路網についてであります。

本年度、市長は市道の舗装について、相当、思い切った計画発表され、着々実行に移つされ進行しつつあることはその時代の感覚に敬意を表するものであります。さらに進めて既存道路の改修、新設などにも積極的な計画をもち、地域住民と協力して地域頭数配分的な予算分配を排し、将来の備えに大胆なる施策を希望いたします。たとえば、県道子西線、開通を機会に県道宮妻線を宮妻まで拡幅延長をきつかけ、名阪国道、大規模農道などの開通とにらみ合せて、高花平を中心とした南北の新線川島、桜地区への最短距離で結ぶ市道を計画してはいかがでしょうか。小林鹿間線など延長すれば可能性はあると思います。市長より、これについての考えを求めます。

○副議長（安垣 勇君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

西南部地域開発につきましてのご質問でござりますが、ご指摘のようにも、当地域のいわゆる開発といふものは確かに取り残されておる感がござります。もちろん、そのためには道路網の整備等、そういう点にいろいろ隘路がござりますが、かつて通産省の名古屋通産局が小山田工業団地の調査をしていただきまして、約百万坪近い茶園等の調査が完了いたしました。

その後、名阪国道等の完成もありましたが、日の目を見ずに今日に至つておる状況でござります。確かに、この西南部開発の開発につきましては農業的な開発、あるいは住宅地域としての開発、都市型産業の導入としての開発等が考えられます。そのためには、何と申しましても道路網と工業用水等の水の開発というようなものが必要でござりますが、この地域は一帯に高い土地でございまして、土地が高くてどうしても特殊な開発をしなければ水も導入できません。大規模農道といふものができまして、われわれといふたしまして、四日市市の南部地域から東西にこの突き抜けて山間丘陵地帯を巡見にやや東よりのところを南北に東員町のほうに抜けていく道路でござりますが、これができれば確かにいろいろの農業開発的な面で役立つものではないかというように考えております。具体的ないろいろのものは、まだございませんが、通称ミルク道路といわれておりますように、農業を主として酪農等の発展を競うというわけでござりますが、確かにこの農道と申しましても、大規模基幹農道と申しましても、これが産業道路的な使命を多分になつておるわけでございまして、おそらくや、この道路ができましたならば西南部一帯に新しい開発の目ができるのではないかとさように考えております。いろいろ農業的な施策等につきましては、構想もあるうかと思ひます。が、ただいま、まだここで申し上げるだけのものは私はつかんでおりません。

くるのではないかとさうに考えておりまつた。しかし思ひ出が余るに、が、ただいま、まだここで申し上げるだけのものは私はつかんでおりません。

また、後方地帯の総体的な活用といったしましては、上水、あるいは下水道等の導入がもとより必要なことでございまして、簡易水道等の地域もかなりございますが、時期がくれば、やはり当然上水に切りかえていかなければならぬことであると考えております。ただ後方地帯の開発と簡単に申しましても、私はこの基本的なものが、やはり道路網の整備ではないかというように考えます。最終の質問に道路網の整備ということがございましたが、私は当初より道路網を整備するということが、やはり一種の都市の格差の是正の最も近道であるという考え方をもつております。

道路網を整備するためには、やはり道路網を整備するということが一番必要なことであると、もとよりその地域が地域格差をなくするために、やはり道路網を整備すれば農家の二男、三男対策といったしまして、道路網さえ整備すれば農家の二男、三男対策といつても二十分、三十分で工場地帯に通勤することができる、したがつて、従来通勤が非常にむずかしかったような地域でも一例を取れば楽に通勤するようなことができる、したがつて、それは所得の向上、あるいは生活の安定につながるというところから、やはり地域の開発のもつとも格差の是正をするものは道路網の整備であると、さように考えております。したがつて、後方地帯の開発につきましても上水、下水と並んで道路網の整備というものが必要なものであると、さよう

宮妻峠の開発の問題は、これも、やはり私はもつとも大切な問題は道路網の整備であると思ひますが、まだ、相当危険なところがござります。しかしながら、この最近、開発、開発ということばに追われて、どんどんどんどんこの観光道路をつける、いわゆるこの木のはえた丘陵地帯、あるいは、たとえばこの湯の山のようなああゆう緑の壁のようなところをぶち抜いて道路をつけるといふ点につきましては、最近、非常に批判の声も出ておる時代でござります。

道をつけるだけが、このいわゆる観光地帯を守り得る、観光地帯を開くためには道が必要でありますけれども、その観光地域のほんとうの価値を道路が守り得るかどうかということにつきましては、疑問の出てくる時代になつてしまつました。この宮妻峡といふようなところは、この地域では数少ない秘峡といふようなところでござりますけれども、道路ができてどんどんこの中京地帯等から自動車を乗り入れてくる、また名阪国道等から利用して観光の車が寄つてくるようなことになれば、やはり、このほんとうの秘峡としての観光地域帯を昔のままで保存するということは、非常にむづかしいのではないかといふことも考えられます。現状の宮妻峡は、やはりこの道路網を整備するといふことが第一であろうかと思ひます。もちろん、そのためにはレストハウスといふようなものの必要もあると思ひますけれども、やっぱり道路網を整備していくことが、宮妻峡を開発していく一つの大きな方法であろうかと思ひます。

また、この宮妻峡ではありませんが、この水沢地域につきましては、われわれは青少年の健全育成の場として、この地域を取り上げさせていただきたいと、さように考えておるわけでござります。

ただ西南部地域の開発と申しましても、最近の開発といふことが、すなわち環境破壊につながるといふ時代でございまして、われわれはそういう点につきまして十分配慮をしていかなければならないのではないかと、さように考えております。農業的に開発するにいたしましても、住宅地帯として開発するにいたしましても、また産業開発をするにいたしましても、そこに相当慎重な配慮をしていく時代にきておるんではなむかといふように考える次第でござりますが、こういふ、すべてこういう点に十分配慮をしていたしまして、西南部開発といふものにつきましては、大規模農道、あるいは宮妻峡の道路等を中心としたしまして、今後西南部開発地域の開発には努力をいたしたいと、さように考えておる次第でござります。

○副議長（安垣 勇君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（平井清三君）登壇〕

○水道事業管理者（平井清三君） 小林町の簡易水道は、本市で最初に手がけた簡易水道でございまして、昭和三十年の一月に事業認可を得まして同年の三月完成したものでございまして、そのときの計画給水人口が約四百八十人、一日の最大給水量は七十二トンでございましたが、その後の人口増等によりまして非常に水源容量が不足いたしておりますので、本年度に県費の補助を得まして取水ポンプ、配水池等の増設約一千万円の工事をただいま計画している。こういふ状況でござります。なお西南部地区には、この小林町の簡易水道のほかに、小山田、鹿間、野田、神明、小西、水沢、約千九百戸に対して、それぞれ簡易水道を布設しておるのでござりますが、これらにつきましては、標高の関係等もござりますので、昭和五十一年に予定されております三重用水からの受水を契機に考えていただきたいと、このように考えております。

○副議長（安垣 勇君） 下水道部長。

〔下水道部長（天野助春君）登壇〕

○下水道部長（天野助春君） 第二点の下水の問題についてお答えいたします。

高花平の市街化に伴つまして、その付近の住宅開発が行なわれてあるわけでござりますが、一軒、二軒住宅が建設される場合には、さほどの問題は起らぬわけでござりますが、一軒、二軒建てる場合でも道路とか下水の問題につきましては、やはり整備されなければならぬわけでござりますが、下水とか道路の問題が未整備のまま建設が進みまして、それが五軒なり十軒になりますと大きな問題になつてくるわけでござります。それが小林町付近のいま市

街化いたしました、それに隣接する付近の状態であるわけでございます。四日市も市街化区域が六千五百七十二ヘクタールございまして、法の精神いたしましては、市街化区域内の道路が整備され、下水が整備されるのが建前でございますが、これは十年間に予想される市街化の状態でございますので、そういう地区につきましては、排水路の用地等の協力を得まして技術的の検討をしてご指導していただきたい。

なお、高花平地区につきましては完全な市街化になつておりますし、下水道といたしましても公共下水道の認可地域に入れておりますので、道路は整備され、公共下水道も完備されまして、下水の終末処理場もできておりますが、これは全部開発される市の開発公社において負担されまして、すなわち、ここへ入居される方々が負担したことになりますので、地区の住民の方々の協力を得まして排水問題を取り組んでいきたい。そのように考えておるわけでございます。

○副議長（安垣 勇君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） 西南部開発についてのご質問に、すでに市長からご答弁のごございましたように、当地域の開発の基本は、やはり道路網の整備であるというようにお答えになつておりますが、われわれ土木を担当するものいたしましても、当地域のやはり現在の基幹であるものは、やはり川島貝家線、すべて県道ですが、川島貝家線、それから宮妻狭日永線、それから小林鹿間線、それから水沢本町采女線、それから若干はございますが、鈴鹿宮妻狭線というような県道網が発達しておりますが、われわれこの県道整備については、地域開発に非常に大きなウエートをおかれるべきであろうという考え方から、県当局に対しても、これが改良等について陳情し、その整備を促進させておるわけですが、四十七年度におきましても国並びに県におかれて相当のご努力をいたしております。現在、わ

かつておるものといたしましては、県道の国補対象の改良といたしまして水沢本町采女線、川島貝家線、それから宮妻狭線といらものが、また舗装の面で川島貝家線、あるいは現在の都市計画街路としての子西八王子線の改良がござります。そのほか県単事業といたしまして水沢本町采女線、あるいは先ほど申しました子西八王子線、あるいは川島貝家線、さらに舗装の面で三百六号等の整備が逐一これに加えられてまいります。私どもも、まず基幹になるものの県道網の整備ということを中心いたしまして、これにアプローチする道路整備等は、さきに本年度いたしました舗装費等を含めて整備をしてまいりたいと思ひますので、ご了承賜わりたいと思ひます。以上です。

○副議長（安垣 勇君） 青山君。

〔青山峯男君登壇〕

○青山峯男君 市長の答弁に満足しております。これは間違ひなくひとつお願いしたいと思っておりますから、どうぞよろしく。

○副議長（安垣 勇君） 坪井妙子君。

〔坪井妙子君登壇〕

○坪井妙子君 ご通告申し上げました諸点につきまして、順を追つてお尋ねを申し上げます。しさか意見も加えてご質問申し上げますので、ご無礼にわたる点もあらうかと存じますが、何とぞ意のあるところをおく取りいただきまして、誠意あるご回答をお願い申し上げます。

第一点、美しい町づくり推進についてでございます。

市長は、本年度当初議会において、緑と太陽のある豊かな町づくりを大目標として生活環境の整備を意欲的に取り組みいただいております。本市が公害という名で塗りつぶされた暗いイメージからの脱却と豊かで住みよ

町づくりに対する端的なご表示として心から賛意を覚えたものでございます。理事者各位並びに関係ご当局のご努力により、りっぱに完成いたしました新庁舎からのながめは豊かで美しくさえ感じられ、庁舎の前のとぶ川にふたをしてくださいなどとお願いした日からの歳月と、その上にりっぱに成育している緑の木々を胸のあつくなる思いで美しいとがめる同時に、行政努力、社会資本の投入と/orを改めて感じて感じてございます。確かに、生活環境の整備は着々と進められてまいりました。都市としての成長もいたしてまいりました。しかし、十一階から地上におりてまいりましたとき、そこに見ますものは、決して美しい町ではありません。市の表玄関であり、毎日、大ぜいの人通りのある駅前はごみと吸いがらとどろで埋つてあります。下水溝はごみが詰まり、植え込みは、街路樹の下は雑草やごみ捨て場になつており、あるいは看板や広告のために樹木はしばりつけられております。商店は道路を店の延長のように一応に張り出しており、向かい側まで物置きにして平氣に使用しております。自転車、自動車の横暴な道路占拠により、歩行者はただうろうするばかりです。歩道橋の上は言いようのないよごれようです。過日、市の婦人会連絡協議会の幹部研修会を行ないました席上において、皆、日々申しておいたわけでございます。私たちの町を愛し、私たちの町を美しくしようと、そのため、まず実践するとともに、一団体の活動では限度があることを認識するとともに、それぞれみなの中に、住みよい町づくりに対する要望や善意のあることを認識し、これらの市民の善意を吸い上げる大きな力にすることはできないかと提案するわけでございます。実践活動として、六月十日を期して清掃奉仕をいたしました。これは婦人会が長年行なつておられるものでございますが、とうとう奉仕の汗を流し市民へのアピールをいたしたのでございます。しかし、半日の奉仕が美しい町であるための一日の効果でしかないというふことを痛感いたしました。そして、つい先日、視察いたしてまいりました札幌の町が冬季オリンピックの余波を受けていると思ひますが、たいへんに美しく花壇に咲きこぼれている花は、全部市民の善意によるものであると伺いました

て一そう感じましたわけでございます。

そこで、お尋ね申し上げるのでございますが、本市におきまして植樹、花壇の整備はどのような方法でなされておりますのか、町の美化については清掃、土木、下水、公園、都市計画課等々にまたがり、なお、県道、国道、建設省にと、関連の中で市民の大きな協力を期待する必要がないのか、社会教育の中に国土美化推進委員会のようを呼びかけが以前にありましたことは承知いたしておりますが、ただいまはどうなつておりますのか、緑化にしろ、美化にしろ、一部局だけでは成功しないのではないかと考るわけでございます。明年は全国高校総合体育大会が開催され、また五十年には三重県国体が招致されるよしで、いずれの国体開催地におきましても、この機会をうまくとらえて、市民意識の向上と、美化に成功していくようですが、美しい町づくり推進委員会を発足させていただく意思はないのかお尋ね申し上げます。

なお、つけ加えて申し上げますが、私ども婦人会からのお呼びかけにすらライオンズクラブの方からくずかとの必要を認め、これを寄付してもよいとのお考えをお漏らしていただいておりますし、市の防火協会等においても、吸いがら入れ等に対し民心をお持ちのようございます。防犯灯や置き花壇とか水飲み場など、これらの設置の方法、あるいは色彩、形態、場所、その管理等についてはいろいろ問題もあろうかと思ひますが統一した美しさが要求されますし、呼びかけようによりましては一部スポンサー名の広告を許しましても、私たちの町を愛する善意は集まるものと存じます。婦人会はもちろん全面的にご協力を約束申し上げておりますが、その他、学校や各種団体にお呼びかけいただき、それぞれの責任を分担し、日常生活の中で市民の精神的に、物的に協力を得て運動の盛り上がりを推進し、計画性と指導性をもつ委員会の設置をこそ念願いたすものでございます。

なお、これは婦人会研修会で得ました意見でございます。全市民の善意を結集するよいご方途がございましたら、

伺わせていただきたいと存じます。

第二に、児童遊園地についてでございます。

美しい町づくりにも関連いたしますが、本市におきましては、男性的おとなを中心の町づくりの感が深いのでござります。完成いたしました中央緑地公園にいたしましても、日曜日等子ども連れで親子で楽しむ施設がございません。本年ご好意でバラを植えさせていただき、初めて色彩が加わりましたが、それもこま切れでバラ園と呼べるものではございません。動く乗物を喜ぶ児童のために交通安全教育もあわせて交通公園の設置をお願いし続けておりましたが、できましたものは安全教育センターとかで児童に魅力のある施設ではないようでござります。これも、幼児に対しても開放されているものでございましょうか、利用状況と問題点をお伺いいたしたいと思ひます。

なお、ついでに市内における児童の交通事故の実際をお教えいただきたいと思ひます。

交通事故の問題等により、各地には点在いたしておりますチビッ子広場、児童公園などございますが、これは子どもにとっては生活の場ではございましても、決して魅力のあるあこがれの場ではないように思われます。一方、おとなのためには、多くの広大なゴルフ場や競輪場のような、あるいは魅力のある施設がたくさんあるのでござります。過日、教育委員会において宝蘭市を視察いたしてまいりましたが、りっぱな市立水族館にあわせて小動物園的な遊園地がございました。おサル、キツネのような動物舎、鳥小屋もあり、また豆汽車、スカイチャー、コーヒーカップ、ウェーブカー、子ども自動車、豆自動車場、回転ボート、回観車等々、十円、二十円ぐらゐの料金で開放いたしておりました。親子が一日を楽しむ姿を見まして、本市においても、子どもの国とか、遊園地のようなものを子どもたちのためにほしいと願うことに対し、いかがお考えになりましようか、ぜいたくな願いなのでございましょうか、それとも、何か温泉プールとか、室内スケート場のような子ども科学館のような子どもの夢を満たすようなご計画を

お持ちでございましたら、お伺いさせていただきたいと思ひます。

第三点、消費者行政についてお尋ねいたします。

本年度、市長は新しく消費者保護を重点施策として打ち出され、消費者モニター制度を採用し、消費者センターを開設していただきました。これはたいへんうれしいことでございまして、六月五日開設されまして一週間で待ちかまえたよう十七件の相談がございましたとか、報告を得たわけでございます。ほんとうによかったと喜びかつ感謝申し上げるわけでございます。しかし、開設早々とはいえ相談にまいられた方々におすわりいただきやすくもテーブルもございません。県よりお借りしたパネルを表示するのみで市売商品など現物を展示する台も教材費そのものもございません。市の消費者センターでありますからには、責任と権威のものでありたいと念願するわけでございますが、消費者センターとはどのようなものとお考えになつておられるのか、また、将来どのように充実させていただけるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

なお、四日市市の物価は高い、特に生鮮食料品においては高いことを転勤などで本市に来られた方々に訴えられるわけでございます。卸売市場等につき着々とご準備いただいているようではございますが、その間、消費者のためのご施設をお尋ね申し上げたいと思ひます。

次に、第四点、母子保健対策と成人病予防対策でございます。

去る六月九日の伊勢新聞によりますと、保健所のあり方について抜本的な改革を行ない、四十八年度からは対的な保健サービス業務一切を市町村に移管の構想を打ち出しておりました。結核、ガン検診、妊産婦、乳幼児と育児成人病相談から住民健康管理、食生活改善、栄養指導とまで市の管轄になりますとか拝見したわけでございますが、市においても、当然これらの問題についてはご努力いただいており、衛生課には保健係一名、国民健康保険課には三名

の保健婦さんが、これらの業務を幅広く活動しておられるようでございます。これら三本に分かれている母子保健の問題は、法においても母子保健センターの設置については義務づけられているかに伺っております。母と子のしあわせのために、不幸な子を産まないために、妊娠、出産、育児全般にわたる相談検診のできる、すつきりした姿に統合する必要があるのではないかと考えるのでございます。市と当局のお考えをお伺いいたしたいと思います。

なお、成人病予防対策の一環として実施されております。ガン検診の検診料金の無料化についてお願い申し上げます。昨年度の受診結果によりますと、胃ガン検診では千四百十四名、婦人ガン八百八十名の受診者を記録していると承っておりますけれど、最近、諸統計を見ますと三十五歳から五十九歳まで、すなわち最も人生の充実した活動期において死亡される方はガンが第一位となつておりますし、六十歳以上では第二位を示しておりますために、成人病予防に対する関心は非常に高いものがありまして、受診にあたり胃ガン検診で個人負担五百五十円、子宮ガン三百五十円の料金を負担しておるわけでございますが、県費補助、胃ガン三百円、子宮ガン二百八十円、市の補助額は県費よりも少ない各二百五十円でございますので、合計いたしますと検診料は胃ガン千百円、子宮ガン八百八十円でございます。これに対し農業協同組合が実施いたしております検診者には百円の補助が出され、実質的には市より百円安いという善政策を打ち出しているのでございます。このように同じ市民でありながら格差がありますことに對し、いかがお考えになりますか、なお、この際、市民の健康管理のうえからも無料化の方向に踏み切られてはいかがと存じます。一挙に無料化がむずかしいのでございましたら、低負担でできますようお願いをいたしたいわけでございます。インフルエンザ、日本脳炎等につきましても、すでに東京、横浜、千葉、川崎等数十都市において無料化を施行しております。市民に対する保健サービス面の向上につながるものでございますから、逐次、無料化の方向へご検討を賜わりたいと念願いたして、市と当局のご見解をお伺い申し上げたいと存じます。

第五点、福祉行政についてお尋ね申し上げます。

本年一月より老人医療費の無料化につきまして、国の施策に先立ちまして満七十歳までと対象年齢を引き下げてお踏み切りいただきましたことはひとしく市民のかつさいするところでございまして、ありがたくも存じ感謝もいたしておりますが、その経過はいかがな状態でございましょうか。当時、心配されておりました病院が養老院化するのではないかなどの声も出ていたわけでございますが、現状と市の負担はどのくらいであるのか、年間の見通しはどんなものでございましょうか、なお、対象年齢あるいは所得制限を引き下げるとはできないのか、このことは市の大きな苦政でもございますので、よきことをいや増してよくするためにお願いを込めてお伺いを申し上げます。

なお、この支払い方法につきまして国保の場合は現物方式でございますので立てかえ金も不用ですし書類も医師の窓口で済むようでございますが、社会保険の場合、立てかえ金やら書類申請やらたいへんめんどうなことが多く病人にわざわしさが重なるようでございますが、簡素化に對して何とか方途を講じていただきたいと、老人の切実なお願いを伝えさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、寝たきり老人の問題でございます。

本市には四百七十名ございますそうですが、中には何年も寝たきりというような老人がございますが、これに対し入浴自動車のようなものを市で持つて近くまで巡回し、自動車の中で入浴させてあげるなどのサービス設備を持つておる都市もあるかと伺っておりますが、本市ではホームヘルパーさんの派遣をいただいておりますようです。これも大切なことだと思いますが、それでも十分だとお考えになつておられるのでしょうか、お見舞金のような手当ては考えられないものでございましょうか、ひとり暮らしの寝たきり老人と救済の方途はいろいろお考えになつておると思いますが、これらの老人に対する福祉対策の方途や方向づけ等お教えを賜わりたいと思います。

次に、肢体不自由児に対する医療費の無料化についてお尋ね申し上げます。

市の労働会館あとに開設いただいております療養センターには、ただいま百十四名の不自由な児童が登録されており、県の草の実学園のご指導をいただいて療養に専念いたしているわけでございますが、二重苦、三重苦の弱い肉体に対して病気がちであることは当然で、親にとりましては経済的な苦しみも大きいのでございます。肢体不自由児の実数はどのようなものかは存じませんが、隣接の桑名市や北勢町におきましては本年四月から、津市においては昨年一月より重度の不自由児に対して無料化を実施いたしておりますようございます。本市におきましても早急に温情あるお計らいをお願い申し上げたいと存じます。

なお、学齢に達しております子どもたちにとりましては、当然義務教育を受けたいと親もともども希望するのでございますが、肢体不自由のために就学猶予願いを心ならずも出して普通小学校に通学できないことを無念に思つてるのでございますが、療養センターの中に特殊学級のようなものを設立していただけましたら、親も子もどんなにか満足することでございましょう。ただいまは教師の経験のある方にご好意にすがつて、週一回、体を機械にしばりつけながら勉強を見ていただいているところでございます。しかし、これは何年かかっても義務教育を受けたことはなりません。IQも決して精薄でない者もおりますので、将来のために、親のいなくなつた日のために勉強ができる道が開いてやりたい。そのためにも小学校の勉強だけは、ぜひとと訴えるおかあさま方の心は切実なものがございます。これにつきまして、県とか、市とか、いろいろご都合もあると存じますが、平凡なしあわせを望めない、この子らのために最小限の生きていく権利、義務教育を受ける権利をかなえさせてあげたいと念願いたし、よきご配慮を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。まことに多方面にわたりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（安垣 勇君） 暫時、休憩をいたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時一分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

まず第一点の、美しい町づくりの推進でございますが、お話をさいましたように、去る六月十日には婦人会を動員していただきまして、中央通りの大掃除をしていただきましてまことにありがとうございました。どうか今後ともひとつよろしくお願い申し上げたいと思う次第でございます。

ご指摘のように、上から見ればきれいでも根元にいけば非常に不衛生できたないという、ご指摘のとおりで、まことに不衛生な街路で、ごみのきたないところもございますし、また商品あるいは車をとめるというようなことで、通行を妨げるというような情景も各所に見られる次第でございますが、ぜひこういうことにつきましては解決をいたしたいと努力いたしておりますが、どういたしましてもやはり市民の皆さんとの協力をしていただきぬことには、せつかく掃除をいたしましても、自動車のたばこ入れを駐車をしておるところで掃除をしていくというような態度が改まらない限り、幾ら掃除してもなかなかきれいにならないというのが現状でございます。

私は、街路、公園等の清掃の日というようなものをぜひ月に一回ぐらいは設定していく必要があるのではないかと

考えておる次第でございますが、何らかの形で市民の協力を得られるような方法を講じなければならぬと同時に、もう少しやはりごみ箱をたくさん置く必要があると、さように思います。じきにこわされたり持ち去られたりいたしまでの、そういうことのないようなごみ箱をできるだけたくさん設置をするというのも必要ではないかと思います。

植樹あるいは花壇の整備というようなことにつきましては、まあところによつては違いますが、中央緑地のような場合の花壇につきましては業者に委託をしておりますし、この中央通りのような場合河原田の高等学校の園芸部の方々にいろいろお手伝いを願つておるわけでございます。

植樹につきましては、これもいろいろ、結婚記念日の植樹だとかいろいろの形式がございますが、街路樹は主として都市計画のほうでやつておるわけでございます。

何といいましても、都市環境の整備が行政的に推進されますと同時に、やはり子どものころからこういう公のものを大切にするというような教育が必要ではないかと、さように思います。

先日も私の部屋から下を拝見いたしていきましたと、先生が三人ついて小学校の生徒が市役所へ見学に来ておるわけなんですが、下の階段のところで先生が生徒を遊ばしておみえになりました。もちろん、非常に来ていただいて見ていただけのはけつこうでございますけれども、階段の両側の手すりのところをすべり台のようにして皆さんすべつていると、落ちてもあぶないですし、反対側に落ちれば木も折るというような状況であります。また投光機のあるところの電気についておるところに帽子をぼうり込んだりして、飛び込んで、電気もひん曲がるぐらいその乱暴なことをしておると。しかもそれに対して先生はですね、何ら注意もしないし、写真とつて喜んでおるというような情景でございました。さつそく先生のほうにご注意をさしていただきましたが、そういうような情勢では私は公徳心を養成するということは不可能ではないかと、さように思います。公のものをまず大切にすると

いうような教育をこのような年代からしていただく必要があるのではないかと考えますと同時に、行政的にもさらにはこの不衛生な街路、きたない街路のないように努力をいたしたいと、さように思います。

児童遊園地の問題でございますが、動く乗り物だとかの遊具等につきましては、従来の児童遊園地にはできる限り設置するようにいたしておりますけれども、いわゆる中央緑地等におきましては、遊具のある広場というのではなくて、芝生広場で、自分でかつてにボールを投げるとか走るとか、そういう遊びをやはりする必要があると。そういう観点から私は中央緑地等においては遊具はつくれないという方針で従来から対処してまいりました。最近でき上がりうとしておりますところの霞ヶ浦緑地におきましては相当広い砂場等が用意してございまして、ここで子どもが自由に遊んでいただくようにしておりますけれども、ここには必要ならば若干の動物等の遊具を置いてもいいのではないかと、さように考えております。もちろんこの子どもの国だとか遊園地がありまして、そこで有料遊具で遊んでいただくような施設がございましたらたいへんけつこうかと思います。しかしながら、鈴鹿サー・キットなんかに行きましたが、さように高くてくといふことでございましたし、こういう遊園地というようなものは、これだけ有料でするということは公共団体ではできませんので、適当な観光会社等の設備に待たなければならないものであると、さように思います。

また、こういうような遊園地ではございませんが、子どもの一つのよりどころというようなものとして、新しく図書館ができましたら旧図書館がありますので、私はぜひともこの旧市立図書館というものを中央の児童の拠点にさせていただいて、そこにプラネタリウム等も設置をしたらどうかと、さように考えておる次第でございます。

消費者行政でございますけれども、去る六月六日に消費センターが開店をいたしました。まだその内容等につきましてはまことに貧弱なものでございますが、将来は消費者というものがどんどん苦情を持ち込んで、十分それにご相

談にのれるというような体制にさせていただきたいと、さように思つております。したがつて、商品の展示というようなもの、あるいは最近問題になつておりますところのP.C.B.とか、その他いろいろそういうような原料品の展示といふようなことも必要でございましようと思ひますし、また品質検査というものがぜひ消費者の要望に応じてできるようにしていきたいと、さように考えております。また旧庁舎の整備状況に合わせて消費者の講座をするとか、いろいろの映画会をするとか、そういうような考え方もいたしたいと思つております。将来は県の消費者センターとも十分協力をいたしまして、消費者行政の実をあげたいと、さように考えております。

母子保健対策の問題でございますが、ご指摘のように保健所を市で持つたらどうかと、そして保健所を持って、保険課と衛生課の仕事を合わせてしたらどうかということをございますが、従来考えますと、保健所というものは大体四日市のような都市では県の保健所でやられておりますし、保険課には、国民健康保険関係の仕事があり、衛生課には衛生関係の仕事がございますので、これを統合して保健所を持つという考え方には、直ちにそういう考え方には私は賛同することはできませんが、将来保健所が市に移管されたときにはいろいろこういう諸政策の統合できるよう考へていきたいと、さように思います。

ガン検診の無料化のお話ございましたが、低負担に努力をいたしたいと思ひますが、さしあたり県と同額の線まで市も負担をさせていただきたいというような考え方で検討をさせていただきたいと、さように思います。

福祉行政につきましては、担当者からお答えいたしましたが、一応寝たきり老人につきましては、入浴自動車というようなものが宇都宮市で実施されておるというように拝見をいたしております。四日市市では現在七人のホームヘルパーを大体五十世帯の寝たきり老人に差し向けておりますが、六十五歳以上の大体この寝たきり老人四百七十一人中、大体介護が必要だとみなされる方は五十人ぐらいであるというように承知いたしております。八十歳以上の老人の敬老金というものを私のほうでは実施いたしておりますが、その敬老金の金額も少ないというような当節でござりますので、敬老金の引き上げは当然考えなければなりませんが、同時にこの寝たきり老人対策等に対する強化策につきましても、あわせていろいろの各方面からの諸施策を考えさせていただきたいと、さように思います。

肢体不自由児の問題でござりますけれども、重度の不自由児の無料化をしろということでございますが、現に重度の不自由児の無料化につきましては、桑名市でも実施されておるというご指摘がございまして、今後の問題として十分検討させていただきたいと思います。

また、この重度の心身障害者等の特殊学級の設置の要望がございました。もちろん、義務教育を受ける年代の方が病気のために義務教育の恩典を何ら受けることができないということは、まことに申しわけのないことでもござります。伺うところによりますと、文部省では四十九年四月一日から精薄児、肢体不自由児、病弱児等の養護学校を実施したいということでございました。これらの学校の整備七ヵ年計画というものを出発させる由に聞いております。したがつて、その段階では二分の一の補助金を三分の二に引き上げるというような案も出ておるよう聞いておりますが、そういうような当節でござりますので、あわせてこういう肢体不自由児のことにつきましても総体的に検討させていただきたいと、さように思います。

さらに詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 社会福祉行政のうち、ご指摘のありました老人の無料化につきます現状と市の負担はどうなつておるのかということにつきまして、お答えをさしていただきたいと思ひます。

本年の六月現在で医療証の交付を行なつておる者が七千九百四十八人でございます。ちなみに、四十六年十月の常住人口から見た七十歳以上の人口は、八千七百四十七人であることを報告いたしておきます。なおまた六十五歳から七十歳までの方につきましては、四十八人医療証を交付いたしております。そのうち国民健康保険に該当する者は、六十五歳を含めまして四千五百三十三人でございます。社会保険に該当する者は三千四百六十三人で、約五六・七%でございます。したがいまして四三・三%が国保のパーセントになるわけでございます。それから社会保険のうちに組合健康保険法でうたつてある付加給付を受けておる方が、三千四百六十三人のうち千七百五十五人でございます。

医療費の三月の支払いの状況をご報告申し上げますが、ただいま申し上げました医療交付者数の中で三月に受けられた件数でございますが、四千七百七十四件となつております。これはレセプトの数でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。その総額が三千八百三十九万九千三百二十四円でございまして、そのうち自己負担額が千三百九十七万五千三百五十九円と相なるわけでございまして、そのうち付加給付を受けておる額が百九十四万三千百八十六円でございます。したがいまして、自己負担額からたいま申し上げました付加給付額を差し引きますと、千二百三万二千百七十三万円というものが市が助成した額でございます。これを大体一件当たりの単価に置きかえますと、医療費は大体月一人八千四十三円というふうに相なつておりますし、市の助成につきましては一人当たり二千五百二十一円でございます。

なお、県の対象がどうなつておるかということちなみに申し上げますが、先ほど七千九百四十八人と、六十五から七十歳の四十八人を申し上げたわけでございますが、そのうち県の助成の対象になる者は三千五百五十八人でございます。したがいまして、ただいま申し上げました市の負担の一千二百三万二千百七十三万円のうち、県費の対象になる、いわゆる県の補助金としていただけるもののが二百六十二万七千円でございます。大体一千万近く市単独で持ち

出しておりますというふうに相なつております。

次に、国民健康保険が現物方式であり、社会保険の該当者が償還方式であることから、もう少し簡素化できないかという問題につきましては、さきの諮詢会でご質問もあつたかと思うんでございますが、これにつきましては、いま申し上げました中の付加給付ということにつきまして関連するわけでございますが、国民健康保険は三割が自己負担ずばりでございませけれども、社会保険につきましては、おのののその組合によりまして、医療保険にかかる医療費の何割かを、あるいは全額あるいは一部を組合が本人に償還するという付加給付制をとつておるわけでございます。先ほど申しましたように、付加給付の人数を千七百五十五と申し上げた数でございますが、これ等がございまして、いきなり現物方式で医療費を医療機関に支払いたしますと、市が先に公費負担という行為を行なつたということから、組合法が付加給付を除くという関連が出てきやすぬかという懸念があることから、社会保険につきましては償還方式をやむなくとつておるんだと、こういうことでございますので、よろしくご了承をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） お答えいたしました。

交通事故の数のお尋ねがございました。

昨年度一年間で、小学校の児童、中学校の生徒、幼稚園の園児、その事故の件数八十一名となつております。

大体自分の責任における事故が五三%、ほかから与えられた事故というものが四七%。

大体事故の起ころのは学校からうちへ帰つたあとが多うございます。その事故のおもなものは徒歩で、あるいは自

転車での飛び出し、そういうのが非常に目立っているのが実情でございます。

なお、交通安全教育センターのことお尋ねでございました。

個人でなしに団体単位で使ってもらうと、そういうことにいたしておりまして、婦人会でお使い願ったこともございますし、公民館が主催した団体でお使いいただいたこともございます。そういうようなことでございます。

昨年のこの議会で、非常に利用者が少ないじゃないかとおしゃりをいただいたのでございます。その後非常勤の指導員を配置していただきようなことがございましたし、学校のほうもいろいろ考えて利用しておるのでございます。

今日までに七百九十五名というような者が利用しておるのでございます。まだ足の問題とか、あるいは関連の施設の問題で十分にはいっていないうでございます。

なお、続きまして療育センターのお尋ねでございますが、療育センターに肢体不自由児の特殊学級のお尋ねでございます。

先ほど市長から広い立場からご答弁があつたのでございます。私のほうとしても考えなければならぬ問題だと思っておるのでございます。

昨年お話をありましたみはと学園の特殊学級につきましては、幸いに教員の配当を得まして、その者がいま研修を行っておりますので、来年の四月から教員を派遣して特殊学級を設けることができる、こう思つておるのでございます。

特殊学級の開設は、国におきましても県におきましても非常に力を入れておる問題でございますので、この療育センターにつきましてもその線で検討したいと思っておるのでございます。まだ私も療育センターの施設の内部について一向存じませんし、そのそこにある子どもの実態についても承知しておりませんので、よく調べまして検討したいと思います。

と思うのでございます。

お話をありましたそれは、特殊学級という形ではなくて、医療機関と密接な関係の要るものでございますから、どこの学校の分校、そういう形ならば実現できるんじゃないかと、こんなふうに思つておるのでございます。

それにいたしましても、教員の問題もございますし、いろいろ関連する問題があるのでございます。とにかく前向きに検討してまいりたいと、こう思つておるのでございます。

○議長（服部昌弘君） 坪井君。

〔坪井妙子君登壇〕

○坪井妙子君 ただいま答弁を賜わったわけでございますが、たいへん多くを述べまして時間をちょうどいい過ぎましたので、再質問にあたりましては要望にとどめさせていただくわけでございます。

美しい町づくりに対しましては、市長はあくまでも行政サイドでお考えになるのは当然でございますけれども、市民の持つ熱意をいかに吸収し、いかに統合し、そしてつきりとした指導をするかということで推進委員会のご結成をお骨折りを願いたいという提案を申し上げたわけでございますが、市が緑化をしたり花壇に花を植えたりいたしましたが、市民のほうがおもしろがって抜いているようなことはいつまでたってもイタチごっこではないかと、むしろ市民のほうが植えたくなるような市政を打ち出すことができないかということを婦人会あたりで申し合つていただきございますので、重ねてご検討を賜りますようにお願いをしておきたいと存じます。

児童遊園地につきましても、霞ヶ浦緑地に動物を置いたり、遊具も置いてみたいというようなおことばを賜わりまして、私どもたいへんうれしいと思っております。（「象」と呼ぶ者あり）（笑声）象ということばが出ましたので、象もあるいは可能性があるのかと思います。水族館とかいろいろと夢は広がるわけでございます。

次に、消費者問題でございますが、これもご開設いただきまして日もございませんけれども、将来に大きく充実してまいりますことを期待いたしまして、今後人の派遣とかあるいは予算的な裏づけもよろしくお願ひをいたしておきたいと存じます。

母子保健対策でございますが、これは法において母子保健センターの設立が義務づけられているんだというような条文があつたように私記憶いたしておりますが、保健所が全面的に都市に権利を、管轄を移管するということをございますので、その機会をとらえて、どうぞ母子保健という問題についてもお考えを充実していただきますようにお願いをいたしておきたいと思ひます。

成人病予防対策につきましては、とりあえず県と同額の助成をするということでございます。たいへんありがとうございます。

なお、敬老年金についても、いささかでも引き上げていきたいと、きょうはほんとうにうれしいおことばを賜わったわけでございます。

肢体不自由児の医療費の無料化についても、これも考えてやろうと言つていただきましたことは、たいへん市民にとりましても、肢体不自由児をかかる家庭にとりましては、大きな朗報であろうかと喜んでいるわけでございます。特殊学級の設置については、特殊学級としてはなくて、いざれかの学校の分校というような形にしてでも、いわゆるこれらの施設に在園いたします子どもの義務教育の面で解決していただきますように、ただいま教育長さんのおことばもございました。これも期待いたし、喜んでおります。

どうぞただいまのおことばを実現していただきますように重ねてお願いを申し上げまして、私の質問を終わらしていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（辰部昌弘君） 荒木武治君。

〔荒木武治君登壇〕

○荒木武治君 私、ほんとうに皆さまのほうから平素いつも七十歳以上という関係からかわいがつていただきまして、その点を厚くお礼を申し上げる次第でございます。

その意味におきまして、どうぞ私の通告を申し上げました二問につきまして質問をさしていただきますが、どうぞご協力のほどをお願いいたします。

昨日も墓地公園につきまして訓羽議員が一言触れておられましたが、私はできるだけ重複を避けまして、通告いたしました順に従つて次の点についてお尋ねをいたします。

まず第一に、朝明墓地公園構想について、私の知る範囲におきましては、昭和三十七年九月十七日、本市と朝日町、川越町の共立による墓地公園設立準備委員が発足して以来、今日まで早十年も経過しております。その間、四十三年六月議会以来、議会開催のつと先輩議員各位から公園用地の買収について、先行投資に踏み切つてすみやかに善処するよう用地確保の促進方を求めておりますので、事務局においては極力これが確保について努力されていることとは思いますが、用地買収に伴う地元との単価の相違があるとか、当初予定地面積の減少であるとか、たいへん困難な問題があると思考されますが、現在の高経済成長期における用地価格は底を見ない年々上昇の傾向にあり、市の百年の大計を考えるならば、過去十カ年における準備委員会における努力を無にすることなく、すみやかに用地確保のうえ、地域市民の要求しております朝明墓地公園のできることを念願申し上げまして、その後の経過についてお答えを願います。

通告第二問、土木下水道行政についてお尋ねいたします。

市長は、最近特に土木下水道行政に誠心誠意きめこまかいご配慮のもとに、日夜これが遂行にご努力いただいておりますことは、率直に認め敬意を表する次第であります。全国各都市におきます土木下水道行政施策には、市民の要求を即実行に移すという松戸市政の「すぐやる課」のごとく市民サービスにつとめ、たいへん好評のようあります。しかしながら、行政サービスにはおのずから限界のあることは私としましても十分わきまえて、無理なことは申し上げるつもりはありませんが、多様化してまいります社会構造の変化に伴いまして、地域市民生活環境は必ずしもよい方向に進んでいるとは思われません。したがいまして、直面しております地域市民の多年の念願であります富田山城線、東名阪道路排水路について、順を追って質問に移りますので、ご答弁いただきたいのでございます。

第一にお尋しますのは、霞ヶ浦地区における埋め立てに伴いまして、今後港湾施設へと移行する重大なる時期に際しまして、これと相関連します道路のうちでも最も重要性のあります富田山城線であると思います。市長は、昭和四十六年度当初予算編成にあたり、議案説明の中で「富田山城線は、四十六年度から県営事業として着工の予定であります。東名阪道路北部インターインジの設置については、各位のご協力を得ながら、さらに意欲的に取り組み、早期着工となるよう万全の対策を講ずる所存である」と聞き及んだのでございます。今日に至るも何ら施策も講ぜられていないように思いますが、現在の時点においてどのような施策がなされたか、具体的にお答えいただきたい。

第二、富田山城線は五十年度を目標に、東名阪道路拡張と並行して、北部インターインジ設置も同時に完成できる予定と記憶しておりますが、その後いかなる計画変更になつたのか。この最も重要性のある道路に、何ら一貫性のない道路計画では、用地買収にも支障を来たさないかと懸念するものであります。いま一度確固たる計画についてお示しいただきたい。

なお道路の幅員でございますが、最初富田山城線は三十メートー道路と決定し、その後一部変更があつたようにお聞き及びますが、それは事実かどうか、なければ答弁は要りませんが、あつたなればその事実について率直にお聞かせ願いたい。

第三、近鉄線、国道一号線、国鉄四西線等の道路交差はどのようになるのか、また高架計画について、高架にするとすれば港へ渡る進入道路はどのように乗り入れするのか、もう一度詳細に承りたい。

第四、治水対策として、霞ヶ浦地区の埋め立てする後背地の土地の水を排水する排水路の計画はどのように計画されておるか、平素のことに終始ご専念していらっしゃる担当の加藤助役さんに明快なるご答弁を承りたい。

第五、富田山城線計画中、一号線道路からかかるがの現在圃場整備中の大矢知、垂坂に通ずる通学道路までの間は無料で、それより上は有料道路のよう聞いておりますが、もしやそのような事実計画であれば、これもこの際ぜひ無料道路としてごあっせん方ご努力を願いたい。この件につきましても理事者はどのように考えておられるか、ご答弁をお願いいたします。

第六、排水についてでございますが、毎年議会開催のつと、議員各位からも発言もあり、現在施行中の朝明都市下水でございます。地区住民の要望にこたえたい一念のもとに、理事者は四十六年度から五ヵ年計画にてこれが完成を目指して、四十六年度二億六千万円、来年分債務負担行為を行ない、なお本議会に三億三千万円の債務負担を提案されており、現在も着々と実施中でありますことは、市長はじめ関係理事者に対し衷心より敬意と感謝を申し上げます。しかしながら、今度、前に述べたように、霞ヶ浦埋め立てに伴う土砂採取のあと地に約三十万坪以上の用地ができ、そこに降つた雨水の、通常は水は高いところから低いところへ流れるのは当然でありますが、目下継続事業として河川改修を実施中の十四川は、一たん集中豪雨の場合には、理事者もご承知のとおり、一破ん水が下流の富田、富洲原

に流れ込み、各河川ははんらんし、富田、富洲原の低地帯は一瞬にして水びたしに見舞われ、そのつど市当局のごやつかいになっておるようなりさまで、理事者もその関係についてはよくご認識のことと存じますので、これが対策として先行投資に踏み切り、すみやかに用地買収に着手され、地元の協力を求め、用地確保のうえ現地点の計画を早め、富田山城線道路早期完成と同時に、十四川には水の流れ込まないよう特別のご配慮を講じていただきたくお願い申し上げます。

以上、私の質問に対し、時間の節約上、担当の全部を加藤助役より簡明なるご答弁を承りたい。よろしくお願ひいたします。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 朝明墓地公園のその後の状況につきまして、ご報告申し上げます。

お話をありましたように、三十九年以来朝明墓地公園協議会が四日市、朝日、川越町の市町で発足をいたしまして、いろいろと広域行政の観点も考えまして、北部の八郷、山村地区に六万坪あまりの土地を早急に確保いたしまして、朝明墓地公園の実現を協議してまいったようでございますけれども、その後東名阪国道の建設、あるいは工業用水の調整池の設置等のあの付近を取り巻く客觀情勢が大きく変化いたしまして、及び朝日町における農業基盤整備事業が進行いたしまして、当初考えておりました墓地公園用地付近の予定される用地がとうてい考えておったような価格では買収が不可能なような状況になつてまいりました結果、昨年の七月及び八月、それぞれの協議会の席におきましていろいろと検討を加えただけれども、三市が共同の墓地公園構想は、一応ここで白紙に戻そうと、戻して四日市独自の立場で北部のほうに墓地公園を建設するような方向で進めてもらいたいというふうなことになつたわけでございます。

そのときの話では、いわゆる墓地公園という内容についてのいままで詰めがございませんでして、去年の八月の第二回の墓地公園協議会において詰めた話をいろいろと承つてまいりますと、単に墓地を整備して市民の要望にこたえるだけではなくて、ほんとうの気持ちは火葬場がほしいんだというふうな意見が出てまいりまして、その間若干四日市及び朝日、川越のそれぞれの立場の意見に相違があつたように受け取つたわけでございます。しかしながら、北大谷墓地が完成し、市民の要望にこたえて墓地の払い下げないしは火葬場の運行を開始しております現状ではありますけれども、富洲原及び富田の墓地における火葬場の火葬炉のありかた、及びその周辺の都市化現象等を考えてみると、地区の皆さん方の要望される北部のほうにも火葬場を含めた墓地公園が必要であるというご要望も十分理解できますので、そういう方向で、八郷の山村地区は、先ほど申し上げましたような事情で用地買収が不可能な客觀情勢になつたことから、少し西のほうにまいりまして、伊坂ダムの東大鐘地区で最小限三万坪程度の朝明墓地公園構想を考えてみまして、昨年の十二月ないし本年の三月ごろまで数回にわたりて用地買収の内交渉をさしていただきましたがれども、その過程で伊坂ダム周辺の自然保護という問題等もにわかに出てまいりましたし、その周辺に企業の開発しようとされる団地構想等もございまして、いろいろと問題点が出てまいりました。しかしながら、場所的には非常にいい場所でございますので、まだ全然そこを放棄したつもりではございませんが、さらに少し西に入りまして、保々の東小牧の地区において同じような程度の面積を買収の内交渉に当たつておる状況でございますけれども、いろいろと考えてみますと、ただいまご発言がありましたような霞コンビナートの埋め立て土砂採取源としての八郷地区の大規模な用地買収等の客觀情勢もございまして、その買収の時期を墓地公園単独で先行するということの可否等もございまして、いろいろと苦慮しております最中でございますけれども、いざれにいたしましても現在の富洲原の墓地及び富田の墓地等がもはや一ぱいになつてまいりましたし、あそこにございます火葬炉が町時代からの古い設備でござ

いまして、そういう火葬場を地区の皆さん方にいつまでも現状のまま利用していただくというわけにはいきませんと
いうことも考えまして、北部のほうでいま申し上げましたような地点でご協力を得て、若干の土地を買収して朝明墓
地公園の実現に当たりたいというふうに考える次第でございます。

○議長（服部昌弘君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） ご質問のありました富田山城線等を中心いたします問題についてお答えを申し上げます。
富田山城線は、ご承知のとおり北部におきまするきわめて重要な都市計画街路でございますけれども、昭和四十六
年度から県営事業としてこの事業を取り進めることになったわけでございます。ただこの街路の通過地点が、大半調
整区域内でありますために、県道四日市員弁線から少し西に上った地点、そこを境にいたしまして、それから西は道
路側で処理をすると、それから東側を都市計画側で処理すると、こういう取りきめに県市との間でなっております。し
たがいまして、現在先行買収にかかるおりまする地点は、これはすべてこの街路全面でございますけれども、ただ
いま申しました、いま交渉しておりますのは都市計画側で受け持つおりますいわゆる県道四日市多度線から国道一
号線まで、千七百七十メーターの区間でございますし、それから以西、いわゆる東名阪との交流する東部のインター
エンジのところまでは、これは県の道路側で先行買収するということになつておるわけでございます。

で、道路の幅員につきましては、計画がこのちょうど都市計画側が受け持つ地点が海岸線から三十メーター、それ
からさらに上の東名阪までは計画では二十四メーターになっておるわけでありますが、将来のことを考えまして、と
申しますのは、この地点に第二名四国道が将来入つてくるというようなことが予測されておりますので、これから上
は五十メートルでいつたらどうだらうかということについて現在検討中でございます。

なお、この四十七年度におきます買収の交渉をやつておりますのは、東側は国道一号線まででございますが、近鉄
線と関西線はそれぞれ道路側が近鉄線並びに関西線をオーバーしていくという計画になつておりますし、国道一号線
とは通過交通の関係から平面で交差をするということになつております。さらに名四国道につきましては、これは平
面でぶつかりまして、名四国道側を改良して高架にすると、すなわち名四国道を海側に高架をつくりまして、現在の
名四国道はその側線的な役割を果たすということになるわけでございますが、計画としてはそういう計画で、現在
運輸省のほうと建設省とのほうで話し合いを進めておると、いわゆる名四国道の分については管理組合のほうでこれ
を管理いたしておりますので、管理組合側と建設省側とが現在交渉しておるという段階でございます。

そこで、この国道一号線から西につきましては、すべて今年度中に先行買収を終わる予定で、現在それぞの担当
において地元の方々とのお話し合いを進めておるという状況でございますので、また地元の方のご協力を願いした
いと思います。

さるに第二点のご質問でございますが、ご質問によりますと、北部インターインジの設置ということになつてお
りますけれども、これは公団側に対し私のほうが陳情いたしておりますのは、東部インターインジということにな
つております。これは桑名一名古屋間の東名阪が四十六年五月から建設中でございまして、これは五十一年三月に
完了の予定であります。建設省ではこのほど道路の四車線化を急ぐということで、この道路を高速自動車道として
近畿自動車道名古屋吹田線という名称で発足させるべく、現在準備中でございます。したがつてこの道路の建設省道
路局内部におきまする担当窓口が、一般有料道路課から高速道路課のほうに変更になつたわけでございます。そこで、
このために東部のインターインジの設置について再検討をするということに建設省のほうでなりましたので、さつ
そくこのニュースを先月キャッチをいたしましたので、四日市いたしましては市長それから私あるいは土木部長、

さらに県のほうでは副知事、土木部長、道路建設課長等、さらに議会側にお願いをいたしまして建設常任委員長も東京へおいでいただきまして、種々建設省と折衝をもつたわけでございますが、その結果、現在の段階ではインターまでの取りつけ道路の完成、及びインター用地の先行取得を急ぐことによって早期に実現をはかるよう建設省として努力をするということになつておりますので、これらの条件さえ満たすことができればその実現はほぼ間違いないものだというふうに考えておるわけでございまして、県市で買収等について準備を進めておると、こういう状況でございます。

次に道路、近鉄線、関西線の交差の分については、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

次に治水対策についてでございますが、買収予定区域の大部分が調整区域内でありますので、この富田山城線がでることによりまして、この農業用の排水路等については、別途地元の方々のご意向も入れて、できるだけそのご意向に沿うような形で解決をいたすべく、現在事務的に検討を進めておる段階でございますし、さらに当面の丘陵地の土取りの排水等に關しましては、富田山城線ができるというようなこともありますて、十四川あるいは米洗川両河川に現状以上の負担がかかるないようにするために、あるいはこの富田山城線の道路敷内に排水路等を設けるというようなことを計画いたしておりますが、抜本的な排水計画を先ほどコンサルタントのほうに依頼することにいたしております。これは県の事業としてこの地域におきまする抜本的な排水計画というものをコンサルタントに依頼いたしまして、この調査がまとまり次第地元住民の方々にもご相談を申し上げまして、ご迷惑のかからないように万全の対策を講ずる所存でございます。

以上、簡単でございますが、富田山城線あるいは土取り場に關するご質問に対するお答えをいたします。

○議長（服部昌弘君） 荒木君。

〔荒木武治君登壇〕

○荒木武治君 ただいまは環境部長並びに加藤助役から懇切丁寧なるおことばをいただきまして、まことにありがとうございましたく、厚くお礼を申します。

何を申しましても、なかなか土地買収はむずかしいことでございまして、地元の方々の了解も得なければなりませんので、いろいろその点につきましてご苦労なさつていただくことは思ひますけれども、一日一日と土地の価格は上がつてまいりますので、その辺をよくご了解いただきまして、なお一そう今後のご努力をしていただき、この点につきましては今後一日も早く完成していただきたいとお願いいたします次第でございます。

なお、この問題につきましては、常任の建設委員長もいろいろ市長なり助役なり理事者の方々と上京されてご苦労になつていることを拝聴いたしましたが、どうぞこの問題につきましては、皆さんもご承知の重要な路線であり、また港を開発するうえから見て、インターチェンジの必要はぜひこれはなくてはならぬのでございます。どうあってもこういうような意味から、今後常任の建設委員長のごやつかいなり、また建設委員会のほうでいろいろと討議をいたしまして、なお一そなご努力をいただきたいことを切にお願いいたしまして、時間が迫つておりますので、要望をいたしまして、私はこれにて質問を終わらしていただきます。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午後二時五分休憩

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後二時十九分再開

中島隆平君。

○中島隆平君 通告いたしました順序に従いまして、ご質問を申し上げたいと思います。

第一に、四日市社会福祉協議会についてでございますが、私昨年九月に社会福祉協議会全般にわたりましてご質問を申し上げました、いろいろな諸問題を出しておきましたが、それから現在まで九ヶ月余りの月日がたつわけでございます。その九ヶ月の間にいかなる配慮がなされたかということです。

いろいろな問題を、行政指導の中で、いかに社会福祉協議会にそういう刺激剤を、厚生部長は理事として出られておられるますが、意向を十分理事会に反映されて、どこまで行政指導なされたかをお伺いしたい。

また現在地域におきまして社会福祉協議会というものが誕生して来つたのですが、これは非常に住民問題が多くなつてまいりました現在としましては、当然の住民の積極的な態度ではなかろうかと思いますが、そのようなコミュニケーションティオーガナイゼーションをどのように受けとめておるか、これをひとつお考えをお聞かせ願いたい。そこにおいて、地域住民がソーシャルアクションとして社会行動に移せる正しい姿をどのように描いておられるかもお伺い申し上げたいと思います。

二番目に移りますが、三滝川切り落としの問題につきましては、先般三月の議会にご質問を申し上げましたとおりでございますが、橋北地帯が、市長のことばではございますが、灰色のテルタ地帯ということで十分ご認識をしていただいております。これが豊かな地域だとおっしゃるなら非常に私頭に来たんでございますけれども、灰色な、暗黒に包まれた地帯ということでございまして、またその中で市長が、モデルコミュニティとして、そういう地帯として踏んまえて今後行政という立場で十分この地帯を考えていきたいというふうなお考えをご披露なさつたことを非常にありがたく存ずる次第でございます。その意味で、三滝川切り落としの問題は、一西橋北にかかわりませず東橋北の

住民、また海蔵の本部、末永町の住民の方に多大な生命にかかわる危険性を持つ問題でございますので、この問題についてご質問申し上げるわけでございます。

三月にいろいろとご質問しました際に、土木部長が県土木事務所を通じて私の質問しましたご意向を伝えていただいたと存じますので、その意向を伝えた中におきまして、時間はそうたいしてたつておりませんが、三月でございまして、その間にどれだけの協議がなされ、どれだけ切り落とし問題について県の態度がどれだけのようになつておるのかをお伺いを申し上げたいと思うわけでございます。

その県土木の意向と同じように、消防長にお聞きしたいわけでございますが、いつも消防本部で水防計画がまとめられて提出されておる本がございます。私はちょうど四十七年度の防災計画の本じゃなくて、四十六年度の防災計画の本を持っておるわけでございますが、この四日市水防計画図という図面の中で、海蔵川、三滝川水系というところに図面が表示してございまして、重要水防区域、特に危険な区域と斜線をふつたり棒でチェックしたりしてございます。そのような水防計画にのつとりましてどのような災害防止がはかられておるか、消防長のご所見をお伺いしたい。私の記憶するところによりますと、五、六年も前でございましたか、二重マル三重マルでここは決壊場所だということが書いてあるわけでございますが、いまだにその二重マル三重マルが消えていないのでございます。そのような中で切り落としの問題をするいうならば、私は地元代表といたしまして、住民ひきさて一滴たりとも三滝川の水を海蔵川へは落さない覚悟でございます。そのような住民が死の湖と化すデルタ地帯に住んでおること忘れて、行政予算がついたから工事をするんだということであれば、断固として私は反対するものでございます。そのようなことをあわせて十分ご検討のうえ、お話を聞かせ願いたいと思います。

三番目につきまして、近鉄高架化の第一期工事でございますが、三月に市長並びに助役のほうからご説明がござい

ました。

努力をしておる、第一期工事が終わったらすぐ第二期工事にいくんだと、そのように国のほうへ十分と働きかけておるんだと、まあ腹の中では中島心配するなというふうに受け取られるわけでございますけれども、三月議会の報告書を見ておりますと、本郷、末永の都市計画街路、都市改造が終わらないと近鉄高架問題には移らないんだというふうな裏の面も考えられるわけでございます。私の考え、また並びにいろいろとこの近鉄高架問題に心配なさつておる議員の方も見えますが、その議員の方たちにお聞きする範囲内では、高架をしてこそ初めて住民が都市改造に立ち上がるんだ、都市改造をしなけりや近鉄高架をしないんだという行政の立場とはまた逆に、住民はやはり住んでいるところをやはり何かの形で刺激剤を加えなければなかなか立ち上がるうとしないのが住民の意識かもわかりませんので、私たちの考え方としては、近鉄高架をすることによって都市改造が進んで行くんだという立場を持つわけでございます。

そのような中で、もうすでに第一工事が十分急いで工事にかかるておりますが、四十八年度めどに、四十九年度三月に第一期工事が終わるということを聞いております。また終わるでしょうし、その中で四十九年三月に終わると同時に第二期工事に踏み出すのかどうか。そのようなせっぱ詰まつた時期を控えておりますので、四十九年度の予算に国の予算がおりてくるのかどうか、そこまで腹をくくって助役や市長がこの問題について十分ご配慮をなされておるかをお考えを聞かしていただきまして、第一回のご質問とさしていただきます。

○議長（段部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 社会福祉協議会につきまして、お答えをさせていただきます。

九月の議会に非常な貴重なご指摘がございまして、その後九ヶ月たつておるわけでございますが、私、常任理事として福祉協議会に参画しております観点からご指摘のあったことでございますので、その間私なりに努力はいたしております。中島議員のご期待に沿わない点があろうかと思いますが、一挙にご指摘の点を解決するということはなかなかむずかしい点もあるうかと思いますが、一番問題になりますのは、やはり社会福祉協議会の性格は住民主体の団体であるというご指摘だったと思いますが、そのことにつきましては何ら異論がございませんし、そういう方向に持っていくべく努力はいたしております。そのあらわれといだしまして、極力行政が不必要に介入してはいけないんだという基本の考え方立っておりますし、またあるときには行政が指導していかなければならぬ面もございます。そういう面には十分に取り組んでいっておりますが、住民の主体性ということからご指摘になつた点で具体的に出ておりますのは、われわれの手で何とかせなきゃならぬのじゃないかということから、専門部会というのが発足いたしました。特に地域の組織部会、地域組織部会というわけですが、あるいはまた老人福祉部会、児童福祉部会、環境福祉部会という四つの福祉部会を協議会の役員の手で分担して持つたことは、非常に民間の手で今後どうあるべきかというテーブルができたということになりますので、十分私は今後に期待をいたしたいと、こういうふうに感じおるものでございます。

いろいろ申し上げたい点がたくさんございますが、時間に制限もあることなどでございますので、ご協力する意味から簡単にひとつ答弁させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、二つのご指摘の問題は、事務局の職員の処遇の問題が出たかと思いますが、さきの議会にもご答弁申し上げましたように、本年の四月から五千円アップしております。個々の金額につきましては、わずか五名の職員でございますが、大体まあ市の職員並みにはなかなかほど遠いものがあろうと思いますが、近づけるべく努力はしております

けれども、問題は質の問題だと思いますので、質の向上についても十分に研修等重ねて質の向上をいたして、事務局員らしい職員にいたすべく指導いたしていただきたいし、職員もそのように考えておるようございますので、そういうことにつきましてよろしくご了承をお願いしたい。

次に、高齢者の無料職業あっせん所をどうするのかというご指摘があつたかと思いますが、これにつきましては、運営費が二百五十万という上限で限られておりまして、そのうちの五分の四を、率は若干私ど忘れいたしましたが、五分の四だと思いますが、五分の四を国からいただき、残りを県市ということに相なつておるわけでございますが、ご承知のように現在社会福祉協議会で、全国的にかかえておりますのは四十六のうち三十の都道府県でございまして、残り十五、六の県がまだ持つていません。したがつて、県単位に考へると県庁の所在地のところを優先したいという国の考え方もありますて、当分四日市にはつきそつもないという暗い見通しがあるわけでございまして、そういう中で四十七年度にどうしてもこれを実現すべく、県当局と十分折衝を重ねたわけでございますが、県のほうもせめて県費なりともつけてもらえばというかまえがあつたわけですが、県費もつかなかつた事情もございまして、ご期待にまだ沿つております。しかしこの点については、四十八年度に向かつて鋭意努力を重ねていきたいと、こういうふうに考えております。

いろいろとご指摘があつたかと思いますが、かいづまんで私の頭に浮んだ九ヵ月のご指摘の点に対する私の今日まで行なつてきた、考へてきた問題を整理いたしまして答弁させていただきましたので、よろしくお願いいたしたいと思ひます。

なお、足らない点がありましたら、ご指摘によりまして答弁さしていただきたいと思います。
以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） ご質問の二点について、お答え申し上げます。

まず第一点の三滝川分派の問題でございますが、このことにつきましては三月議会のご質問にお答え申し上げたよう、一応三滝川から海蔵川へ四百トン毎セコンの計画でございますが、当時のご質問にお答えいたしましたように、あくまでも地域住民の考え方、あるいは心配を排除するようにという考へで県土木とも折衝いたしておりますが、昨年、四十六年の三滝川災害が十六カ所ございましたが、そのうちすでに十二カ所の完了をみて、さらに本年度早期に残事業の完成を急いでおりますし、なお三滝川の河道整備事業についても継続的に進められております。

また海蔵川につきましては、分派地点から中倉橋を重点にした河川改修事業が進められますが、本年におきましても約一億二千万の予算をもちまして低水護岸及び築堤というような河川の改修が進められようといたしております。あくまでも先ほど申しましたように、地域住民の心配を排除することと、いかなる設計でも耐え得るという確信の必要があるうかと思いますが、現在国、県においてこの分派についての研究は建設省土木研究所に委託いたしまして、現状では百五十トン毎セコンなれば可能ではあるかという意見が出ておりますけれども、このこと自身もやはり地域住民の十分なるご理解が必要であるうということで、かりにこの調査の結果をもとにいたしましても、十分なる地域住民との話し合いかが進められるものと思いますし、私どももその方向で努力いたしております。

次に、第二問の近鉄高架の第二期事業の問題でございますが、幸いに第一期事業は皆さん方のご協力によりまして順調に推移させていただいております。第二期工事は、一応三滝、海蔵の約七百十五メートルの区間でございますが、本事業につきましてはご指摘のとおりでございまして、県市が努力をいたしておりますことは言うに及びませんが、今後、

議会の皆さん、あるいは近鉄高架期成同盟会等を中心にして、四十八年が第二期として継続的に実施されるよう努めています。よろしくお願ひいたします。

○議長（服部昌弘君） 消防次長。

〔消防次長（山北 彰君）登壇〕

○消防次長（山北 彰君） 消防長にかわりましてお答えいたします。

水防計画に関して、消防の分担しております分野について簡単にご説明申し上げます。

本年度の水防計画におきまして、昨四十六年度と若干の改正をいたしております。この要点は、昨年の水防計画が策定されましてから後に地域防災計画がきめられました。この赤い表紙の本でございますが、これによりまして防災組織が大幅に改正されましたので、この組織に合わせて水防組織のほうの組織の改正をしたことが第一点。

次に、県土木、市土木、及び消防三者立ち会いで指定重要水防区域の改定を行ないました。

そのほか水防用土砂竹木の採取場、あるいは避難場所等につきまして、現状を調査いたしまして、相当昨年と状況が変わっておりますので、これらの指定地の変更をした点でございます。

おもな点は以上のこととでございます。終わります。

○議長（服部昌弘君） 中島君。

〔中島隆平君登壇〕

○中島隆平君 ただいまお答えを願いまして、社会福祉協議会のことにつきましては、厚生部長が鋭意努力をされておることには違ひない、違ひないのでございます。違ひないのでございますが、一行政の厚生部という形でそのように社会福祉協議会のほうへ理事として出かけられて、はたして四日市市民の住民参加したすべての要望について把握

できるかどうか、厚生部内での問題ならざ知らず、そのような時点にかかるのがいまの時代でございます。

社会情勢は行政の一部門だけで解決されるものではございません。社会福祉協議会というのは、住民のニードを確かめることから出発しなければならないと、かように私は把握をしておりますが、だから行政部内中でも厚生部長だけにおまかせするわけにはまいらない時代ではなかろうかと思うのでございます。環境部長もしかりでございます。土木部長もしかりでございます。そのような行政の社会福祉、住民福祉について十分土木、建築以外に福祉そのものについてプロジェクトチームが行政内部につくられていなければ、社会福祉協議会がはたしてりっぱなものになるかどうか、私は全然当然にしておりません。そのような時代ではなくなつてしまりました。行政がきめこまかく住民のほんとの幸せを願うならば、社会福祉協議会がただいま親社協がりっぱに育つようにしていかないと、いま十分指導体制をこしらえていかないと、社会福祉協議会が地域にできましても形だけに過ぎ去るのでございます。社会福祉協議会を地域にいまつくってみえますのは、朝明谷の地区社協、日永地区社協、海蔵地区社協、羽津地区社協、東橋北地区社協、六月四日に私の西橋北地区社協が誕生したのでございます。その六月四日に地区社協ができるまでは、二年有余いろいろの地域住民の話し合いをもたれた結果でございます。形だけに済ませるならばこんな形をつくる必要もないのでございます。けれど地区社協にそれだけ総合連絡調整できる人材がはたしておるのか、人的資源があるのかどうかということにつきましては、もう少し親社協が事務局体制を強化していく、地区社協にそういうふうないかないと、いたずらに地区社協をこしらえている現状ではたいへんな間違いを犯すんじゃなかろうかと思うのでございます。このような地区社協、住民福祉につながる幸せな町づくりや、幸せな心を持とうとしておるのに、また市長も太陽と緑のあるそのような新しい町づくりを目がけておる方針の中で、住民から生まれた地区社協がはたして育

てていいけるだらうかといふことが私非常に残念に思ふところでござります。行政では絶対やれないでござります。

地域組織づくり、いまも厚生部長にちょっと考え方を聞こうと思いました、コミュニケーションとはどういうものか、どういふことをお考えなのかといふことを私聞かしてもらひたかつた。それについて十分地区協の問題点が掘り起こせると、そういうようなことばかりいたがるかといふふうな考えでもつてまいりましたが、昨年九月の問題点ばかりをお答えなられまして着席されたわけでござりますが、いかなる優秀な厚生部長でありましても、いまの親社協をりっぱに育てるには、市長みずから陣頭指揮になつて社会福祉協議会をもり立てていつていかなければ、彼ら市長が声を大にして叫ばれました、人心を把握しよと思ひましても、絶対に太陽と緑のある町には育たないと私は思ひます。私はこれが市長のほんとうの姿勢であるといなれば、その姿勢を如実に示す現実的な問題として、コミュニケーションをどのようにして市長が把握し、それを推し進めていくかといふ心がまえにあるんではなかろうかと思うわけでござります。そのような考え方で、十分厚生部長とのご協議をわざわしまして、そして行政内部に福祉プロジェクトチームをつくりられまして、十分市長の意のあるところをくんでいただいて、住民のしあわせにつながる地区、地域社会福祉協議会という新しい組織をもり立てていつてただくことを要望しておきたいと思ひます。

二番手の三滝川、海蔵川の切り落としの問題でござりますが、いま消防次長と土木部長のお二人にご答弁願つたわけでござりますが、海蔵川流域が非常にあぶない危険箇所が多うございます。一たんくずれたらたいへんなことになります。私以外にも議員さんは、この海蔵川流域にはたくさん見えるんです。手あげられた山本勝議員の東坂部の中倉橋、四谷橋、野中橋といふ橋のすべてが斜線を引かれておるわけです。そのように、一たん水がきれれば浸水騒ぎどころじゃござりません。命にかかる問題でござります。そのような形で水防組合といふ形でご指導願つてただくことを要望しておきたいと思ひます。

る消防本部は、十分危険箇所については土木部とお話し願い、県へ出かけて行つては県の河川課長と十分ご協議願つて、この改修提防強化問題については十分ご配慮あらんことを切にお願いを申し上げたいと思ひます。

土木部長にも重ねてお願いを申し添えておきます。

三滝川は、いま私西橋北住民を代表しまして、自治会長の会合がございまして、自治会長から三滝川の切り落とし問題につきましてご協議をわざわしたわけでござりますが、三滝川の切り落としについては命にかえてもがんばつてこと、まあそのような、励ましのことばじゃなくて、これは当然、これは地域住民、いま西橋北住人が千八百二十五世帯ござります、東橋北地区民が千六百五十世帯ござりますが、その合わせて一万人でござりますが、一万人の住民をかかえておるわれわれ代表としましては、一人の命にかかる問題じゃござりませんので、十分この問題については骨のあるところを見せたいと思うわけでござります。

三番目といたしましては、近鉄高架の問題でござります。

どうか四十八年度第一工事が終わります際に、四十九年度にすみやかに第二工事が進まれんことを交通対策特別委員会並びに建設委員会の方たちにお願い申し上げまして、四十九年度にはスムーズに第二工事に移るようにお骨折り願いたいと、高くてところではござりますがお願いを申し上げまして、私の質問にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（服部昌弘君）　出井　博君。

〔出井　博君登壇〕

○出井　博君　ご通告いたしました順序によりましてご質問申し上げますので、明確なご回答をお願いしたいと思ひますが、まずその前にひとつお断わりしておきたいのは、一般質問の趣旨からいいました場合に、若干南部地域的に

集中しておりますので、非常に申しわけないと思ひますが、常識ある議員諸氏と理事者のご理解を賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは南部地区排水計画につさましてご質問を申し上げたいと思ひます。

昨年九月二十六日の二十九号台風は、集中豪雨を降らせまして、雨量二百十一ミリといふものを記録いたしております。南部の日永地区におきましては、天白川が数個所にわたりまして決壊をいたしております。また床上浸水が約九百戸、床下浸水が約七十三戸の被害を受けておるものでござります。その他堤防の決壊などで日永地区、四郷地区、堺浜地区など、南部が大きな被害を受けまして、間もなく梅雨と台風のシーズンがくるのであります。市としては南部地区の排水計画と雨池都市下水路の問題について、今後どのように対処されるか、そのご計画を十分ご説明をお願いしたいと思ひます。

第二点目は、非常に小さな問題でございますが、これは四十五年の三月議会に先輩議員であります北村議員からも詳しい質問がなされており、議事録にも載っておりますが、私どもの近くにござります小屋下川につきましては、大雨が降るたびに小古曾地区に宅地の開発、某社宅の建設によりまして、雨水が前田町南部の小屋下川へ流れ込みましてはんらんをいたします。特に昨年九月の台風におきましては床上、床下浸水も発生いたしまして、また国道一号線の上を走るのように雨水が流れ、近鉄内部線の追分駅の信号機のコントロールボックスが増水のために押し流されまして、電車も約二時間から三時間の間停車いたしております。そういうために、通勤者は非常に混乱を来たし、住民は非常に迷惑を受けたのでござります。

このような状態が四十四、五年から毎年大雨が降るたびに続いておりますが、ただ市のほうにいろいろ申し上げましても、ただ側溝を掃除していくなどといふのが現実でございまして、なかなかこの解決策の具体的なお示しがない

ので、できればこれをどのように解決されるか、いつごろのめどで解決されるか、詳細にご報告願いたいと思ひます。

第三点でござりますが、これも小さな問題でござりますが、広報の五月号にある泊町の一主婦から投書をされておりますので、理事者の方々、また議員の方々も十分認識をいただいておると思ひますが、山崎町の西の泊山付近におきましては、大雨が降るたびに各戸が床下の浸水に見舞われております。特に今年度におきましては、ご存知のようにあの西のほうに泊山小学校の新設が進められておりますので、今後台風のシーズン、梅雨のシーズンになりますと雨水が流れ込みまして、猿法師川、鉄砲川のほうからの床下浸水が非常にふえるのではないかといふことで、住民が不安がつておりますし、私の知つてゐる範囲では、ある一軒の方はこの十月に某社を退職されるので退職金をもらつたら床上上げをしたいと、約百万ぐらいかかると、ある一軒におきましては、現在家をこわされてかさ上げをしておられるところのが現状でござりますので、これの対策についてひとつ詳細など回答をお願いしたいと思ひます。

第二点目でござりますが、体育施設の充実についてでござります。特に当市は工商業の都市であります。この工商業に働きます労働者の体位向上と健全なる青少年育成の場となります。体育施設についてでござりますが、戦後東洋紡の寄宿舎のあとにいち早く市営球場が建設され、多くの労働者、市民の方々がこの市営球場で活躍されたと思いますが、最近におきましては、昭和四十四年には中央緑地の公園にりっぱな体育館、陸上競技場、野球場、水泳競技場等完成を見ましたことは非常に喜ばしいことでござります。また、本年の三月には三滝公園にテニスコート十面が完成を見ました。その他鶴の森公園におきましてはテニスコート四面があるという状態でござりますが、いろいろ調べてみると、一般的には中央緑地の施設はあまり草野球その他においては使われてないようでございまして、特に労働者、学生諸君が常時使用しているのは市営球場と鶴の森のテニスコートでござります。特に近鉄の高架が完成いたしますと、地の利が非常によくなりまして、鶴の森のコートの利用はますます増大するということが明らかでござ

いります。また市営球場におきましては、新聞社等の主催の早朝野球大会が開催されておりますし、また今後は薄暮野球大会とかいうふうに、どういう名前になりますかわかりませんが、夕暮れとかたそがれ時に各労働者が集まりまして野球をやつたらどうかという話題にもなっておきます。何ぶんにも勤労青少年は練習及び試合を行なう場合も昼間は勤務につきますので、どうしても休みを取らなければならぬことになりますと、早朝とか夕方に野球とかテニスをやらなければならぬことになりますので、ぜひとも鶴の森のテニスコート及び市営球場にナイターの設置をしてほしいという希望が非常に強いわけであります。特に県下におきましては、昭和四十八年に全国高校総合体育大会、及び昭和五十年度におきましては第三回の国民体育大会が開催され、当市におきましても庭球、軟式野球大会が開催される予定になつておりますので、ぜひともこの機会におきまして、市営球場と鶴の森テニスコートのナイター設備及び施設の改善を要求するものであります。特にこの問題については、現在四日市市には非常に夜の部のほうの赤い灯青い灯のナイターは逐次日を増すごとにふえてまいりますが、健全なるこういう体育施設のナイターは、戦後二十数年たつても大四日市市にはないということは非常に恥ずかしいというふうに、われわれ革新クラブは考えておりますので、この点について市長はどのような考え方を持っておられるのか、実のあるご回答をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（段部昌弘君） 下水道部長。

〔下水道部長（天野助春君）登壇〕

○下水道部長（天野助春君）

南部地区の排水計画についてお答えさしていただきます。

第一点に、雨池川の計画についてお答えさしていただきます。

雨池川の都市下水路でございますが、これは天白川と内部川にはさまれました地域でございまして、計画排水面積は九百六十二ヘクタールあるわけでございます。そこで排水路の計画といたしましては、第一号幹線といたしまして雨池川のポンプ場から南のほうへいまして、日本合成ゴムの東のとこで日本合成ゴムのほうへ回りまして、それから三菱油化の川尻工場に沿いまして西へ上りまして、なお三菱油化の工場に沿いまして南へ、最終的には川尻町の宮さんの西までいって幹線でございますが、この幹線につきましては、海軍道路から上流につきましては昭和三十六年から昭和四十年度にかけまして都市下水路として建設省の補助を受けて整備したわけでございますが、二億八千百万の経費を要しております。その水路の改修等、ポンプといたしまして千八百ミリのポンプを二台設置したわけでございます。

なお工場の建設と住宅化によりまして、今までの遊水池がなくなりまして、昭和四十六年度から新しく雨池の都市下水路の改修にかかつたわけでございますが、第一号幹線の海軍道路までは一応事業決定も終わっております。それで四十六年度に二百五十メートルほどの改修を終わりまして、なお引き続き四十七年度も補助金が決定しておりますので、二百六十メートルの改修を大体子酉八王子線の線まで終わる予定でございます。

なお、第二号幹線といたしまして、海軍道路に沿いまして西へ上りまして、関西線の東側を南に向かいまして、日本合成ゴムより既設の水路がございます。これが先ほど第二点の小屋下川でございますが、これを西へ上りまして東亜紡績の南を国道一号線までいっておる水路がございますが、これが第二号幹線であるわけでございます。

第三号幹線といたしましては、日本合成ゴムのところから関西線に沿つて先ほどの終点のクラレ油化のところへく排水路が第三号幹線でございます。

なお前田新町、山口町一帯の排水を受け持つ水路といたしまして、海軍道路に沿うて東へいき、第一号幹線と合流する第四号線、そういう計画になつておるわけでござります。

それで、ポンプ場といたしましては、現在ある千八百ミリ二台になお千八百ミリ口径のポンプを二台と、それから千六百ミリの口径のポンプを一台、それから千二百ミリのポンプを一台といたことで、約毎秒六十トンの水を排水する能力のポンプ場の増設を考えておるわけでござります。これは国庫補助といたしましても考えられておりますので、何かの方法で年度を繰り上げて工事を進めないと、現在の計画では第一期工事といたしまして第一号幹線、第二号幹線、並びにポンプの増設を第一期工事と考えて十三億程度見ておるわけでございますが、現在の補助金のつけ方にありますと、相当長い間かかるわけでござりますので、何かの方法で年度を繰り上げてでも解決いたすように努力していきたいと、そのように考えておるわけでござります。

それから第二点といたしまして、小屋下川の改修でございますが、これは第一点の問題、雨池川の計画でご説明申し上げましたように第二号幹線となつておりますので、年度計画といたしましては、昭和五十三年度までにこれを完成するところになつております。

なお、二十三号線から上流につきましては、土木部のほうでいま現在維持管理をお願いしておるわけでござりますので、土木部とよく協調して、それまでの間の維持管理につきましてはしんせつをしたり、水路の整備をしたり、また災害が起つた場合には土木部とともにこの改修に当たつていただき、そのように考えておるわけでござります。

それから、泊山崎町の問題でございますが、「声の広場」で泊山崎町の畠口さんといふ方からの寄せられた声でござりますが、この点につきましては、これは先ほど雨池川の基本的な計画のほかに、準幹線、現在ある幹線といたしまして、あの九百六十二ヘクタールの地域の縦の線の現在ある水路といたしましては、南から小屋下川、猿法師川、

それから鉄砲川と、三つの準幹線的な水路があるわけでございますが、この中の猿法師川のはんらんによつて泊山崎町の浸水があつたわけでございますが、これは土木部のほうでも災害復旧をしていただきておりますし、下水道部といたしましても新設とか改良を加えておるわけでございますが、調査いたしましたところでは、道路を横断しておる排水管が何か詰まつたりなんかして排水が不良であったということで、これはさつそく掃除をさしてもらつたわけでござります。

それから、現在小屋下川、猿法師川、鉄砲川につきましては、国道一号線を中心といたしましてその前後のところが整備がおくれておるわけでござりますので、この整備につきましては一その努力をしていただき、そのように考えておるわけでござります。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

ナイター施設をとつたことでござりますが、われわれもよりよりそういうことは考へておる次第でございまして、幸い皆さまのご協力を得まして、テニスコートは、現在完成しておるテニスコートが全部で二十面になつております。さらにもう五面が完成いたしますし、野球場は四面になります。サッカー場が合計いたしまして三面完成いたしますが勤労青少年のみならず、社会人が昼間働いて夜スポーツをすると、単に見るスポーツとつたのではなくてやはり参加するスポーツといふことになれば、そのように夜も利用できる施設がどうしても必要であろうかと思ひます。ナイター施設は程度によつていろいろございますが、高度のものにいたしますと相当、野球場でも一億円以上の施設費がかかりますが、そういう点にも十分一応研究をさしていただきまして、ご期待に沿うように努力いたしたいと、さよう

に思ひます。

○議長（服部昌弘君） 出井君。

〔出井 博君登壇〕

○出井 博君 市長がいま言われました問題点から再度ご質問したいと思ひます。

ナイターの設備につきましては、市長がおっしゃったのは約一億円ほどかかるところでござりますが、先日日曜日に議員野球がございましたし、その球場へ行きましたら四基で約四千万から五千万だというようなことを言つておられますので、われわれ要望しておるのは中日球場とか後楽園球場というようなプロ野球のようなりっぱなナイター施設を要望しておるもんじ、ございません。ただ、草野球ができる程度のものでいいんじ、ないかというふうに考えてますので、その点も十分ご考慮願いたいというふうに考えておりますし、またテニスコートにつきましても、二十一面ほど今度できるところでございますが、現在のテニスコートを見てみましたが、アソッカーリーございません。クレー、コートでございますので、先日のテニスコート開きにおきましても、前日の雨のために三滝のコートはどうどろで何もできなかつたというのが現実でござりますので、できればあのような箱庭式のものじ、なしにアソッカーリーのものにすれば硬式、軟式両方できるんじ、ないかと思ひまして、その辺についてもどのように考えておられるか、もう一度質問させていただきたいというふうに思つております。

それから、南部の排水計画につきましては、いま革新クラブのボスのほうからも問題が出てまいりましたが、（笑）（笑）期間はどのように考えておるんだということでございますが、小屋下川につきましては、五十三年度には二号幹線をするということでございますが、特に小屋下川につきましては、国道一号線の下でござますが、この下の暗渠になつておるところがたつた一メートルの幅の暗渠でござります。その上のほうが約深さが二メートルから幅が一メートル半ぐら、いござります。また国道一号線の東のほうは幅が二メートル半から三メートル、深さが約二メートルから二メートル半ぐら、いあるというような現状でございましたし、国道一号線の下だけが一メートル幅の暗渠であるために水が出てくるというのが現実でござりますし、昔はこの、先ほども質問の中で申しましたように、小古曾地区に宅地、住宅がなかつたために水がはんらんしなかつたのが、追分の産院のところと国道一号線の付近から約五百ミリの管が二本小古曾地区から前田町のほうに横に出ております。そのために前田町の住民はあそこを鉄板でふたしてしまおうかと、そうすれば小古曾のほうに水が流れるから前田町のほうは問題がないといふことも言つておりますので、その辺について昨年度も県会議員の栗本さんがお見えになりました、ああこれは困つたもんやと、これは市のほうも困るやううし、県会も困ると、建設省の問題だということで、何かお役人さんは建設省とか、困ると市だとか県だとかみんなななり合いしておるというのが現実でありますので、この辺についてもう少し明確なご答弁をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君） 登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） テニスコートをなぜアソッカーリーにしなかつたかという点でござりますが、中央緑地をつくるときにも、その事前に岐阜の国体施設のあるところの県営総合グラウンド等を視察いたしました。そのときの話では陸上競技場のトラックをアソッカーリーにしたために非常に管理費がかかるんだと、毎日水を打つてひび割れを防ぎローラーを引かなければならぬと、一人の人でも走ればそのあとならしのためにローラーを引く、その費用はたいへんなものだというお話をございました。まあそういういろいろ話も参考にし、クレーで十分間に合うと、ただ雨のあと

だけは使えないんだということでクレーにさしていただきました。私は残念ながらテニスをいたしませんので、アンツーカとクレーの使用上の便宜につきましてはよくわかりませんが、クレーでだいじょうぶだとさう総合的な業者の判断も入れてクレーにした次第でございます。できるだけ排水もよくするようにして、雨のときも不都合のないよう努力をいたしたいと、さように考えております。

夜間照明の件でございますが、四千万円というのはたいへんな金額でございまして、まあ三百萬か四百万というとなら何でござりますけれども、一べんよく検討さしていただきたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 下水道部長。

〔下水道部長（天野助春君） 登壇〕

○下水道部長（天野助春君）

南部地区の排水計画について、お答えいたします。

小屋下川の付近の改修でござりますが、雨池川の全体の計画の第一期工事の中に入つておるわけでござりますが、先ほど昭和五十三年度完成の予定といふことをお答えいたしましたが、先ほど申し上げましたように、年度を短縮して雨池川の改修工事を完成するよう努力していきたいと、そのように考えておりまして、早く完成するよう努力していきたいと思ひます。

それから国道一号線の下の小屋下川の問題でござりますが、これは私五月に現場を調査いたしまして、小古曾のほうから水の流れるこれの防止につきましては、うちの担当のほうへ指示してありますし、これは近く工事に着手いたしたいと思っております。

なお国道一号線の断面の小さじことにつきましては、建設省のほうへもよくお願いしてありますし、建設省のほう

でも検討してもらつておるわけでござりますが、なお一そく建設省のほうへお願ひして、一日も早くこれが解消できるように努力していきたい、そのように考えておるわけでござります。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後三時十七分休憩

午後三時三十四分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

六平豊司君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 通告いたしました住宅問題とそれに関連する諸点について質問いたします。

わが国の資本蓄積の中で、最もおくれている分野の一つは住宅であります。それゆえに住宅供給産業が七十年代のリーディング産業の筆頭とみなされておるわけであります。しかしながら、昨昭和四十六年の住宅投資は必ずしも順調ではなかつたのであります。建設省の調べによりますと、全国の新規着工住宅数は、四十二年には前年比一五・七%増し、四十三年は二一・二%増し、四十四年は一二・一%増し、四十五年は一〇%増しとなり、四十四年から四十五年にかけて伸び悩んでおります。これを三重県下の新規着工数で見ますと、四十二年は前年比二九・八%増し、四十三年三二・八%増し、四十四年一九・六%増し、四十五年は〇・〇二%増しとなつており、四十四年より伸びがとまり、四十六年度は昨年実績を下回つたと推定されております。不況の内容を資金の面から見ますと、景気の下降を敏感に反映しております。昨年の初めからの景気の落ち込みに対する景気刺激策として、

財政投融資を中心に公共投資のテコ入れが行なわれ、公庫、公團に対し多額の追加投資がなされてくるものの民間自力建設の鈍化が響き、四十五年民間住宅投資は対前年度比一九・五%増しに対し、四十六年度は九・六%、かなり下降をたどっております。わが国の場合個人持ち家の資金調達源の七〇%は個人であり、個人可処分所得の伸びと住宅着工とは密接なる関係を持つております。最近の賃金の伸びと住宅、宅地を含むわけでございますが、それの価格の賃費との間にはかなりの隔たり現象が起きております。全国産業総合の平均賃金の昭和三十五年を百とした四十年の指数は一六一で、これに対し住宅地地価指数は二三四とかなり格差が出てきておりますが、さらに四十五年になりますと、賃金が一八九、宅地は四八三と野方図に用地の価格が上昇しております。また、土地だけではなく、建築費も賃金や物価の上昇テンポよりも高いベースで賃費を続けておることは間違いない事実であります。周知のように、私たちの身のまわりを振り返ってみると、衣食の目ざましい向上に比べ、住生活の立ちおくれはあまりにもはなはだしく、この立ちおくれの主たる原因は、政治の姿勢といしままで述べてきました国民の住居費負担能力に比べて住居費があまりにも高いことになります。そのため現状は、国民の期待を裏切り、住宅問題解決の要求はきわめて高いわけであります。わが国の政策が従来の生産偏重、高度成長重視政策から福祉社会建設へと大きく転換を迫られ、市長も福祉重視の政策を表明されたわけですが、住宅政策の中でも市民福祉向上の政策が具体的に取られることを期待いたしまして、以下十点ばかり質問させていただきます。

第一は、住宅建設計画についてであります。市の第二期住宅建設五カ年計画によりますと、昭和四十六年から五年までに公営、民間合わせて一万一千三百五十九戸の必要戸数を推定しておるわけでありますが、その内訳は公的資金で四〇%、民間資金で六〇%を予定しておりますが、前段で申しました土地価格、建設費の高騰と賃金の伸び率のアンバランスから見て、さらに住宅の建設の伸び率の鈍化から見て、計画の実現ができるのかについて疑問を持つ者

であります、理事者の見解をお聞きしたいと思います。

第二に、第一次五カ年計画の結果についてであります。当初やはり公営、民間でどのくらい建つのかという見通しがあつたと思うわけでありますが、四日市では第一次の五カ年計画がどのように計画され、そしてその年度が終わった時点で実際になどになつたのかどうことについて質問をいたします。

第三点は、開発事業に伴う公共施設等の整備に関する指導要綱について質問をいたします。三月だと思いますが、建設の委員会、当時私おりましたが、その要綱のコピーが配布され一応の説明を受けたわけですが、一応の指導基準として評価する面も多々あるわけであります。要綱でありますので議会の議決は必要とするものではないのかもしれません、本来市が行なうべきものを住民に転嫁したり、また住宅地の開発を抑制する要綱であると、私は意見として申し述べました。条例ではありませんので、今後もいろいろとあらゆる機会に論議ができると思いますが、しかしながら、市のほうといたしましては、今後の開発はこの要綱に基づいて指導がなされるものと思います。そこで質問いたしますが、この指導要綱といいのはいつから適用するのか、またあるいはいつからしたのか、したとするならば適用をした開発行為の団地もしくは土地、それがどういうところかについて明らかにしていただきたいと思います。

第四点として、三重団地について質問いたします。三重団地も本年より公営住宅も建設され、分譲住宅や宅地分譲も予定されておるわけでありますが、問題は土地の値段であります。四日市の人口がふえず、隣の菰野や鈴鹿の人口がふえていく一つの要因は、やはり地価が安いということにあると思います。この団地に公営もしくは民間の住宅が建っていくわけでありますが、地価の高低の要因の一つに、学校用地等をどうするかということがきわめて影響してくるわけであります。私たちは国や自治体の責任で大量の土地や住宅を供給することがきわめて大切だと考えており

ます。当市におきましても、當利を目的としない開発公社が今日まで各地に土地や建物を供給し、市も住宅を建ててまいりましたが、これからやる団地の開発が市民の手の届かないような開発では困るわけであります。開発指導要綱では、学校負担であるとか、土地を提供するのだと書いてあります。現在義務教育税外負担解消の声が非常に高まっており、当議会でも委員会をつくってこれから検討していく、そういう今日、小中学校、幼稚園、保育所あるいは警官の派出所、郵便局等の公共用地が無償提供となることになり、それが土地代に加算されるとするならば公営住宅の家賃は高くなりますし、市民の願いである安価で便利な住宅地をという期待を裏切るものになるわけであります。今日まで公共用地についてあまり住民負担もなかつたし、特に学校等についてはなかつたわけであります。既成の市街地や個々に建つていい住宅からは特に負担金も取つておりません。今日までの市長の施策が変わることはないと思いますが、この団地の公共用地についてどうするつもりなのかについて質問いたします。

第五点は、三重団地の住宅建設のテンボについてであります。市民の住宅は不足し、住宅に対する要望はきわめて高いことは明らかであります。三重団地も昭和五十三年度を最終年度として住宅建設設計画を組んでおるわけであります。少しずつでも多くの住宅をつくり、住宅の問題の解決を早めるということがきわめて大切であります。その一つの方法として、現在私たち働く者が當利を目的とせず、共済という形で一つの団体をつくっております。三重県労働者住宅生活共同組合というのですが、この組合に一部の土地を活用させていただくことがきわめて大切だと思っております。今日まで高花平あるいは山之一色、坂詰団地、朝明団地これらの団地の中で一部をやらしていただいておりますが、三重団地の中でもぜひ一部をやり、市に計画のほかにこの団体を通じ、公庫厚生年金融資を四日市に持ってきて、そして住宅問題が少しでも早く解決するようにすることが必要だと思います。この点につきまして市はどう考えておられるのかについてご質問をいたします。

第六点は、この三重団地がまあ現在やつておるわけであります。主として今後、これからどうやって住宅を供給していくのか、大きな団地も必要ですが場合によつては小規模な宅地の開発ということも必要だと思います。計画がありましたならば発表していただきたいと思います。

次に、第七点ですが、住宅の安全ということについて質問をいたします。以前私は委員会でこの問題を取り上げたことがあるわけですが、高花平に星型の住宅があります。あの住宅は経型の加熱炉のようなもので、一たん下で火がでますと二階以上の住民は逃げ口がないわけであります。この点についてどう対処するのかということを質問いたしましたところ、消防器等を配置したいという、そのような答弁があつたと記憶しておるわけでございます。火を出さないということが大切ですし、消防器等も必要かとは思いますが、大阪のアルサロがやはりこれの大型で逃げ場がなくて数多くの方が死んだという、そのようなニュースもつい最近聞いたばかりでございます。それの小型版として同じような構造の住宅がここにあるわけでございます。これについて、安全の設備、あるいは早く逃げれるよう左形などのような配慮をされておられるのかについて質問いたします。次に、一般的の住宅とは関係ありませんけれども、四日市の町の中にも高層のビルが相当建つております。これらについて消防では十分な監視と指導をされておると思うわけでございますが、四日市の高層住宅、特に私たちはあまり行く機会がないんですけども、キャバレー等でも相当高いところにあるキャバレーもございます。これらを見てみると、みな入り口が一つでエレベーターがそこについておるという、そのような建物が多いよう気がするわけでございます。あるいはそのほかいろいろ商売をやっておつてそのような建物もあるのではないかと思うわけでございますが、これらの点について四日市は心配がないのか、この点について、これは消防のほうからご答弁をお願いいたします。

第八点は、不良住宅についてでございます。以前私たちもこの問題について取り上げました。たとえば、提防の敷

地に家があつたり、あるいは北条のグランドのまわりにあるような住宅を市が移れるような住宅を建てて、その後にこれらの問題を解決していくべきではないかといふことを申したわけでございます。これについて、そのような形で今後やついくんだといふ答弁があつたわけですが、見回してみると、あまり変わっておらないというのが実情ではないかと思います。これらのことについて、実際に多少でも人間が住むべきところではないというようなところの方が市営住宅に移つたり、あるいはそこの土地が多少でも整備されたのかどうか、これらの点について経過と今後の方向について再び質問いたします。

第九点は、目的別住宅についてであります。私たちは、先日札幌に行きました、そのとき軽費老人ホームといふのを見せていただきましてまいりました。老人問題につきましてはいろいろと問題もあります。私たち自身の問題として真剣に老人の問題を考えなければいけないわけでございますが、そのいろいろな施策の中の一つとして、やはり軽費老人ホームといふのも必要だと思います。さらに、一人で働いておる老人のアパートであるとか、生活保護に至らず、自立できる老人に対する施策といふものもきわめて大切だと思います。各家庭が老人をあたたかく迎えてくれる世の中ならよいわけでございますが、現在の世の中はなかなかそのような形になつておらないわけでございます。そこでこの四日市の住宅政策の中で軽費老人ホーム、まあ老人のアパートのようなものでけれども、このようなものを建てていく必要があると思うわけでございますが、市長の政策の中にこのような問題を取り上げていただく意思があるのかどうかについて質問をいたします。さらに、四日市には基本構想の中に、母子世帯は二千世帯あるんだといふことが書いてございます。現在母子アパートといふのも多少はあるわけでございますが、やはり四日市に二千世帯も母子家庭があるとするならば、やはりこれらの方たちを入れる住宅といふことについても一般住宅のほかに考えていただきなければならない問題であると思うわけでございます。この点についてどのように考えておられるのか厚生部長だかなければならぬ問題であります。

の考え方をお聞きしたいと存ります。

第十点は、これも基本構想の中に書いてあるわけですが、現在の住宅は質的な向上をはからなければならぬと書いてあります。今後四日市で、これから住宅をいろいろと考えていくわけでございますが、質的な向上の面についてどのように配慮していくつもりなのか、さらに住宅問題については、私は国と自治体が大量に低家賃住宅を建てていくべきだという基本的な考え方を持つておりますが、現実に市が住宅を建てるといつしますと、国の建設単価が低いために超過負担がかかってまいります。超過負担を解消しろといふのが、やはり市民にとつても、四日市市理事者にとってもきわめて大切なことであると思います。今日まで建設の予算の中で、いろいろな団体に加盟をして、市長は全国市長会、あるいは東海の市長会等にも出ておるわけでございますが、全体的な問題としてこのようなことをどういう機関で国に要望をし、そして具体的に国の費用が多少なりともふえてきておるのかどうかといふことについて疑問を持っておりますので、この点について実際にどういふことをやつておつて、そして市の負担が多少なりとも減つてきておるのかどうか、この点について質問をいたします。

以上十点について質問いたしましたが、以下ご答弁によりましてさらに再質問させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（服部昌弘君） 建設部長。

〔建設部長（滝 伝之助君）登壇〕

○建設部長（滝 伝之助君） ご質問の中の一番の住宅の第二次建設計画についてお答えいたしました。市が第二次住宅建設を昭和四十六年から五十年にかけて立てております計画は、昭和五十年の推定の人口を二十四万二千人とおさえまして、新規住宅が六千三百戸要ると考えております。狭小の過密老朽住宅の需要等五千戸を加えまして、計一

万一千三百戸の住宅建設が必要であると想定しております。この中には公的機関による建設計画戸数は五千八百二十九戸であります。このうち市営住宅の建設戸数は三重団地を主体としまして五年間に八百六十三戸を建てる計画でございます。その他四千九百六十六戸であります。これは民間の住宅建設計画戸数が六千四百二十戸でありますので、五年後には一万二千二百四十九戸になると想定しております。この割合は、公的機関が四〇%と民間の住宅建設が六〇%になる予定でございます。

それから第一次五カ年計画の結果を言えとこうことでございます。第一次住宅建設五カ年計画は、四十一年から四十五年までございました。公的機関のうち市営住宅の建設につきましては、総数七百八十六戸を建設いたしております。計画数に對しては一〇五%の達成率でございます。その他公的機関、これは公社、公團、公庫などにおいては五千四百二十六戸で一一〇%の達成率でございます。また、民間住宅建設においては、一万一千八百四十六戸が達成されまして、一〇一%の達成率でございます。

第二次五カ年計画のこれを推進いたしますのも二十四万二千という人口が含まれてございますし、これにつきましては建設省の了承も得、これによつて補助金も受けていけるようになつております。

第七点の住宅の安全でございますが、高花平の星型住宅といふもののがあれでございますが、これにつきましては、現在はああいのはもう建てておりませんし、今後も建てるような計画は持つておりません。私のほうの三重団地に建てます、ことしから以降の分につきましては、四階建で、二十四戸の建設をやつていく予定であります。これらの安全につきましては、現在の状況では火災の、消防のほうの設備、そういうものについて配慮しなければならないのではないかと思つております。

それから建設単価が上がっていくので達成ができないのではないかとこうことばがございましたけれども、建設省

の単価は年々上がってまいりますので、それに比例して上げてもらつていけるはずでございます。

以上、建設部としてお答えするのはこれくらいだと思ひますけれども補足がございましたお答えいたします。

失礼申しました。不良住宅の問題でございます。不良住宅は、現在どのような形になつておるかと申しますと、大正十四年に建ちました富田南町の住宅が七戸、昭和二十三年、終戦後建ちましたのが、北条町の三十戸、堀木町の九戸、阿倉川の十戸、前田新町の十戸、前田町東部の十六戸、そのほか高浜町の百二十九戸、これは昭和二十四年から二十八年までになつておりますが二百戸ばかりございます。これらにつきましては、いま高浜町でやつておりますようにな、あそこで再建築するといふのは土地柄上むしろ緑地にすべきような土地ではないかと考へられますので、過去におきましてもうすでに、あき家につきましては六十戸ばかりござります。現在百一十九戸残つておりますが、近々またこわすのもござりますし、今後一年に十戸ぐらいずつはあつてまいります。もう少し早くあけたいといふよううな気持ちは私のほうは持つておりますけれども、何しろそこにお住みの人は、学校の関係、住宅の関係あるいは買ひ物の関係、通勤の関係等がございまして、逐次あけていくよりほかに方法がないかと思ひます。でこれらの希望の中でも希望の人で、新しい建設された住宅のほうにかわりたいというようなご希望の向きにおいては優先的にもつていくのが至当かと思つております。そのほかいまだにまだ手はついておりませんけれども、先ほど申しました北条町、堀木町、阿倉川のほうの分につきましても、その場で改築するといふことになりますと中の人を全部のけておいてからやらなければならぬと、こういう問題がございますので、期間をもつて改築していくのが一番いい方法であろうかと思ひます。それからその住宅の中には、借地あり私有地ありといふことで、私有地の分は別といつてしまして、この借地の分につきましてもなんらかの解決の方法がないといつまでたつても改築もできないと、あければ地主のほうも返せと言つてしまつて、そういうような問題もかかえておりますので、不良住宅につきましては今後期間をかけて

新しく構想もつて行くのが一番の良策かと考えております。

○議長（服部昌弘君） 消防次長。

〔消防次長（山北 彰君）登壇〕

○消防次長（山北 彰君） お答えいたします。共同住宅の火災予防に関しては、先般の火災予防運動の際に立ち入り検査をいたしまして、必要な指導をいたしております。なお先般大阪で火災による惨事が発生いたしました。先般の火災予防運動で一応点検はいたしておりますが、さらに四階以上の複合用途の建物につきまして、防火管理の状況を詳細に点検いたしております。各対象物の中には若干の指導を要するものも見受けられるようでございますので、近々にこれを取りまとめまして、それぞれの関係者を集めて適正な指導を行ないたいと思っております。なお、大阪の惨事につきましては、特にご指摘のように、不特定多数の市民が出入りする建物につきましては、こと重要でございますので、ビルの代表者、ビル関係の代表者、経営者または防火責任者の代表五名を陪同いたしまして、先般現在なお調査中でございますけれども、千日ビルへまいりまして、現状を視察して事の重大さをよく認識してもらひ、四日市ではそういうことの起こらないように対策をいたしております。以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 母子世帯に対します住宅を一般住宅のほかに考えていく必要があるのではないかという貴重なご意見に対しましてお答えをさしていただきます。

ご承知のように、母子寮を一、三年前に改修いたしました 당시에、母子アパートという必要性がありはしないかとさうことが市議会の中でも論議された記憶がございますが、その母子寮が、四十世帯の分があるわけでございますが、おわけでございます。

その後、それ以前にも関連いたしまして、母子福祉法の中に住宅を優先的にあつせんしなければいけないという項がござりますので、その法の趣旨に基づきまして、厚生部から建設部のほうへそういう必要がありましたつと申し入れまして、建設部から住宅入居選考会におかけをして優先的に取り扱っております。ちょっとと資料の持ち合わせがございませんので失礼でございますが、相当数しままで取り扱っております。今後こういった問題については、福祉の面としても非常に重要な面になつてまいりますので、十分検討をさしていただきたいと、こういうふうに考えておわけでございます。

なお、軽費老人ホームに関連いたしまして、住宅政策の中でそういうものを考える考えはないのかというお尋ねにつきまして、厚生部長の指名ではございませんでしたが、若干軽費老人ホームということにつきまして、私のほうからご説明さしていただきたいと思います。ご承知のように老人向きのホームにつきましては、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームという四種類がございます。そのうちのさきに申しました養護、特別、軽費のこの三つが厚生省の所管に相なるわけでございます。もちろん入る対象者はそれぞれ異なつております。軽費につきましては、たとえば月収が四万円以下の老人でなければならぬといふ、やつぱり月収が規定されておりますし、そのかわりに、食事などの費用は自分で負担をして下さいといふことになつておりますので、全国の軽費老人ホームを大体見ますと、月一万二百円から一万一千三百三十円ぐらいの自己負担をもつて老人ホームに入っているとさうことを踏まえております。私のほうは、この特別養護老人ホーム等の問題を解決のうえは、体系的に軽費老人ホームのほうにも進んでいかなきゃならぬであろうし、今後はやはり非常に高度な福祉が要請されますことになつても、こういった問題を真剣に福祉の面として考えていく必要があるといふように踏まえておりますので、その点ご了承を願ひたいと思ひます。ご参考に申し上げますと、軽費老人ホームは全国で五十八カ所でございますが、

大体特別あるいは養護につきましては、設置者は公共団体または福祉法人ということになつておりますが、軽費につきましては、一般のものでもよくけれども原則として公共団体もしくは福祉法人であつたほうがよい、その場合は経営の公費補助をいたしますと、こうすることになつておりますので、そういう補助を受けてやつたほうがいいんではないかというふうに考えておる観点からご答弁さしてもらつたわけでございます。

なお、老人の問題につきましては、まだ具体的に関係官庁から市町村向けて指示がまつておりますが、原資を国民年金の積み立てにいたしまして、特別還元融資として国が三億円本年度みておることも承知しておりますし、これが七月中旬以降に市町村あてに通達があるものといふように踏まえておりますが、これは六十歳以上の老人をかかえてる世帯で改造する場合には、年利六六・五%で償還十年といふことで、五十万を限度として貸し付けるという制度を考えているようでございますし、あるいはまた、住宅金融公庫では六十五歳以上の老人の同居世帯に対して改造をいたします場合に貸し付けていきたいと。この限度額についてはちょっと資料の持ち合わせがございませんが、レートは七・五%でサイトは五年以内といふことになつておりますので、こういった点が具体的になつてまいりますと老人福祉の面から私のほうも相当関与してまつるかと思ひますので関連をいたしてご答弁さしていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（股部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君）

ご質問の第三かと思ひますが、開発事業に伴う指導要綱についてとくご質問でございますが、私ども昨年都市計

画法ができるまゝとして、秩序ある市街地の形成を前提とした法律の精神を受けとめまして、さらに四日市における具体的な指導という観点から開発事業に伴う公共施設等の整備に関する指導要綱というかこゝで議会にご協議を申し上げて、一応四十六年の九月一日、告示第六十一号で公布しておるわけでござりますが、それ以降この精神にのっとって関係する開発業者その他についてのPRを行なつてまつておりますし、また法律で規制されております法律二十九条並びに四十三条による許可、届け出等についての処置もこれと合わせて行なつて行なつておるわけでございます。この要綱の目的は、無秩序な市街化を防止しつつ良好な生活環境と明るく住みよい都市実現のため開発事業に対する指導を行なつていくんだと、こういうように明記いたしておるわけでございまして、具体的な指導はたゞいま申しましたように、法律を基準にいたしまして、道路の問題、上水道の問題、あるいは消防、防災の問題、公園、緑地、環境衛生、教育、文化、その他の問題の諸般にわたつておるわけでござります。たゞご質問のあつた問題といいたしましては、教育文化の、その他公共施設の項でうたつております入居戸数五千五百戸以上の団地について、小中学校用地の無償提供、あるいは教育施設分担等を別途協議するという項が問題かと思ひます。この件については六平議員からご発言のあつたように、審議の中でもご意見が述べられておりますけれども、そのこととわれわれが今回目的といいたしました問題とは若干違うわけでございまして、そのこと自体は住宅政策上の問題もあるので、弾力的に検討をいたしたいとご答弁申し上げたはづでござります。私ども現在までには主として大きな問題は、ご指導申し上げた問題として、現在進められておる三岐開発の事業、あるいは公社が行なつました三重団地事業等につけてはこの精神をもつて指導いたしておりますし、そのほか現在近畿商事あるいは大丸興業、近畿不動産等につてもこの精神で指導いたしておりますが、あくまでもやはりご意見をよく尊重しながら現況に合つた指導をしてまいりたいと思ひますが、その他の開発行為的な問題についてはあくまでもきびしい指導を申し上げていく予定でござ

ます。以上です。

○議長（服部昌弘君） 岩野助役。

〔助役（岩野見齊君）登壇〕

○助役（岩野見齊君） 超過負担の解消につきましては、市長会はもちろんのこと県を通じ、あるいはまた直接建設省にも陳情いたして努力しておるんであります。しかし昭和四十五年からやっと土地についての起債が認められるようになり、建設単価も毎年若干ずつ引き上げられておるんでございますけれども、まだとうてい超過負担の解消にまで至つておらぬのでござります。このことは物価の上昇とも関係しておるんでございますけれども、絶えず不斷の努力をもつて積み上げていくよりしようがないと、またこれは毎年毎年続けなければならぬことだと思はますが、とにかくわれわれといいたしましては、単に公営住宅についての超過負担の解消のみならず一切の超過負担の解消を目指して努力していきたいと考えております。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼昌久男君）登壇〕

○市長（九鬼昌久男君） 三重団地の問題でございますが、土地の価格はどうなるのかどうことでござりますけれども、坂部あるいは高花に比べてすでに造成費等も相当嵩昂しております。さらに先ほど土木部長が申し上げましたように、宅地開発等の規制要綱を実施をいたしておりますので、当然公共団体でござりますところの公社の団地につきましては、排水路の整備あるいは倒溝、道路等につきまして十分な手立てを講じなければならぬわけでござりますので、そういう造成の発生費と申しますか、団地そのものの造成費のみならず、そういうような環境の整備費といふものについて相当経費がかかるところでござりますので、三重団地の用地、土地価格は坂部のように安くはない

らないところでございます。

なお、お伺いいたしますが、労働者住宅の問題は労住のことでござりますか。そういうご要望がありましたら十分考え方をしていただきたいと思ひますけれども、何ぶん三重団地につきましては住宅金融公庫の融資を受けておりますので、たてまえといたしまして、すべて公開抽せんによらなければならぬことになりますので、よく研究をさせていただきたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 あとまだ十何分ありますので、もう一度やらさしていただきます。

第一点の第二期住宅建設五ヵ年計画については、賃金と土地代金のアンバランスがあるにもかかわらず、なおかつできるという見通して、おそらく地価がそう上がらないという、そのような見通しに立つてできるというご答弁があつたのだと私は思ひます。できるだけ地価を抑制するような形にしていかないと民間の住宅がふえていかない、ふえていかないということは住宅問題がたゞへん困難で解決しないことになるのだと私は思ひます。そういうことを十分配慮していただきまして、第二期計画が無事完遂するようにお願いいたします。

第二点につきましては、全部一〇〇%以上できただとどうことで、建物の計画そのものについては了解いたしました。しかしながら、こうこう建物がどんどん建つていて、なぜ、これに付随してくる学校が建つてこないんだ、そういうことが言えるんだと思ひます。家はどんどんつくっていきます。こういう形でできますと言いながら、学校用地は何にも手だてをしない、あるいは学校を、本当に困らなければ分離をしないという、このような政策では困るわけでござります。質問はできませんけれども、家がどんどん今後建つてくんだということが最初から見通しがつき、

わかつておるならば、それに伴うやはり教育施設、そのほかもろもろの厚生の施設等があると思いますが、これらの問題もその計画に合うような形でやはりいくべきだと思います。私はそういう意見を申し述べながら、この問題についてはわかりましたということを申し上げます。

次に、一番問題にしたいのは三重団地の問題ですが、土木部長のお話ですと、学校の用地は市が買うんだ、十分そのときに相談しますということですけれども、市が当然金を出して、本来市がつくるべきものは市が全部やるんだと、そのように私は解釈したわけです。市長はその点について触れませんでしたけれども、そういうことであるならば、私は学校用地が市民に転嫁されないで土地が多少でも安くなる、確かにいい土地をつくれば値段が多少高くなることはわかるわけでございますが、そのほかにまだまだ公共施設の分もかぶってくるとなりますと、べらぼうな値段になつて手が出ないということになるわけです。この点だけを、私が思つてみるとおりであればご答弁は要りませんけれども、ぜひそういう形で本来市が買うべきもの、市が投資すべきものについては、一般的の市民に転嫁しないといふ、そういう原則をぜひ貫きぬいてもらいたいと思うわけでございます。

あと意見になるわけですからども、開発指導要綱もあちこちで適用されておるわけでございますが、たとえば、尾平のほうで、市が管理しておる池が二つの間にか開発行為によって埋められたと、そういうような話を聞いております。で住民が困つてると、それである一定の地域については非常にきびしくするけれども、抜けてくるところもあるとこうしたことでは困るわけでございます。そういうような点も十分注意していただきまして、やはり市民の生活とそういうことを中心にするわけですからども、公正なやはり開発、指導、それが必要だと思いますので、ぜひそういう線で今後ともやっていただきたいと思ひますし、いたずらにそれが一般の市民の宅地を買えないといふ方向にならないような形でぜひとも努力をしていただきたいわけでございます。

七点以降につきましては、まあいろいろと質問したく点もございますが、一応省略いたしまして、一番はつきりしなかつた三重団地を今後開発公社が一般に売るときに、学校用地が宅地の値段の中に含まれるのか、それは市のほうで買ってそれが除かれた額が出るのか、この一点だけをぜひもう一度聞かせていただきたいと思ひます。以上で再質問を終わります。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答え申し上げます。お説のとおり市が買い取るとご理解賜わってけつこうです。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後四時二十九分休憩

午後四時四十六分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、本日の会議時間は議事の都合上あらかじめこれを延長いたします。

大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 すでに通告してございます問題につきましてお尋ねをいたします。

第一問の教育行政についてお尋ねをいたします。教育は福祉とともにたいへん重大な問題であると考えます。昨日も教育については、家庭における日常生活の中での教育が最も大切であると強調されておりました。確かに大切な一

面であらうと思ひますが、しかし教師の教育理念及び人間性豊かな教育も大切なことであり、欠くことのできない問題であらうと考えます。さらに加えて、教育環境も重要な問題であります。この三者が一体となつてこそりっぱな教育がなされるのではないでしようか、りっぱな教育を施すにはそれなりの行政の力が必要でありますし、環境の整備、教師の労働条件の確保や生活安定の経済条件が整うことが先決であらうと思うのでござります。今回私は、その中の教育環境の面でお尋ねをいたしたいと思うのでござります。

第一点は、塩浜小学校改築問題についてでござります。校長はじめ教職員及び P.T.A.、また自治会などでは、公害激基地の中にあるこの小学校を守らうという決意でみな力を合わせて努力をいたしておりますが、大気汚染等公害による腐食や老朽は予想よりも早く、また学校の近くには危険なタンクやパイプラインが林立し、さらには地下に埋設されております。このような絶えず先生も生徒も父兄も危険を感じながらの教育が行なわれているのが現状でござります。校舎は、一部鉄筋でござりますが、ほとんどが木造となつてゐるのでござります。もし不幸にして、爆発事故や火災等のときは大惨事になるおそれがあるのでござります。教師が安心して教育をし、生徒が安心して勉学に励むためにも、また災害から子どもを守るためにも一日も早く鉄筋校舎に改築する必要があるうと考へますが、この点につじてのご見解をお願いいたします。

第二点は、四日市市立四日市幼稚園の改築問題についてお尋ねをいたします。この幼稚園は明治二十八年十月一日に創立されており、その後明治三十年、三十七年、大正六年、十三年、昭和二十年、二十一年と点々と移転をし、昭和三十七年に現在地に至つております。社会情勢のきびしい変化とともに七回もの移転が行なわれてゐるという歴史を持つております。現在の園舎もご承知のように、旧産院のあとを利用し、老朽もこれ以上はないとほどの現状になつております。このまま一年、二年と放置したならば園舎自体が自然に倒れるのではないかと心配されてゐるの

でござります。教育委員会にたび重ねて改築の要請がなされてゐると聞いておりますが、もうこれ以上延ばすことのできなじ現況でござります。一日も早く改築の急を要する問題でござります。この点についてどうお考へかお伺いをいたしたいのでござります。

第三点は、常磐中学校の建設問題についてでござります。私の承知いたしておりますのは、昭和四十七年度より新校舎で勉学できるとことを記憶いたしておりますが、いまだに具体的に建設が進められていないようになります。ご承知のように篠川中学校はこれ以上収容能力はできない状況にござります。にもかかわらず、一向に進んでいないのが、常磐中学校及び小学校であろうと思ひます。予定よりはるかに遅延していることは何か多くの問題があるのでないかと考えられます。なぜ遅延しているのか、現在の状況と問題点がありましたらお聞かせ願いたいのでござります。

第二問、団地開発及び災害問題についてお尋ねをいたします。近年の水害の被害は集中豪雨もありますが、自然の山を無差別のよう削り、山はだを出してくるところが激増いたしております。昨年六月の集中豪雨と夏から秋にかけての十三号、二十三号、二十九号の三つの台風があり、あのおそろしい被害は私の記憶になまなましく焼きついております。四日市土木事務所のまとめでは、管内で五百三十三カ所も被害があつたということでござります。特に二十九号につきましては、例を取りますと、天白川や鹿化川関係には約五千戸に浸水があり、その他市内各所に大きな被害があつたのでござります。私はこの被害の原因は集中豪雨もさることながら、住宅団地等の開発に伴ういたん水によることが大きな原因となつてゐるよう感じてなりません。たとえば桜の県の住宅公団の宅地造成により智積地域の被害及び矢合川のはんらん等の被害は頗著な問題でござります。これらの開発につきましては、都市計画法第三十二条には次のようにうたわれております。開発許可を申請しようとする者はあらかじめ開発行為に關係がある公

共施設の管理者の同意を得、かつ当該開発行為または当該開発行為に關する工事により設置される公共施設を管理することとなるもの、その他政令で定める者と協議しなければならないと、このように規定されております。したがつて当然市当局も協議してのものと考えます。そこで第一点、これらの開発と排水問題及びその開発が原因と見られる被害の場合については、法で定める協議のときに被害者になんらかの補償等の点について話題としているかどうかお伺いしたいのでござります。第二点、市内各所にゼロメートル地帯があり、たびたびの浸水で雨が降るとまた浸水かとくことで夜も眠れずノイローゼになってしまいそうだという方のみえます。そこで思い切って家屋をかさ上げし度感をしたいのであるが、その資金が若干不足しているというのでできないと困っている方も多いのでござります。名古屋市でも最高五十万円を限度といたしまして、希望者に貸し付け制度を設け、着々とその効果を上げていいのでござります。去る三月議会におきましても、同僚議員がこの問題について質問をいたしておりますが、どうしても仮称家屋土地かさ上げ貸し付け金制度を実現すべきであろうと考えますが、この点についてのお考えをお伺いいたします。

第三問、移動市民健康診断についてお尋ねをいたします。この問題につきましては、市民のひとしく望んでいたところでござります。公害問題などにより体力の減少が考えられており、今後いかに体力づくりや健康管理をすることができるかとくことが大切な問題となっております。ご承知のように、憲法第二十五条には、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると規定されておりますが、いまやわが国経済の急速なる発展に伴い、あらゆるところに公害が発生し、大気、水質、土壌等が汚染されています。また最近では母乳からもP.C.B.が検出されてくる現状であり、一刻の猶予も許されない現状でござります。大企業で働く労働者や公務員、学校の児童生徒等は定期検診の機会がありますが、中小零細企業、あるいは商店に従事する者、及び一般家庭の主婦など、あるいは老人等はその機会はほとんどなく、よほどからだに障害を生じない限り医師の診断を受ける機会はありません。また現在の物価高により共かせぎがふえ、日々の仕事に一そりの労働が重なり、からだに無理が生じ思わぬ病気にかかることを憂えるものでござります。市民が健康を守り、健康の増進のために巡回検診車を購入し、定期的に昼夜にわたり検診車による移動市民健康診断を巡回し、病気予防に全力をあげて市民全員が健康で明るい生活が営めるよう一日も早く実施することを提案いたします。これには当然医師の確保の問題をはじめ種々困難な問題は必至であります。その困難を乗り越えて実現させてほしいと願うものでござります。この点について市長の所見をお伺いしたいのでござります。合わせて市内のP.C.B.による健康阻害がされているかどうか、あるいはまた、市の職員の仕事の中におきましてもそのような危険個所がないかどうかという点について、合わせてお答えを願いたいものでござります。

第四問は、休耕田の活用助成金制度についてでござります。わが国の高度経済成長は驚異的な発展を示し、諸外国より注目されておりますが、農業政策については全くそのあとからもなく、農業従事者は激減の一途をたどっており、農家の方々には多大の影響を与えております。政府の農業政策の失敗は、減反による補償金という形で行なわれ、農家の生活を圧迫せしめている現状でござります。本市におきましては、昭和四十六年度現在、減反面積が七百四十六ヘクタール、そのうち転作した面積は百五十三ヘクタールであります。休耕面積は五百九十二ヘクタールとなつております。しかしこの転作するにいたしましても、農業技術の必要な面もあり、減反即転作ということは困難であると聞いております。転作の場合でも普通転作、すなわち野菜類、飼育作物などは転作した場合は若干の助成金が出ます。また永年転作、これはお茶、植林等にも若干の助成金が出るよう聞いております。しかし休耕田はそのまま放置されており、その後何の具体的指導も行なわれておりません。したがって宅地転用、また宅地売買については必要ござ

しませんが、普通転作、永年転作としての品目が限定されているもの以外のものについて、転作ないし養魚飼育などに転用した場合についての助成金が必要であろうかと考えますが、この点についての市当局のお考えを、お伺いいたします。なお、休耕田の中より市が公共施設を設置するため適当と考えられる土地を購入するお考えはないか、また公共施設に使用するため市が地主より長期借り受けをするようなことはないかと、うことを合わせてお尋ねをしておきたいと思います。

第五問、公害の諸問題についてお尋ねをいたします。公害問題は何としましても発生源対策の強化に徹する以外にないと私は思っております。昨日も公害問題が取り上げられておりました。私の予定していた部分がすでに質問し、また答えとして出ておりますのでその分は避けてお尋ねをしたいと思います。第一点は、私は市長に、愛知、岐阜、三重の三県による伊勢湾水質保全連絡協議会をつくって四日市港はじめ伊勢湾の正常な水質の確保を推進するため、四日市市が呼びかけてはどうかという発言をいたしました。市長も知事にその交渉をされたと聞いております。また、三県におきましては、当初その件につき具体的に働きがあつたと聞いておりますが、最近その動向がないようを感じております。その後の活動状況についてもしご存じであればお伺いしたいことでござります。合わせて本市の大気汚染状況が四日市地域の工場のみならず、愛知県とも非常に関係が深くなってきておるのではないかと考えられておるよう思います。したがつて私は愛知、三重の両県及び関係町村による仮称、中部圏大気汚染防止連絡協議会などを設けて積極的にこの大気の清浄化をはかるために、そういう協議会を設けてはどうかと思ひますが、市長のご所見をお伺いいたしたいと思います。

第二点目には、昭和四十七年六月一日現在で、公害認定患者は八百六十二名となつております。そのうち入院患者は約六十名くらいであろうといわれております。したがつて今後とも患者はふえる一方ではないかと考えられております。したがつて

患者に対する医療体制の強化と、その患者の追跡調査及び健康回復のために、公害医療を担当する保健婦の採用と、新たに公害課に機構の中では仮称、医療係を新設することにより、患者の救済が大きく前進するものと考えます。ともに予防対策も生じてくるものと考えますが、この点についてお考えをお伺いがしたいのでござります。

第三点目には、市当局より四日市測候所へ職員を派遣し、大気汚染の測定器など設置して大気汚染の予防的処置により、事前に通報及び警報等の行政面への連絡も早く、また測候所と連携を保ち大気汚染防止に大きく貢献できるものと期待いたしておりますが、これらの点についてお考えをお伺いしたいのでござります。

第四点に、昨日も光化学スモッグの問題が取り上げられましたが、それによる被害を受けた場合について教育委員会はどういう対策を立てるかという問題でございますが、各小、中学校及び幼稚園等、また厚生部では保育園等において洗顔やうがいができるような設備が完備しているかどうかという点についてお伺いをしたいのでござります。各小学校や幼稚園の園に一ヵ所程度ないしは各教室には必要な場合もあるうかと考えております。この点についてもお答えを願いたいのでござります。

第五点には、三重県公害防止条例の第四条には、市町村の責務といたしまして、市町村は住民の健康を保護し及び生活環境を保全するため、国及び県が行なう施策と相まって当該地域の自然的・社会的条件に応じた公害の防止にかかる施策を策定し、及びこれを実施する責務を有すると規定されておりますが、本市はこの第四条を具体的にどう進めているかお伺いしたいのでござります。

第六点、昨日もP.C.B.の問題が出されておりました。そのお答えも聞いておるわけでございますが、P.C.B.が含有されている製品の焼却について、どの程度効力とその焼却後の灰などの分析及び灰などの処分はどういう形で行なわれるかという点、さらに生産は本年の三月で中止したと聞いておりますが、風聞によれば、製品は七月ごろまで販売

するのではなくかといわれてゐるのでござります。この点についての現状がわかつておればお伺ひしたいのでござります。以上よろしくお願ひいたします。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） お尋ねのござりました教育の面についてお答えいたします。

まず第一に、塩浜小学校の改築問題でござりますが、同校の改築問題は、私が着任する前から土地の P.T.A あるは関係の方々から強い要望があつたところを聞いておるのでござります。しかし、現実にあの木造校舎ではございますけれども、相当まだ耐久度の高いものである。したがつて改築となりますと、全額市費でしなければならない、そういうようなこともひとつ問題になりまして、今日まで見送られておる、こう思つておるのでござります。ああいう公害激甚地にある学校は、耐久度が四千五百点というのが文部省の補助基準の限度でござりますが、それ以上の校舎であつても補助対象になるところもようやくわかつてまづりましたし、またその補助率も、今まで三分の一と聞いておつたのでござりますけれども、新たに二分の一になり、さらにそれがもとと有利になると、そういうようを情報も入つてありますので、せめて国庫の有利な補助を得まして、それを機会にして前向きに事を進めていただき、こう現在文部省のほうに働きかけておるのでござります。ご了承いただきたいと思っております。

次に、四日市幼稚園の問題でございますが、すでにお話のとおりに、四日市におきまして一番古い幼稚園でござりますし、またその保育内容につきましても、かつては令名をはせたと、こういうようなふうにも聞いておるのでござります。現在の園舎につきましては、ご指摘のとおりまことにみすぼらしくものでございまして、何とかしなければならぬのでござります。当市の幼稚園、十八園につきまして見ましても、まあこれが四日市の幼稚園でござります

と、こう言える幼稚園といふのはきわめて指折り数えるだけしかない。多くの幼稚園はそのうちでも最たるものだと、こう思つておるのでござります。私のほう、義務教育の小学校、中学校におきましても、改築、環境整備の事業量は非常に多いのでございまして義務教育でないからというて幼稚園を捨てておくわけにはいかない、年度計画を立てまして、年々、一園、二園ずつでも改築していきたいと思つておりますので、そういう線で事を進めていこうと思つておるのでござります。

第三の常磐中学校の問題でござりますが、三月議会におきまして議決いたしまして、目下設計を進めておるのでござります。何にしても土地造成からかからなければなりませんので、四十八年の九月ごろ校舎が使えることになるんじやないかと、こう思つておつたのでござりますけれども、地元のほうからそれでは中学校の生徒の一学期間でも常磐中学校と同居しておるとこうことは教育にとってまことにマイナスになるところご指摘もございました。まことにどもつともなことでござります。日永小学校と泊山小学校の同居、一年と一学期にわたるんです。ああいう状況は避けたいと思っておるのでございまして、市長さんもたいへんご心配いたしまして、土木部、建設部のご協力を得まして、四十八年の五月二十日には新しい校舎に入つて両校が独立できる、そういうことを目さして事を進めておるのでござります。

最後に、お尋ねのございました光化学スモッグの被害に対する教育委員会の処置でござります。きのうも環境部長からご答弁のありましたように、目下公害対策課といふところの被害の状況の警報の伝達のしかたとか、あるいはその処置のしかたについて協議しておるのでございまして、かつ起るかわからぬこの災害に対して万全を期するようにつとめたい、こう思つておるのでございまして、現在具体的にこうするんだというお返事できないのは残念でござります。ご了承いただきたいと思つます。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君）

第三問の移動市民健康診断、健康診断車を設置して市民の健康診断をしたらどうかと、いふご質問でござりますが、いわゆる対人保健サービスと、いふものは、午前中のお話にもございましたように、県保健所の任務でござりますが、県ではおっしゃるような意味の健康診断のための巡回車を持つておりまして、一年間びっしりの日程を組んで、主として僻地、農村及び無医村等を重点的に巡回をして健康診断をやっておられるようでござります。保健所と市役所とが常に健康診断を中心とした市民の保健サービスのための打ち合わせをきわめて緊密に行ないつつあります。保健所と市役所と七年度におきましては、四日市の地区では小山田地区、日永地区を巡回して健康診断をやっていただくようにお願いをしておりますが、この問題は、い、うなれば市民の直接健康にかかわる問題でござりますので、どうしても行政職が、しろうとがやる性質のものではございませんので、権威あるりっぱなお医者さんにみていただくことが何よりも大切なことだと思ひますので、医師をかかえておらない四日市市としては、直ちに実施をするということは無理なようになります。現在四日市の保健所には、お医者さんが三名、看護婦さんが九名おられまして、午前中の坪井議員のおことばにもありましたように、市役所には、衛生課に一名、保健課に三名の看護婦さんがおられますが、これらの人人が一体となって、それぞれの分野で市民のためにご相談に乗り、サービスをしていくわけでござります。けれどもあくまでも健康診断とか保健指導とかいう問題は、保健所を中心にしてやっていきたいというふうに考えております。

PCBに汚染をされた市民の調査をしたことがあるかと、いふことでござりますが、保健所のほうに母親が、私の母

乳を調べて下さいと申し出られておられたようでございまして、これもきのうご答弁申し上げましたように、県の衛生研究所に送つて調査をしつつあるよう聞いております。

市役所の中にPCBの汚染源はないのかと、いふことでござりますが、PCBがにわかに問題になつてまいりました直後に、環境部長としては、役所の中にありますいろいろな事務用品の総点検を担当に連絡をしてやつていただきましたし、それから四十七年度の予算で購入を予定するいろいろな事務用品については、PCB汚染対策を十分に講じるようにして、い、う連絡をいたしました。購入の部局では、PCBを含まないと、いふ証明をつけてでないと物を購入しないといふうな措置を進めておりますので、市役所の中で直ちに日常の事務を行なううえでPCBの汚染源となるものは以下のところ考へられないようを状態でござります。

飛びまして、第五番目の公害の諸問題の中で、愛知、三重その他の県レベルでの協議会の問題等につきましては、あとで市長のお考へをお聞きするとしてしまして、第二点目の患者のための医療サービスを十分にするために、公害対策課に医療係を設置するとか、保健婦を増員するとかいふのは、私の立場からみれば非常にありがたいご意見でござりますが、現在公害対策課の中で、認定患者の医療手当の処理をするのを専門に一つの係をなしておりますが、ふだんそれ専門にやつておりますが、若干手狭でござりますので、臨時職員をしてやつておるような状況でございまして、今後人事当局と話し合いまして、さらに増員を実現できるよう努力してみたいと思います。

第三番目の測候所に職員を派遣をして気象観測、公害に関連をする気象観測の研究をしたらどうかと、いふお話でござりますが、たびたび私も測候所にまへりまして、所長以下皆さん方といふふと指導を受けるわけでござりますが、この測候所は亀山から四日市へ移転をされましてまだ三年でござります。気象学といふものは、非常に長期的な、しかも非常に広範な範囲にわたつて観測をしてやるむずかしい学問だそうでござりますが、三年間の四日市上空の測定

では直ちに公害を予測するだけの資料としては不十分なようござりますし、こここの測候所の機能は津の測候所を経由して名古屋測候所にデーターを送るというふうなほんの四日市北西の地区のある部分を観測するという機能でございまして、四日市の公害の予報に役に立つようになるためにはもうしばらく時間がかかるようござります。公害防止五ヵ年計画の観測網の整備促進の事業の中で、四十八年度に県公害センターが南署の前に移転を完了いたします時点では、県公害センターと測候所との間でテレメーターが設置されまして、有機的な資料を相互に交換できるような方向で進めております。

第五番目に、県の公害防止条例の第四条に、地域の特性に応じた対策を講じるようになつておるがそれはどういうことかとさいますと、この条項をベースにいたしまして、いわゆる国の規制基準に上のせ、ないしは範囲を広める横のせ条項を設定いたしましたし、さらにただいま県、市一体となつてプロジェクトチームを編成いたしまして、百メートル、ないしは五百メートル間隔の四日市の各地域における大気汚染の実情を把握するようを作業をやつておりますし、これらが一応整備されますと、各工場ごとの総量規制を進めていくという考え方であることは先の議会でも申し上げましたが、そういうことをやるためにひとつ基礎条項だといふうに理解いただきたいと思ひます。

最後の P C B の焼却ないしは焼却をした後の灰の処分についてはどう考えるのかとさいますが、この問題は非常にわれわれしうとでは直ちにお答えできるだけの基礎を持たないのでござりますが、昨日小林哲夫議員のご質問に対してお答えいたしましたように学者の説によると千百度ともいへ、あるいは四百度ともいへ高熱の焼却をすることによって無害に処分ができるんだという説がいわれてゐるようござりますけれども、ほんとうにそれが、焼却をした場合に無害であるのかとさういう確信は私としてはまだ持つておりませんので、今後環境庁なり、あるいは科学技術庁なり、ないしは P C B を製造することを認可した通産省なり国の機関に相談をいたしまして、十分を指導を受けた後にやるべきであるといふうに考えるわけでござります。灰の処分でござりますが、そういうふうにして無害に P C B が分解し処理ができるとして、最後に残るのが灰である。その灰の処分をどうするんだといふ問題に突き当たるわけでござりますが、生活環境の各部門に没頭したものが市民生活の最後の行き着くところにいって河原田ないしは末永の焼却炉の灰の中に P C B がないとは保証できないわけでござります。それを垂坂のゴミ団地の山の中に埋め立て造成をしてくるわけですが、それでいいのかとおっしゃられると返答に困るわけでござります。今後この問題につきましては、十分検討をするなり、国の指導を得たいと考えておるわけでござります。

○議長（殷部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君）

ご質問の団地開発及び災害問題に関する中で、団地造成と排水問題についてお答えを申し上げます。このことにつきましては、先ほどの六平議員のご質問にもお答え申し上げましたように、ご指摘のような問題を憂慮しながら昨年議会のご協議をわざわざして公共施設等の整備に関する指導要項をつくらせていただき、現実に指導をいたしておりますが、その中にも明記されておりますように、法律の精神をくみまして、河川、下水道等につきましてはあくまでも流域関係者の同意を得ること、あるいは河川管理者、地元関係者との協議をすること、あるいは構造上の問題では、下水道法の規定を準用するとか、あるいは開発区域内にある河川及び放流先の河川が溢水するおそれのある場合においては、事業主の責任において整備をしなさいと、こういう条件を付しておりますし、またご指摘のような問題につきましては第十項で事業計画を定めるに当たっては、あらかじめ周辺地域に影響を及ぼすおそれがあると想定される

場合には、利害関係人及び市と十分調整し同意を得るということを条件にし、工事の施工に当たっては事業計画に従じ、設計変更の場合には事前に協議をするといふ第二項、及び当該工事の施工に当たり、災害及び公害の発生を未然に防止するよう十分に注意すること、なお災害及び公害が発生し、その周辺の住宅、農作物その他公、私有財産に損害を与えたときには事業主の責任においてすみやかに補償等事後処理をなし、再度発生しないような十分な措置をせよといたことで、協議を事前にいたしまして十分その趣旨を徹底しておるわけでございまして、現在も開発行為の申請中にあるものにつきましても進めさせていただいているので了承を賜わりたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 建設部長。

〔建設部長（滝 伝之助君）登壇〕

○建設部長（滝 伝之助君）

家屋の土地かさ上げの融資金制度についてお答えします。現在住宅課で、名古屋でそういうような事例があるところで研究はされておりますけれども、何しろ地盤沈下、あるいは今までたんばなんかであったところが埋められて遊水の遊ぶところが隣の水までもらうというような問題につきまして、融資金制度でもってこれが解決するはどううござい考えられませんので、現在下水道課において下水の整備をやってもらっておりますが、四十七年度はそれも相当に進むようになっておりますが、こういう根本問題のほうが必要なのではないかと思います。それから融資金制度につきましては、範囲が非常につかみにくいというような点で、現在私のほうではまだ成案を得ておりませんことをおわびします。

○議長（服部昌弘君） 産業部長。

〔産業部長（荒木三郎君）登壇〕

○質問第四点の休耕田に対します助成金の問題についてお答えを申し上げます。

先ほどご質問の中にもございましたように、普通転作、特別転作、特別転作等に対します奨励金の問題でございますが、いまご質問の中にもございましたように普通転作、野菜でござりますとか特別転作の問題、他に特別対策事業といたしまして、優良飼料の導入でござりますとか、あるいは酪農、養豚の共同施設、あるいはまた野菜の集荷場、ビニールハウス等、そういうような設備に対します分につきましては補助も出しております。これも国あるいは県、市それぞれ各項目に従いまして出しておりますけれども、いまご質問の中にございましたようなその以外の用に供した場合といいますのは、農地以外に転用されます場合につきましては、農地法等の制限もござりますので現在としては考えておらないと、こうなることでござります。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 伊勢湾水質保全協議会と東海の大気汚染協議会をつくつたらどうかということについてお答えを申し上げます。

伊勢湾水質保全協議会は、県等にもいろいろ申し入れをしましたが、その後県の段階で課長の幹事会を開いたところを聞いておりますが、その後話を聞いておりません。四日市市の場合にはこの伊勢湾ではございませんが、閔、亀山、鈴鹿、四日市で鈴鹿川水質保全協議会といふものをつくって、現場を見たりいろいろいたしております。

大気汚染の場合は、なかなか水質のようにはつきりと見えられない問題がござりますので、同じ県内の市町村の場合にあってもなかなか問題はむずかしい、ましてや大気汚染の場合は県境を越えた広域的な協議会をつくることはたいへんむずかしいんじゃないかというように判断をいたしました。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君）

光化学スマックに関連いたしまして、保育所で洗顔及びうがいの設備があるのかという質問にお答えを下さいただきたいと思います。資料不足で、私立の保育園をいま調査をさせておりますが、手元にございませんが、公立の分だけをご報告しておきますが、十九園ある中で、十三園が給食時に使用する手洗い場所として各室に設けてございますので、その場所を使用するようになつております。それから残りの六園につきましては、古い園もございますのでテラスのところにござります手洗い所を使うようにいたしておりますが、こういったことでいいのかどうのことにつきましては、園長を集めてただいま協議中でございます。以上でございます。

なお、先ほど土地かさ上げの融資制度につきまして建設部長から答弁があつたんですが、私のほうから若干補促としていただきますが、教育民生常任委員会の中でもこういった問題が災害時のあとに二回ばかり討議をされたことがございまして強く要請されておりますので、その観点からご答弁させてもらいますが、世帯厚生資金制度という中に、災害援護資金というのがございまして、特別融資として十五万円、並びに住宅改修資金として三十万円の限度を持つた融資制度がござりますので、特別の場合はこの両方が併用できますので四十五万円を限度として貸し付けられると、しかも六ヶ月据え置きの六年償還で年利が三%という低利になつておりますことを委員会にも報告してございます。先ほどの集中豪雨で尾鷲がこの制度を利用して相当充当されておるようにも聞いておりますので、あわせてご報告いたしておきます。以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君）

一つだけ申し忘れました。公害認定患者の保健指導のために保健婦を増員したらどうかというご意見でございましてが、先ほども申し上げましたように、保健指導という問題は多分に専門的で権威のある人の指導を必要とするよう私としては考えますので、認定患者のその後のご様子を伺い保健指導をしていくのは保健所にお願いをするのが正しいと判断いたしまして、四十六年度は保健所の保健婦さんにお願いしていくところとご相談に乗つていただきましたことを申し添えておきます。

○議長（服部昌弘君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 ただいまお答えいただきましたんですが、ご承知のように第一点の塩浜小学校につきましては格別のお考えをいたしましたが、一日も早く鉄筋の校舎ができるようにお願いしたいと思うのでござります。これは昭和四十三年の十月に陳情があつて採択されていると聞いております。その後今日まで約四年にわたりますが、いまお答えいたしました内容で進んでいるように思っておりますので、できる限り早く完成できますようお願いしたいと思います。なお、公害等の問題にからみまして、校歌も一部変更いたしまして、こういう状況の中でござりますので一日も早く環境を整備してりっぱな教育ができるようにお願いしたい、これを特に要望いたしておきます。

市立四日市幼稚園につきましては、いまお答えいただきましたが、いつごろめどがつくとかいうようなことも明示されおりませんし、視察に来られた方々が、この幼稚園を訪問いたしますと、まあひどい全国にもなじというような声を漏らすそなでござります。また子どもの遊ぶ場所が何ヵ所かに分かれております関係上非常に先生といたし

ましても掌握にたいへんであるというような声も聞いております。したがって、そういう面から考えましても、児童教育の大事を中にありながら非常にそういう管理ができないところでございます。なお、応接室などは床がぶかぶかして非常に私みたいな軽い者でもぶかぶかするというようなことで、事故が起きてからではたいへんだと私は思っています。また便所などは暗いために入らないところがあると、こういうふうにもいわれておる現状でございますので、十分ひとつお考えいただきまして、早く完成できるようお願い申し上げます。これも要望としておきたいと思います。

常磐中学校につきましては、いまお答えがあつたわけでございますが、わずか一ヶ月ちょっととどうことで、新年度の学期からですね、できるようになお一そりの努力をお願いしたいところで要望にとどめておきたいと思ひます。

第二問につきましては、土木部長からのお答えで、そういう開発等によって行われたと見られる原因者負担と、事業主の責任においてそういう補償をするところでございます。またそれが協議の内容としても入っているというふことをお答えいたいたいたわけでござりますが、ところがこれは補償もなにもされておりません。それがいわゆる台風の十三号、二十三号あるのは二十九号の場合におきましても、市からの見舞金は確かに出ておりますが、そういう原因者負担とどうことにつきましては、出ておらないように私は聞いております。ちなみに計画されている問題につけてちょっとおきたいと思ひますが、開発の将来というところで、これからは何年度に開発されるかわかりませんが、桜住宅団地あるのはあかつき台、桜においては約八千人が収容されるといわれております。あかつき台が約四千人、まあ平津の新町の団地が約二千人、三重団地が一人といいうようなことで、この計画されている中でも約三万七千人の方々が十一団地において住まれるというようなことになつておるようでござります。したがいまして、今後開発が行なわれますところにつきましては十分協議もしていただきたいと思ひますが、そういう明確な責任体制といふものもとつていただきたいし、なお、このように損害の補償ができるような事業主であればいいわけでござりますが、ところが個人やそういうことができないようなものから砂だけをいただくというようなところもございまして、そういう関係でどこへ苦情を持つていていかわからなしし、そういう補償金の要求もできないというようなところもござります。こうじう点につきましてもどうか開発許可は県といいたしましても、市当局といいたしましても十分この点については打ち合わせを行なつていただきたいと、このように思うものでござります。また、団地内の排水においては協議内容の中で、排水は完備できたといたしましても、整地が造成できるまでの間に、そういうじつたん水が出てくる場合があるわけでござります。それがもう一年半もたつておりますが、一向に進展していなじところもござります。そういうところは土木部長もご存じでありますので、一日も早くそういう手を打たれて水害の心配のないようにお願いしておきたいと思ひます。

それから、かさ上げの融資の問題でござりますが、厚生部長のほうからも補足がありまして、まあできる体制の部門もあるとどうことがわかつたわけでござりますが、三月の議会におきまして、市長の答弁の中で若干読んでみたいと思ひます。

四日市市の場合に、そういう住宅はどれくらいあるのかとどうことにつきましては、今後まあ検討しなければならないと思ひますけれども、どういたしましても住宅がこの下水道というようなもの的方式で考えてみても、どうしてもこれは危険だと、解決しないというような部分につきましては、やはり特殊な制度を今後とも検討させていただきたいと、このようなことで申されております。したがいまして、この特殊な制度が四日市の場合、現在何カ所があると私は思つております。こういう問題を私は、先ほどからも出井議員がその中で若干申されておりましたが、そういう面で十分補償体制ができるようによつてこの協議内容の中に、あるいはそういう災害が発生した時点におきまして、明確

な指導と補償ができるよう努力していただきたいことを要望いたしておきます。それからたとえば富田について申し上げれば、米洗川と十四川の間などにおきましては非常に低地帯のところでもござりますし、それ以外に自然降雨によつても水害が起きてゐるし、あるいはまだ磯津のようなすりばち形式などもあるわけでござります。資金がだんだん高くなつてしまひまして、やはり若干の経費がかかるわけでござりますので、そういう特別な処置も再度お考えいただきまして、しかもまた、厚生部長からの答弁によりますと、時間がかかる場合もかなりあるわけでござります。そういう手続の面におきましても、できれば総合的な手続体制、一本化というものを検討していただきたい、こうふうふうに私は要望をしておきたいと思ひます。

それから第三問につきましては、保健所を中心にやられるところでございますが、保健所が現在、先ほども申されました保健姉妹といふんですか、保健姉妹さんが九名あるのは十名ということで、とても県内だけのことと手一ぱいであると、四日市はやはり何といつても二十万を越えている都市であるから、市としても十名程度は最低必要なんだというようなことも聞いております。また、この県の保健所といいたしましても、この乳幼児、あるいはその他の問題につきましてかなり積極的に跡跡調査などもやられてゐるようでございますが、あるいは統計をとるにいたしましたでも、たいへんな努力をしてゐるようだござりますが、したがいまして、この保健姉妹の増員、あるいは公害対策課でやはり独自で担当して進めることが私は最も大切であると、このように思ひますし、あるいはまた、現在八百数十名の公害認定患者の医療費の問題、あるいは手当の問題等もやつておるわけでござりますが、職員といいたしましても、電話がかかるけれど出かけるときが多くて、そういう職員の定数が不足しているという面も私は絶えず行って承知してゐるわけでござります。そういう面も含めまして、この医療係といふか、医療体制とこうものを十分整えて、そして公害患者の救済にぜひ対処していただきたいとふうに思ひます。

それから検診車の問題、健康問題でございますが、一昨日の新聞だと思ひますが、四日市の民生委員が生活環境の調査の中で発表してゐることは、非汚染地域の中にも被害があるということを発表いたしております。あるいはそういう患者や、あるいは公害の苦情を訴えているという数字もかなり上がつております。こうふうことから考えましても、どうか保健所にあるからまかしておくところでなくて、あくまでも市民はわが家族であるというような考え方方に立ちまして、この検診車に対しても、あるいは住民検診の充実をはかつてですね、みんな楽しんで健康でしかも市長が出されております緑と太陽というようなことは非常に明るくてけつこうでござりますが、そういう生活環境を営むうえにおきましても、この健康管理に十分努力をしていただきたいと、こうふうふうに思ひます。

休耕田の活用の問題につきましては、公共施設の場合、買収をしてやるとかいうようなことも答えにはございませんでしたが、できる限りそういう面につきまして、活用できるものは多じにやつていただきたい、たとえば公園などにおきましては、四日市は国の指定されております分の約二分の一に相当する分しか公園敷地としてはないよう私は記憶しておるわけでござります。そういう面から考えましても、遊園地あるいはそういう緑化の推進など、公共施設も不足してゐる当市でござりますので、そういう面も含んで考えていただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

公害の問題につきましては、たくさん例をあげたわけでござりますが、何といたしましても公害を解決し、なお一そう発生源の対策に努力していただきたいといふうに思ひますが、光化学スモッグの点につきましては、公害地域にあります各小学校には若干の設備があるよう思ひますが、この光化学スモッグはどこで起きるかわからないわけでござります。しかも昨年度はかなり大ぜいの方が被害を受けておるわけでございまして、やはり一ヵ所あればいいと、手洗いするところ、足を洗うところにあればいいとふうなことでなくて、すぐ洗顔ができるそしてそこでうが

じもでき、完備していくとどうような体制を整えていただきたい、これはできればこの夏に起きやすい状況でもござりますので、それまでに体制ができたらお願ひしたいと、このように思います。

それから最後の P C B の問題でございますが、これはすでに焼却炉は建設されてるというように私は聞いてるわけでございますが、まだ完成していないかどうか、それはわかりませんが、できる限り早くこういう安全確認をしていただくとともに、この先ほど申し上げましたが、部長は答えておりませんけれども、生産停止以後なお製品が七月ごろまで販売されるというようなことにつきましても十分検討していただきまして、市民が安心して生活できる体制を整えていただきたいことを特に要望いたしまして終わりたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午後五時五十三分休憩

午後六時四十五分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 通告の二問について、質問いたします。

第一は、補助金と審議委員会の設置についてでござりますが、これは、市長の答弁をお願いいたします。

現在、地方自治体で行なわれている補助金の支出について、特に、公益上の必要性と、また、補助金等の支給については、もちろん明瞭でなければならぬし、地方自治体の補助金の制度が実施されることは、住民の願うところです。目的としては、法令に基づかない補助金、負担金、その他これらに類するもの以下を補助金としまして、支出の適正をはからって、市財政の健全化と業績の運営の合理化を期するために、補助金の審議委員会を設けて、組織及び運営について定めてはどうかと思うのであります。この委員会は、あくまでも市長の諮問に応じると、で、補助金等については、特に、公益上の必要性。二つ目は、対象団体の適当であるかどうか。三つ目は、その他の必要な事項について、審査、審議して、その結果を答申すると、こうしようとでござりますが、大体、委員会は九名ないし十名で、学識経験者も入れて市長が委嘱すると、それから、任期は一年ぐらいが適当ではないかと思うのであります。それで、もちろん会長、副会長を一名ずつ置いて、委員の互選にしてはどうかと思うのであります。それから、委員の場合、自己の直接の利害の関係のある場合も出てくると思うのですが、こういう場合は規定を設けてもいいじ。ないかと、もちろん、これは、総務部に所属することでありましょうが、これらを、特別設置することにおいて、相当の成果を見ることができるのではないかと思われるのですが、ここで、市長にほかにええ案でもありましたら、ご意見をお伺いしたいのであります。

第二問は、教育問題でありますが、これは水沢、三鈴中学の合併について、二点ほど教育長に質問いたします。三鈴中学の合併後の使用、利用については、議会においても、市長の答弁において理解しております。で、水沢中学の場合に、合併したあと地の利用は、どのような計画をされてるのか。

もう一つは、特に、現在茶園として耕作している土地が相当あるのですが、その処置はどうしていくのか、それを

お伺いいたします。

次には、合併することによって、教育の成果は相当あがると、これも詳しく述べて聞いております。

それから、また教師との関係、特に兼務の先生の問題点もこれも説明を受けておりますし、三番目のクラブ活動等の面にも、少数では効果があがらないという、いろいろの問題の説明を受けて理解しておりますが、ここで私がお伺いしたいのは、将来の展望に立ったとき、先ほども、青山議員の質問にも出ておりましたが、ミルク道路もできる、それから、市長も道路の開発を願つておる。それから、また聞くところによりますと、国道があの線を通るやにも聞いておりますが、これは、間接的でござりますけれども、そういういろいろなことを聞いておりますし、また、昨日の後藤寛治議員の質問で、助役から三十五万の都市の話も出ておりました。

また、先般来札幌市を視察に行きましたときに、札幌市では、五名という中学があるそうでござります。これは合併することもどうにもできないと、これは特殊な地域といったしましても、三重県においても、一志郡美杉村では、この統合には相当苦労しておるわけでござります。

また、山口県の美弥市では、小学校の合併等に力を尽しておますが、それらの土地は、当然合併すべきだと考えられるわけですが、四日市市の合併は、その趣を異にしておると思うのでござります。将来発展する四日市に、中学校一校をなくするということは、私は、時代に逆行するものであると思うのであります。合併しても、将来、人員増において、また、分校をつくればよいという、このすてばちな考え方を捨てていただきて、教育百年の大計に基づいての教育長の考え方を私はお聞きしたいのであります。この水沢のあと地の利用と将来の展望に立つての合併と、うことを、教育長の所信のほどをお願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 補助金等審議委員会の設置についてのご質問にお答えいたします。

いろいろご意見を拝聴いたしましたが、補助金と申すべきものは、本来からいえば、行政上、予算措置をされて、処理さるべきものであると思ひますけれども、予算によつては、特に、四日市市のような市町村行政等においては、農林関係の予算、あるいは商工関係の予算、体育関係等における予算というような部面におきましては、予算措置ができるようない、しくじるようなものがたくさんござります。

また、国の行政においても、農林省予算等は、ほとんどが補助金行政であるといわれておりますが、そういう面から、補助金を論じて、負担金と、これまた同様に扱うこととはできないのではないかというように考えます。

負担金というようなものは、大体、国あるいは県等の公共事業に伴うところの地元負担金という形であらわれてまいりますし、補助金と申すべきものは、大体が、たゞいま申し上げた農林関係あるいは商工関係、体育関係等の行政上の裁量として、処理されておるわけでございまして、いざれの補助金も、いざれも議会の審議を賜わり、また、監査委員によるところの監査を受けておるわけでございまして、私は、現在の補助金制度のあり方といふものは、それは公益上から見て、あるいはまた妥当性から見てどうかという点につきましては、いろいろご意見があらうかと思ひますけれども、私は、公益上から見ても、また、一般的な妥当性から見ても、その的はずれな、あるいはまた、むだが多いというようには考えておらない次第でございまして、補助金等の審議委員会を置くことにつきましては、いささか疑問を感じておりますが、さらに、補助金等の適正化については、十分努力いたしたいと、さように思ひます。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） お答えいたします。

お尋ねの第一点、水沢中学校のあと地の問題でござりますが、かねてから、地元からもご要望があるのでござりますが、あと地は公共用地として活用していきたい。茶園の土地のことなどござりますが、これも、学校用地である限り、一括して将来の公共用地として利用していきたい、こう存じております。

第二点の、統合した中学校の将来の展望の問題でござりますが、現在、水沢中学の生徒百五十一名でござまして、五学級に編成しておりますし、三鈴中学のほうは、二百三十二名でござまして、これを八学級に編成しておるのでござります。今日のままで統合いたしますと、それが十学級になる、そういうようなことでございまして、この四市の西南部地域の開発につきましては、いろいろ論議されておるのでござりますけれども、遠い将来のことは知らず、ここ十年ぐらいの見通しにおきましては、あの地域に、相当生徒数がふえましても、今日の十学級から、まだ規模としては少ない程度でござりますので、十分一つの中学校として、収容できる余地を持つておると、こういうふうに思つておるのでござります。

簡単でござりますが、ご答弁といたします。

○議長（服部昌弘君） 松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 補助金という問題につきましては、本年三月の議会におきまして、教育民生委員会において、この補助金の問題で、相当問題になつたわけでござります。それで、まだ、執行停止というような感じになつておりますが、これが、もう少し出てくる前に、審議委員会等で審議されておつたならば、こういう道もなかつただらうという感じも受けます。

それから、教育費用の場合でも、この補助金ということが、非常に効果を発してきますので、市長の意のほどをお聞きしましたが、よくこれは検討していただきたいと思います。
それから、教育問題につきましては、話はかわりますが、市長は、いつもこの庁舎の前の七十メートル道路をほめております。なるほど、私も誇りとしております。この七十メートル道路は、いまの九鬼市長がつくったんでもなければ、私は計画したんじゃないと思ひます。何年かあとにおいて、どれだけ皆に喜ばれていくかと思うときに、その当時の政治に携わった先輩諸氏の功績を、私は認めたいのでござります。政治というのは、後日に残つていきましたのでござりますから、そういう点をわきまえて、とつていただきたい。教育の大綱を間違わぬようにしていただきたいというが、私のお願ひでござります。

ちょうど時間でありますので、申しわけありませんが、意見を述べて終わりたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 以上で、一般質問は終了いたしました。

日程第二 議案第五十三号昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）なし

日程第二十五 議案第七十六号工事請負契約の締結について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二、議案第五十三号

昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）なし 日程第二十五、議案第七十六号 工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

○山本 勝君 議案六十号と六十九号について質問いたします。

まず、議案六十号の四日市市民ホール条例の一部改正の中で、旧庁舎を市民センターとして使用する場合の使用料が、ここに出されているわけですが、この新しい庁舎が計画される当時から、旧庁舎の活用について、いろいろな角度から論議されてきたところです。せっかくの鉄筋の建造物を取りこわして、駐車場なり、あるいは公園に、こういう話もあったわけですが、一応市民ホールの付属施設として、市民センターという名称のもとに、市民に開放する、こういうことに相なってきたわけですが、私が当初から予想しておりましたのは、この十一階の新しい新庁舎と比較して、旧庁舎を市民に開放する場合には、当然といいますか、市民の要望にこたえて、市民が気軽に無料で利用できる、そういう施設にされるだろうと、こういうふうに私らとしては理解しておったわけですが、すし、旧庁舎のその後の活用の方法等について、昨年九月の議会にも、四日市の文化団体連絡協議会という団体の名で、議会にも陳情されて、広く開放するような、その内容を議会としても、採択いたしておったわけですが、今回、この議案を見てまいりますと、有料、こういう形になっています。そこで、ここに提案をされております使用料について、質問をいたすわけですが、直観的にこの内容を見てまいりますと、たとえば、午前九時から正午まで三時間です。午後一時から四時三〇分まで、二階の展示室の第一行目の店使用料を見てみると、時間帯が変わつても、使用する時間が変わつても料金が同じである。こういうような、非常に失礼な言い方かもわかりませんが、安易に数字を並べてきましたが、こういう料金体系にも実はなっておりまつし、冒頭申し上げましたように、どうして無料に、あるいは、少なくともこの市民センターを維持管理する実費程度にまで、この使用料を抑えなかつたのか

ということを、私は即きたいわけあります。それと同時に、ここに提案されておりますこの使用料金を、どこを基準にして提案されたのか、ひとつご説明をお願いしたいと思います。

次に、議案六十九号の市道路線の認定であります、この中で、一番身近な問題を取り上げて、質問申し上げたほうがわかりやすいと思いますので、提案されております路線二つにしほって、質問いたしたいと思います。

じまから四年ほど前だったと思いますが、今回提案されております四日市閔ヶ原線の一部は、具体的に申し上げますと、三重小学校の前から西坂部町の江田神社の西まで、四年ほど前に、市道に認定されたわけです。その当時の議事録を調べてもらえばはつきりするわけですが、私は、その当時、市道に認定する場合の条件として、せっかく県から市のはうに道路を移管される場合に、いわゆる何といいますか、県から市のはうに道路を嫁入りさせてもらう場合には、ひとつお化粧もして、きれいに着飾つたその形で市のほうは受け入れたらどうなのか、お嫁さんにもらつたらどうなのか、こういうことを申し上げて、ご注文を申し上げたはずであります。ところが、今回、また同じような、同じようなというよりも、同じ四日市閔ヶ原線の一部が、市道に認定されようとしております。ところが、現地をご存じの方もおらうと思いますが、県道とはいひながらも、道路らしい道路ではございません。特に、海蔵川の改修計画と関連いたしまして、私は、ここに海蔵川改良工事の平面図を持ってるんですが、今度認定されようとしておりますこの県道、旧県道の四日市閔ヶ原線のほとんどの部分が、海蔵川の改良によって、堤防にならうとしていることです。この改良工事のこの平面図は、おそらく変更にならぬといふうに私は思うわけでありますし、すでに、県の段階で、こういう設計がされておるのに、市道に認定した場合、どういう利害が発生するのかということについて、私はちょっとわからぬわけです。そちらあたりについて、市の土木のほうも、海蔵川改修にからん、海蔵改修の計画など等についても、十分ご存じであろうと思いますので、どういうお考え方になつて、県のほうから市道に受け入

れようとされておりますか、お尋ねいたしたいと思ひますし、さらには小牧小杉線、いわゆる中倉橋から山之一色の坊ノ山橋まで、県道を市道に移管をしよう、こういう内容になつておりますが、一般質問の中でも、多くの方が災害の問題で、ご質問されまして、昨年の集中豪雨等によりまして、また、つい先日の八十一ミリの雨量によつて、さらに、小牧小杉線のすぐそばを流れる部田川がいたんであります。完全に復旧されないままに、これを市道として受け入れる、こういう内容になつてくるだらうと思ひます。したがいまして、四年前に、私が申し上げましたことと関係して、どのようなお考え方をもつて、あるのはどのような話し合いを、県との間にされて、今回の提案になつてきたのかをですね、ご説明願いたいと思ひます。まず、第一回であります。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼昌久男君）登壇〕

○市長（九鬼昌久男君） 第一点の、旧庁舎の使用料につきまして、ご説明申し上げます。

旧庁舎が無料であるというように考えておつたということでございまして、ちなみに、類似の事務所等、あるいは会館等の比較を簡単に申し上げますと、中央緑地の場合、午前中、六人の部屋で二百円、三十五人の部屋で五百円、労働福祉会館の場合二十人で三百円、三十人で五百円、商工会議所、大体二十人の部屋で二千五百円から三千五百円、いろいろあります三千五百円ぐらい、農協会館小室で、千五百円から二千五百円、三重県農協会館で同じく二千円から三千円、午前中と申しましても、これは、九時から十二時でござりますけれども、旧庁舎の場合は、九時から十二時半でございまして、二階で二十五人で五百円、三階、八人で三百円、同じく三階三十人で五百円、夜間は、大体いすれのところも一倍でござりますけれども、旧庁舎の場合は、昼間と同じ据え置き、全日の場合は、中央緑地等、ほとんどのところが三倍でござりますけれども、旧庁舎の場合は、二倍であるということで、これらの料金につきましては、企画を中心といたしまして、管財、人事、調達契約、総務等が十分審議をいたしましたわけでございますが、管理維持費等消耗品あるいは掃除、電気代等を考えますと、私は、実費で計算すれば、これよりさらに高くなるんではないかというようになります。したがいまして、こういう料金で、ぜひとも出発さしていただきたいと、さように考へておるわけでござりますので、どうかぜひとも、この料金案にご賛成を賜りますように、お願ひ申し上げる次第でござります。

なお、われわれといたしましては、少なくとも六ヶ月ぐらい使用してみて、なるほど、これは矛盾しておるという点がございましたならば、変更することにやぶさかではございません。重ねて、お願ひ申し上げる次第でござります。

○議長（服部昌弘君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 申しわけございません。市長に渡しました資料には、十二時三十分となつておりました
が、議案どおり、十二時でござりますので、つつしんで訂正さしていただきます。

○議長（服部昌弘君） 土木次長

〔土木次長（杉本義広君）登壇〕

○土木次長（杉本義広君） 議案六十九号の二点につきまして、ご説明さしていただきます。

西坂部大沢線でござりますが、これは県道四日市関ヶ原線でござります。

それから、中倉橋山之一色線、これは小牧小杉線でござります。いざれも、道路改良によりまして、新しく道路が供用開始され、また、されるような時点にまつておりまして、県のほうから、本年の三月十四日付をもちまして、

市長に対して、道路移管の意向をただしてまいりました。それで、私のほうは、よくこの二点につきまして、調査いたしまして、先ほどご質疑のありました、持参金付でもらえと、花嫁の支度を十分してもらえたというなど意見も前にもお聞きしておりましたので、十分欠陥点を調査いたしまして、悪いところは一応直し、また、四十七年度におきましても、予算計上をしてくるような状態でございます。そういうことでございまして、西坂部大沢線の河川改修との重複の点でござりますけれども、これは一応道路法の十条で、都道府県知事が供用を開始した場合には、市町村長が要らないということになりますと、大蔵省の普通財産に切りかえられるということをございまして、われわれといたしましては、道路の公共性を重んじまして、ぜひとも市道として移管を受けたいということで、ご提案申し上げておるわけなんでござります。

それから、この河川の重複関係につきましては、一応右岸堤防におきまして、一部重複するということを承っていわけなんでござりますが、これにつきましては、河川の管理道路、あるいはまた、隣接地のための道路ということでも必要でござりますので、一応道路認定をしておく必要があるというふうに考えております。

それから、中倉橋山之一色線につきましての災害の件でござますが、これは、従前にも、四日市土山線の移管の場合にもあつたわけなんでござますが、四十五年災の大災害を受けまして、これの復旧が完了するまで、一応認定はするが引き継がないという条件を県と結び合つて、ようやく完了して引き継いだという実例もござりますのでござります。

以上でござります。

○議長（服部昌弘君） 山本 勝君

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 議案六十号の関係で強く要望し、そのあとは、関係の委員会で十分にご審議をして、正しく条例改正をしていただきますようにお願いしたいと思います。私のことは足らずだったかもわかりませんが、いま、市長のほうから、他の同様施設等の利用料金等を出されまして、説明がされまして、私の言いたかったのは、そういうこともありますけれども、先ほどもちょっと触れましたが、この十一階の建物に対する市民感情というのを、私たちは、建設される当時から、相当強くじつてまいりたはずでありますし、このことについては、議員の皆さん方の中にも、同調される方が非常に多いわけであります。したがいまして、旧庁舎を利用する場合には、この十一階の新庁舎に対する感情的な問題もありますので、はつきり申し上げれば、そこらあたりは、政治的配慮をもつて、この使用料をきめていただければ、一番よかつたんではないか、こうじうことを言いたかつたわけであります。したがいまして、そういう意味合いのことも含めまして、関係常任委員会の中で、慎重に審議をしていただきますように、重ねてお願いをいたします。

統じて、六十九号の関係でありますか、いろいろ表ばかりの話じゃなくって、裏話も相当ある道路でござります。こうじう席上で申し上げるのは何だと思いますが、まず、小牧小杉線につきましては、現在、すでに県の手で舗装がされている部分がござります。いわゆる県道尾平垂坂東富田線から坊ノ山橋に至るまでは、舗装が実はされているわけであります。この舗装された事実につきましても、いわく因縁つきで舗装されております。県道尾平垂坂東富田線以東につくても、舗装をするということを、県の土木がある要職にある方とお約束したんですが、たまたま不幸にか、その要職にあつた方が、しまその席についておられないわけです。もつとはつきり申し上げればいいんですが、お名前が出ると差しつかえがござりますので、これ以上申し上げませんが、そういうような事実もありますし、昨年の災害によりまして、いま申し上げました県道尾平垂坂東富田線から、坊ノ山橋の間の路側の復旧については、

県道と zwar ことを理由に、県が災害復旧を担当しておつたわけです。それから、尾平東富田線以東については、市のはうが、河川管理という立場で、災害復旧をしておつた、こういうようないろいろ入り組んだ事情があります。しかし、今度これを市道に認定するということありますと、すべて市がやらなきゃならぬ。こうじうことになりますし、ここに流れております部田川は、いわゆる坂部団地を筆頭にして、その奥にできました大沢田の住宅地等から流れてくる雨水がこの部田川を全部流れて、それと並行して走る小牧小杉線の道路に、大きな被害を与えておるわけでありますので、これらの復旧について、化粧をしてお嫁にいただきたいわけありますけれども、どうしてもそれができなければ、これは早急に災害対策ということも含めて工事をお願いしたいと思ひます。毎回言つてることでありますか、これも重ねてお願いしておきます。

それから、四日市閑ヶ原線の一部の問題につきましては、県、三重の基盤整備事業との関連等もあリまして、海蔵川改修の問題が、非常に大きな話題になつてきております。で、現に、基盤整備事業の中で、地元が、この海蔵改修の用地買収について、基盤整備から余つてしまひました余剰地を買い上げてくれ、こういうことを強く申し上げておつたわけですが、寄付のような形で取り上げられてしまつた、こういうところもありますし、今回認定をされようとしておりますこの旧県道筋にも未買収といいますか、基盤整備とは関係なしに、海蔵改修のために残した個人の所有地がいまだに残つてゐるわけです。そういう問題がからんでまいりますので、私が、先ほど、いま海蔵川の改修の問題とからんで、あとで市道に認定しておいて、しまつたというようなことのないようだけはお願いしたい。市道に認定しておいてよかつたんだと、こういう結果が出るよう、ぜひともお願いしたいわけあります。そのことも、ここでこまかく申し上げておつては、時間がございませんので、担当委員会のほうで、それらの事情についても、十分ひとつご調査を願つたうえで、認定していただきますように、お願いしたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 いづれ委員会に付託になりますから、そこで、十分検討したいと思ひますけれども、委員会以外の方のご指摘もあり、なお、また公印建設という新しい形式がござりますので、簡単にご質問申し上げます。

議案六十四号で、小学校の土地取得が有料になつておりますことはわかりますが、保育所の建設用地は、これは、無料の借地であるのか、あるいは無償でもらつたのか、こういったことも、一応尋ねておきたいと思ひます。

それから、もし無償であつた場合に、なぜ小学校は有料なのかと、この疑問をだしておきたい。

それから、六十五号に関係して、ここに建てる保育所は、出ておりますように、コンクリート造、二階建て一部平屋でございます。これは、一平米五万一千円になります。

それから、小学校のほうは、三階建てで、コンクリート造で一平米四万六千円、こうなつております。

なぜ、小学校のほうが、一平米五千円も高いのかと、こういう疑問を持たれましたので、建設部長にお伺いいたしますと、内容が違うからと、こうじうご説明がござりますけれども、私たち、設計図持つておりますから、それがどうかわかりませんので、一応ここでご説明いただきたい。以上です。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 保育所の土地が、無償でもらつたのかどうかと zwar ことにつきまして、お答えさしていただきたいと思ひます。

無償で借り受けたところでございまして、それはどうじうことかと申しますと、昭和四十年三月五日付で、日本住宅公団の総裁から公団の各出張所長あてに、こうじう公団所有地に、保育所施設を建設し、地方公共団体に譲渡（用地は無償貸付）する場合の取り扱いについてとじう通達がまじつておる中で、こうじうことをうたつておるわけでござりますが、公団所有地のうち、公的施設用地（公団賃貸住宅住居者を対象とする公的施設、たとえば郵便局とか警察署、次に、一つ書いてあるんですが、ちょっと資料が不明でござりますので申し上げられませんが、市町村出張所など）一部を無償貸し付けることにより、保育所の建設を容易にし、居住者のサービスを行なうという内容が織り込まれておるわけでございまして、これを受けまして、ご指摘の保育園の用地につきましては、ただいま申し上げましたような公的サービス用地の一部を、公団は市に無償貸与したと、こうじうことで相なるわけでござります。そういうことで、保育園のほうは、無償貸与を受けておると、こうじうことでござりますので、ご了承を願いたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 建設部長。

〔建設部長（滝 伝之助君）登壇〕

○建設部長（滝 伝之助君） 保育園のほうの坪数が少ないわりに高くつきますのは、保育園のほうにつきましては、給食室とか、あるいは保健室、それから更衣室、それからおとなの便所、子どもの便所、乳児室、そういうものが非常に入ってまじりますので、単価が非常に高くなります。

それから、小学校の教室の場合には、非常に安くつくんでござります。それから、その場合に、電気の工事が入つておるのと入つておらないの、あるいは、教室の上に、給水塔のあるなし、そういうことで、変わつてまじりますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案六十号に関連いたしまして、少しお尋ねしたいと思います。

この市民センターの問題につきましては、すでに、文化団体等からいろいろな要望が出されて、今議会にも、議長、市長に要望が出ておると思います。この市民センターの中で、いわゆる文化団体はじめ、市民の皆さんが必要してあります小ホールの利用と、小ホールをつくるという問題については、どうじうふうにお考えになつておるのか。また、冷暖房の設備、そういうものがどうなつておるかということについても、明らかにしていただきたいと思います。

先ほど料金の問題でお話がございましたけれども、市民センターに予定されておりますこの建物の内容といふものは、非常に音響効果とか部屋のいわゆる質の問題として、たいへんまずい面が多いのではないかと思ひます。そういう点を抜きにして、労働福祉会館等の料金と比較を、市長はなさつたわけですが、その部屋の質の問題を考えてまじらないと、市民センターの部屋代が、非常に高い部分が出てくるといふこともいえると思ひます。たとえば、

労働福祉会館第一会議室三十人でございますが、これが、午前中五百円、市民センターに予定されるこの三階の第五会議室は三十人で、やはり五百円ということになつております。旧来の庁舎は、たいへん音響効果が悪くて、会議などたゞへんしづらかったのでござります。そういう点なんかも考えますと、この料金は高過ぎるというふうにいえますし、それから、一ヵ所ぐらいは、市民が無料で自由に使用できる場所というものを、ぜひともつくつておくべきではないか。この新庁舎前にございました公会堂の日本間なんかは、一応無料で開放されておつたでござります。せつかくのこの旧庁舎の利用にあたつては、ぜひともこういう無料の場所を提供しておくという面で、あらためて配慮していただきたいというふうに考えます。その点のお考えをさらに伺いたいと思います。

さらに、この議案によりますと、どういう部屋になるのか明らかでございません。すべて会議室は洋間なのか。それとも日本間もあるのか。そういう点が明らかでございません。この日本間なんかがなすことには、市民の要望という点で、お茶ができたり、花ができたりするという、そういう便にならないのでござりますが、この点については、一体どのように改装なさるうとしているのかも明らかにしていただきたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪昌代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪昌代司君）

ご質疑の第一点だけ、お答えさしていただきます。

小ホールの問題でござりますが、先般もこの文化団体、二団体ござりますけれども、一団体の代表の方とも話し合ひしておつたんですが、小ホールに利用しようとする、十二月まで議場としてお使いいただきた議場しかないわけでございまして、これを、どんちゅうをつくり、それから、ステージをつくり、楽屋をつくりということになつた場合に、相当経費もかかるし、われわれとしては、じま苦慮しておるんだというようなことを申し上げたわけでござりますが、それはそれとしまして、現在、そういうじろじろなこともござりますので、この小ホールの改装については、どのような方法でやろうかと、一番経済効果をあげながら、しかも利用度の高いものは、どうすればいいかと、ちょっと見ると、簡単にできるようと思われるんでござりますが、じっくり考えてみると、非常にむずかしい問題も出てまいりますので、これについてはまだ結論を出しておりません。どのように改装するかどうか。とりあえず、われわれの段階で使用できるというのが、今回出てきたようなものでございまして、何ぶんにも、早急にやらなきゃいかぬというので、一番改装してやれる、早くできるところを、今回出させておつていただきような次第でござります。したがつて、小ホールの議場の活用問題につきましては、われわれも慎重にまだまだ、技術的にも検討も加えなきなりませんので、その辺ひとつ、ご理解いただきまして、ご了承いただきたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 使用料の問題、いろいろ議論いたしてしておりますが、じま、質の問題とじうご指摘もありますけれども、やはり、広く市民に利用していただくということから、面積等も十分に計算いたしましたうえで、他の施設などから見て、絶対に高くないという金額を出してあります。それで、この使用料によつて、経費を回収しようということではなくて、多くの方に利用していただくための、整理をするための整理料という考え方をいたしております。

それから、日本間の問題ですが、その前に、内容がどういうことになつてゐるのか明らかでないというご指摘もありますので、この機会に申し上げておきますと、きょうも出ましたように、消費者センターは、この六月五日から使

用開始しております。当面七月一日からご提案申し上げておりますのは、旧館の新しい部分として、旧館の本館部分は、職員その他の食堂を予定しておりますが、これは十一月一日をめどにいたしております。それから、職員用の売店とか理髪、これは八月ごろに使いたいと、残る、もとの税務部、それから旧議場、これは明年度以降に、いま市長公室長がご説明申し上げましたような考え方でいま検討いたしておりまして、多少の経費がかかるものとう見込みで、明年度以降にいたしたいと、で、三階の第三、第四会議室等を日本間に改装いたす、これも、明年度に考えたいところでございます。

冷暖房については、暖房は、昔、事務室で使っておりましたように、ガスストーブを依然として使いたいと、それから、旧議員控室にありました冷房装置はそのまま利用願うと、それから、他の部屋については、扇風機を提供するだきたいというふうに考えます。

○議長（服部昌弘君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 この市民センターの活用にあたりまして、職員の体制はどのようになるのか、お尋ねしたいと思います。

それから、最後に要望でございますが、四日市市いわゆる文化施設、センターとしての施設を、将来はどうするのかと、この点をせひとも委員会審議等の中で明らかにしていただきながら、この市民センターの位置づけもしていただきたいというふうに考えます。

○議長（服部昌弘君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君）

職員につきましては、適当な人をこれに配置をして、運営に支障のないようにしていただきたいと、このように考えております。

〔私語する者あり〕

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

議案第五十三号なし議案第七十六号を、関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表によりご了承をお願いいたします。

付託議案一覧表（その一）（昭和四十七年六月定例会）

○総務委員会

議案第五三号 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）

議案第五五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一

部改正について

議案第五六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

議案第五八号 四日市市税条例の一部改正について

議案第六〇号 四日市市民ホール条例の一部改正について

議案第六一號 四日市市消防本部に関する条例の廃止について
議案第六七號 町及び字の区域の変更について

議案第六八號 字の区域の変更について
議案第七〇號 工事請負契約の締結について

議案第七一號

議案第七二號

議案第七三號

議案第七四號

議案第七五號

議案第七六號

○教育民生委員会

議案第五七號 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第五九號 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

議案第六四號 土地の取得について

議案第六五號 保育所施設の譲り受けについて
議案第六六號 小学校施設の譲り受けについて

○産業水道委員会

議案第五四號 昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

○建設委員会

議案第六三號 土地の取得について
議案第六九號 市道路線の認定について

○日程第二十六 議案第七十七号工事請負契約の締結について、ないし

日程第三十 議案第八十一号昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について
○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二十六、議案第七十七号 工事請負契約の締結について、ないし日程第三十、議案第八十一号 昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第七十七号ないし議案第八十号は、いすれも建築工事の請負契約締結案でありまして、それそれ指名競争入札に付した結果、市立富田保育園改築工事については、金額三千九百二十万円をもって、市内浜旭町一番地、合資会社伊藤組に、市立桜小学校改築工事については、金額六千八百万円をもって、市内御園町一丁目八〇番地、三建工業株

式会社に、市立大池中学校改築工事については、金額七千五百万円をもって市内生糸町三二八番地、木下建設株式会社に、市立泊山小学校増築工事については、金額五千九百五十万円をもって、市内稻葉町一一番二七号、中日本建設株式会社に落札決定いたしましたので、これら業者との間に、工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第八十一号は、本市職員に支給する期末手当の特別措置についての条例案でありますと、給与条例において、期末手当の支給率を定めておりますが、諸般の事情を勘案のうえ、増額分として、基本給月額百分の十五に一律四千円を加えた額、ただし、その合計額が一万円に満たないものについては、一万円を在職期間及び勤務成績に応じて支給しようとするものであります。

よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますように、お願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第七十七号について、お尋ねしたいと思います。

参考資料の中で、工事概要の説明がござります。その中に、改築されます富田保育園の建物の中に、乳児室、調乳室を建設するというふうになつております。この乳児室、調乳室を建設することによって、この富田保育園が完成後には、乳児保育を実施するのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） お答えさせていただきます。

さきの議会で、乳児専門の保育所の建設に用地のことにつきまして、おはかりを申し上げて、ご決議をいただいておるわけでございますが、この富田保育園のでききす時点では、少なくとも二歳未満児である一歳児を検討していくこと、このように考えております。

○議長（服部昌弘君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 この問題につきましては、前から問題にしてきたわけでござりますけれども、ゼロ歳児、一歳児を実際にあづからぬのに、いわゆる認可基準に基づいて、その条件を形式的に満たすために、こうじう建築をしたり、あるいは書類をこまかすということが行なわれてきておるわけですけれども、ゼロ歳児も含めた乳児の保育という点を、中央に一ヵ所つくるというだけではなくて、既設の保育園で、地域との保育園で実施をするといふうに、ぜひとも一步進めていただきたいというふうに考えます。この点について、総務委員会でも、一そく論議を深めていただきますようお願いを申し上げたいと思します。

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

議案第七十七号ないし議案第八十一号を総務委員会に付託いたします。

付託議案一覧表 (その二) (昭和四十七年六月定例会)

○総務委員会

議案第七十七号 工事請負契約の締結について

議案第八一号 昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

次に、本日までに受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配布いたしました文書表のとおりであります。それぞれ、一覧表記載の関係常任委員会に付託いたします。

請願	受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第一〇号	四七、六、一一	人間環境の浄化について	四日市市北河原田町一〇九 前田忠吉 ほか一、七五〇名連署	四日市市川島町七四五 市立三滝中学校校舎建築 促進委員会会长 田中卯吉 ほか一八名連署	高井三夫 山中忠一 小林喜一 川村茂潔夫	総務
		桜町地区浸水家屋解消について	四日市市智積町六七四 四日市市桜地区連合 自治会長 伊藤一雄 ほか二五名連署	四日市市磯津南町 二八二四 磯津南町自治会長 石田季樹 ほか一、三三五名連署	粉川 小林忠茂 福田香史 建	教育民生

陳情	第一号	一二号	一二号	一二号
第七号	受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名
第六号	四七、六、一三	市道(寺方地内)拡幅について	四日市市寺方町八六 寺方町第一区自治会長 森寺一男	四日市市寺方町八六 寺方町第一区自治会長 森寺一男
県立理科センター施設の利用について				
四日市市冒栄町一一の八				
水谷春三				
教育民生	建	設	建	設

第八号	四セ、六、一一	固定資産税減免について	四日市市午起三丁目十三番十二号
第九号	"	幼稚園設置等の適正配置について	四日市市千代田町四四五
第一〇号	"	市立武道館建設について	四日市市鹿間町一丁目
		四日市市体育協会会長	四日市市私立幼稚園協会会長
		土 田 為佐務	山 川 茂 松
		ほか二名連署	泰 泰
		教育民生	教育民生

第一三号	四セ、六、一三	近鉄駅設置について	四日市市昭町一丁目三番一三三号
		ほか一〇九名連署	溝 口 実
		総 務	

○議長(股部昌弘君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
次回は、来たる十九日午前十時から会議を開きます。
本日は、これをもって散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

午後七時五十四分散会

四
日
市
市
議
會

四日市市議會定例會會議錄（第四号）

昭和四十七年六月十九日

○議事日程 第四号

昭和四十七年六月十九日（月）午前十時開議

- 第一 議案第五三号 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算
(第一号) • • • • • • • • • 委員長報告 • 質疑、討議、議決
- 第二 議案第五五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について • • • • •
- 第三 議案第五六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について • • • • • • •
- 第四 議案第五七号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について • • • • •
- 第五 議案第五八号 四日市市税条例の一部改正について • • • •
- 第六 議案第五九号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について • • • • • • •
- 第七 議案第六一号 四日市市消防本部に関する条例の廃止について • • • • • • •
- 第八 議案第六二号 四日市市簡易水道条例の一部改正について • • •
- 第九 議案第六三号 土地の取得について • • • • • • •

○今日の会議に付した事件

日程第一
一 議案第五三号 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）

四日市市民業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

日程第三
四
議案第五六号
四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
議案第五七号
四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第五	議案第五八号	四日市市税条例の一部改正について
日程第六	議案第五九号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について
日程第七	議案第六一号	四日市市消防本部に関する条例の廃止について
日程第八	議案第六二号	四日市市簡易水道条例の一部改正について
日程第九	議案第六三号	土地の取得について
日程第一〇	議案第六四号	土地の取得について
日程第一一	議案第六五号	保育所施設の譲り受けについて
日程第一二	議案第六六号	小学校施設の譲り受けについて
日程第一三	議案第六七号	町及び字の区域の変更について
日程第一四	議案第六八号	字の区域変更について
日程第一五	議案第六九号	市道路線の認定について
日程第一六	議案第七〇号	工事請負契約の締結について
日程第一七	議案第七一号	工事請負契約の締結について
日程第一八	議案第七二号	工事請負契約の締結について
日程第一九	議案第七三号	工事請負契約の締結について
日程第二〇	議案第七四号	工事請負契約の締結について
日程第二一	議案第七五号	工事請負契約の締結について
日程第二二	議案第七六号	工事請負契約の締結について
ついて		
日程第二三	議案第七七号	工事請負契約の締結について
日程第二四	議案第七八号	工事請負契約の締結について
日程第二五	議案第七九号	工事請負契約の締結について
日程第二六	議案第八〇号	工事請負契約の締結について
日程第二七	議案第八一号	昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について
日程第二八	議案第五四号	昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
日程第二九	議案第六〇号	四日市市民ホール条例の一部改正について
日程第三〇	議案第八二号	工事請負契約の締結について
日程第三一	発議第五号	農業委員会委員の推薦について
日程第三二	委員会報告第七号	陳情書審査結果報告
日程第三三	委員会報告第八号	陳情書審査結果報告
日程第三四	委員会報告第九号	請願書等審査結果報告

○出席議員（四十三名）

荒天青
木春山
武文峯
治雄男
君君君

安六松増藤福日早服長橋橋野生中出坪田
谷
垣平島山井田比川部川本本崎川島井井中
豊良英泰香義正昌鐸増建貞平隆妙政
治
勇司一一郎史平夫弘元蔵治芳蔵平博子一
君君君君君君君君君君君君君君君君君君

高志後後小小粉訓喜川小大岩伊伊伊小
多
井積藤藤林林林川霸野村川島田藤藤藤井
三政藤寬喜博哲也
大
四武久信太金道
夫一郎治夫次夫茂男等潔郎雄雄一郎一夫
君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

○欠席議員（一名）

○議事説明のため出席した者

次 消 防	次 水道事業管理者	病 院 事務長	次 教 育 委員長	副 建 下 土 土 環
長 長	長 長	長 長	長 長	収 設 水 木 木 境
山 倉	菊 平	村 佐 市 龍	伊 滝 天 杉 谷 園	副 入 部 部 部 部
北 谷	地 井	山 木 川 池	藤 野 本 沢 浦	役 長 長 長 長
徳	英 清	、	晃 一 清	小 荒 杉 阿 三 庄 加 岩 九
彰 助	也 三	了	涼 伝 助 義 文 和	西 木 本 南 輪 司 藤 野 鬼
君	君	君	之 一 助 春 広 男 己	忠 三 治 輝 喜 良 寛 見 喜 久
			精 郎 真	臣 郎 芳 彦 司 一 嗣 齊 男
			君	君 君 君 君 君 君 君

厚 產 税 總 市 收 助 助 市	高 吉 山 山 山
生 業 務 濟 公 入	橋 垣 本 中 口
部 部 部 部 室	力 照 忠 信
長 長 長 長 役 役 役 長	三 男 勝 一 生
小 荒 杉 阿 三 庄 加 岩 九	君 君 君 君 君 君 君

○出席事務局職員

事務局長	鶴野正和君
庶務課長	森利弘君
議事課長	川村得二君
議事係長	小林桂輔君
事務試補	坂崎大之丞君
事務試補	西口徹君

午前十時二分開議

○議長（服部昌弘君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、四十二名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第四号により取り進めたいと思ひますから、よろしくお願ひいたします。

なお、議事説明者中、水道局技術部長は欠席いたしますのでご了承を願います。

日程第一 議案第五十三号昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号） なし

日程第二十七 議案第八十一号昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（服部昌弘君） 日程第一、議案第五十三号昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、なし
日程第二十七 議案第八十一号昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について、を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。まず、総務委員長にお願いいたします。伊藤君。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいま議題となつております議案のうち、総務委員会に付託の各議案について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第五十三号昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算第一号についてであります。本案は、笠川団地内の保育所、小学校施設の譲り受け、及び朝明都市下水路新設改良工事、並びに四日市市開発公社の損失補償金等にかかる債務負担行為の追加補正であります。別段異議はありませんでした。

次に、議案第五十五号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について、及び議案第五十六号四日市市役所出張所設置条例の一部改正についてであります。これら二件は、桜台一丁目及び桜台二丁目の新町界の設定が、去る四月十八日から発効いたしたことにより、それぞれ条例の整理をしようとするものであります。別段異議はありませんでした。

次に、議案第五十八号四日市市税条例の一部改正についてであります。個人市民税において、心身障害者扶養共済制度の掛け金を、所得控除の対象に含めるなどの、地方税法の一部が改正されたことにより、所要の改正をしようとするものであります。別段異議はありませんでした。

次に、議案第六十一号四日市市消防本部に関する条例の廃止案は、消防組織法の趣旨に従つて、現行の条例に規定

されてゐる消防組織に關する規定を、四日市市消防職員任用規則（仮称）にゆだねるための所要の措置を講じようと/orするものであり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第六十七号町及び字の区域の変更について、並びに議案第六十八号字の区域の変更についてあります
が、これら二件は、西大鐘町及び大鐘町地内の町及び字の区域、並びに曾井町地内の字の区域について、それぞれ一部変更しようとするものであります。別段異議はありませんでした。

次に、議案第七十号ないし議案第八十号は、いずれも工事請負契約の締結案であります。各件とも別段異議はな
かつたのであります。工事請負契約の入札に參加する業者に対する指導の万全を期するよう要望いたしました次第であ
ります。

次に、議案第八十一号昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に關する条例の制定につ
てであります。本案は、諸般の事情を勘案して、本市職員に支給する期末手当について、特別の措置を講じようと
するものであります。別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託された各議案については、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であ
ります。

簡単ではありますが、これをもつて、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。増山君。

〔教育民生委員長（増山英一君）登壇〕

○教育民生委員長（増山英一君） 教育民生委員会に付託になりました議案第五十七号四日市市委員会の委員等の報
酬、及び費用弁償に関する条例の一部改正について、他四議案の委員会の審査の経過と結果について、ご報告を申し

上げます。

まず、議案第五十七号四日市市委員会の委員等の報酬、及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第五
十九号四日市市国民健康保険条例の一部改正について、並びに議案第六十四号土地の取得についての三議案について
は、別段異議なく承認いたしました。

議案第六十五号保育所施設の譲り受けについて、及び議案第六十六号小学校施設の譲り受けについては、笛川団地
における人口増に伴う保育所、及び小学校の建設を日本住宅公団が行ない、これを市が譲り受けるものであります。
別段異議はなかつたのであります。特に保育所建設に關連して、乳児保育をはじめ保育所の適正配置、公私立の格
差は正など、保育所のあり方について、今後抜本的に検討する必要があるとの意見がありました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の審査結果報告をいたします。

○議長（服部昌弘君） 次に、産業水道委員長にお願いいたします。生川君。

〔産業水道委員長（生川平蔵君）登壇〕

○産業水道委員長（生川平蔵君） 産業水道委員会に付託になりました議案第六十二号簡易水道条例の一部改正案は、
山城簡易水道の上水道への統合、並びに鹿間簡易水道の定額せんの廃止に伴う所要の改正であります。水道事業は
市民にひとしく平等に行なわれるよう、適正な行政指導を強く要請いたしまして、本案を原案どおり承認いたしました。

以上をもちまして、当委員会の審査報告といたします。

○議案（服部昌弘君） 次に、建設委員長にお願いいたします。喜多野君。

〔建設委員長（喜多野等君）登壇〕

○建設委員長（喜多野 等君） 建設委員会に付託になりました議案第六十三号土地の取得について、及び議案第六十九号市道路線の認定についての、二議案に対する当委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る十六日委員会を開催し、関係議案について慎重に審査いたしました結果、いずれも妥当なものと認め、原案どおり承認いたした次第であります。

以下、その経過の概要について申し上げます。

議案第六十三号土地の取得についてですが、これは、三重団地内において、本年度予定しております公営住宅七十戸分の建設用地を、財団法人四日市市開発公社から取得しようとするものであります。別段異議はありませんでした。

次に、議案第六十九号の市道路線の認定についてであります。これは、県道改築に伴い、旧県道を市道に認定しようとするものであります。これに対し、道路舗装はもとより橋の災害復旧もできないものを認定することはどうかとの意見があり、理事者から、市民の生活道路である関係上、代替道路ができたからといって廃止することは、生活道路としての機能を失うことになるので、認定する必要があるとの説明があつたのであります。当委員会としては、道路舗装及び橋の復旧工事費については、今後県と積極的に折衝するよう強く要望し、これを承認いたした次第でござります。

以上、簡単ではありますが、建設委員会の審査の結果報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

各委員長の報告に対しましてご質疑がありましたらご発言願います。 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第七十号から八十一号に対しまして、委員長報告に対しご質問申し上げたいと思います。

先ほど委員長報告の中で、入札参加業者への指導に万全を期するよう、要望されたのでござりますが、この入札の適正化という問題に関連いたしまして、お尋ねしたいと感じます。

一つは、談合とまでいかないにしても、話し合いでいうものが、入札に当たって、業者間で実際に行なわれているのかいないのか、その点を明確にしていただきたいと感じます。

それから、入札をした業者が、工事をいろいろ進めるに当たって、たくさんの下請業者を持つわけでござりますが、この下請業者に対する落札業者の選択の問題と関連いたしまして、やはり話し合いでいうようなものがあるのではないかと、そういう疑問が出てきております。私どものほうにも、この議会の前にも、二回にわたりまして電話が入つたりしております。こういう点について、その正確な事実を私どもはまだつかむに至っておりませんけれども、こういう点があるかないのかと、これを明らかにしていただきたいというふうに考えるわけですが、委員会のほうでは、どのようなその点についてのご審議がなされたか、お伺いをしたいと感じます。

次に、いわゆる公共事業の工事に伴う補償の問題でござりますけれども、たとえて申しますと、公共下水道の工事に伴いまして、いろいろな補償の問題が出てまいります。それらの費用が、この入札価額の中に正當に評価され、含められておるのかどうかと、こういう点について疑問をもつものでござります。どの範囲まで、それが含まれておるのか、一つの例を申し上げますと、橋北地区におきまして、下水道工事が行なわれたわけですけれども、長期にわたりて公共下水道工事をやるにあたって、交通の全面規制をやると。そこで八百屋さんとか、あるいは喫茶店とか、そういう事業を営んでおみえになる方は、お客様が全く来なくなると、こういう点での補償の問題が、今日までのところ何らなされてないわけです。これらの補償の問題が、何らかの形でなされなければ、解決されなければならぬと思

うわけでござります。なるほど、公共下水道で、みずからもその恩恵を受けるわけでござりますけれども、しかしその工事に伴う被害といつもの、ある部分は少ない、ある部分は非常に多いと、こういう現象は必ず伴うものでござります。非常に被害が集中しているところに対し、しかも、この工事を実際にやるにあたって、交通を全面規制しどうものは、当然今日はなされなければならない。がこういうものが含まれておるのかどうかと、いう点が明確でござりません。また、だれが補償すべきなのか明確でございません。

この点について、総務委員会において、どの程度審議になりましたか、お伺いを申し上げたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 伊藤君。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいまの小井君のご質問にお答えします。

まず、第一問につきましては、委員長報告にありましたように、総務委員会としては、理事者にただしたところ、そうした不正の事実をつかんでいない、談合はもちろん、話し合ひもいけないことであつて、委員長報告のとおり、理事者に十分指導するよう必要でした。

第二のお尋ねにつきましては、七十号から八十号までの請負工事についての承認について関連してお尋ねがあります。したが、この工事に伴う損害補償とか、そういう点につきまして、橋本建治議員から質問があり、理事者がそれについて詳細にお答えいたしておりますので、橋本建治議員について、この点は、委員会の進め方を十分お聞き取り願いたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 ただいまの委員長のお答えでは、理事者にただしたところ、不正の事実をつかんでいない、しかし理事者に十分要望したということでござります。私は、不正がある、ないというふうに申し上げておるんじやないんです。あえて委員長報告の中で、入札参加業者への指導に万全を期すように、要望なされたのでござりますし、この問題をめぐりまして、総務委員会で、かなりの論議がなされたように聞いております。そういう中で、実際の入札をめぐつて、業者間の話し合ひがあるのかないのか。また、落札をした業者が、下請業者を選定するに当たつて、いわゆる談合とまでもいかない話し合ひというようなものが、実際に行なわれているのかどうか、この点について、理事者からも、この際、明確にご答弁をいただきたいというふうに思ひます。

それから、二番目の工事に伴う補償の問題についてですけれども、橋本建治議員にもただしましても、ただしますといつよりも、委員長にお尋ねを申し上げておるわけでござりまして、委員会の審議の経過と、そしてもしそのなかがお尋ねをしたところが明らかでない場合には、理事者をして、ご答弁を願わさせていただきたいと思ひます。

〔私語する者多し〕

○議長（服部昌弘君） 伊藤君。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） 第一問については、委員会の状況はさつき答弁をしたとおり。

第二問につきましては、橋本建治議員が質問されて、その質問に対し、理事者をして答弁をさしてありますのでしかも、理事者も相当詳細に答弁しておりましたので、橋本建治議員にお尋ねくださることが、一番に私は適切であると考えるんです。

「私語する者多し」

○議長（服部昌弘君） お静かに願います。

「「休憩」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午前十時三十分休憩

午前十一時二十七分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。伊藤君。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） 先ほどの小井君のご質問に対し、総務委員会の状況を報告したんでござりますが、なお、その他それに関連して、理事者から、答弁をさしたいと思ひます。

第二問の点につきましては、委員会では、二十二条に規定された一般損害について、いろいろ理事者の詳細な説明があつたんあります、その他にも補償すべき事項があるであろうと思ひますので、これまた、理事者から、答弁をさせることにいたします。

○議長（服部昌弘君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 入札あるいは下請業者の選択の問題についての談合、あるいは話し合いでござることにつきまして、委員会で、たゞへんきびしきご指摘等があつたのでござますが、私も今まで事業担当部門におりまし

て、こうじつた指名入札等について、いろいろ配慮をしてまじりましたけれども、特にこの四月以来、直接担当者といたしまして調達契約課、あるいはそれぞれの担当部門ともいろいろ協議をいたしまして、公正な指名入札、契約等が行なえるよう検討をいたしております。ご指摘の談合、話し合いということにつきましては、そうじつた事実を理事者といたしましては確認いたしておりませんし、公正な入札を妨害するような事実はないものと信じております。それから、建設公害の問題につきましては、いま委員長のお話にありますように、契約約款の二十二条等についております第三者に及ぼした損害の補償の問題につきましては、約款に含まれるものについて、それ甲、いわゆる工事の当事者、あるいは発注者である市、それそれが処理に話し合いいたしたりして、当たつておりますが、それらに該当しないものについては、ケースバイケースで処理をするようにいたしております。

以上でござります。

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑もありませんので、これをもつて委員長の報告に対する質疑を終結いたします。おはかりいたします。これら二十七件につきましては、討論の通告もありませんので、直ちに採決を行ないたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

これより、議案第五十三号昭和四十七年度四日市一般会計補正予算（第一号）、ならし議案第八十一号昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する、期末手当の特例に関する条例の制定についての二十七議案を一括して採決

いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

これら二十七件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よつて議案第五十三号昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、なし議案第八十一号昭和四十七年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第二十八 議案第五十四号昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二八、議案第五十四号昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算を議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。生川君。

〔産業水道委員長（生川平蔵君） ただいま議題となつております、議案第五十四号昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算について産業水道委員会の審査の結果をご報告いたします。〕

本件は、給水条例の一部改正に基づく水道料金の減収見込額、及び山城簡易水道の上水道への統合に伴う給水料の増額等の経費が計上されており、別段異議なく、原案のとおり承認いたしました。

簡単ではありますが、当委員会の審査報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対しましてご質疑がありましたら、ご発言願います。

ご質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） 別段ご質疑もありませんので、これをもつて委員長の報告に対する質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第五十四号昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算に対する反対の立場から討論したいといたします。

この補正予算では、去る三月議会におきまして、水道料金の改定が行なわれました。この市長原案に対して、産業水道委員会の修正案が可決成立したわけでございますが、この成立によりまして、四十七年度に生じます千三百八十八万の給水料金減収を計上されたものでござります。三月議会におきまして、私どもは、この修正案に反対をいたしました。そして、私たち独自の立場から、修正案を提出させていただきました。なぜ、この、私どもが産業水道委員会の修正案に反対し、独自の修正案を提出したかと申しますと、産業水道委員会が修正された一定の意義を持ちながらも、しかし、今日提案されておりますように、四十七年度で千三百八十八万円、五十年度末までには、約七千万円の給水料金の減収になることが、すでに明らかになつておつたわけでござります。私どもは、大企業、大口需要者に不當に安くなつておる水道料金を正当に取ることによつて、そして、少なくとも私たちの修正案が示しましたとおり家庭用、中小商工業者の営業用、こういう方々のほとんどの方は、現行料金を据え置くことができるということ、そ

してまた、実際にその修正案によって、減収になるというような事態は生まれないんだという具体的な案を示して、提案をさせていただいたわけでございます。残念ながら、私どもの修正案は否決をされました。非常に残念であつたのでございます。今日、この産業水道委員会の修正案が通つたことに基づく、四十七年度の給水料金減収と、一千三百八十八万円、五十年度末に約七千万円という減収になつてくる。これがまた、五十年度以降に考えられております水道料金の再値上げ、大幅な再値上げの要因になる。あるいはまた、今日でさえ非常にご苦労になつていただいております水道局職員に対する合理化を一そく進行することになる、こういう点でどうてい認められないでござります。私どもが從来主張してまいりましたように、不當に低く抑えられておる大企業、大口需要者の料金を正當に取る問題を、もつと真剣に考えられるべきであり、それまた、当然市費から繰り入れられるべきお金、たとえて申しますと、消火せんの新設、維持管理費、こういふものも正當に組み入れられてない、そのほかにも、当然市費から繰り入れるべきお金というものがあるわけでござりますけれども、そういう面に対する積極的な施策がないまま、五十年度以降に考えられます再値上げの要因となるようなことを、私どもは認めていくわけにいかないといふふうに考えるのをございます。理事者におかれましては、今後、こういふこの給水料金減収を毎年毎年計上することのないよう、いま申し上げたような抜本的な解決策を、具体的におとりになるよう切に望みまして、終わりたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもつて討論を終結いたします。

これより議案の採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（服部昌弘君） 起立多数であります。よつて、議案第五十四号昭和四十七年度四日市市水道事業会計第一回補正予算は、可決されました。

日程第二十九 議案第六十号四日市市民ホール条例の一部改正について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二十九 議案第六十号四日市市民ホール条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。伊藤君。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいま議題となつております、議案第六十号四日市市民ホール条例の一部改正案につきまして、総務委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、市民センターといふ呼称のもとに、旧市庁舎を広く一般市民に開放しようとするものであります。市民に直接関係を有することからいたしまして、その審査にあたつては、旧市庁舎の整備状況を現地視察するなどして、慎重の上にも慎重を期したのであります。

さて、審査の概要であります。とくに旧市庁舎内の改装問題、使用料問題、及び管理運営体制などを中心に、長時間にわたつて、種々論議がかわされたのであります。理事者から、使用料については減免規定を設けるなどしてより利用しやすいものにするようつとめるとともに、気持ちよく利用していただくため、内装の整備なども順次充実させていきたい。

また、使用開始後六ヶ月を経た時点において、利用状況の実態を分析し、市民センターの使用料体系を点検して、より一そなその適正化につとめる旨の説明がなされたのであります。

これに對して、一部の委員から提案されていてる使用料については高すぎるとして、承認するわけにはいかないとの強い反対がありました、本案につきましては、当委員会は、前述の理事者の説明を了とするとともに、防音、日本間の配置がえ、赤電話の設置などにも意を用いられるより要望して、賛成大多数により、原案どおり承認いたしました次第であります。

以上、議案第六十号四日市市民ホール条例の一部改正についてに対する総務委員会の審査報告といいたします。

○議長（服部昌弘君） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対しましてご質疑がありましたらご発言願います。 山本勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 委員長にお尋ねいたします。

使用料金の問題について 種々委員会の中で審査されたこと、ご報告のとおりだと思はいますが、その中で、一点だけ明らかにしていただきたいと思うんです。

いわゆる減免規定を設けて、使用料の適正化といいますか、そういうことが報告されましたし、その次に、六ヶ月たった時点で再検討云々といふうに報告されました、この減免規定というのが、この六ヶ月後の再検討と同時に施行されるのか、減免規定は、その六ヶ月後の再検討とは別個に、使用開始と同時に内規でもつくるて実施をされるのか、その点をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 伊藤君。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいまお尋ねの点についてお答え申し上げます。

減免規定につきましては、委員会の最も関心を寄せておる点でございまして、理事者は、でき得る限り早期にこれを作成すると申しております。

以上であります。

○議長（服部昌弘君） 山本君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 委員会の内容につきましては、いま委員長の報告でよくわかったわけであります、その報告に基づいて、この場をお借りして、理事者のほうに要望したいわけですが、できるだけ早急に、いわゆる六ヶ月後の再検討とは別個に減免規定については定める、まあこういうことになろうと思います。したがいまして、旧庁舎の議案質疑の中でも出ましたが、防音装置などの関係、あるいは建物そのものが相当古くなつてきて、近代の建築様式からはずれているなどのことが指摘されまして、したがいまして、そういう立場に立つて減免規定、あるいは六ヶ月後の使用料の再検討というのを、当然この問題は総務委員会にも持ち出されまして、協議されることと思はますが、そういうようなことを含めまして、よりよい適正な使用料金というのをお願いをしたいと思はりますし、減免規定のつくった場合、適用範囲の問題があります。で、減免規定をつくつて、どの層にそれを当てはめようとされるのか、この点少し説明を願いたいわけですが、当初からいわれておりますが、一般市民が旧庁舎を利用する場合市長なども言っておられたように広く開放する、こういった表現がされていくわけでござりますから、いわゆる一般市民に向けての減免規定を早急につくつていただきたい、このように思うわけです。減免規定の適用範囲といいますか

内容については、委員会の中でもお話しがあれば、再度委員長からお答え願いたいと思いますが、なければ理事者のほうから、現時点で、減免規定をどの程度の内容に、あるいは範囲にしようとしておるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（服部昌弘君） 伊藤君。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） お答え申し上げます。

先ほどもお答えしたように、減免規定というのは、副委員長とともに強く要望をいたして、理事者にも取り急いで作成することを要望しておりますので、ご意思に沿えるのではないかと信じております。

減免規定には、私どもたいへん期待をいたしておりますので、理事者のほうにおかれては、どのような計画を持つておるか、答弁をお願いします。

○議長（服部昌弘君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） ただいまの減免規定の問題についてお答えを申し上げます。

この議会で、市民ホール条例の改正の議決をいたさりますと、委員会でもご説明申し上げておきましたが、現在あります市民ホールの施設規則の一部改正も行ないます。それからさらに、市民センターの運用につきまして、要綱を設けることにしております。いずれも、七月一日の条例と同時の施行を考えておるわけでございまして、減免の内容につきましては、従来、関係の課のほうで、いろいろ協議いたしておりますが、先般の総務委員会、正副委員長

と市長、助役との話し合いで、具体的にどのようないかで、減免の問題がはつきり出てまいりまして、この議会終了後、具体的に定めていくつもりをいたしております。

○議長（服部昌弘君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 お尋ねします。

料金が適正かどうかという点で、具体的にどのように検討されたのかという点で、いまの委員長の報告では、はなはだ不明な点が多いのでございます。この市民センター、それ自身として建設されたものでございませんし、旧庁舎の活用という点で、一定の限界があるといったとしても、非常に不十分な設備、不十分な改造という実態でございます。そういうその不備な設備に見合う料金かどうかという点で、大きな疑問があるのでござりますが、この点について、こまかに詳しく検討の内容を伺いたいというふうに思っています。

二点目は、他の施設との比較という点でどうかということです。たとえ申しますと、労働福祉会館は、労働組合が利用するときは、料金は五割減免されるのでございます。社会会館は、はるかに料金は低いのでございますが、社会教育関係団体は無料ということになつております。勤労青少年ホームは、市内の中小企業で働く二十五岁以下の方は、これまた無料ということになつております。ところがこれ以外に、自主的なサークルをこしられたり、いろいろな団体、こういったものがござります。わざわざ自由な市民が自由に使用する、安くほんとうに開放されると、こういった点では何らの恵まれた施設はないのでございます。いずれも、こういった方々は高い料金を払わなければなりません。労働組合の名前を使って、福祉会館を利用できない人たちがある。社会教育団体として指定されてないで、名前を使うことができないで、無料で利用させていただく施設はない。中小企業の二十五歳以下の方でないと、勤労青

少年ホームは無料で利用してもらえない。ほかに、自由な市民の人があるんですから、せっかく市民に開放するという場合に、ここに、せっかくくられる市民センターが、もつと安くなるようにと、こういうことにどれほど意が払われているかという点についてご検討になつたのかどうか、この点を伺いたいと思います。

それから、六ヶ月後利用状況を見て、一そり適正化をつとめるということをございますが、これは必ず値下げをするところの保障と受けとめていいのかどうか、この点があくまでもござります。したがいまして、私どもの橋本建治議員は、総務委員会において、ただ一人反対をさせていただいたわけでござりますけれども、この点が、一体委員会ではどのような心証を理事者から得られておるのか、こういう点お尋ねいたします。

さらに、減免規定について先ほど触れました自由な市民、どこの団体の名前も利用することができない、この方々も十分救われるような減免規定になつてはいるのかどうか。

それから最後に、時間の問題でございます。たいへんこまかくようで申しわけございませんが、労働会館、市民ホールも九時までを限度としながらも、一時間の延長を認めております。しかし、市民センターは九時までとくら形でそれ以降の使用延長を認めておりません。この点については、総務委員会で、どのような審議なされましたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 伊藤君。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） 小井君のご質問に対してもお答え申し上げます。

第一点の、料金が適正かどうかといふ点でござりますが、改造も不十分であるのに云々といふお説がございました。この点につきましては、理事者も非常な苦心を払つたといふ経緯を報告されました。四つの課の関係者が、再三、い

わゆる各所の状況を調査して制定したといわれましたが、この点につきまして、なお理事者のほうに、この料金制定についての何か手順がありましたら、私のあとでご発言を願いたいと思います。

第二番目の、ほかの施設との比較、ことに先ほども、労働福祉会館は五割引きであるなどのご説明がありました。私どもは、このすべてが充足されるかどうかといふ点にはわかりませんが、減免規定により、相当この点が救われるのではないかと思っておるわけであります。

第三番の、六ヶ月後値下げをするといふ点でござりますが、これは六ヶ月までの使用の状況を分析して、よくその料金の適正であるように勘案すると、まあ上がるといふことはないでしょうが、下がるということもあり得るということでありました。

四番目の、減免規定によって、自由な市民といわれますか、その点が救われるであろうかと、こういふようなお尋ねであったと思いますが、その点についても、この規定の中に考えられるのではないかと、これは別に委員会で論議がされたのではございませんが、減免規定に期待をもつておる次第であります。

五番の、時間九時といふが、一時間の延長をほかの施設で認めておるとくら点については、委員会では、全然その議論も、話し合いもなかつたんであります。

以上、ご報告申します。

○議長（服部昌弘君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） ただいま委員長のほうから、議案として出でておりますこの料金表を制定するに至つた手順について、もう少し詳しく補足するようになつておるといふ点について、これは、委員会でもいろいろ議論がござつたと思いますが、その点についても、この規定の中に考えられるのではないかと、これは別に委員会で論議がされたのではございませんが、減免規定に期待をもつておる次第であります。

さしましたように、旧庁舎としての老朽度なり、あるいは防音装置についての不十分な点、その点等を十分勘案はいたしておきました。先ほど小井議員は労働福祉会館とか、社会会館とか、いろいろな施設の例もあげられましたけども、それらもすべて勘案したうえで、先般の本会議において、議案質疑で私はお答え申し上げましたとおり、全般的な公平な利用を願うための整理料であるという考え方でございます。

○議長（服部昌弘君） ほかにご質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑もありませんので、これをもって委員長の報告に対する質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。小井君。

【小井道夫君登壇】

○小井道夫君 議案第六十号の市民ホール条例の一部を改正する条例案に反対する立場で、その反対理由を申し上げたいと思います。

先ほどもちょっと触れましたように、市民センターそれ自身として建設されたものでございませんので、旧庁舎の活用という点で、いろいろ限界があることも十分理解できます。そして、今まで市民が非常に展示場、会議場、こういったものに不足している中で、これを市民に開放するというふうになされたという点でも、一定の意義を認めるわけでございます。しかし、市民センターと銘打つには、はなはだ不十分な改造の状態であり設備の状態である。また将来先ほどの委員長報告にもございましたように、内装整備に努力をすると言われておりますけれども、しかし、われわれが満足すべき内容として受けとめるわけには至っていないのでございます。せっかく市民センターとして、市民の文化的諸要求をいろいろ満たすうえでのセンターとするというためには、せめてこの一ヵ所でも無料開放してほ

し」というふうに考えるわけでございます。先ほども觸れましたように、いろいろな社会教育団体あるいは労働組合こういうふうな名前を利用することのできない、そしてなお自主的ないろんなサークル、団体、個人が自由に利用でないと、利用したいと、こういう人たちにとっては、本日きめられようとしております料金というものは非常に高くつく、高いものになつていると、こういう点から見ましても、これらの人々たちの開放という点から見ましても、もつと料金の面は考えられるべきであると、私どもは、少なくとも五割以下に下げるべきだということで、提案をしておるわけでございますけれども、なかなかこれが入れられないのを非常に残念に思ひます。六ヶ月の利用状況を見て、そう適正化につとめると、このことは、料金の値下げということも十分あり得るんだというふうな、委員長の先ほどのご報告でございますが、今日指摘されておる設備状況、そしてまた、こういう料金についての一定の条件ともいふべきものが出でる中で、あえてなぜこの無理じして、六ヶ月間といえども、高い料金で進めなければならないのか、私どもはふに落ちないのでございます。思い切りこの無料にされるべきであると、少なくとも五割ぐらいの値下げして進められるべきであると、そしてどんどんどこの内装整備、設備を整える点で、思い切った予算を組んで、処置をしてほしいというふうに考える次第でございます。われわれのこういう願いが満たされない現状におきまして、反対をせざるを得ないと考えるのでござります。

○議長（服部昌弘君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これにより議案の採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（服部昌弘君） 賛成多數であります。よつて、議案第六十号四日市市民ホール条例の一部改正については可決されました。

日程第三十 議案第八十二号工事請負契約の締結について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第三十、議案第八十二号工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の議案第八十二号は、市立八郷小学校改築工事の請負契約であります。指名競争入札に付した結果、金額六千百三十万円をもつて、三重郡川越町南福崎二百九十四番地松岡建設株式会社に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものであります。

よろしくご審議のうえ、ご決議賜りますようよりにお願いを申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。

○議長（服部昌弘君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。

○議長（服部昌弘君） 別段ご質疑もありませんので質疑を終結いたします。

○議長（服部昌弘君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後二時二十一分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（服部昌弘君） 議案第八十二号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいま議題となつております議案第八十二号 工事請負契約の締結案に対する総務委員会の審査結果をご報告申し上げます。

本件は市立八郷小学校改築工事の請負契約案であります。理事者から詳細な説明を求めて審査いたした結果、賛成多数をもつて原案のとおり承認いたしました。

なお、本件につきましては、少数意見が留保されましたことをつけ加えさせていただきます。

以上、簡単ではござりますが総務委員会の審査報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 次に、少数意見者の報告を求めます。山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 私の少数意見留保によりまして、貴重な時間をさしていただきましたことをお礼申し上げます。

少数意見留保いたしました理由は、私も二十一年間市議会議員をやってまいりましたが、その間何が一番私の疑念

であつたかと言ひますすると、ここに出ておりまする指名入札並びに公入札、この二点が私がいつもかも疑惑がさらなる件でござります。との本会議においても私は、ただいま皆さんも見ておみえになるように、八十二号議案の指名入札結果を見られてもよくわかりますように、一回、二回、三回と回を追うて入札になつております。私がいつも申しますことは、一回、二回、三回、四回、五回、何回追うても一分漏らさず数字がきちつと序列、つづることにして私はいつも疑惑を持つてまづたものでござります。担当者に向かって、これは神さまのしわさでもこんなうまいこといかぬが、君はこれどう思ひと、これは談合か話し合いかどちらかであるか君白状せじとくことを何べんとなしに私は迫つてまづたものでござります。なぜそういうかと申しますと、われわれ業者と違ひまして、一市議会議員といたしましてその場所に立ち会つたこともございませんし、またどういう方法で、やることだけは知つておりますけれども、現場を見たこともございませんので、非常に疑惑を持つておつたのもその点でござります。したがいまして、市民もそのように、どういふうにやつておるのや、その点だけは説明をいたしますが、ほんとうにこれは、ほんとの入札はどうかといふことを理事者の口から聞かれたものでござります。したがいまして、どの本会議でも私は二年間続けてまいつたのでございますが、どうしてもそれが何べん尋ねても、のどまで出てきておつてものどから出さなんだのが理事者の答弁でございました。はからずも先ほど、引例するんやございませんけれども、話し合ひはやつてもよろしくとくことを理事者の口から聞いたものでござります。その一点でござります。何年、二十一年間話し合ひできめたんか、公入札か、どういふうにやつておるのか、絶対しておりません。絶対しておりません。これが理事者の口癖のよう言つておつたもんとござります。また当然それはあたりまえのこととござります。けれども、初めて先ほど、七十号から八十一号議案の審議のうちに、可決になりましたあの間の審議のうちに、私といたしましては、

どうやと尋ねたときに、これは話し合ひをやつてもよろしくと、それを言う前に小林博次議員から私がバッジをはずして公入札場所にまぎれ込んだと、そのときにはみを話し合ひをして入札を書いておつたが、これでもいいのかと理事者に言つたものでござります。その答弁が、理事者の言うことは、話し合ひはよろしくと、談合でも判例には触れておりませんと。初めて私は二十一年間疑心暗鬼を持っておりまして、初めて解明したわけでござります。そのとき私が理事者に、ほんとうかそれはと、よろしくと、話し合ひはよろしく、話し合ひはよろしくと、判例は刑事責任、金を出してこそ初めて刑事責任で談合と言われるけれども、金を出さぬ限りは刑事責任にならぬということはだれでもわかつておるが、さすればこの数字は金を出さぬと君んどこに幾らに入れよう、君んどこに幾らに入れよう、君んどこ何番にせい次はおれんところにもらうぞよ、こうやつてもいいか悪いか、だれが聞いてもこれは公認したと言えません。理事者はそれを公然とやつてもよろしくと、一課長が申しますので、私はしかたないものですから総務部長に、総務部長、君それでもいいのか、それでもよろしくと断言したものでござります。その次に来ましたときは、日比議員から、違うやないか、そういうことを言つたものやで山口君にあげ足とられるのやないか、話し合ひもいたしません。公入札いたします、なぜ言わぬというたら訂正をして、絶対いたしませんと、こういうことです。先ほどの可決するときでも絶対にやつておりますと、こう言ひました。きのうときようと、それだけをひくらがえして答弁するとは何事かと私言いたいんです。きのうはやつてもよろしくと課長が言ひ部長もやつてもよろしくと言つたものが、きょうの答弁の、質問者の答弁に対し、絶対話し合ひもさせません。談合もさせません、幾ら何でも理事者の臨機応変の答弁というものを私はつくづく、あいそが尽きた次第でござります。けれども理事者のような若い人をつかまえてばんばん言つたところで始まりませんので、私はくどく追及はいたしませんけれども、その一事をもつて初めて二十一年間私胸につかえておつたものが初めてやつと解明したわけでござります。

けども少数意見留保でございますので、理事者に向かって、市長どうやということはできませんので、私は自分の思うことを半分も尋ねることはできませんけれども、何が何といつても市議会議員といつものは、私はこう考えております。市長の姿勢、または予算執行、これに対しても市議会議員といつものは、私はこう考えております。その一つの執行に対し、執行の予算執行に対し、請負契約をするときにおいての一番ガントなる請負契約の指名公入札、この点を私がついておるのにかかわらず、一議員から、そういう人間は共産党に行けといふような発言があつた次第でございます。これで議員かと私はお尋ねしたいです。悪いところをついていくのは議員の役目です。それをつかぬようなことなら議員の資格ないと私はいつもかも思つております。

「私語する者あり」

○議長（服部昌弘君） ご静粛に願います。

○山口信生君 いま言つたことを議事録にきちつと残してください。

私の二十一年間自分ながらも私は悪いことをちよつともしとらぬつもりです。何がために市会議員に出てきたか、金もうけでは出でおりません。市政を批判し、善政をひくよりにわれわれが監視をし、市長に進言し、これがわれわれの役目と私は考えております。これぐらい市政を思つて発言しておるにもかかわらず、何も共産党が悪いとは私言ひません。ただ悪い点は何でも反対するということは私は悪いと、これ思つております。（笑声）けれども共産党に行けといふことは、まるきり共産党は悪いっぢゅうよな、きめつけることは、この一事は私は感心できません。

（笑声）

○議長（服部昌弘君） 山口議員、議案外のことにつきましてはご遠慮を願います。

○山口信生君 ちょっとぐらう言わぬことには虫がおさまりません。（笑声）

ほんとうに私はもう一つと思つましたけれども、先ほど事務局から一般質問ならざ知らず、発言は、理事者への質問は絶対できませんと、あなたの一方的な発言こそできませんと、通告を受けましたので一応引き下がります。またほかの方が質疑がございましたら、その点に私はお答えをしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 以上で委員長の報告及び少数意見者の報告は終了いたしました。

委員長の報告及び少数意見者の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言願います。山本君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 議案第八十二号に関係をして委員長及び少数意見を代表していま報告がされたわけであります、私は特に少数意見の代表報告を聞いて、非常に重大な問題であると痛切に感じました。

まず、委員長にお尋ねをいたしますが、いま山口議員から少数意見の具体的な内容についてのご報告がありました。さらに、委員長を通じて理事者から明らかにしていただきたいわけですが、私もかねてから工事請負関係につきましては、議会の議決を得る前に、すでに工事関係の準備なり、あるいは現場における下工事といいますか、それらを進められておることについて本議場で私は追及したことがあります。そういう立場から非常にこの問題についても重視をいたしておるわけでありますか、いま山口議員から言われたようなそういう事実を理事者のほうから明快にお答えを願いたいと思いますし、午前中に開かれましたその他の工事請負関係につきましても、この問題についてはいろいろ質問がなされております。話し合ひが、あるいは談合がなかつたんだといふ、そういう報告がされていました。それもありますけれども、午前中と午後とではまるつきり変わつた内容が委員会の中で発表されておりますので、そ

の点についての理事者側の明快な今まで取り進めてきた手続といいますか、内容を委員長から理事者に報告させる
ようになつておる所であります。このことは早くから指摘をして理事者のほうにも伝えてあるわけであ
ります。

○議長（服部昌弘君） 総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいまの山本議員のお尋ねにお答えします。

きょうの委員会は議案第八十二号の工事請負契約についてでございまして、それに関連して山口議員から少數意見の留保をしたいといつ申し出がありました。委員会の中にはいろいろと具体的なことが関知されとればということでありましたけれども、どなたもそれについての発言がなかったのであります。そういうような進め方で採決に入つたような次第で、引き続いて少數意見の留保といつことになつたんでござります。こうした事実があるのかないのかということは、この間の委員会にも理事者に求めたのですが、理事者の側ではあるといつことを知らないといふことでございましたが、いまあらためて山本議員からもお尋ねがありましたので、理事者側からひとつ明快な開陳をお願いします。

○議長（服部昌弘君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 先ほど山口議員のほうから、長年の議員生活におかれまして、市の行なう指名入札あるものは公入札等につきましてびしに関心をお持ちいただいておられるることを伺ひまして、本日午前中の答弁でも私そのように申し上げておつたわけでござりますが、金曜日の委員会における理事者の見解につきまして、説明が不十分な点もありまして、たゞへんご迷惑をかけておりまして、そのとき先ほどもお話出ましたが、日比議員のほうからも

助言があつたわけでござりますが、あの委員会の席上で小林博次議員がバッヂをはずして入札室の前で業者が話し合つてゐるのを聞いておる所であります。この発言に端を発しまして、談合あるいは話し合いを認めるのかといつご指摘であつたわけです。調達契約課長は手元に文献等も持つておりまして、談合と話し合ひについての専門家の意見あるいは判例等を引用いたしまして、談合はもちろん刑法に該当するものとして許されない、話し合ひについては、判例等では必ずしもこれを違法とはなつておらぬといつふうな文献の例を出しまして、先ほど山口議員のお話のよう部長としていまの件をはつきりもう一べん説明しろといつご指摘がありました。私は談合も話し合ひも認められないと、話し合ひを行なわれてるような疑いがあれば十分に指導をしてまいりたいと、そういうふうに私ども説明を申し上げたつもりでござりますが、不十分な表現のために誤解を招いたような感じがいたしまして申しわけないと思つております。以上でござります。

○議長（服部昌弘君） 山本君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 いま委員長なりあるいは理事者のほうから説明があつたわけであります。委員長を通じて理事者の説明を聞いておりましても、私まだ納得がまいません。といふのは、ここで問題にすべきことじゃないと思つますから、一つの例だとして受けとめていただきたいわけであります。本議会でも霞ヶ浦の埋め立ての土砂の問題でいろいろ論議をされておりますし、これからそれがより具体的になつていくはずであります。したがいまして、いま霞ヶ浦の埋め立て地の担当する業者はきまつてはいなはずでありますけれども、私の地区に霞ヶ浦の埋め立て用の土をなんだとうことで、会社名まで申し上げますけれども、熊谷組の下請の業者が具体的に土を買い取り、契約を結び、すでに手付金まで払つておるわけであります。このことは早くから指摘をして理事者のほうにも伝えてあるわけであ

りますが、最近になつて手付金が払われたと、こういうことです。私の記憶する範囲の中では、そのようなことを関係の議決機関でまだ議決した覚えもないわけですが、すでにそういうことが業者の中で行なわれているということは、しまここで問題になつてゐる事前の話し合い、談合がすでに行なわれてゐるんではないかとうふうに考へるわけあります。

しま一つの例を申し上げます。そこで少数意見を留保されました山口議員に、私はさらに山口議員が過去二十二年間この議会の中で活躍をされてまいりまして、一番多年にわたつてそれらの経験を、見聞してられたと思ひますので、私はこの問題をさらに詳細に私たちは知る必要から、山口議員の知つておられるものすべてについて、この場で説明をしていただき、それを反対意見の私は理由に受けとめたい、このように考えますのでしま一度山口議員から少数意見留保されましたその理由について詳細にわたつてご報告をお願いいたしたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 山口議員。

「山口信生君登壇」

○山口信生君 ただいま山本議員からしま一度山口から過去の事例の話をせよといふことばでございましたので申し上げますのが、事は刑事問題に発展いたしましたので、細部にわたつて言うことは差し控えます。知つておりますけれども、問題は刑事問題でござりますので、その点は私は差し控えたいと思います。

一〇、二〇あけてみますると、これは刑事問題に触れませんので私は言いますけれども、市民ホール建設のときでございます。あのときは私は議長でございまして、その前に市会議員をやめられた清水彦一君、久志本建設の社長でござりますが、私のところへ来まして、山口君、今度の指名入札に頼むに入れてくれと、ぼくは一銭のせにねもうけようとは思わぬけれども、地元が一人も入らぬということは私は残念でしようがないと、ぼくが入つてよかつたか

悪かったかは入札後に君は判断してくれるやううと、骨折つてくれとくうので、私は理事者に言ひまして、何とか入れてやつてくれと、本人はな、金もうけで言うとらぬことはよくわかると、入れてくれと私が頼みまして入札に参加させております。そのときの市民ホールの入札価格は一億一千万円と私は聞き及んでおつたのでござります。結果はいかにと申しますと、八千万円で落札しております。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） どうぞ。

○山中忠一君 山口議員の発言について、考へていただきたいと思ひます。議長の考え方です。

これは八十二号議案に対してですね、われわれは先ほど付託に対してもいろいろ論議して持つてきましたが、その席上において理事者からも何の説明も出ておらぬのと、これは議長から前に付託になつた工事請負については、いろいろ理事者から説明を聞き、いろいろ議論も出ましたが、これとこれとどうもどつちやになつてしまつて、午前中に承認したことが、議案は一体どうなつたのかといふことで私は疑義があるんですが、この議事進行について議長にして整理していただきたい。

○山口信生君 私が発言します。

山本議員から前の事例を報告せよとおつしやられたので私は発言いたします。私に発言せんどこと思つたら、山本君をまず第一番とめるのが至当と思ひます。言われた限りは黙つて引き下つたら議員と違ひます。はつきりしておられます。

○議長（服部昌弘君） 山口議員、今日までの経過については簡単にお願ひいたします。
議事進行に関する発言は最優先いたしますので、ただいまの山中議員の議事進行に関する発言を受け付けました。

ほかにご質疑はありませんか。山本君。

「山本 勝君登壇」

○山本 勝君 たくさん質問をしたいことがあるわけですが、八十二号議案の内容とは直接関係ないと私自身も思います。しかし、今までの工事請負契約についての問題があらためてここで提起をされたわけであります。したがいまして、八十二号議案の内容とは別個に、これは議長のほうにお願いをすることになろうと思ひますが、工事請負契約の方法あるいは内容等について、別の機会にこれを新しく調査、研究をする機会をぜひとも設けていただけよう、この場をお借りしてお願ひをして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（服部昌弘君） ただいまの山本議員からのご発言もありますので、担当の総務委員会において協議会なり、適当な機会を設けまして、この問題についてさらに研究、討議をしていただくところにいたします。

他にご質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑もありませんので、これをもつて委員長の報告及び少數意見者の報告に対する質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては討論の通告もありませんので、直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

これより議案第八十二号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（服部昌弘君） 起立多数であります。よって、議案第八十二号工事請負契約の締結については可決されました。

日程第三十一 発議第五号農業委員会委員の推薦について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第三十一、発議第五号農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、安垣勇君、山中忠一君の一身上に関する案件でありますので、両君の退席を求めます。

〔安垣勇君、山中忠一君退席〕

○議長（服部昌弘君） 本件は農業委員会等に関する法律第十五条の規定による農業委員の任期が来たる七月十日をもつて満了いたしますので、同法第十二条第二項の規定により委員五人を推薦しようとするものであります。

おはかりいたします。本件につきましては池畠佐太郎、前川宗雄、三輪勇四郎、安垣勇、山中忠一の五人を推薦いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、池畠佐太郎、前川宗雄、三輪勇四郎、安垣勇、山中忠一の五人を推薦することに決定いたしました。

〔安垣勇君、山中忠一君着席〕

日程第三十二 委員会報告第七号陳情書審査結果報告、ないし

日程第三十四 委員会報告第九号請願書等審査結果報告

○議長（服部昌弘君）次に、日程第三十二、委員会報告第七号、ないし日程第三十四号、委員会報告第九号の三件を一括議題といたします。

別段ご質疑もありませんので、本件を各委員長の報告のとおり決定いたしましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君）ご異議なしと認めます。よって、委員会報告第七号、ないし委員会報告第九号は、各委員長の報告のとおり決定いたしました。

委員会報告第七号

陳情書審査結果報告

総務委員会に付託になりました陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告いたします。

昭和四十七年六月十九日

総務委員会

委員長 伊藤大郎

四日市市議会
議長 服部昌弘殿

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果	措置
第一三号	四七、六、一三	近鉄駅設置について	四日市市曙一丁目 三番二二三号	その必要性を認め その実現のため関係機関に積極的に 働きかけるよう理	採択	市長宛 送付
		ほか一〇九名連署	溝口実	事者に要望する		

委員会報告第八号

陳情書審査結果報告

教育民生委員会に付託になりました陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告いたします。

昭和四十七年六月十九日

教育民生委員会

委員長 増山英一

四日市市議会
議長 服部昌弘殿

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見
第七号	四七、六、三	県立理科センタ ー施設の利用につ いて	四日市市昌栄町一 の八 四日市市P.T.A連絡 協議会会长	その主旨を了とし 理事者に善処され るよう要望する。
第九号	四七、六、三	幼稚園設置等の 適正配置について	四日市市千代田町 四四五 四日市市私立幼稚園 協会会长	その主旨を了とし 理事者に善処され るよう要望する。
第一〇号	四七、六、三	市立武道館建設 について	四日市市鹿間町一 四日市市体育協会 山川 泰 会長 土田 為佐務 ほか二名連署	その主旨を了とし 理事者に善処され るよう要望する。
			採 択 不採 択	採 択 不採 抠
			宛送付 委員長 市長及び教育 委員長 宛送付	市長及び教育 委員長 宛送付

第一号	四七、六、三	老人福祉対策(医療費の全額公費負担)について	四日市市いかるが町 前山四二八四 主婦同盟四日市支部 代表委員 高木 ムツ子 ほか二八七六二名連署	理事会は諸情勢を勘案の上善処され るよう要望する。
第一二号	四七、六、三	曙町地内に保育所設置について	四日市市曙一丁目 今村 広子 ほか二二二名連署	その主旨を了とし 理事者に善処され るよう要望する。
		採 択	採 択	採 抠
		送 市 長 付	送 市 長 付	市長及び教育 委員長 宛送付

委員会報告第九号

請願書等審査結果報告

建設委員会に付託になりました請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告いたします。

昭和四十七年六月十九日

建設委員会
委員長 喜多野
等

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員名	委員会の意見	結果査
第一一號	四七、六、二一	桜町地区浸水家屋解消について	四日市市智積町六七四	粉川茂	その主旨を了とし	
			四日市市桜地区連合自治会長	山中忠一	理事者に善処され	採択
			伊藤一雄	小林喜夫	るよう要望する。	市長宛
			ほか二五名連署			措置
陳情						
受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果	措置
第六號	四七、六、二二	市道（寺方地内）拡幅について	四日市市寺方町八六 寺方第一区 自治会長	その主旨を了とし、 理事者に善処され るよう要望する。	採択	市長宛
			森寺一男		送付	

- 議長（服部昌弘君） なお総務、教育民生、建設の各常任委員長から、且下委員会において審査中の事件についてお手元に配布いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。
- おはかりいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。福田君。
- 〔福田香史君登壇〕
- 福田香史君 ただいま議長のほうから報告がありましたように、私は請願の九号並びに十二号に対しての、委員長に対してご質問申し上げたいと思います。

まず、九号の関係でございますが、この請負の内容を見ましても、私は河原田の有権者の二分の一が、市の発展あるいは地域開発のため、あるいは住民の健康を守るためにも、平和的な企業の進出、すなわち公害発生源を持たない企業の誘致を望んでおる、このようを請願だと思います。しかるに、この請願がです、なぜ、要するに採択されなかつたか。この理由についてお聞かせ願いたいと思います。

特に隣接の楠町やあるいは鈴鹿市といつた、こういふうなところでも非常に関心を深く持つて議決をされていると私は聞き及んでおります。特に四日の総務委員会の中でこれが検討されまして継続になつた理由が私にはわかりませんので、納得しませんのでお聞かせ願いたい、このように思います。

それから、十二号の議案でございますが、これも同じくして、趣旨の内容は多少なりとも異なりますけれど、四日市で一番ひどい公害の激甚地であるところの磯津の住民の三分の一の住民の署名を提出して皆さまでこういふ害発生企業が進出する、あるいは三菱油化が断念したとはいながら、内容を聞いてみますと、まだ断念であつて一時土地の買収関係については断念をしたということでござります。このようなことをわれわれが聞き及んでおるわけありますから、当然この進出問題については公害源の発生企業でない企業の誘致については、磯津の住民にしても誘致はやぶさかでは

ない。このように考えてゐる内容でもあります。こうじう点からいきまして、私は調査、検討するところの継続審議の内容について、いかようにして調査、研究されて結論を得るのか、あるいは前年度公害対策特別委員会の中で委員長報告が全会一致で承認されておる、これにもかかわらず今回の継続審議というのが私には納得いかないのです。この点について委員長の報告を求めたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいまの福田議員のご質問にお答えいたします。
請願第九号並びに請願第十二号は、きわめて内容が酷似いたしておりましたので、委員会にはかりましたところ、一括して審議するのに異議がなかつたのでさように進めたのでございます。いろいろと委員各位の意見を聞いたのでございますが、両請願ともきわめて重要な内容を持つておると考えます。よほど慎重な調査と研究が必要であると考えたわけでございます。ところが幸いにも三菱油化が四囲の情勢を察知せられたためだらうと思ひますが、中止を発表せられておりますので、いましばらく慎重な調査と研究を積むことが大切であると、こうじうふうに考えたのでござります。

○議長（服部昌弘君） 福田君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 再度お尋ね申し上げますが、この問題については、重要であるといふのは議会ももちろん重要なある住民にとっても生命に値する問題であるから重要な点であります。しかし、この発生源企業、あるいは公害の発生するおそれのある企業については、住民側としては当然遠慮していただきたい、やめていただきたい、このように考え

るのは当然じやないかと思ひます。そこで先ほど言われましたように、中止発表になつた、これは完全に中止になつたといふ発表ではありません。土地買収計画については一時中断すると、こうじうふうに私は聞き及んでおります。この点について、やはり委員長の見解が多少なりとも違ひんではないかと思ひます。

それからもう一点については、私は重要な問題だけに、委員会の中で論議されまして、相当の時間費やされてゐると言聞いております。そこで委員長の判断といたしまして、最終的に採否をきめる段階において五対五だったと聞きます。最後に決をきめるのが委員長であったと、このようにも聞いております。この辺のところについて最後に委員長が決を出す場合にどのようなお考え方でこれを決したか、この辺についてもお伺いしたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） お答え申し上げます。

審議の途中には、二つに分けまして、重要な問題であり、しかもいま油化進出の中止を発表せられたといふような点を踏まえまして、さらに慎重に審議をし、これがための調査と研究をすべきだといふ意見と、もう一つは直ちに採択すべきだと、こうじう二つの意見に分かれてしまつたのであります。そこで私はいろいろ考えた結果、でき得る限り委員会の一致した同意を得たいといふ考え方から私案を出したのであります。採決といふ声がしきりでありますので、採決に踏み切つたのでござります。両請願とも委員としての賛否同数に相なりました。この時点において委員長も熟慮いたしました。両請願は、先ほども述べましたようにきわめて重要であり、これをしさうに検討いたしてみますと、一つには市民の健康保全といふ大きな問題をかかえておる。もう一つには市の将来といふ方向をも意味づけるようにも思ひますので、幸い三菱油化が中止を表明したときでもありますので、この先ほどの二点につきまして

さらに調査と研究をすべきであると、かより判断をしたのであります。

○議長（服部昌弘君） 福田君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 ただいま委員長から報告をいただきましたが、やはり私は請願の紹介議員として住民から納得いくような判断を聞かしていただきたいと、このようにも言われております。ただ重大な問題で、調査、研究といふかつこうでは、これ以上公害をふやしてはならない。またそういう企業については控えるべきだと、特に委員長は公害のひどい地域に住んでおつてよくご存じだと思うんです。住民の声も十分聞いておると思うんです。それだけに私は委員長の立場になつて私は考えておるんです。この点も十分住民に裏切られた、あるいはそういう方向であつたと委員長が最後の採決の段階で継続にしてしまつた、むしろ継続ということは廃案になる、このように私は今までの経過を見てみると、事実上そうでないでしようか、私はそのように受けとめましたし、住民もそのように考えております。このようなことで住民が公害激甚地に住んでおられる伊藤委員長が皆さんから信頼されて出てきてこの時点においてなぜ採択、自分の判断、あるいはいろいろな情勢の中で判断をしてですね、採決に私たちの味方になつてくれなんだと、このようなことを私はおそれるんです。こういう点について私は非常に残念だと、こういふふうに思います。私はやはり公害のひどい四日市からなくすべき、またこの趣旨、請願の趣旨が重大な問題だといながちも、私はほんとうに住民の希望がこの請願の中にあらわれていると思うんです。それを継続にしてしまつたと、このようなことでは住民は納得せんと思ひますんで、その点は十分委員長としてもご理解いただきたいと、このように考えます。

○議長（服部昌弘君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 初めにお断わりしておきます。請願第三号も継続審査になつております。九号、十二号がいま論議の中心になつておりますので、三号のほうについてもお尋ねしたいわけでござりますが、あとに譲りたいと思いますので、とりあえず九号、十二号のほうで論議をしほりたいと思ひます。議長のほうでよろしくお願ひ申し上げます。

九号、十二号についてまずお尋ねをします。

先ほどのご報告にもございましたように、五対五で委員長の一票がこの継続審査といふ申し出になつたのでござります。委員長はご承知のとおり四十六年度における公害対策特別委員会の委員として活躍をなさつた方でござります。そしてこの公害対策特別委員会は三月議会におきまして、三菱油化の河原田進出につきましては、内陸部に建設するということについては反対だという報告をまとめられ、議会の承認を得ておるのでござります。この委員会の報告に伊藤太郎委員も実際に参加されたように聞いております。今日九号、十二号合わせまして、それもが三菱油化の河原田進出について、ぜひともやめてほしいということを議会で決議してほしいといふ切なる請願を出してきておるわけでござります。この中で、伊藤太郎委員長が五対五、一票を左右されたこの責任は非常に重く、私はこれまでとられてましまして、この公害対策特別委員会でとられました態度との矛盾をどのようにご説明になるのか、選挙民の皆さんに明らかにしていただきたいと思ひます。

そして、総務委員会全体として、この請願の願意を妥当と認めるといふことにいかなかつた決定的な理由といふものは何なのか、願意を妥当とは認めないのか、この点を明らかにしていただきたいと。私も総務委員会の夜の十一時過ぎまで、特にこの件が論議されておる過程を傍聴させていただきましたけれども、継続審査に賛成をなさつた委員の方も、これを不採択にすることはできない、こうじうことをあえて言われておつたのでござります。これを不採択

にするわけにいかないと、継続審査に賛成をさつてしまつた、そういう委員の方お見えになつたのです。さりとていま継続審査にしなきやならないという決定的な理由も見出せないので、継続審査、継続審査という形でこれがまかり通つてきておるのでござります。非常に不明朗な、不可解なふうに感ぜざるを得ないのでござります。

三菱油化は一時中止であつて、計画そのものをすべてご破算にしたものではないと言つております。加えて、本会議の中におきましても、市長自身のご説明にございましたように、スクラップ・アンド・ビルトで、いつかは実施されるべきものであるという意味のことを市長は言つておられるのでござります。ただ三菱油化が一時中止をしたいと申し入れがあつたので、その申し入れを了としただけである、スクラップ・アンド・ビルトということで、いつかは実施されなきやならないものであるというふうに考えていくと、そういう市長の答弁があるわけです。この三菱油化の問題は実際には大増設にほかならないのです。三菱油化の計画を、市長はスクラップ・アンド・ビルトというよりな形で合理化をしておみえになりますけれども、三菱油化の河原田進出大増設をいわば容認しておみえになるのであって、市長が公害発生源の増設をやめようという市民の切なる願いを聞き入れて、三菱油化の増設、河原田進出を全面的に認めないと、こういう方針を打ち出されておるわけではないのでござります。こういう現局面におきまして、市民の皆さんに大きな不安を持つのは、当然のこととござります。そういう中で市長の姿勢をチェックできる唯一の機関である市議会が、この請願を、願意を妥当といふふうに取り上げていかない理由はないと思うのでござります。とりわけ河原田、磯津と、一番公害で影響を受けてきたところ、これからその影響が出るところ、この出身の議員さんが政治生命をかけて紹介議員としてなされておる、私はふしきでならないのは、その議員さんが属しておられる、河原田の議員さんが所属しておられる会派が、どうしてこういう点で、その政治生命をかけて紹介議員として出ておられるのに、その心情をおくみ取りにならなかといふふうにも考えるわけでござりますが、唯一の市長

の姿勢をチェックできるこの議会が、市民の皆さんたちの不安をほんとうに解消するために、ここでしっかりとした請願を採択するというこの立場を明確にしておくこと、このことがどうしても必要だと思ひます。そうしなければ市民の皆さんに議会政治に対する不信といふものをつのらせるに違ひないとと思うのでござります。ひやしくも議会制民主主義を口にするもの、三菱の代表ではなく、市民の選良を自認するものとしては、この請願を採択すべきであるとひうふうに考えるわけですが、これらの点について委員長のご見解を伺いたいと思ひます。

次に、三号の公害認定地域拡大についてお尋ねしたいと思ひます。
これまた調査研究といふ理由で継続審査を申し出られておるのでござますが、どうして採択できなかつたのか、なお調査研究すべきいかなる問題点があるといふのか、お尋ねをしたいと思うのでござります。そして、ここに盛られてゐるこの請願に言ふ願意といふものは妥当とはお認めにならないのか、この点をとくと審議の模様を具体的にど説明いただく中で明らかにしていただきたいと思うわけでござります。

○議長（服部昌弘君） 総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） お答え申し上げます。

先ほどのご質問にもありましたように、いかにも伊藤太郎は公害地で育つて、一番早くから公害対策を叫んできてるものであります。

そうして公害防止に固まつておる伊藤太郎であります。（笑聲）

そういうような見地から、今回の陳情をよく審査したのであります。そこに先ほど述べましたように、この二つは請願に盛られてある一つには、（私語する者多し）やかましい市民の健康保全、二つには市民将来の方向をさらに吟

味をしてみると、この二つの点に思いをいたして十分に研究をせなければならぬ。

幸いに三菱油化が進出を中止しておることに、さらに願意に盛られておる二つの点について、慎重な調査、研究をすることが、市民のために、市将来のためにきわめて必要であると判断したものであります。したがいまして、継続審議が何で廃案になるんありますか、この考えが私はきわめて変に考えるのであります。継続的に閉会中にもう一そり考えて、妥当な腹がためのうえにこれを吟味しようと、こういうように考えるのであります。その点ご了承を賜わりたいと思うのであります。

なお、私は公害地に育つて、公害地におけるために、いかなる人よりも私はこれについての認識は負けないということは断言します。

次に第二番、三号の公害認定区域の拡大について委員会の状況をご報告申し上げます。

請願第三号の審査に入りましたところ、いろいろ意見の開陳はございました。けれどもこれを決定すべき資料がほとんど、ほとんどやない、皆無やつた。ある議員からも、もっと本気で調べてみなければいかぬやないかとか、そういうような点でありますので、いわゆる定点観測のデータだとか、あるいは住民検診の結果をまとめるとか、あるいは疫学調査をするとか、あるいは医師の立証を求めるとか、そういうような点を議員のほうからも一月ぐらいの予定でそれを集めたらどうやと、こういうようなことになりますして、理事者にそれを強く要求いたしました。一ヵ月ぐらいために協議会を開いて、そうしてこの点について慎重に研究して、拡大できるものならば拡大に努力しようやないかと、つとめようやないかと、こうじうように考えたのであります。

○議長（服部昌弘君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 先ほどお尋ねしましたこと、総務委員会の継続審査の申し出に決定的な一票を投じられました委員長が、この願意を妥当とお認めになつたのか、ならぬのか、この辺の明確なお答がないようでござります。

九号は、「市の発展並びに地域開発のために公害のない平和な企業の進出、誘致には地区民こそって願望するものであります。市当局並びに市議会におかれまは、われわれ市民の健康保持のためかつは住民の福祉のため、公害源企業の内陸への進出には十分ご協議くださいまして、われわれの真情をご賢察賜わりたく」これが願意です。九号についての。これをお認めになつたのかどうかと、これをもつと明らかにしていただきたいと思います。

それから、第三号についても、先ほど資料のお話がございました。しかしこの願意をほんとうに正確にお受けとめになるならば、いま何にも資料は要らないです。現在ですね、認定地域の線引きが現に行なわれてゐる。しかしこの線引きが不合理、不公平なために認定地域外で公害患者とおぼしき人たちがたいへん苦しんでお見えになる。こういふ方が現に存在するんです。この人たちを救つてほしい、そのためには現在ある不合理、不公平な認定地域を拡大してほしいといつてゐるんです。この実態があるということについては総務委員会の中でもほとんどの皆さんからそういう不合理な実態があるんだということをお認めになつていただじやないですか。それなのになぜこの拡大といふことの願意が、認められないで継続になつたのか。しまどき資料は何も要らないんです。拡大するに当たつて、どこにいざ線を引くかといふときには一定の資料が必要でございましょう。しかし現線引きの中で不合理、不公平があつてその外に漏れてる人たちが、その外にいる人たちが苦しんでる、この実態が現に存在するということ、この人たちから切なる声が、拡大してほしいといふ声が出ておるのに、その願意をなぜあえて認められないんですか。いままでこれは、この請願は三月に出てます。三ヵ月かかつとつて出てないんです、結論は。なお、一ヵ月後に結論を出されるところでございますけれども、この願意をほんとうにお認めになるのかどうか、この点をもつと明らかにして

じただきたくと思ひます。

○議長（服部昌弘君） これをもつて質疑を終結いたします。

「私語する者多し」

本件は閉会中の継続審査に付することに異議がありますので、起立により採決いたします。

「私語する者多し」

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（服部昌弘君） 起立多数であります。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第三号 公害認定地域拡大について
請願第九号 人間環境の浄化について
請願第十二号 三菱油化河原田工場進出について

陳情第三九号 四日市青色申告会に対する助成について
陳情第三号 築港病院の移管について
陳情第八号 固定資産税減免について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十七年六月十九日

総務委員会

委員長 伊藤太郎

四日市市議会

議長 服部昌弘殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第一〇号 四日市市立三滝中学校校舎建築並びに校地区拡張について

二、理 由

昭和四十七年六月十九日

教育民生委員会

委員長 増山英一

四日市市議会

議長 服部昌弘殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事件

陳情第四三号 市道蔵町浜町線の幅員計画の変更について

二、理由

調査研究のため

昭和四十七年六月十九日

建設委員会

委員長 喜多野

等

四日市市議会
議長 服部昌弘殿

○議長（服部昌弘君） 次に、監査委員より監査結果報告及び現金出納検査の結果報告について、報告第七号、ないし報告第十六号の十件がお手元に配布いたしましたとおりまいっております。これによってご了承を願います。

○議長（服部昌弘君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和四十七年六月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日ご熱心にご審議をいただきまして、まことにご苦労さまでございました。
どうもありがとうございました。

午後三時三十五分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第一項の規定に基づき署名する。

四日市市議會議長

服 部 昌 弘

署名議員 後藤寛治
長谷川 鍾元